

平成21年度  
障害者保健福祉推進事業

# 障害者の権利擁護及び虐待防止に 向けた相談支援等のあり方に関する 調査研究事業報告書

社団法人 日本社会福祉士会  
障害者の権利擁護及び虐待防止に向けた  
相談支援等のあり方に関する調査研究事業  
調査研究委員会

## はじめに

今日まで日本経済が発展していく中で、様々な社会保障施策について、その充実が図られてきました。しかし、残念なことに障害者に対する虐待事件は跡を絶たない状況です。

現在、国において障害者に対する虐待が障害者の人権を著しく侵害し、その自立及び社会参加に深刻な影響を与えていることを受け止め、障害者の権利の擁護を目的とする法律の制定に向けて検討が進められています。

障害者の虐待は、虐待を受けた方が被害を明確に伝えることができず、閉ざされた密室状況で起きるため、表面化しにくいという特徴があります。また、家庭、職場、施設等、様々な生活場面で虐待が報告されています。

このような背景のもと、社団法人日本社会福祉士会では、平成 21 年度障害者保健福祉推進事業における、障害者自立支援調査研究プロジェクトの国庫補助を受けて「障害者の権利擁護及び虐待防止に向けた相談支援等のあり方に関する調査研究事業」を実施しました。

障害者自立支援法による相談支援事業所は、地域における障害者の自立生活を支える重要な拠点となっています。特に権利擁護及び虐待防止は、相談支援の中核の一つとして位置付けられる必要があります。本調査研究事業は、障害者の地域における自立生活の進展と、障害者相談支援事業における権利擁護機能の充実を目指して実施しました。

具体的には、①「障害者の相談支援等において捕捉された権利侵害（虐待）事例に関する調査」、②「障害者の相談支援等における権利擁護（虐待防止）機能の拡充に向けた支援モデルの構築」、③「権利擁護・虐待対応を担う中核機関<sup>※</sup>の役割の明確化、研修プログラム案の提案」で構成されています。

障害者が住み慣れた、自分の望む地域で安心して暮らすためには、どこでも、誰でも、いつでも、適切に相談支援を受けられる、権利が擁護される仕組みが整っていなければなりません。

今回の調査研究事業では、障害者の相談支援体制や権利侵害（虐待）の実状を把握すると同時に、地域に応じた工夫がなされた取り組み事例を紹介することにより、相談支援体制の充実や、今後、求められる権利擁護・虐待対応を担う中核機関の役割の明確化に取り組みました。

この調査研究事業が、地域における障害者の相談支援体制のあり方や権利を擁護する仕組みづくりに活用され、多くの障害者の安心した地域生活に寄与できれば幸いです。

※「権利擁護・虐待対応を担う中核機関」とは、これまでに、障害者の虐待防止・権利擁護のために設置が検討されてきた「障害者権利擁護センター」（自由民主党及び公明党、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律案」、2009年7月29日）や「障がい者虐待防止・介護者支援センター」（民主党、社民党、国民新党、「障がい者虐待の防止、障がい者の介護者に対する支援等に関する法律案」、2009年7月29日）等の地域における障害者の権利擁護及び虐待対応に関する専門機関のことを指す。

平成 22 年 3 月

社団法人 日本社会福祉士会

障害者の権利擁護及び虐待防止に向けた相談支援等の  
あり方に関する調査研究事業 調査研究委員会

委員長 西島 善久



# 目 次

はじめに

第1章 研究の概要	3
1. 研究の目的	3
2. 問題意識（研究の背景）	3
3. 研究プロジェクトの構造	3
4. 本研究のめざすところ	5
第2章 ヒアリング調査（個別事例調査）結果	9
1 調査実施概要	9
(1) 調査の目的	9
(2) 調査対象と調査方法	9
(3) 調査期間	9
(4) 調査担当者	9
2 相談支援体制と権利侵害・虐待への対応	10
(1) 地域の相談支援体制と権利侵害・虐待への対応	10
1) 北海道札幌市	10
2) 長野県上小園域	20
3) 兵庫県西宮市	25
(2) 障害者就業・生活支援センターの取り組み～福島県いわき市～	30
3 ヒアリング調査（個別事例調査）から見えてきた障害者虐待対応の特徴や 困難点と期待される支援体制	36
(1) 対象者、権利侵害・虐待等の定義に対する迷い、意見	36
(2) 障害者虐待対応の特徴や困難点	38
(3) 虐待対応の体制・環境整備にあたって重要なこと	42
第3章 アンケート調査（大規模調査）結果	49
実施概要	49
本調査で検討の対象とする事案の考え方	50
調査結果の概要	52
1. 回答事業所のプロフィール	55
2. 相談支援の体制	55
(1) 相談員数	55
(2) 相談員が保有している資格	56
(3) 事業内容	56

3.	平成20年度1年間の障害児・者に関わる相談支援の実績	57
(1)	相談受付件数(件/年)	57
(2)	個別支援計画作成事案数、個別支援会議を行った事案数	58
(3)	権利擁護が必要と思われた事案、権利侵害への対応が必要と思われた事案	59
4.	権利侵害への対応や権利擁護が必要な事案についての行政や 地域自立支援協議会との関わり	61
(1)	行政への報告	61
(2)	行政への報告書式(様式)中の「権利擁護」「権利侵害」等の区分の有無	61
(3)	権利侵害への対応や権利擁護が必要な事案への対応方法	62
(4)	地域自立支援協議会の設置状況と活動内容	63
5.	虐待にあてはまる事案、虐待が疑われる事案の有無	64
6.	虐待または虐待が疑われる事案	65
(1)	被虐待者のプロフィール	65
(2)	虐待の種類	66
(3)	虐待者(含疑い)の属性	68
(4)	相談経路	72
(5)	対応の必要性の判断・方針決定に関わった機関	75
(6)	虐待の背景・要因と思われること	77
(7)	虐待及び虐待が疑われる事案における相談支援事業所等の対応	84
(8)	虐待事案としての終結の有無	85
7.	障害者虐待防止・介護者支援に求められる体制等に関する意見	87
(1)	障害者虐待防止・介護者支援等の範囲や内容等、法整備にあたって重要なこと	87
(2)	障害児・者虐待への適切な対応に向けて必要と考える体制・仕組み	107
第4章 障害者虐待対応支援に関する提言		123
1.	障害者虐待対応支援に関する法制度についての提言	123
(1)	障害者虐待防止法の必要	123
(2)	障害者虐待防止法の枠組み	124
(3)	1) 障害者虐待防止法における支援体制(全般的な課題)	125
	2) 障害者虐待防止法における支援体制(養護者・家族等)	126
	3) 障害者虐待防止法における支援体制(障害福祉サービス等を提供する施設・ 事業所)	126
	4) 障害者虐待防止法における支援体制(就労関連)	127
2.	障害者虐待対応支援に関する専門性についての提言	128
(1)	障害者虐待対応の現状と課題	128
	1) 障害者虐待の特徴	128
	2) 現状の問題点	129
	3) 障害者虐待対応の「専門性」の課題	130

(2) 虐待対応に関する先行研究との比較	
－障害者虐待対応ソーシャルワークモデルの提示－	131
1) 障害者虐待事例への対応に関する基本的な考え方	131
2) 虐待対応モデルと障害者虐待	132
3) 虐待対応ソーシャルワークモデルから見た障害者虐待ケースへの支援プロセス	135
(3) 障害者虐待対応に関する提言	142
1) 法制度の整備	142
2) 障害者虐待に対処するシステムの整備	142
3) 社会資源の整備	143
4) 虐待対応を担う専門職の必要性	143
5) 調査研究の必要性	143
第5章 障害者虐待対応支援研修プログラムの提案	
1. 相談支援従事者に関する研修の現状と課題	147
2. 研修プログラムの構築に向けて	148
(1) 基本的考え方	148
(2) 研修プログラムの対象	148
(3) 研修プログラムの内容	148
参考資料	155
障害者への虐待事例、不適切事例への対応状況に関するヒアリング調査	155
別紙Ⅰ ご記入にあたって	156
別紙Ⅱ 事例提供シート	159
平成21年度厚生労働省障害者保健福祉推進事業	
障害者の権利擁護及び虐待防止に向けた相談支援のあり方等に関する調査研究事業	
アンケート調査	162
別紙1 アンケートご記入にあたって	166
別紙2 虐待（が疑われる）事案記入シート	167
委員会の実施状況	169
委員名簿	171
報告書執筆者	172



# 第1章

## 研究の概要



## 第1章 研究の概要

### 1. 研究の目的

障害者の権利擁護及び虐待防止に向けた相談支援等のあり方に関する調査研究事業（以下、本研究とする）は、障害者の権利擁護及び虐待防止に関する相談支援等の現状と課題を明らかにし、今後の障害者の権利擁護及び虐待防止の推進に資することを目的とする。

### 2. 問題意識（研究の背景）

本研究プロジェクト実施の背景には、以下のような障害者の権利擁護及び虐待予防に関する状況がある。

#### (1) 障害者の自立生活の基盤としての権利擁護・虐待防止

権利擁護・虐待防止は、地域における障害者の自立生活に不可欠の支援となっている。「障害者基本計画」（平成15～24年度）では、「利用者本位の生活支援体制の整備」の一環として「権利擁護の推進」が掲げられている。また、「障害者の権利条約」（2006年国連総会採択）では、その第16条に「搾取、暴力及び虐待からの自由」に象徴されるように、障害者の権利擁護・虐待防止は、障害者の人権保障上の重要な課題となっている。

#### (2) 喫緊の取組みが必要な障害者の権利擁護・虐待防止

近年、「児童虐待の防止等に関する法律」（平成12年5月公布、同年11月施行）、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成13年4月公布、同年10月施行）、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年11月公布、平成18年4月施行）など、暴力・虐待防止に関わる法令が整備されてきた。障害者についても、虐待・権利侵害等が報道される等、現実に虐待・権利侵害の実態の一部が明らかになってきているが、障害者虐待の防止や権利擁護に関する法令は未整備の状況にあり、その実現が求められている。

#### (3) 障害者の相談支援等における権利擁護・虐待防止のための支援方策確立の必要性

障害者の地域生活を支える相談支援等における虐待や権利侵害に関する取組みは、上述の通り、基盤となる法令がないこととも相まって、その端緒にすぎたばかりである。また、虐待や権利侵害に関する相談支援機関の役割や連携すべき他の機関等は、明らかになっていない。さらに、虐待・権利侵害ケースについて、相談支援に従事する支援者が持つべき知識・技術等についても明らかではない。

### 3. 研究プロジェクトの構造

本研究は、「障害者の相談支援等において捕捉された権利侵害（虐待）事例に関する調査」「障害者の相談支援等における権利擁護（虐待防止）機能の拡充に向けた支援モデルの構築」「権利擁護・虐待対応を担う中核機関の役割の明確化、研修プログラム案の提案」という三つの取り組みから構成される。

## (1) 障害者の相談支援等において捕捉された権利侵害(虐待)事例に関する調査

### ①ヒアリング調査(個別事例調査)

#### 【概要】

障害者への虐待事例、不適切事例に関する相談支援の状況を把握するとともに、対応の困難さや課題、望まれる相談支援体制、高齢者虐待対応との違い等について意見を収集することを目的としたヒアリング調査(個別事例調査)を実施する。

#### 【調査対象】

全国5都道府県の相談支援事業所、障害者就業・生活支援センター、地域自立支援協議会、知的障害者入所更生施設の職員及び、市町村の相談支援担当課の職員

#### 【調査内容】

- ・ 障害者への虐待、不適切事例等に関する相談の状況について
- ・ 障害者虐待対応の特徴について
- ・ 法整備によって望まれる対応体制、環境条件について 等

### ②アンケート調査(大規模調査)

#### 【概要】

在宅で生活する障害者に対する虐待事例及び不適切事例に関する相談対応状況(件数、内容等)を把握し、どのような障害を持つ人がどのような被害に遭いやすいのか、統計的な把握を行うとともに、対応の困難さや課題、望まれる相談体制等についての意見を収集することを目的としたアンケート調査(大規模調査)を実施する。

#### 【調査対象】

直営・委託相談支援事業所(2,341箇所)、障害者就業・生活支援センター(246箇所)

#### 【調査内容】

- ・ 所在する市町村の地域特性
- ・ 事業所の組織・運営体制
- ・ 平成20年度の相談利用実績
- ・ 障害当事者に対する虐待に関する相談対応について
- ・ 障害当事者に対する不適切な対応と思われる事例に関する相談対応について
- ・ 障害者の虐待事例や不適切事例に対応していく上で必要な視点と地域の支援体制への期待について 等

## (2) 障害者の相談支援等における権利擁護(虐待防止)機能の拡充に向けた支援モデルの構築

上記の二つの調査結果をもとに、障害者の相談支援等における権利擁護(虐待防止)機能の拡充を図るための支援モデルの構築を試みた。同モデルは、相談支援機関等における支援者が、権利侵害(虐待)に関する相談等を受けた場合の具体的な支援及び介入方法、協働のあり方等を含むものとした。また、一人ひとりの支援者が、権利擁護の主体として実践を行なうことが期待されることから、同モデルの立案には、現場の支援者の参加を求めることとした。

## (3) 権利擁護・虐待対応を担う中核機関の役割の明確化、研修プログラム案の提案

高齢者虐待防止法に基づく虐待対応がなされている虐待対応ソーシャルワークモデル

ルとの比較検討を行うことで、虐待対応の構造として「障害者」「高齢者」に共通する内容、「障害者」に固有で対応すべき内容を明らかにしていく。これらの取組みを通じ、障害者虐待対応における都道府県の相談支援の中核機関、市町村の相談支援機関の具体的機能と役割について検討し、そこに従事する職員に必要な知識、技術等をふまえた研修プログラム案を提案した。

#### 4. 本研究のめざすところ

本研究によって明らかにされるべきこと及び、本研究の活用については以下の通りである。

- (1)ヒアリング調査（個別事例調査）の実施により、障害者への虐待事例、不適切事例に関する相談支援の状況及び、対応の困難さや課題、望まれる相談支援体制、高齢者虐待対応との違い等を把握する。この調査結果をもとに、支援モデルの構築、中核機関の役割の明確化をとおして、中核機関に従事する職員の研修プログラム案を作成することが可能になると考えられる。
- (2)アンケート調査（大規模調査）の実施により、在宅で生活する障害者の虐待事例及び不適切事例に関する相談対応状況(件数、内容等)、対応の困難さや課題、望まれる相談体制等を把握する。この調査結果をもとに、支援モデルの構築、中核機関の役割の明確化をとおして、中核機関に従事する職員の研修プログラム案を作成することが可能になると考えられる。
- (3)高齢者虐待防止法に基づく虐待対応がなされている虐待対応ソーシャルワークモデルとの比較検討を行うことで、虐待対応の構造として「障害者」「高齢者」で共通する内容、「障害者」に固有で対応すべき内容を明らかにしていくことができると考えられる。
- (4)障害者の権利侵害（虐待）に対する支援モデルを明らかにし、さらに相談支援の中核機関の役割の明確化、中核機関に従事する職員の研修プログラム案の提案を行うことにより、相談支援機能の充実及び支援者の資質の向上につながると考えられる。
- (5)本事業の成果は、地域における障害者の自立生活の進展に寄与することが可能と考えられる。

#### [付記]

本研究は、平成21年度 障害者保健福祉推進事業（障害者自立支援調査研究プロジェクト）として社団法人日本社会福祉士会が国庫補助を受けたものである。

# 研究事業の流れ

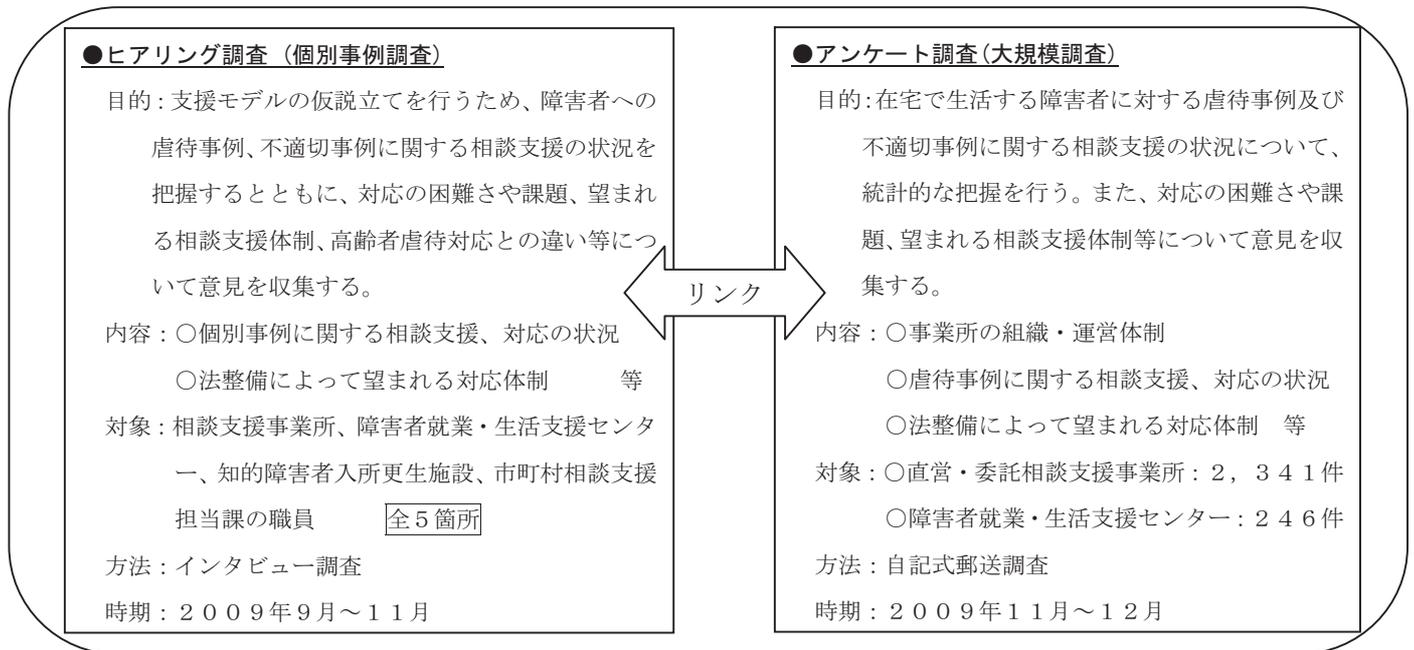
事業名：「障害者の権利擁護及び虐待防止に向けた相談支援等のあり方に関する調査研究事業」

(平成 21 年度厚生労働省障害者保健福祉推進事業)

目的： 障害者の地域生活で生ずる虐待(権利侵害)の具体的な状況を総合的に把握するため、大規模なアンケート調査を実施するとともに、相談支援に携わる関係者等へのヒアリング調査により、個別事例における虐待(権利侵害)への支援の状況を把握し、対応の困難さや課題、望まれる相談支援体制を明らかにする。

これらの調査結果をもとに、障害者の地域における自立生活の進展と虐待(権利侵害)防止機能の拡充を図るための支援モデルの構築及び相談支援における中核機関の役割の明確化を行なう。最終的には中核機関に従事する職員に必要な知識、技術等をふまえた研修プログラムを提案することを目的とする。

## I. 障害者の相談支援等において捕捉された権利侵害(虐待)事例に関する調査



## II. 支援モデルの構築

- 障害者・高齢者に共通する内容、障害者に固有で対応すべき内容の明確化
  - 具体的な支援及び介入方法、協働のあり方の提示
- 時期: 2009年11月~12月

## III. 中核機関の役割の明確化、研修プログラム案の提案

- 虐待対応ソーシャルワークモデルとの比較検討
  - 中核機関に従事する職員の研修プログラム案の提案
- 時期: 2010年1月~2月

## IV. 報告書

## 第2章

### ヒアリング調査

#### (個別事例調査)

### 結果



## 第2章 ヒアリング調査（個別事例調査）結果

### 1 調査実施概要

#### （1）調査の目的

ヒアリング調査（個別事例調査）は、障害者への虐待や虐待が疑われる事案に関する相談及び対応の状況等を把握するとともに、障害者虐待対応の特徴や困難さ、望まれる支援体制等について意見を収集することを目的に実施した。

#### （2）調査対象と調査方法

上記目的を達成するため、ヒアリング調査（個別事例調査）の対象は、すでに先行的に障害者の虐待対応や権利侵害への取り組みを行っている地域とした。その際、地域の中核となる取り組み主体として、行政、自立支援協議会、相談支援事業所・就業・生活支援センター、権利擁護団体等を想定し、以下の4つの調査対象地域及び対象者・機関を選定した。

- ①北海道札幌市：札幌市障がい福祉課及び市内委託相談支援事業所  
（選定にあたって着目した点）自治体として障害者虐待を定義し、虐待情報への対応の仕組み等の構築に着手し始めている。
- ②長野県上小圏域：上小圏域障害者総合支援センター  
（選定にあたって着目した点）圏域障害者総合支援センターにおいて、生活支援と就業支援を一体的総合的に行いながら、自立支援協議会と連携した対応を進めている。
- ③兵庫県西宮市：西宮市障害者あんしん相談窓口及びPASネット  
（選定にあたって着目した点）委託相談支援事業所及び市単独事業の就労・生活支援センター（計10ヶ所）のネットワークにより運営されている「障害者あんしん相談窓口」と広域で権利擁護を推進する民間団体PASネットが連携した権利擁護の取り組みを行っている。
- ④福島県いわき市：いわき障害者就業・生活支援センター  
（選定にあたって着目した点）地域移行を推進する社会福祉法人が運営する就業・生活支援センターが、地域自立支援協議会、ハローワーク、労働基準監督署等と連携しながら、就業の場における権利擁護を推進している。

#### （3）調査期間

平成21年9月～11月

#### （4）調査担当者

ヒアリング調査（個別事例調査）は、本委員会委員が担当した。

## 2 相談支援体制と権利侵害・虐待への対応

### (1) 地域の相談支援体制と権利侵害・虐待への対応

#### 1) 北海道札幌市～地域生活見守りネットワークの構築等の虐待対応の仕組みづくり～

##### ①札幌市の相談支援体制と虐待対応の仕組み（札幌市障がい福祉課）

###### ◆取り組みの背景と経過

平成 19 年以降、札幌市ではいわゆる三丁目食堂事件や、精神障害のある母親のもとで女性が長期間（小学校 3 年生頃から 19 歳まで）自宅で軟禁状態にあった事件などが続いて明るみとなった。そのため、札幌市では、市民の期待に応えられる福祉職場づくりに向け、副市長以下、関係部局横断的な検討会が立ち上げられた。三丁目食堂事件に関しては、障害当事者のための仕事という強い意識や障害福祉に関する専門性が十分でなかったこと、縦割りで関係者が共通認識を持つまでに時間を要したこと、市の調査権がおよぶ範囲の判断に必要以上に時間を要したことなどが問題点として議論され、以下のような複数の取り組みが併行して開始されることとなった。

\*三丁目食堂事件：知的障害を持つ方々が飲食店において長時間労働に従事させられ、満足な給与の支払いも受けていなかったとされる事件

###### ◆新たな取り組みや体制整備

###### ・地域生活見守りネットワークの構築（次頁イメージ図参照）

身近な地域で相談を受けている相談支援事業所や地域包括支援センターが虐待通報窓口を担い、行政につないでもらう仕組み。通報を受けた札幌市は、内部で情報共有を図りながら、必要となる調査や支援を行うこととしている。

###### ・発見・情報共有のための帳票等の整理

###### (虐待や不適切処遇をチェックするためのシートづくり)

区の職員等が障害当事者に接する機会は様々あるが、虐待の芽をできるだけ早く発見していくため、虐待・不適切処遇の種類や具体的な行為について共通認識を持つためのチェック・シートを作成した。また、障害者や家族に、生活状況等の詳細な聴き取りを行うこととなる認定調査の機会を活用することとし、追加して確認すべき事項をまとめた調査票も作成している。(P15～16 参照)。

###### (共通帳票の作成・活用による庁内での情報共有化)

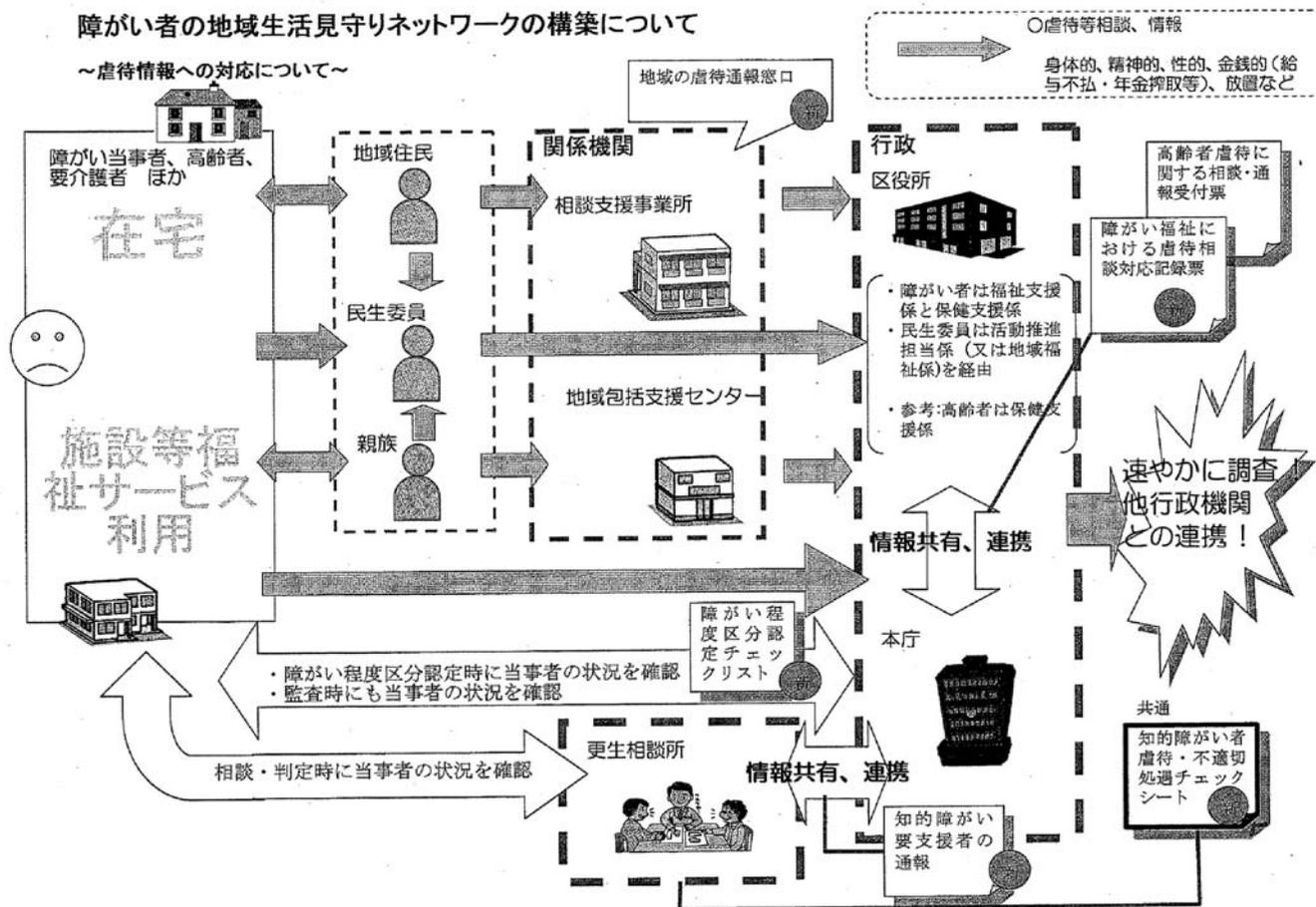
これまでは、市に不適切処遇の事例について相談がよせられてもひとつの部署で情報が留まってしまいう傾向にあったため、「虐待情報対応記録票」を作成し、関係部局で情報共有する仕組みをつくることとした (P17～18 参照)。また、療育手帳

の申請や更新時の判定の際に不審な点があれば区役所にフィードバックしてもらい対応するための「要支援者の通報について」帳票を作成した（P19 参照）。

・区役所体制整備

平成 21 年 4 月から、区役所の体制整備の一環として、区役所福祉支援係（ケースワークやサービス支給決定事務を担当）に個別支援担当の係長職（個別支援主査）を配置した。障害者のみならず、高齢者や子どもを含む困難事例について調整役を担うこととしており、速やかに世帯の情報を集約して職場内での情報共有を図り、必要な調査等を進める「初動対応」と、具体的な支援を進めていくために、区役所内部をはじめ、更生相談所、相談支援事業所、サービス事業所、医療機関などの「関係機関との連携」を進めていくことの 2 点に重点を置いて取り組んでいる。

図 札幌市障がい者の地域生活見守りネットワークの構築について  
～虐待情報への対応について～



資料：札幌市障がい福祉課

## ・相談支援事業の強化

### (委託相談支援事業所の全区配置と拠点事業所の設置)

- ・平成 21 年 10 月 1 日時点で、委託相談支援事業所が全区 15 箇所を整備されることとなった。(これまでは 1 区空白区があった)
- ・平成 21 年度より、拠点相談支援事業所を 1 箇所設置することになった。拠点としての仕事はこれからだが、すべての相談支援事業所が集まって意見交換を行うなどの連絡会が開催されている。

### (相談支援事業の要綱の見直し)

- ・自立支援協議会のなかで相談支援のあり方が議論され、要綱の見直しも行われた。新たな要綱では、子どもを含め全ての障害に対応すること、公平中立＝特定の事業所・法人に結びつかず中立的な立場で相談を受けること、本人主体で相談を受けることなどが盛り込まれた。

### (委託相談支援事業所の人員体制強化)

- ・各委託相談支援事業所には虐待対応相談員 1 名が加配され、最低 3 名の常勤職員体制が確保されることとなった。また、相談支援事業所が併設の施設等を有する場合、相談支援事業所は施設と別の場所に設けることが努力目標となった。
- ・平成 21 年 4 月からピアサポーター制度がモデル的に実施され、市内 3 箇所の委託相談支援事業所で障害当事者を相談員として雇用する試みが始められている。

## ②虐待の定義や事案の把握

### (虐待の定義、考え方)

- ・札幌市では、「障がい者虐待情報事務取扱要綱」(平成 20 年 7 月 25 日保健福祉局長決裁)のなかで、「障がい者虐待」を次のように定義している。

- ・障がいのある方の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ・障がいのある方を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置
- ・障がいのある方に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他障がいのある方に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ・障がいのある方にわいせつな行為をすること又は障がいのある方をしてわいせつな行為をさせること
- ・障がいのある方の財産を不当に処分することその他障がいのある方から不当に財産上の利益を得ること。
- ・前各号に掲げるもののほか、障がいのある方の権利や生活の安全・安心を著しく脅かす行為

### (障害者への虐待・不適切事例の把握)

- ・各相談支援事業所では、毎月行政に対して相談支援事業の報告は提出されているが、「虐待」という分類はなく、各事業所においては、改めて、各ケースについて、「虐待」関連といえるかどうか、チェックをしなければいけない現状にあり、虐待関連のケースの把握が体系的にはなされていない実態である。

### ◆今回調査の定義に基づく虐待（不適切）事案

\*平成20年度の該当事案

#### [虐待事案]

\*（ ）内は虐待者

- ・介護・世話の放棄・放任 1件（母親）
- ・経済的虐待 1件（母親、妹）

#### [不適切事案] \*各1件

- ・親子間の、深刻ではないが日常的な暴力（親から子、または子から親）
- ・育児困難など養育する側の力の限界によるネグレクト（親から子、または子から親）
- ・親子間の、深刻ではないが日常的な暴言（親から子、または子から親）
- ・親子間の、深刻ではないが卑猥な性的冗談（父親）
- ・親子間で、年金の使い方をめぐるトラブル（親から子、または子から親）
- ・障害受容をできない事から必要な医療や支援を拒否している。（母親）
- ・グループホーム入居者の金銭管理の明細が不明確（グループホーム職員）
- ・本人を軟禁、支援やサービスを拒否（母親）
- ・本人をコントロールし、職場を辞めさせ、社会的に孤立させた（母親）

### ③今後の課題

今後の課題として、関係者の対応力強化、相談支援事業所の人員体制、行政と相談支援事業所の連携強化などについて、行政担当者及び相談支援事業所のそれぞれの立場から意見がだされた。

#### (虐待対応への関係者の対応力を高める)

- ・相談支援事業所では虐待対応ということで1人が加配され3人体制となったが、虐待対応に対する研修は、今後の課題となっている。
- ・職員の経験や意識の差は否めないで、個別事例対応を重ねながら、全体としての底上げを図っていくことがこれからの目標である。

- ・虐待をしている側も虐待を受けている側も、虐待だと思っていないことがたくさんある。また、被害者・加害者の関係性が必ずしも一方的なものではなく、時に逆転したり、相互に悪影響を及ぼしているようなケースもある。これまで何か事件が起きても曖昧に決着してしまうことがあったが、その背景には、実践の場面で虐待の定義づけができていないことが大きく影響しており、結果的に被害者や加害者を生んでしまう要因のひとつになっている。
- ・行政は体制づくりを進めてくれていると思うが、今後はもっと、行政の取り組みや意向について、相談支援事業所に対する周知を進めて欲しい。また、相談支援事業所等の職員が、権利侵害に対する感覚を高められるような研修の機会も必要と感じる。現場では、最初から虐待事案として入ってくる相談はあまりなく、関わっているうちにこれは不適切あるいは虐待と言えるような事例が出てくることが多いので、相談員の気づきは重要である。
- ・市町村による立ち入り調査権も明確化されていない現状を思えば、今後の法制化に期待したい。また、成年後見の手続きの簡素化や費用負担の軽減なども期待したい。
- ・行政として、積極的に、虐待問題への取り組み、仕組みづくりを実施しており、さらに虐待対応職員の相談支援事業所への配置等、先駆的に取り組んでいるが、まだまだ各機関の連携や、実際に通報した後のフォローの体制等は今後の課題にもなっているところである。

#### **(相談支援事業所の人員体制等)**

- ・虐待対応職員が配置され常勤3名の体制にはなったが、黙っていても相談がどんどん来るので、相談支援事業所や相談員の数が追いつかないという印象がある。
- ・虐待窓口は大切だが、それだけでなくちょっと困ったことがあったときにすぐに相談できる背景がないと相談に来てくれない。そのためには相談しやすいようなしかけも大切かと思っている。

#### **(行政と相談支援事業所の連携強化)**

- ・調整役の職員を各区役所に配置しており、今後は、相談支援事業所と一緒に動きながら事例を積み上げていきたい。その中できちんと方向を整理していく必要があり、試行錯誤しながら取り組んでいる状況である。
- ・札幌市はまさに取り組みの真っ最中にある。行政は行政でいろいろやっているのだが、今後はもっと相談支援事業所と繋がるのが大切かと思う。

#### **(就労の場における虐待等の発見方策について)**

- ・現状で自治体による直接的方策はないが、相談しやすい地域の窓口として相談支援事業所の整備を進めているところ。特に、福祉サービスを利用しておらず、一般事業所に雇用されているようなケースについては、虐待防止法の制定内容をふまえて整理していく必要がある。

[参考資料]

①虐待・不適切処遇の種類と具体的な行為のチェック・シート

虐待・不適切処遇の種類と具体的な行為のチェック・シート

	具 体 的 な 行 為	行為の有無、内容等
① 身 体 的 行 為	<p>障がい者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・殴る、蹴る、タバコをおしつける</li> <li>・熱湯を飲ませる、食べられないものを食べさせる、食事を与えない</li> <li>・戸外に閉め出す、部屋に閉じ込める、縛る</li> <li>・居室環境が悪い。(採光、湿気、汚れ)</li> </ul>	《無・有・?》
② 性 的 行 為	<p>障がい者にわいせつな行為をすること又は障がい者をしてわいせつな行為をさせること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・性交、性的暴力、性的行為の強要</li> <li>・性器や性交、性的雑誌やビデオを見るよう強いる</li> <li>・裸の写真やビデオを撮る</li> </ul>	《無・有・?》
③ ネ グ レ ク ト	<p>障がい者の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置などを行うこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自己決定といって放置する</li> <li>・話しかけられても無視する、拒否的態度を示す</li> <li>・失禁をしていても衣服を取り換えない</li> <li>・不注意によりケガをさせる</li> </ul>	《無・有・?》
④ 心 理 的 行 為	<p>障がい者に対する著しい暴言又は著しい拒絶対応など障がい者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「そんなことをすると外出させない」など言葉による脅迫</li> <li>・「何度言ったらわかるの」など心を傷つけることを繰り返す</li> <li>・成人の障がい者を子ども扱いするなど自尊心を傷つける</li> <li>・他の障がい者と差別的な取扱いをする</li> </ul>	《無・有・?》
⑤ そ の 他 の 行 為	<p>財産の不当な処分や過度又は意味のないしつけを行うこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者の同意を得ない年金等の流用など財産の不当な処分</li> <li>・賃金等の不払い、不適切な就労条件</li> <li>・他人がやるべき仕事を指導の一貫として行わせる</li> <li>・しつけや指導と称して行われる上記の行為</li> </ul>	《無・有・?》

資料：札幌市障がい福祉課

②障がい程度区分認定調査時 虐待調査票

障がい程度区分認定調査時 虐待調査票	利用施設名称
ケース番号	対象者名
1 入浴（関連3-3、9-5） ① 入浴回数 週 回 ② 予定の日以外、入りたいとき入れる？（ 援助が有る場合、誰が、何を手伝ってくれるの？。嫌なことはない？ （ ）	
2 食事（関連4-3） ① 時間は 朝 : ~ : 昼 : ~ : 晩 : ~ : ② 何を食べた？ 直近の夕飯等を確認 ③ 自分で食べられる？ お箸は使える？ スプーンは使える？ →出来ない場合、誰にどのように援助してもらっているか確認 （ ）	
3 おトイレにいきたくなったらどうする？（関連4-6） ① 自分で行きたいときに行ける ② 自由にはいけない→行かせない理由詳細確認 （ ）	
4 衛生（関連5-1） 爪：・深爪、・伸び過ぎ 髪：・不衛生（洗っていない）・全く整えていない 肌：・つねった痕・痣 その他（ ）	
5 金銭管理（関連5-4、9-6） ① いつ、何を買うときお金を何円くらい使うの？ （ ） ② 施設の外でお買い物するのは何回くらいあるの？（ ） ③ 必需品以外で買いたい（欲しい）ものがあつたときお金はどうするの？ （ ）	
6 生活の場（関連9-3）できれば本人の部屋の様子を見せてもらう依頼を行う <input type="checkbox"/> 自宅（単身） <input type="checkbox"/> 自宅（家族等と同居） <input type="checkbox"/> グループホーム <input type="checkbox"/> ケアホーム <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> 入所施設 <input type="checkbox"/> その他（ ） ① 居住環境（ 人部屋） 清掃状況 誰が 週 回 私物スペース ある ない ② お手洗い等の状況 ・悪臭がある ・掃除をあまりしていない ・電気が暗い（取り替えていない） ・特になし	
7 対象者の状況（まとめ） ●処遇（衛生 食事 入浴 ） ●金銭管理 管理者 施設（家族） 管理内容（月、週、日、必要に応じ 円）  居室環境  その他	

※本調査票は障がい程度区分認定調査関係書類に綴っておくこと。  
 ※本調査により虐待、またはその疑いが確認された場合は、速やかに「虐待情報対応記録票」に記録し、部長をはじめ関係職員の供覧に付し対応すること

③虐待情報対応記録票

別記様式

区

(決裁欄)
-------

**虐待情報対応記録票**

相談を受けた障がい者虐待情報に係る事案の概要は下記のとおりです。

		対応者	係
受付年月日等		年 月 日( ) 午前・午後 時 分	
受付方法(該当に○)		来所・電話・ファクス・メール・その他( )	
対象となる障がい 当事者情報	氏名		
	性別	男・女	
	年齢	歳	
	障がい区分	身体 ・ 知的 ・ 精神 ・ ・ その他( )	
	手帳の有無	手帳( 級)	
	札幌市との最近の関わり		
申出者(団体)の 情報	氏名(団体名)		
	住所		
	連絡先		
	当事者との関係		
相談区分	身体的虐待・性的虐待・金銭的虐待・放置的虐待・心理的虐待・その他( )		
相談内容			

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

資料：札幌市障がい福祉課

虐待情報対応記録票（つづき）

別記様式

区

(決裁欄)
-------

対応記録	
------	--

④要支援者の通報について

札 知 第 号  
平成20年(2008年) 月 日

区保健福祉部長 様  
保) 障がい福祉課長 様

知的障害者更生相談所長

要支援者の通報について

当相談所において障がい程度の判定を実施した下記の者について、援護の実施者による支援が必要と判断されましたので通報します。

記

ケース番号	1234567
対象者氏名・性別	〇〇〇〇(男)
生年月日・年齢	昭和 年 月 日 歳
住 所	札幌市〇〇区
今回の判定結果	
支援の必要度	
支援が必要な理由及びその内容	

資料：札幌市障がい福祉課

## 2) 長野県上小圏域 ～障害者総合支援センターと自立支援協議会の取り組み～

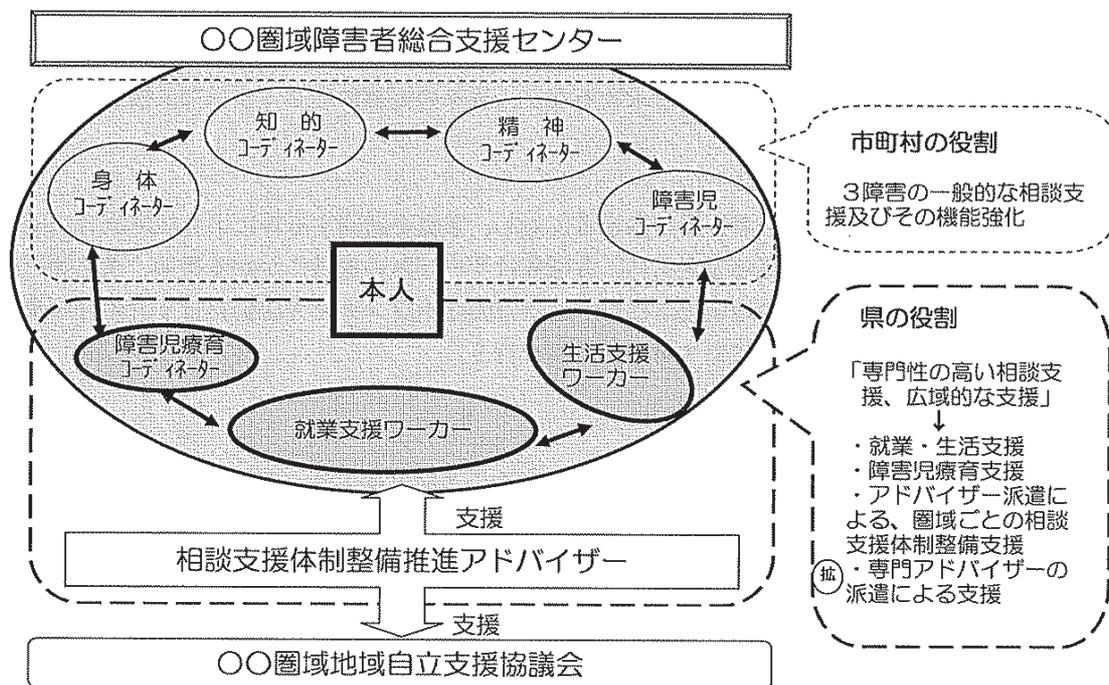
### ①上小圏域の相談支援ネットワーク

#### ◆圏域障害者総合支援センターの特徴

長野県では県内 10 圏域を設定し、平成 16 年度より、圏域ごとに「障害者総合支援センター」を設置している。調査対象である上小圏域は県東北部に位置し、上田市、東御市、長和町、青木村の 2 市 2 町（圏域人口約 21 万人）を対象エリアとしている。

総合支援センターでは、生活支援と就業支援を一体的総合的に行いながら、自立支援協議会との連携を進めている。また、障害児療育コーディネーターが配置されていることも特徴的である。（下図参照）

図 長野県における圏域ごとの相談支援体制

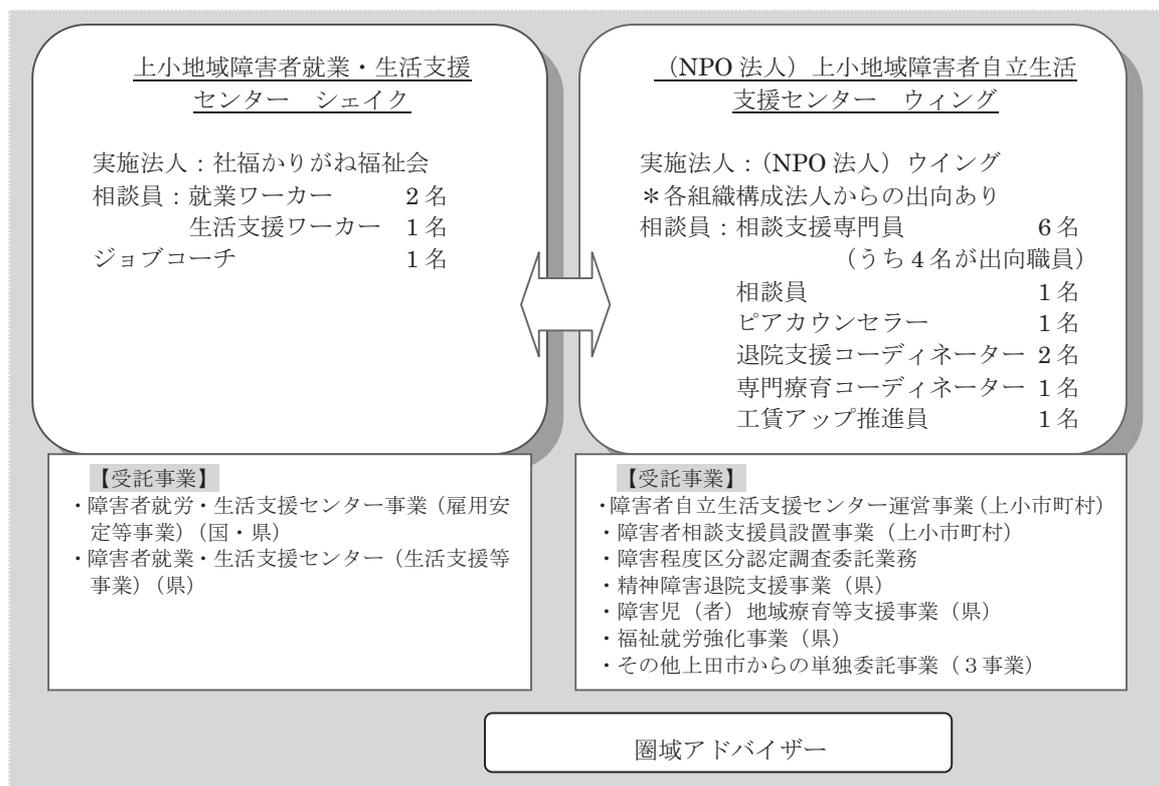


資料：長野県資料

#### ◆上小圏域障害者総合支援センターの体制

当該センターは、主に、就業・生活支援を担う上小地域障害者就業・生活支援センター シェイクと、総合相談・生活支援を担う（NPO 法人）上小地域障害者自立生活支援センター ウイングの複数の組織が一体となって運営されている。各センターの相談体制と受託事業の概要は次頁の通りである。

図 上小圏域障害者総合支援センターの実施体制



資料：上小圏域障害者総合支援センター提供資料を調査機関で一部編集

#### ◆行政子ども担当、児童相談所、特別支援学校（学級）との密な連携

センターを担うそれぞれの法人が圏域での十数年の活動の蓄積を有しており、行政等の公的機関との基本的な連携はとれている。特に、子どもの権利侵害については、上田市のこども未来部等、担当部署と一緒に動くことが多い。また、圏域内の市町村福祉事務所、児童相談所が関与することになったケースについては、当該センターも一緒に動くことが多い。

特別支援学校の取組への参加、特別支援学校による地元特別支援学級教育相談への児童相談所や当該センターの参加等、特別支援学校、学級等に通う学齢期の障害児の場合については、そのほとんどについて何らかの形で関わりを持っている点も特徴的である。

#### ◆医療機関との連携

圏域内には中核となる病院は少ないが、医療機関との連携は密接で、必要があれば、医療機関、担任の先生を交えてのケース会議を行う。場合によっては、病院相談室のケースワーカーが学校に出向き調整をすることもある。

#### ◆上小圏域地域障害者自立支援協議会・権利擁護部会

上小圏域地域障害者自立支援協議会では、療育、地域生活、権利擁護、就労活動・日中活動、研修の5つのテーマで部会を設置し、ケア会議から抽出された検討課題について、年4回程度会議を開催している。また、定例会議以外にも、フォーラム・視察研修・学習会企画などを計4回程度計画している。権利擁護部会では、平成21年度の検討テーマを「成年後見制度の利用促進」に設定し、成年後見制度やその活用及び権利擁護センターについての理解を深めるとともに、事例検討を通じて対応を検討したり、不足している資源について協議をしながら、圏域内の認識の共有化と具体的な対応策及び不足資源開発への提案を自立支援協議会本会に向けて発信している。

### ②虐待の定義や事案の把握

#### ◆虐待の定義

虐待の基準が明確に設けられているわけではなく、行政報告に際しては、相談の項目として「権利擁護」枠を設定している。(大分類－その他の社会生活支援、中分類－権利擁護、小分類－苦情に関する相談、法律相談の援助)

#### ◆寄せられた相談件数

平成20年度の相談件数は年間で延べ1万件を超えている。当該センターに係わる相談の中心は在宅生活者で、入所施設虐待との接点は少ない。また、センターの平成21年度上半期の相談の延べ件数は5,700件、実人数で500人強である。うち、18歳未満の相談が半数強を占めている。

#### ◆支援ケースのうち、虐待（虐待が疑われる）事案の発生率

虐待が疑われるケース、重いケース等についての相談・通報が寄せられた場合は、行政へも報告し、関係者・機関によるケース会議が開かれる。昨年支援した800弱ケースのなかで、「注意が必要」というレベルのケースが下記40件弱（ケース会議を行ったものの約5%に相当）にのぼっている。

## ◆今回調査の定義に基づく虐待（不適切）事案

\*平成20年度の該当事案

### [虐待事案]

\*（ ）内は虐待者

- ・身体的虐待 4件（内児童4件）（虐待者の障害）
- ・介護・世話の放棄・放任 12件（内児童11件）  
（母親の養育能力の無さと父親の無関心）
- ・心理的虐待 2件（母親本人の養育歴）
- ・性的虐待 1件（児童虐待からの継続）
- ・経済的虐待 10件（親族が主（虐待者の知的・パーソナル的なグレーゾーン層と支援者の存在が無い）

### [不適切事案] \*各1件

- ・障害児養育拒否的であり、心理的虐待を繰り返す（母親）
- ・子ども（障害者）の年金・就労賃金の搾取（母親）
- ・子どもの教育を拒み、年金搾取（父母）
- ・子ども（障害者）の年金・就労賃金の搾取（母親）
- ・介護拒否と弟（障害者）の年金搾取（兄）
- ・子どもの身体的虐待（父母）
- ・子ども（知的）が、親（知的）の金銭搾取（長男）
- ・夫が妻（知的）へのDVと年金搾取（夫）
- ・身体障害の同居の兄による介護放棄（兄夫婦）
- ・子ども（発達障害）への養育の放任（母（精神） 父（関与なし））

## ③今後の課題

現状の悩みを含めた今後の課題として、相談支援事業所の介入の困難さ、行政等公的機関の課題、指定相談支援事業所等との連携強化などについて意見が出された。

### (委託相談支援事業所の役割の明確化)

- ・障害の相談支援の場合、そこが機能すれば機能するほど、担うべき範囲が広がってしまう傾向にある。例えば、介護保険の介護支援専門員は1人あたり30～40人程度の利用者と言われるが、当該センターの場合、1人あたり100～150人の障害者を担当している。そうすると、自分たちの専門性が見えなくなってくる。結果としてケアマネジメントがおろそかになっていく、どこをめざすべきかが見えにくくなってしまいうという矛盾を抱えることになる。
- ・障害者のケアマネジメントは福祉サービスの調整ではない。虐待が生じるような複雑なケースほど、ケアマネジメントで支援していくことが求められる。今後は、ケアマネジメントをさらに伝えていくことが重要である。

#### **(相談支援事業所の介入の困難さ)**

- ・支援の現状を振り返ると、虐待等の場合、相談支援事業所は事実確認まではできるが、介入～解決のプロセスに至らない（権限をもたない）。虐待を受けているご本人にすれば、SOSのサインを出したのに助けてもらえず、発見者や支援者としては、解決・保護等具体的な対応を望んでも、見守りという都合の良い言葉での消極的な方策から脱却できないジレンマに陥ることが多い。
- ・自立支援協議会として早い段階から専門部会を立ち上げ、地域の相談支援体制の充実に努めても、結局のところ具体的な解決策とすれば相談支援の強化だけでは解決には至れない。防止や早期発見からの相談支援という部分での強化は必要であるが、当然のごとく法的な介入の職権機関が必要であると感じる。

#### **(行政等の対応課題)**

- ・契約制度のもとで、行政介入に伴う措置の発令（例えば、措置による入所や市町村長申立による成年後見制度の活用）をしても、結果として虐待の対応や防止につながらないことが多く、こうした制度を効果的に活用していく必要がある。
- ・児童の場合は児童相談所と一緒に動くことが多いが、児童相談所も事案に体制が追いつかない現状もあって、ネグレクト程度のアセスメントでは保護には至れないことも多く、結果として虐待の容認となってしまう懸念がある。児童相談所を含めた支援体制の強化が必要。

#### **(指定相談支援事業所等地域内の機関との連携)**

- ・課題の冒頭の事項とも関連するが、委託相談支援事業所の負荷が重くなる中では、今後、圏域内にある指定相談支援事業所の力量アップを図るなかで、適切な役割分担をしていく必要がある。例えば個別支援計画の作成等、指定相談支援事業所が分担できる部分については連携をとりつつ、役割分担を進めていく方向で考えている。委託相談支援事業所は、そうした調整では穴が開いてしまう部分、隙間の部分をしっかりと埋めていくという分担が可能ではないか。
- ・今後は福祉関係者ではない人をいかに巻き込んでいけるかが重要と思う。行政と一緒に動くためには、同じ視点で動けるスタッフを地域に点在させ育成していく必要性を感じている。そうしたスタッフは、研修を積むだけでは育たず、実践の場が必要。ケアマネジメントに直面していく中で、一緒に育てていく仕組みが重要である。

### 3) 兵庫県西宮市

#### ～権利擁護機関、談支援事業所、行政のネットワークで進める障害者の権利擁護～

#### ①西宮市の相談支援ネットワークの特徴

##### ◆あんしん相談窓口とPASネット

##### (あんしん相談窓口ネットワーク形成のプロセス)

西宮市では、支援費制度開始前に、市担当課長と職員3名により新制度準備室が設置され、本人を中心とする個別支援の仕組みのあり方について検討を開始した。具体的には、まずは本人の意向をベースとして個別支援会議を開催し、個別支援計画を作成する。同時に行政においても聞き取り調査を行い、標準ケアプランに基づくガイドラインをもとに作成する支給決定を行う。さらに、こうした中で明らかになった課題については、サービス調整会議を行い、ガイドラインの変更や資源開発の論議につないでいくという仕組みが構築された。そうしたやりとりを通じて、相談支援事業所の相談支援員と行政のケースワーカーとが、委託側と受託側という関係を超えて協働構築型で進めていける関係を築いてきた。

一方市内には「西宮のしょうがい福祉をすすめるネットワーク」という任意のネットワークがあり、ここに行政や相談支援事業者が加わるような形で、「障害者あんしん相談窓口」(委託相談支援事業者9箇所)というネットワークが形成された。現在9箇所の委託相談支援事業者のほかに、市単独事業の「就労生活支援センター」も加わり、10箇所でネットワークを形成している。

##### (特定非営利活動法人PASネットの活動)

PASネットは上記の相談支援ネットワークとは別に、権利擁護に特化して立ち上げられ機能してきたNPO団体で、平成13年から地域での権利擁護相談の実践を行っている。そうした活動のなかで、弁護士、司法書士等の法律関係者や社会福祉士が協働して権利擁護の支援をすすめるネットワーク組織として平成15年に法人化された。PASネットでは、「権利擁護」を、権利侵害からの保護・救済、権利行使の保障、権利を具体的に法制化することを含めた総体と位置づけている。

同ネットでは、権利擁護相談活動の拡大や成年後見制度の利用支援(市町申立の推進)及び、第三者後見人等の法人後見の受任、虐待救済の取り組み、権利擁護に関わる3職種間のネットワーク形成と、さまざまな協働支援の実践に取り組んでいる。

##### (あんしん相談窓口とPASネット)

「あんしん相談窓口」との関係では、困難ケースや調整が必要なケースでは、一緒にケースを検討・担当しており、両者はあくまで並列の関係である。実際の支援では、お互いの得意分野を活かして連携し、1事例に対して複数の相談支援事業者が協

働で取り組んでいる(西宮独自のスタイルで「かぶさり型」の支援と呼ばれる)。

こうした対応は、マニュアルやシステムに基づいて行われているわけではない。相談を受けた事業者が、必要に応じて他の事業者や PAS ネットと連携を取りながら対応している。関係機関のネットワークは強固で、電話一本で個別支援会議が開けるような関係性である。また、原則、個別支援会議には本人も参加している。

#### ◆当事者運動性の強い相談支援活動

西宮市では、「メインストリーム協会」を中心とした自立生活運動・当事者運動の影響もあり、当事者がネットワークの中に入り活発に活動している。当事者を軸とした権利擁護に対する意識が高い土壌が形成されている点も特長と言える。(メインストリーム協会による相談支援事業所が、あんしん相談窓口の一つの「ピアサポート・西宮」である。)

#### ◆地域自立支援協議会「権利擁護委員会」

##### (成り立ちと部会構成)

地域自立支援協議会のスタートは 2007 年(現在、会長はピアサポート・西宮の玉木氏、副会長はのまネット西宮の清水氏)だが、それ以前から「西宮のしょうがい福祉をすすめるネットワーク」(前述)が母体となって、行政、新制度準備室も加わるような形で、自然に自立支援協議会のようなものが成立し活動していた。

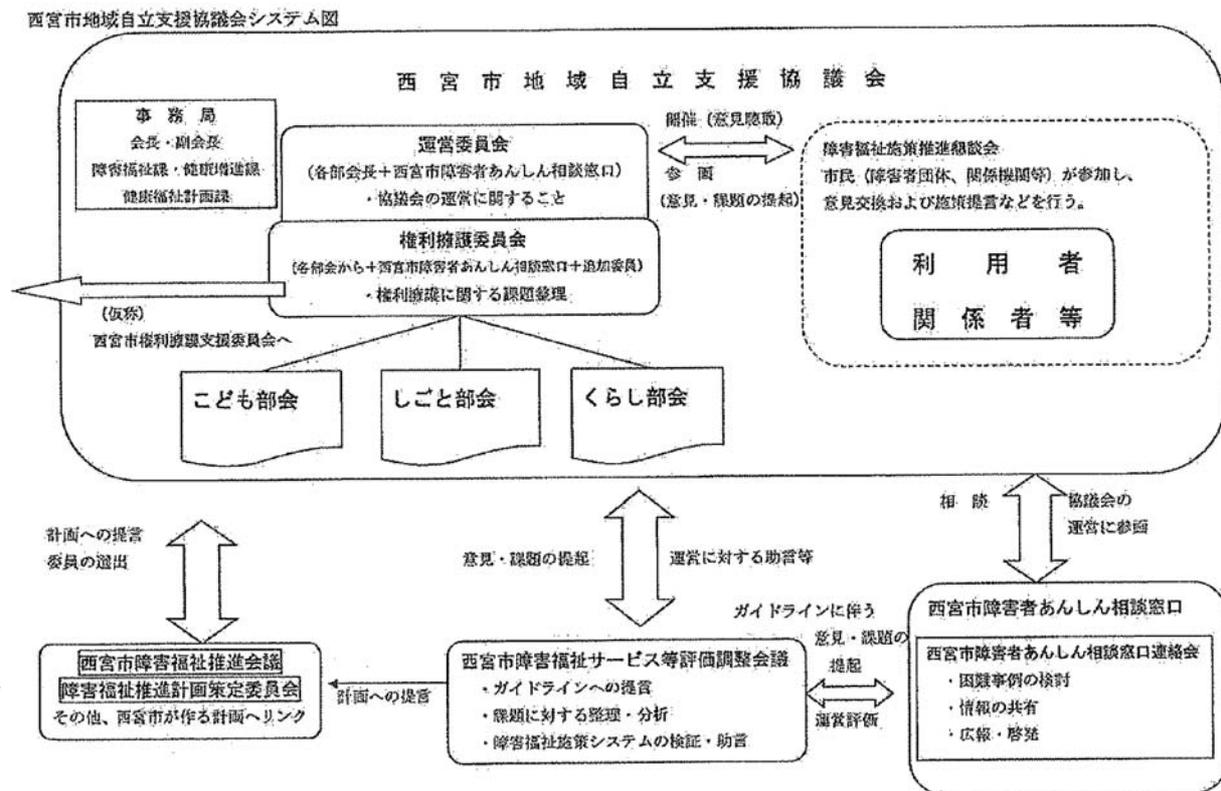
現在、地域自立支援協議会には「こども部会」、「しごと部会」、「くらし部会」の 3 つの部会があり、部会の事務局はあんしん相談窓口のいずれかの事業者と行政が担うようになっている。最低 1 ヶ月に 1 回以上会議を開き、ケース検討を行い、その結果を行政にあげ、施策や行政計画に反映させる仕組みである。

##### (権利擁護委員会)

それぞれの部会から権利擁護に係わる課題を抽出し、「権利擁護委員会」(1 回/2 ヶ月)で検討し、権利擁護に関する課題整理を行っている。各部会のなかに権利擁護委員がおり、また部会の事務局のうちの 1 名は権利擁護委員会の委員を兼務するという位置づけである。権利擁護委員会には、地域包括支援センターやスーパーバイザーも参加し、各部会からあげられた事例の検討や個別テーマ活動(例えば差別事例の収集等)を行う中で、権利擁護の課題を整理し、部会や現場の相談支援事業者に戻していく仕組みになっている。(ここでは、個別ケース検討ではなく、「事例検討」を行い、事例化して普遍化していく)。

また、実際に、虐待が発生した際は、複数の相談支援事業所と PAS ネット、行政が連携して対応する。

図 西宮市地域自立支援協議会システム図



## ②虐待の定義や事案の把握

### ◆「虐待」の考え方

西宮では「虐待」という概念を精緻に持っているわけではないが、「本人支援」、「本人が自分らしく生きていく権利」について感覚を研ぎ澄ましている。基本的には、「本人らしく生きていく権利への対応」と考えて支援を行っている。

ただし、虐待や権利侵害について明確な判断基準があるわけではない。地域自立支援協議会での事例検討や差別事例を集める研究事業などにより具体的なケースを積み上げていくことで、皆でなんらかの方向性を示し・共有できるようになるのではないかと考えられている。

#### ◆虐待の種類

PASネット（前述）では、平成21年度障害者保健福祉推進事業による「障害児者の権利擁護及び虐待の防止に関する調査研究事業」を通して、「福祉サービスにおける虐待等権利侵害の種類」（理事長：上田晴男氏私案）として以下の5つをあげ、事象からみた種類ではなく、いわば虐待の要因・原因からみた整理を行っている。

- ・ 犯罪型……………意図的、計画的行為
- ・ 対応型……………指導・訓練理由
- ・ 非対応型……………サボタージュ
- ・ 蓄積型……………非定形的継続行為
- ・ 突発型……………感情的行為

（上記種類は上田晴男氏の資料から引用）

- ・ 相談支援事業者へのヒアリングの中では、「多くの相談支援事業者は、法案の定義となっている「虐待の5種類」だけ見せられても、全くピンとこないのではないかな。できるだけ、自分の支援に置き換えられるように、具体的内容を見せていく必要がある。」と述べている。

#### ◆「権利侵害」や「虐待」の判断の仕組み

西宮の場合、10ヶ所の相談支援事業所からなる「障害者あんしん相談窓口」がネットワークを組んで動いていることと、必ず個別支援会議を開いていることが、権利侵害を見逃さない仕組みとして生かされている。仮に、担当している相談員が権利侵害に気づいていなくても、個別支援会議を開催する時点で、他の相談員からの「気づき」が入ることになる。多くの権利侵害事案は、相談受付時に「虐待」や「権利侵害」として入ってくるのではなく、利用料の滞納など他の相談理由で入ってくることが多い。

その後の対応の中で、虐待と判断され、金銭の問題や法律的な問題が絡む場合には、PASネットにつなぐような体制になっている。

## ◆今回調査の定義に基づく虐待（不適切）事案

\*平成20年度の該当事案

### [虐待事案]

\*（ ）内は虐待者

- ・ 心理的虐待 1件（夫）
- ・ 経済的虐待 2件（親族）確認

### [不適切事案] \*各1件

- ・ 不適切な医療ケアを故意に行うことにより健康状態を悪くする（母親）
- ・ 不適切な医療ケアを故意に行うことにより健康状態を悪くする（母親）
- ・ 適切な医療を受けないといけないのに放置する（母親）
- ・ 適切な医療を受けることで解決できるのに放置しその結果栄養失調になる（母親）
- ・ 障害児ですという名札をかける（母親）
- ・ 年金搾取・必要な支援を受けることができない（母親）

## ③今後の課題

今後の取り組み課題として、見えにくい「虐待」を表に出していくための仕組みのあり方、均質な相談支援を継続していくための新人相談支援員等に対するフォローのあり方、行政の対応力強化に向けた法的対応への期待等が語られた。また、併せて、平成22年度の設置が予定されている権利擁護支援センターに関する抱負や留意点についても語られている。

- ・ 障害者の権利侵害は、本当に見えにくく、相談支援事業所に入ってくるのはほんの一部にすぎない。見えない権利侵害を表に出していくための仕掛けが必要で、その一つとして、全員に対してケアマネジメントを行い、サービス利用計画を作成するような仕組みがあればよいのではないかと思う。
- ・ 現在はベテランで経験豊富な職員が多いため、マニュアルやシステムに基づかなくても質の高い相談支援体制が整備されている。今後、経験の浅い職員等に向けて、支援の方法や評価を含めてこうした相談支援の質を担保していくための機能が必要。
- ・ 介入の法的根拠がない現状では、行政は福祉サービスの支給等以外に役割を発揮しにくい状況にある。
- ・ 権利擁護支援センターについては、成年後見制度の利用促進に留まらない機関として、あんしん相談窓口、権利擁護委員会、地域包括支援センター運営協議会の権利擁護部会等とのネットワーク形成を目指して活動していくこととなる。また、現状では、子ども、高齢、障害と分かれているので、権利擁護専門機関は、それら相互の結節点にもなる点も重要である。
- ・ 権利擁護支援センターができたからといって、虐待事例を全てセンターに任せるわけではない。相談支援事業所には事業所としての役割がある。ただ、1事業所では対応できないので、他につなげる、他と一緒に取り組む、そういう「システム＝ネットワーク」をつくっていく必要がある。

## (2) 障害者就業・生活支援センターの取り組み ～福島県いわき市～

### ①いわき市の相談支援ネットワーク

◆**いわき障害者就業・生活支援センター**：受託法人は、社会福祉法人いわき福音協会。同法人では、現在は、グループホーム・ケアホーム 28 カ所のほかに福祉ホーム、自宅生活者、結婚生活、単身生活者、共同生活者を合わせて 210 名の地域生活者を支援している。

#### ◆**生活支援：相談、住まい、余暇、権利擁護等が連携した障害者の生活支援ネットワーク**

当該センターでは、相談支援事業所との一体的活動のなかで、障害者一人ひとりに対する個別支援計画を作成し、就労支援はもとより、余暇活動、住まいの確保、権利擁護などを担う関係機関とのネットワークのなかで支援を行っている。

#### ◆**就労支援：地域自立支援協議会就労支援部会による就労チーム支援**

いわき市地域自立支援協議会には、専門部会として、児童・療育専門部会、権利擁護専門部会、精神障がい者専門部会とともに、就労支援部会が設置されている。

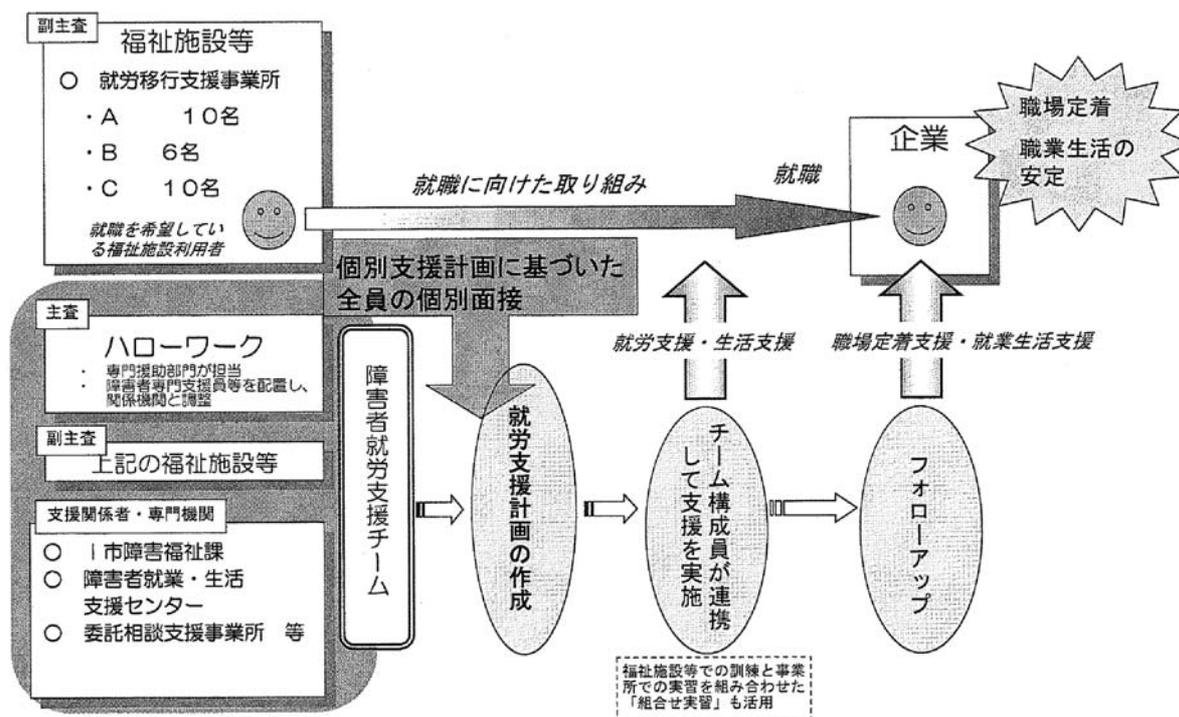
就労支援部会は、公共職業安定所（以下「ハローワーク」）、当該就業・生活支援センター、保健所地域保健課、委託相談支援事業所、行政（障がい福祉課）、特別支援学校、就労関係事業所などから構成されており、特別支援学校卒業見込み者や一般就労移行希望者に対するチーム支援を行っている。（次頁図参照）

就労支援部会では、前述のような、ハローワーク地域障害者就労支援事業と一体的に行うチーム支援以外に、就労継続支援利用者に対する更新の要否の評価、その他個別支援計画の説明等、障害者の就労支援に係わる事項について、必要に応じて随時会議を開催している。

#### ◆**県自立支援協議会就労支援部会地域ワーキンググループの活動**

上記市の取り組みとともに、福島県では、県自立支援協議会就労支援部会の活動として、圏域レベルで就労に関するワーキンググループを設置し、県組織等も参加した障害者就労支援に係わる個別ケースの検討を通じた地域の課題分析等を行っている。

図 自立支援協議会就労支援部会によるチーム支援



資料：いわき障害者就業・生活支援センター提供

#### ◆権利擁護

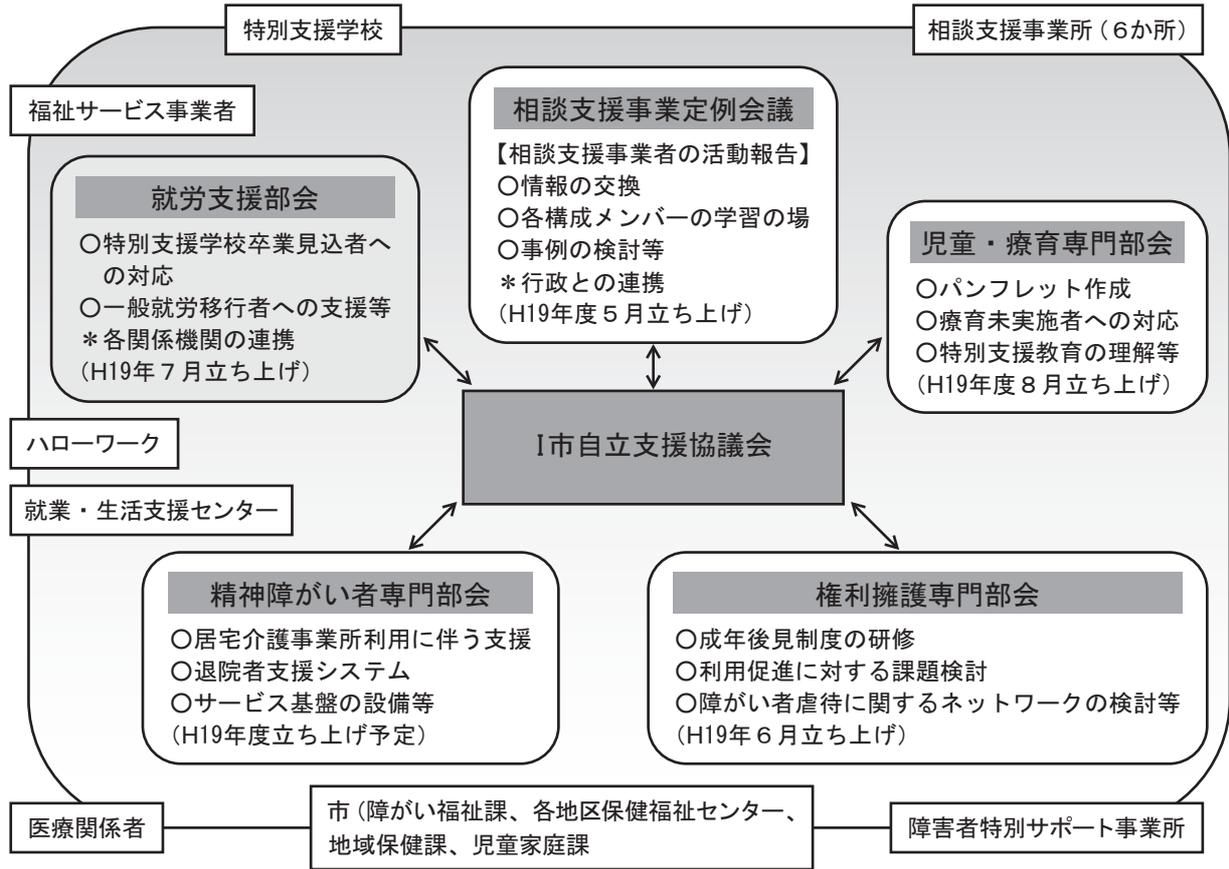
##### (NPO法人そよ風ネットいわきによる権利擁護活動)

市内には、平成13年度から障害者の権利擁護の活動を進めているNPO法人そよ風ネットいわきがあり、利用会員制の財産管理サービス（現在会員は約160名）と成年後見制度の利用促進活動（法人後見の受任を含む）により、権利擁護の側面からの障害者の地域生活支援を進めている。

##### (自立支援協議会権利擁護専門部会の活動)

いわき市自立支援協議会権利擁護専門部会では、成年後見制度に関する研修、成年後見制度の利用促進に対する課題検討、障がい者虐待に関するネットワークの検討などの活動を行っている。（いわき市自立支援協議会の構成等については次頁図参照）

図 いわき市自立支援協議会の構成



資料：いわき障害者就業・生活支援センター提供

## ②虐待の定義や事案の把握

### ◆就労場面における障害者虐待対応の状況（H20年度件数）

平成20年度については、家庭内や生活場面でのトラブルはあるものの、就業場面での虐待件数はゼロ件。就業・生活支援センターが動き出しており、ハローワークや自立支援協議会につないだり、地元の職場とで毎月勉強会を開いたりしている。こうしたことも影響してか、企業現場において大きなトラブルは確認されていない。

## ◆今回調査の定義に基づく虐待（不適切）事案

\*平成20年度の該当事案

[不適切事案] \*各1件、( )内は虐待者

- ・就労前の実習中に、当初の面談時に説明された仕事の内容に比べ、どんどんハードルをあげる。(事業所)
- ・仕事中に威嚇するような態度や暴言を吐き注意する。(事業所)
- ・それまで行っていた仕事が少なくなり、違う部署にまわされ、苦手とする仕事を強いられる。(事業所)

## ◆就業場面での障害特性に由来する不適切な対応や虐待の可能性

大きなトラブルには至らないものの、支援を通じては、以下のような不適切な対応や虐待の可能性も感じられている。

### (企業の意識と採用後の待遇)

- ・障害者雇用をしている企業の多くは年雇用（毎年契約する形態）で、正社員雇用はなかなかない。同じ時給でスタートして、そのままというケースが多い。
- ・多くの企業では、法律があり行政の指導も厳しいので、法定雇用率を満たすために何人か募集して最低限のことをしてくれればいいという意識があるのではないか。例えば、特例子会社のなかには、特段のノルマもなく、給料を出しているところもある。また、一般企業でも、2人が同じ事業所に勤めていて、一人は仕事をきちんとする人、もう一人はなかなかできない人、でも給料は同じ、ということもあった。

### (採用時点における選別)

- ・障害者の採用率だけを見ても、その会社の姿勢がわからないことがある。例えば、ある企業の場合、採用率は高いが採用条件が厳しい。センターが支援しなくてもよいレベルで、ジョブコーチも必要としない健常に近い人を雇いたい。支援の手が必要な人やジョブコーチ支援が必要な人は雇いたくない、しかも精神障害者は対象外という具合に、最初からバリアを張っている。また、ある会社は、特別支援学校を卒業してかなり能力の高い人を一定期間は雇用する。最近大企業でもそういうことが見え始めている。
- ・企業の人材募集の際に、「車椅子では対応できないので内部疾患の方が欲しい」あるいは、「身体障害の方が良いのだが事業所の環境が整っていないので車椅子利用ではない人を希望する」等の制約がかかることもみられる。

#### (障害当事者の理解力への配慮)

- ・企業が障害に対する基本的な理解ができていないため、本人が理解できないうちに話を進めてしまうようなことは毎日のように起きている。企業からすれば、そこまで配慮しなければならないのか、ということになるのかもしれない。

#### (経済的虐待の可能性)

- ・経済的虐待については、最低賃金を割りこむなどの面で発生する可能性はある。実際に、就職した方の仕事量が次第に少なくなってしまう、最低賃金を割り込むケースも出ている。センターとしては、そうした企業に対しては、「すべて労働基準局を通してください」と説明している。ただし、基準局を通して最低賃金を割り込んでもいい、という考え方もできるため、それを虐待と捉えるかどうかは判断に迷う。

#### (それ以外の虐待の可能性について)

- ・職場の中では、意識していない中でいじめてしまっているとか、悪気はないけれども本人は深く傷ついてしまうということはたくさんある。例えば、同時に入った人はいろいろなことを教えてもらうが、本人は何も教えてもらえていないことで傷つくとか。きちんと本人に説明をして理解してもらうことが必要である。(心理的虐待に近い状況)

### ③今後の課題

ヒアリング調査では、今後の取り組み課題として、本人の権利性を尊重した支援の必要性に対する認識が示された。同時に、そうした支援を実現していく上での現行のジョブコーチ及び就業・生活支援センターの取り組みの限界、地域自立支援協議会の可能性も語られている。

- ・一般の健常者職員と障害者職員間では、意識しない中でもいじめの様相がみられることもある。ただ、本人が言ってこない限り表面化しない。業務中の状況への配慮、特に目に見えないところへの配慮が必要。毎年給料が上がらないことに関しても、後見人とかそういう立場の人がいてきちんと話を聞いて、本人に「わかったかい？それでいいのかい？」と確認するとか、そういう配慮を労働現場ですていく作業(＝合理的配慮)が必要。知的障害の人が解雇になったときに、あなたにはこういう権利があるとききちんと説明していくとか、そのような決定場面に入っていないとまずいと考えている。

- 今のジョブコーチでは、本人の権利性を尊重した支援までは難しい。一人の人間として、障害がある人が安心して働き、何かあればすぐに支援できるような仕組みが望ましいが、予算的には結構掛かりそう。現在の就業・生活支援センターではそこまではカバーできない。
- 就業・生活支援センターは、企業と連携して、利用者の生活やトラブルがあったときに一緒に関わっているなので、役割上は指導という立場にはなりきれない。
- 自立支援協議会には企業を指導する権限までではないが、他機関との連携が図れる。市の自立支援協議会の就労支援部会にはハローワークも来るし、市内のB型事業所からの個別支援への要請にも対応可能である。

### 3 ヒアリング調査（個別事例調査）から見てきた障害者虐待対応の特徴や困難点と期待される支援体制

本節では、4地域の行政及び相談支援事業所等へのヒアリングから得られた、実践を通じて感じられている障害者虐待並びに障害者虐待対応の特徴や困難さについて概観する。

#### （1）対象者、権利侵害・虐待等の定義に対する迷い、意見

ここでは、年齢や障害の範囲、現場で遭遇する個々の事案のなかでの「虐待」の定義や判断について、実践ならではの悩みが語られた。また、地域によっては、あえて虐待の定義を設けずに、「本人らしく生きていくことへの支援」に焦点を当てているところもみられた。

##### （年齢、障害の範囲の難しさ）

- ・高齢者や児童は年齢で定義されるが、障害者の定義は様々（手帳の有無、診断名の有無、診断名告知の有無、本人の障害受容の有無）なので、ケースの拾い方や対応を含め幅が出てくる。
- ・一定の年齢になれば高齢者虐待防止法の適用になるなど、年齢で分けられることについて違和感が無いわけではない。しかし、18歳以上の方で高齢者虐待防止法の網にかからない方に対しては法整備がなされていない事実を前提とすると、市町村としては最終的な背景としてそのような（権限を）整備してもらった方が動きやすい。

##### （虐待の定義や判断）

- ・虐待者の定義も難しい。家族と障害者との関係でみたときに、日本では障害者が成人しても親が面倒を見るのが当然という考えがあるので、経済的な搾取にしてもどこまでが身上監護で、どこまでが搾取か、線引きが難しい。  
（関連して、例えば、「経済的虐待」と言う場合、同居している障害者の年金を家計に入れ込むことを虐待とみるのか、大いに迷う等）（複数）
- ・障害者支援の多くは、家族支援が必要だし前提になっている。そこは高齢者との大きな違いではないか。家族も支援の対象者であり、かつ虐待の当事者であるとなった場合、相談支援としては大きなジレンマを感じる。

##### （権利侵害対応と虐待）（再掲）

- ・「虐待」という概念を精緻に持っているわけではないが、「本人支援」、「本人が自分らしく生きていく権利」については感覚を研ぎ澄まし、「本人らしく生きていく権利への対応」と考えて支援を行っている。
- ・虐待や権利侵害について明確な判断基準があるわけではないが、地域自立支援協議会

での事例検討や差別事例を集める研究事業などにより具体的なケースを積み上げていくことで、皆でなんらかの方向性を示し、共有できるようになるのではないかと考えている。

## (2) 障害者虐待対応の特徴や困難点

### ①障害特性に由来する障害者虐待の特徴

障害者特性に由来する障害者虐待の特徴として、行政及び相談支援事業所からは、主に、被虐待者の特徴、虐待者の特徴、家族としての特徴、セルフネグレクトという虐待の存在などがあげられた。また、障害種別に見た職場での不適切な対応もあげられている。以下、寄せられた意見を示す。

#### (被虐待者の特徴として)

- ・被虐待者が知的に、あるいは判断能力が著しく低下している。(複数)
- ・被害を受けていることを自覚できない、あるいは被害に積極的に関与する。(複数)
- ・被害を受けていることを否定する。(複数)
- ・発信が少ない、SOSが出せないので放置されやすい。(複数)
- ・本人の意思が見えにくいので表面化しにくい。
- ・被虐待者の障害受容ができていない。
- ・支援者との関係性がもちにくい。

#### (虐待者の特徴として)

- ・虐待者自身も障害をもっていることが多い。(複数)
- ・虐待や不適切な対応をしている意識が薄い。(複数)
- ・育児や支援に専門性を有することがあるので、養育能力が左右する。(複数)
- ・虐待者に日常とは離れた介護負担がかかっている。
- ・障害特性に応じた対応をとらざるを得ない(例えば行動障害の強い子どもの子育て等)が、結果としてはそれが虐待につながってしまう。
- ・被虐待者の障害受容ができていない。
- ・支援者との関係性がもちにくい。

#### (家族の特性、あるいは相互作用性として)

- ・一方的に虐待や権利侵害を受けるということもあるが、本人の障害特性やいろいろなことでの相互作用の中で起きてしまうこともある。(複数)
- ・家族の中に複数の障害者がいて、お互いに暴力があり搾取があったりする。(複数)
- ・今は本人も家族も年齢が上がってきている。若いお母さんはいろいろな情報を持っているが、年齢が高いと家族の中に閉じられてしまい、それで問題が起きているという事案に遭遇することが多い。認知症の高齢者と障害者の子どもさんという構成だったり、家の中に引きこもっていたり地域で孤立していたりする。
- ・障害児をもつ家族の養育力は2極化傾向がある印象である。一方では、経済的にもまた知識・心情的にも大きな包容力をもった家族がいるが、他方に経済的な基盤、保護者の健康基盤、知的基盤、地域との関係性等の脆弱な家族がみられる。(複数)
- ・就労場面の事案ではあるが、家族関係が本人に影響を及ぼしているケースも少なくないのではないか。就労場面での虐待はすべて労働局に任せておけばいいという話ではない。

### (セルフネグレクト)

- ・セルフネグレクトは、目に見える虐待でもなく、他者からの虐待でもなく、いわば、「本人のなかから沸き上がってくる虐待」と言える。「本人らしさ」の尊重という点では、その障害のある状態がまさに本人らしいことになる。

### (障害種別にみた職場での不適切な対応の特徴)

- ・**知的障害**：基本的な理解力の違いがあるにもかかわらず、次々に指示を出し、返答がなくても先に進めてしまう、ということはある。
- ・**精神障害**：企業に勤めている方は服薬管理ができていて安定した状態なので、それほど差別感を感じることなく馴染める方が多い。ただし、最初（雇用時）の突破口としては厳しい。企業側としては精神障害というと躊躇してしまう部分が高い。働き始めれば落ち着いている方が多いのだが、メディア等による情報が先行していて、どうしてもそれと結びつけてしまう。
- ・**発達障害**：最近では、発達障害の方が精神障害手帳を取って就労につなげていくケースも多い。一般枠で就労を探してもなかなか就職先が見つからず、ハローワークからの薦めで専門援助部門を紹介され手帳取得を考えているとか、手帳を取得したからということで相談に来られる人も多い。中には本人としては手帳を取って窓口を広げたいのだが手帳を取得できないので、一般枠でしか探せないという方もいる。手帳があれば、とりあえずいろいろな障害者雇用の制度を活用でき、企業側もそのような対応をしてくれる。手帳がないと一般枠での雇用になり、厳しくなる。
- ・**高次脳機能障害**：高次脳機能障害の場合、瞬間、瞬間で忘れていくので、本人も仕事を覚えるのは大変である。また、企業としても、どこまで配慮していくべきなのか、という気持ちもある。

## ②障害者虐待対応の困難さ

前記障害者虐待の特徴を反映して、障害者虐待対応の高齢者等の虐待対応との違いや困難さが語られた。以下、発見～対応の流れに即して、主な意見を紹介する。

### (発見の困難さ、発見までの時間の長さ)

- ・高齢者の場合は、ケアマネジャーや、医療機関が入ることで虐待が見えてくる部分もあるが、障害者の場合、圧倒的に家族によるケアが中心である。外部サービスを利用している場合には、家族内の虐待が見えてくる場合もあるが、そうでなければ密室といえる。
- ・経済的な面で言えば、同居家族は障害者を介護している、あるいは、介護してきたという思いが強く、障害者本人のお金という認識が薄い。また、本人も自ら主張できないことで虐待は長期間に及んで発見しにくい。
- ・医療的な診断を受けていない等で支援の手が届きにくく、発見介入しにくい。

### **(介入の緊急性と本人納得（エンパワメント）とのジレンマ)**

- ・ 被虐待者が、虐待や不適切な対応を受けて自信や気力を失っているなかで、「助けて」や「嫌だ」が言えなかったり、「逃げる」決心がつかないでいる。仮に支援者がついていても、本人が明確な意思決定ができるようになるまでには時間がかかり、緊急対応の必要なケースの場合などは、機会を逸してしまうことがある。
- ・ 対応で難しいのは、家族との関係。たとえば同居で経済的虐待等を受けている方に対しても、ご本人がよほど強く独立して居所を分けるという覚悟ができない限り、相談の側からはなかなか踏み込めない。
- ・ この状態はおかしいとか、人権が侵害されているということを本人に理解してもらうステップを踏みながら支援していく形を取っていくと、緊急性とのジレンマが出てくる。
- ・ こちらは明日にでも対応をと思うが、本人が納得した上でないと、余計なことを、と思われることもある。会社から退職することになったらどうする？再就職の保証はあるの？とか。その兼ね合いは難しい。

### **(性的虐待～立証、介入の困難さ)**

- ・ 性的虐待など見えないところで行われている事案は、立証も難しいし、性的虐待であるとの判断基準も今のところはない。誰が調査できるのか、誰が踏み込めるのか、そういう権限を誰が持つべきなのか。
- ・ 事業所内での性的虐待については、労働基準監督署が動くことも難しいし、自立支援協議会を通じて市町村が動く仕組みがあっても吸い上げられにくい。何らかの形でそれを予防する方策をつくっておかなくてはいけない。

### **(受け止める側の理解や対応の問題)**

#### **(専門知識)**

- ・ 専門知識がないと虐待や不適切な対応だと気づかない。
- ・ 相談に係わって10年以上になるが、結果として「虐待」というくくりにはなっていないが、不審な亡くなり方がないわけではない。特に障害が重いと、「急変してもあたりまえ」という気持ちなのか、病院で解剖もされない。周辺の幾人かが「おかしい」と思っても何ともならない。見立ての段階で専門職の知識や経験を必要とする。

#### **(社会としての認識、態度、共感)**

- ・ 「障害者虐待対応」に対する社会的な認識も希薄であることから、問題の把握や対応が共有されない。
- ・ 基本的には我々の側に問題があるという認識を持っている。例えば、残業手当が出ないので交渉したがそれでも出ない。労働基準監督署に行っても、何処もきちんと取り扱ってくれないのが現実。性的虐待の件も経験したが、実名で言うと相談員が訴えられる。例えば学校の教師と生徒の性的関係についても、教育長などはその関係があったのが卒業式の前なのか後なのかに注目する。これは障害の問題ではなく、こちら側の問題。いつも我々側の問題なのに障害者の問題にされる。これでいいのかと思う。

- 虐待等の問題を抱える家族を、誰が見つけて、どう感じて、どこに連絡するか。周囲にどれだけ感じる人がいるか。一緒に感じてくれる人がいないと、感じた人だけが浮いてしまうことになるので、そのあたりはとても難しく感じる。
- 虐待対応の仕組みを現場の実践とどうやって絡めていくか難しいが、窓口をどのように機能させるかも重要になる。

### (3) 虐待対応の体制・環境整備にあたって重要なこと

#### ①虐待対応における相談支援事業所等の位置づけ、役割

虐待対応における相談支援事業所等の役割については、各地域の支援体制（行政の方針や姿勢、ネットワークのあり方等）を反映してか、それぞれの認識が語られた。（下線は調査機関）（一部再掲）

#### [委託相談支援事業所]

- ・相談支援事業の役割は、事態が起きたときに二度と起こらないようにすることではないかと思う。通報受理や虐待事案の判定等は役所の役割であると思う。自分の経験で言うと、虐待については相談支援事業所よりも実際のサービス提供事業所の方が知っている。相談支援事業所は、何かコトが起きたときにそれを解決するための一翼を担うという役割ではないかと思う。
- ・本市では、相談支援事業所はケアマネジメント対応機関と位置づけられているので、危機介入とか早期判断は我々ではなく行政が行うべきことで、我々は介入した後のサービス調整などの面で一緒に動く意味があると思う。

- ・障害者の相談支援事業はあくまで早期発見～コーディネート機能であり、大切にすべきはケアマネジメント。具体的な解決に至るには権利擁護センターと専門職（専門的なスキルを積んだ社会福祉士）が必置されるべきだと思う。
- ・相談支援とはあくまで一線を画す形で、権利擁護については別組織が担うべき。ワンストップの相談といっても、権利擁護について解決までを担う機関にはなりえないと思う。

- ・権利擁護支援センターができたからといって、虐待事例を全てセンターに任せるわけではない。それぞれに役割がある。どこかだけが取り組みばいい、という話ではない。そういう意味では、何かきちんとした固定的な体系があるのではなく、いろいろな機関がその都度動き、その中の一つとして「権利擁護支援センター」もある、という並列的なイメージである。また、現状では、子ども、高齢、障害と分かれているので、権利擁護専門機関は、それら相互の結節点にもなる点も重要である。
- ・仮に基幹型の相談支援事業所ができたとしても、虐待の相談があったときに、一般の事業所は基幹型に「相談をあげる」という話でもないだろう。相談支援事業所には事業所としての役割がある。ただ、1事業所では対応できないので、他につなげる、他と一緒に取り組む、そういう「システム」をつくっていく必要がある。

## [就業・生活支援センター]

### (就業・生活支援センターの立ち位置)

- ・ いろいろな支援がたくさん入って、第三者からの説明があって本人も了解して働く、そういうシステムがあると企業も安心できる。ただし、第三者として入る人には中立性が求められる。企業側の状況と本人の権利をきちんと伝え、本人が選択できるようにすることが望まれる。今の就業・生活支援センターでは、そこまで求められるとかなり辛い。
- ・ 就業・生活支援センターは、企業と連携して、利用者の生活やトラブルがあったときに一緒に関わっているのだから、役割上は指導という立場にはなりきれない。
- ・ 相談支援事業所ときちんと連携していく必要がある。就業・生活支援センターは職員が少なく生活支援ワーカーは1人なので、対応には限界がある。相談支援事業所で個別支援計画を含め、トータルで支援してもらい、就業・生活支援センターは関係する部分をきちんと動くようにしている。そうしないとこちらが潰れてしまう。

### (相談支援事業所との役割分担)

- ・ 就労関係の虐待について、法案では、どこで把握したにせよ、市町村→都道府県→労働局へ報告する形となっている。しかしながら、最初にどこかで問題の切り分けを行わないと、背後に親族による虐待があったりした場合、それが抜け落ちてしまう危険がある。
- ・ 虐待対応のしくみとして、まず本人が一番頼りになる人（＝相談支援事業所の可能性が高い）がいて、そこで問題の切り分けや会議の中心になる方がやりやすい。ただし、そこでずっと抱え込んでいくわけではないので、関係調整の役割は相談支援事業所をお願いしていく方がいいと思う。（現在の役割分担は、相談支援事業所は関係機関との調整、就業・生活支援センターは就業や生活の細かい部分で支えるサービスのひとつという位置づけ）
- ・ 労働場面は労働局となってしまうと、抜け落ちる危険性がある。仕組みづくりをする際には相談支援がベースにあって、そこで問題を切り分けていくのであればよいが、労働場面＝労働局となってしまうと、こんなところまでできない、で終わってしまう気がする。

### (自立支援協議会の役割)

- ・ 自立支援協議会には企業を指導する権限まではないが、他機関との連携が図れる。市の自立支援協議会の就労支援部会にはハローワークも来るし、市内のB型事業所からの個別支援への要請にも対応可能である。

## ②今後重要となる支援体制、法整備等

今後重要となる支援体制について、各地域・事業所等からは、様々な意見が寄せられた。以下、テーマごとに寄せられた意見を紹介する。

### ●ケアマネジメントの重要性

- ・家族支援等の多問題ケースの場合、厳しい関わりをする人と寄り添う人と、複数の役割が必要になる。虐待のケース、触法のケースの場合ほど、ケアマネジメントをきちんとしていく必要があると感じている。ただ、「ケアマネジメント」についての理解が、関係者の間で共有化されているとも思いがたい。例えば、児童相談所でも、担当者の経験だけで判断されてしまうこともある。
- ・見えにくい虐待に光をあてていくためには、全員に対してケアマネジメントを行い、サービス利用計画を作成するような仕組みがあれば、今は見えにくいものも、表に出やすくなるのではないか。いやでも表面化せざるを得ない。

### ●介入権限の明確化

- ・自立支援法や知的障害者福祉法、身体障害者福祉法など個別法においては、市町村は必要な相談援助を行うとか、自立支援法では虐待の防止に関する必要な措置を講ずるなどの規定が明文化されているが、立入調査権などの権限がきちんと明確化されていない。高齢者虐待の例と同様、市町村の調査権限等を明確にすべき。

### ●専門機関の設置

～本人の権利を守る支援体制、「権利擁護」の観点からの明確な責任の所在の必要性

- ・虐待対応を含めて、複合的な支援ニーズへの対応が必要であり、また専門的な支援の確保が求められることから、地域に権利擁護支援センターが必要である。
- ・まずケアマネジメントがあり、個別支援会議があり、その上で、毎日誰かが様子を把握しながら、誰かが責任をもってその情報を管理・判断の素材とする。今はすべてを相談支援事業所がしているが、もう少し専門性があった方がよい。例えば権利擁護支援センターが責任の所在となる、という組み立ては有効であろう。権利擁護という観点からの明確な責任の所在が必要と思う。
- ・障害者の相談支援事業はあくまで早期発見～コーディネート機能であり、大切にすべきはケアマネジメント。具体的な解決に至るには権利擁護センターと専門職（専門的なスキルを積んだ社会福祉士）が必置されるべきだと思う。
- ・地域の中に本人の権利を守る人や機関があり、判断を要する場面では必ず入るとか。雇用契約を取り交わすときや変更する際に、必ずこうしなければいけないと契約書で取り交わせれば（例えば、〇〇センターが説明を一緒に受け、同意を得るといような雇用契約）一番いい。どこがそのような役割を担うかについては、権限と人員の問題がある。人員配置は予算の問題なので政策的にやطيعけるが、権限配分はよく考える必要がある。
- ・権利擁護支援センターという構想があるが、そこに弁護士が配置され様々な権利につ

いて整理してもよいかと思う。成年後見だけではなくて、見えにくい権利侵害をきちんと整理して、権利を守るセンターにできないかと思う。

- ・そうした権利を擁護する機関の設置は、都道府県レベルでは全然機能しないだろう。少なくとも保健福祉圏域レベルでないと機能しないのではないか。

## ●対応機関や人材

### (人材配置・予算措置の充実)

- ・すぐ動ける虐待対応チームが必要（行政、弁護士、人権委員等）
- ・法律家との連携システムとその予算
- ・専門家が相談できる無料の弁護士がもっとほしい。

### (人材育成・専門性の向上等)

- ・相談員の専門性の向上
- ・ケースによってそれぞれ背景が異なるため、動き方や各機関との連携の仕方などに反省が残ることがあり、スーパーバイズを含め、我々の専門性を高めるための機会を切望している。
- ・相談支援専門員、相談支援ワーカーの資質を高めるための内部あるいは圏域レベルでの研修は今後の課題。地域の事業所、学校関係者とも一緒に育っていく必要もある。ただし、「研修」は、単に研修をただけでは絵に描いたもち。ケア会議を積み重ねていくなかで、関係者が同じ意識をもっていける方がより効果的。

### (第三者委員による監視)

- ・行政の動きが遅く責任の所在が不明なので、第三者委員による監視が必要。

## ●ガイドライン・マニュアルの整備

- ・高齢者虐待と同様に、マニュアルがあれば虐待対応にも入りやすいかもしれない。ただし、障害者の場合には虐待のパターンが広がる。障害種別ごとに判断基準がずれたり、就業場面や教育場面ほか幾つか想定される場面もあるので難しい。
- ・支援マニュアルやシステムの整備・構築。

## ●予防のための取り組み

- ・教育を通じた本人支援：家族の支援力に差があるなかで、学校でお金の使い方を何も学んでいない子どもたちに、20歳から月々一定の金額が入るようになる。それが本人の犯罪、親の犯罪に結びついてしまう。教育のないなかでお金だけが入ってしまう仕組みについても考えていく必要がある。
- ・虐待種別の予測と不適切な対応が虐待に進まないための適切な支援
- ・地域ぐるみの解決への体制が必要
- ・社会への情報の提供
- ・相談のための行政の窓口の明確化
- ・通報ルートや窓口の確認

## ●虐待対応・支援について

### (障害特性を踏まえた支援)

- ・権利問題という切り口で入っていくのも重要なのだが、障害特性を配慮しないと本人の支援にならない。知的障害、精神障害、発達障害など特性に配慮して手を打たないと、結局解決できない。

### (緊急避難場所（シェルター）等の確保)

- ・福祉的な受け皿に対する、サポート制度が必要（ある意味でのシェルター的な生活支援施設とそれに対する支援が行われる助成制度の創設など）
- ・緊急対応のための施設（シェルター）がない。特に虐待ケースの場合、行政、警察、相談支援事業所、施設等関係機関がすぐに招集され、必要な生活の場の確保、生活支援、所得保障等が支援されるような体制がないと、被虐待者は先の展望が描けない。

### (関係機関との虐待対応・支援体制の充実)

- ・地域で相談援助を担っている相談支援事業所をはじめ、関係機関とのネットワークづくりを進めるとともに、都道府県など他の官公署を含めて役割分担を整理すること。
- ・弁護士等の人権擁護との連携
- ・家裁の後見監督機能の強化（後見人の犯罪防止）

### (家族支援の仕組み)

- ・障害者の親の子育てを応援するシステムが必要。実際はお母さん一人で支えていて、そのお母さんが精神を煩ってしまうとか。お母さん自身も困っているのだが、誰もどうしたらいいか教えてくれない感じ。経済的な困窮もある。
- ・救援体制が不備、もしくは救援のよりどころがない。
- ・成年後見制度はあくまでも個人の権利を支援する仕組み。もう少し「家庭」や「家族」に着目した支援ができるのではないかと。例えば、親と本人のお金をあわせれば家族の生計はなんとか回っていく。不適切に使われていないかどうか判断できれば、一緒に暮らしていく選択肢もあるのではないかと。親子のつながりはとても大事。

### (福祉サービス、関連制度の基盤充実、利用促進)

- ・成年後見等制度について、速やかな後見人選任とともに、費用負担が支障になる場面があることから、補助制度の充実など。
- ・日常生活自立支援事業や成年後見制度の使いやすさや費用面の改善。
- ・家族による年金管理のチェック機能が、行政支援の仕組みの一つとして実施されること。

## 第3章

### アンケート調査

#### (大規模調査)

### 結果



### 第3章 アンケート調査（大規模調査）結果

#### 【実施概要】

##### （1）調査の目的

在宅で生活する障害者に対する虐待事例および虐待が疑われる事例に対する相談対応状況（件数、内容等）を把握し、どのような障害を持つ人がどのような被害に遭いやすいのか、統計的な把握を行う。また、対応の困難さや課題、望まれる支援体制等について意見を収集することを目的に実施した。

##### （2）実施概要

###### ①調査対象

本調査では、以下の相談機関を対象として調査を実施した。

対象	対象数
全国の直営及び委託の相談支援事業所	2,341
障害者就業・生活支援センター（全数）	246
合計	2,587

###### ②調査方法

調査票の発送・返信ともに郵送法により実施した。

###### ③調査実施時期

平成21年11月28日～12月28日

###### ④回収率（有効票）

		有効回答数	有効回収率
全体		988票	38.2%
内訳	直営相談支援事業所	178票	35.7%
	委託相談支援事業所	658票	
	障害者就業・生活支援センター	113票	45.9%
	種別無回答	39票	—

## 【本調査で検討の対象とする事案の考え方】

本調査研究では、地域で生活する障害者に関わる「虐待」及び「虐待の疑い」について、以下のように考えます。

### (1) 本調査における「障害者虐待」の考え方

○障害者に対する虐待については、平成 17 年 10 月 20 日の厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「障害者（児）施設における虐待の防止について」のなかで、「虐待にあたる行為について」として、次のように記載されています。

障害者（児）虐待は、障害者に対する不適切な言動や障害者自身の心を傷つけるものから傷害罪等の犯罪となるものまで幅広いものと考えられる。児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）においては、虐待とは、①身体的虐待、②性的虐待、③ネグレクト、④心理的虐待とされており、施設における障害者（児）虐待もこれに準じるものと考えられる。これら以外にも、障害者（児）の所持する年金等の流用など財産の不当な処分も虐待に当たると考えられるものである。

○その後成立した「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成 17 年 11 月 9 日法律第 124 号、以下「高齢者虐待防止法」という）では高齢者虐待を次のように定義しています。

- i 身体的虐待：高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ii 介護・世話の放棄・放任：高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること。
- iii 心理的虐待：高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- iv 性的虐待：高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること
- v 経済的虐待：養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

○現在、障害者の虐待防止・養護者等支援に向けた法律が整備されつつありますが、虐待の類型はおおむね高齢者虐待の定義に準じることが想定されている\*ことから、**本調査においても、虐待の類型は上記 i～v に示した 5 類型とします。**なお、地域で生活する障害者の場合、就労の場における虐待も視野に入れる必要性があり、法整備に向けては、虐待者として使用者が加えられています。

\*先の第 171 通常国会に提出された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律案」（与党自民党案（当時））、「障がい者虐待の防止、障がい者の介護者に対する支援等に関する法律」（野党案民主党（当時））においても、虐待の定義としては、おおむね高齢者の虐待類型に応じた内容が示されています。

○なお、上記法案では与野党ともに、「家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所等の障害者には施設等の種類に応じ、この法律、児童福祉法または高齢者虐待防止法を、家庭の障害高齢者にはこの法律及び高齢者虐待防止法をそれぞれ適用」としていますが、本調査研究の事案整理にあたっては、年齢をわけることなく、すべての年齢の障害児・者を対象に考えます。

○さらに、本調査研究では、障害者虐待を、「障害者への虐待」とともに「障害者による虐待」も含めて捉え、事案の収集整理を行うこととします。アンケート調査に先立って実施したヒアリング調査では、その障害特性から暴力や暴言の行動に出てしまう（そのように受け取られてしまう）例も語られており、「虐待」という言葉が適切かどうかはともかく、権利を擁護するために、何らかの積極的介入が必要な場合も想定されるのではないかと考えたからです。

## (2)「虐待が疑われる」事案の考え方

○障害者自立支援法第二条第1、2項並びに同法・第七十七条では、「障害者等に対する虐待の防止」という例示をしながら、市町村及び相談支援事業者、都道府県の責務として、障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行うことを位置づけています。

○このことは、仮にその事例が法（案）で示す虐待かどうか判別しがたい場合でも、障害者の権利が侵害されていたり、生命や健康、生活が損なわれるような事態が予測されるなどの場合には、必要な援助を行っていかねばならないことを示しており、本調査研究では、そうした広い意味での権利侵害の事例を「虐待が疑われる事案」と位置づけます。高齢者虐待防止法の運用にあたっては、こうした事案を「高齢者虐待に準じる例」として虐待防止法に基づく対応を行っている自治体も多く、障害者の権利を擁護していく上でも重要と思われる。

.....

○「虐待が疑われる」の範囲の考え方は、相談支援に携わる方あるいは当該地域の実践により様々です。ここでは、特に規定をしませんので、日頃の相談支援のなかで貴事業所・センターが「虐待が疑われる」と思われた事案についてご紹介ください。

○虐待者等としては、家族・親族・同居人、使用者、福祉・医療サービス提供者、施設従事者、教育関係者、地域住民、ご本人（セルフネグレクト等）等さまざまな方が想定されます。

\*なお、本調査では、障害者自立支援法に準拠し「障害児・障害者」と記載しています。

## 【調査結果の概要】

### (1) 権利擁護が必要と思われた事案、権利侵害への対応が必要と思われた事案と対応方法

平成 20 年度に支援を行った事案のうち、権利擁護が必要と思われた事案、あるいは権利侵害への対応が必要と思われた事案が「あった」と回答した事業所は 59.4%。(P11)

(市町村直営：41.0%、委託相談支援事業所：66.4%、就業・生活支援センター：44.2%)

〔相談内容の上位項目〕

「経済的搾取の問題」42.1%  
「本人の意思決定に関する問題」37.3%  
「経済的困窮に関する問題」36.6%  
「世話の放棄・ネグレクト」36.3%

※上記の数値は、該当事案が「あった」と回答した 587 事業所を母数とする割合。

権利擁護や権利侵害への対応が必要な事案については、「行政や関係機関を含めた個別支援会議で検討」している割合が 6 割を占める。また、「相談支援事業所のネットワーク」や「地域自立支援協議会」など、関係機関との連携の中で対応している実態がうかがえる。(P14)

「行政や関係機関を含めた個別支援会議で検討」60.0%  
「事業所・センター内のケース会議で検討」40.4%  
「相談支援事業所のネットワークの中で検討」27.8%  
「地域自立支援協議会の中でケース検討や問題提起を実施」23.3%

### (2) 虐待にあてはまる事案、虐待が疑われる事案の有無

本調査で提示した虐待にあてはまる事案があった事業所は 23.6%、虐待が疑われる事案があった事業所は 25.8%。(回答事業所の 4 割以上が、虐待にあてはまる事案または虐待が疑われる事案があったと回答している。)(P16)

「虐待にあてはまる事案があった」23.6%  
「虐待が疑われる事案があった」25.8%  
「虐待該当事案、疑われる事案はいずれもなかった」36.3%  
「わからない、判断がつかない」12.0%

※複数回答

### (3) 虐待または虐待が疑われる事案

本調査で定義した「虐待」にあてはまる事案、あるいは「虐待」が疑われる事案について簡易な事例収集を行ったところ、409 事業所から 966 ケースの回答が寄せられた。

#### ①被虐待者のプロフィール (P17)

##### (被虐待者の年齢)

「18 歳未満」257 件 (26.6%)、「18~64 歳」610 件 (63.2%)、「65 歳以上」57 件 (5.9%)

##### (被虐待者の障害種別)

「知的障害」が 62.3%、「身体障害」18.4%、「精神障害」13.1%、「手帳なし」12.4%

#### ②虐待の種類 (P18)

「身体的虐待」35.7%、「介護・世話の放棄・放任」37.9%、「心理的虐待」29.2%、「性的虐待」6.8%、「経済的虐待」33.1%

##### (年齢別特徴)

18 歳未満：「介護・世話の放棄・放任」62.3%、「身体的虐待」37.0%、「心理的虐待」25.3%

18~64 歳：「経済的虐待」44.6%、「身体的虐待」「介護・世話の放棄・放任」「心理的虐待」は各々30%前後

65 歳以上：「身体的虐待」56.1%、「経済的虐待」36.8%、「心理的虐待」35.1%

#### ③虐待者（含疑い）の属性 (P20)

「親」55.1%、「きょうだい」18.0%、「その他親族」6.8%、「配偶者」6.7%、「子ども」6.6%など、家族・親族が上位を占める。

##### (年齢別特徴)

18 歳未満：「親」94.9%、「その他親族」4.3%

18~64 歳：「親」44.1%、「きょうだい」25.4%、「配偶者」8.9%・・・

「本人」3.8%、「企業・職場（使用者）」3.1%、「障害福祉サービス事業所・施設」3.0%

65 歳以上：「子ども」47.4%、「本人」「配偶者」「きょうだい」「その他親族」各 10.5%

#### ④相談経路 (P24)

相談が寄せられた経路は、被虐待者の年齢によって異なっている。

##### (年齢別特徴)

18 歳未満：「教育機関」30.4%、「虐待者本人」16.3%、「行政障害福祉担当」15.2%、「行政相談機関（児童相談所等）」14.0%

18~64 歳：「被虐待者本人」34.4%、「障害福祉サービス事業所・施設」17.5%、「行政障害福祉担当」13.9%、「被虐待者の家族・親族」12.6%

65 歳以上：「地域包括支援センター」28.1%、「被虐待者本人」22.8%、

⑤虐待の背景・要因と思われること (P29)

回答の上位には、「経済的困窮」(41.7%)や「障害特性の理解不足」(40.4%)が上位。また、被虐待者本人の状況として「SOSのサインが出せない」(34.9%)ことや「被害を受けている自覚がない」(29.8%)こと、虐待者側でも「養育能力の問題か障害か判別がつかない」(32.8%)や「障害や病状の悪化による判断力等の低下」(17.9%)などの要因が挙げられている。

(年齢別特徴)

18歳未満：虐待者の「養育能力の問題か障害か判別がつかない」47.5%、「障害特性の理解不足」44.4%、「経済的困窮」39.7%、被虐待者が「SOSのサインが出せない」38.5%  
18～64歳：「経済的困窮」43.9%、「障害特性の理解不足」41.6%、被虐待者が「SOSのサインが出せない」33.3%  
65歳以上：虐待者の「障害や病状の悪化による判断能力等の低下」50.9%、「生活環境の劣化」33.3%、「経済的困窮」31.6%

⑥終結状況 (P36)

寄せられた事案のうち、虐待対応としても終結を迎えていない事例が44.3%を占めた。

「虐待事案として終結していない」44.3%  
「虐待事案としては終結したが、ケースとしては継続支援中」37.0%  
「虐待対応としてもケースとしても終結した」14.3%

(4) 法整備にあたって重要なこと(自由記述回答)(P38～57)

寄せられた回答では、「対象者、権利侵害・虐待等の定義の明確化」を望む意見や「介入権限の明確化」を望む意見が多い。

「対応機関・人材」に関して：行政責任の明確化、専門機関の設置、対応機関の明確化、人材配置・予算措置の充実、人材育成・専門性の向上

「相談・通報」に関して：通報の義務化と通報者の保護、早期発見のための地域や関係機関との連携体制、相談支援体制の充実

「虐待対応・支援」に関して：関係機関との虐待対応・支援体制の充実、介護者等支援対策の充実、緊急避難場所(シェルター)等の確保等

(5) 障害児・者虐待への適切な対応をするために必要な体制(自由記述回答)(P58～71)

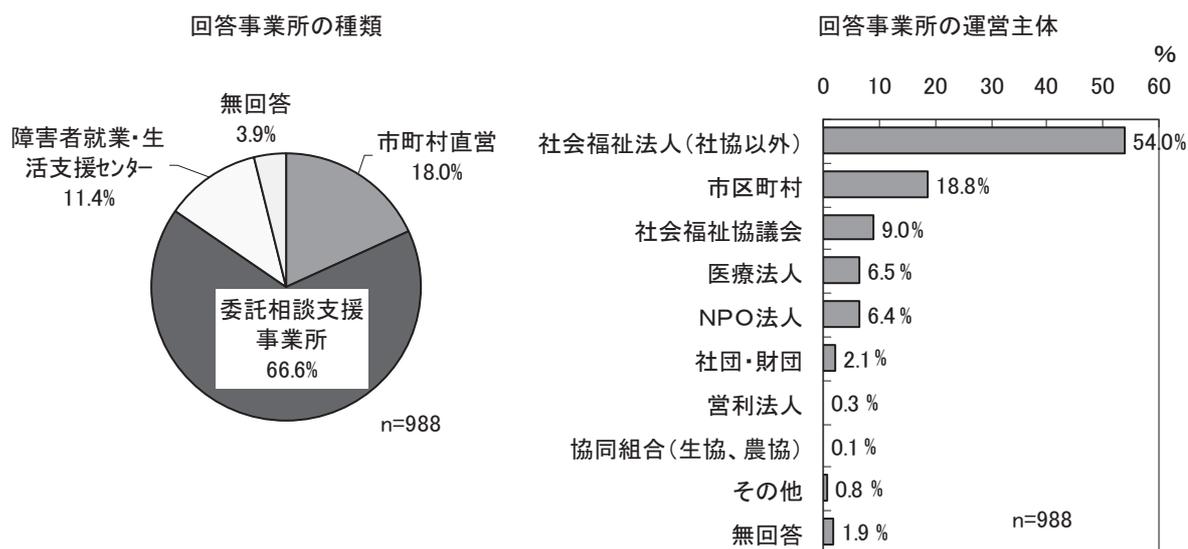
「専門機関の設置・専門職の配置」を求める意見が最も多く、次いで「行政・司法・医療・福祉関係機関の連携」が続く。また、「相談支援事業所と行政等の役割の明確化」を求める意見も多く、相談支援事業所は明確な役割分担の上での虐待対応や支援への関わりを求めている。

また、「予防、発見通報システムの整備」「人材育成、研修機会の確保」を求める意見も少なくなく、予防～発見通報～支援に渡る一連の虐待対応システム化と従事者の育成が求められている。

## 1. 回答事業所のプロフィール

○回答が寄せられた 988 事業所のうち、「委託相談支援事業所」は 658 か所 (66.6%) を占める。また、「市町村直営」は 178 か所 (18.0%)、「障害者就業・生活支援センター」が 113 か所 (11.4%) であった。

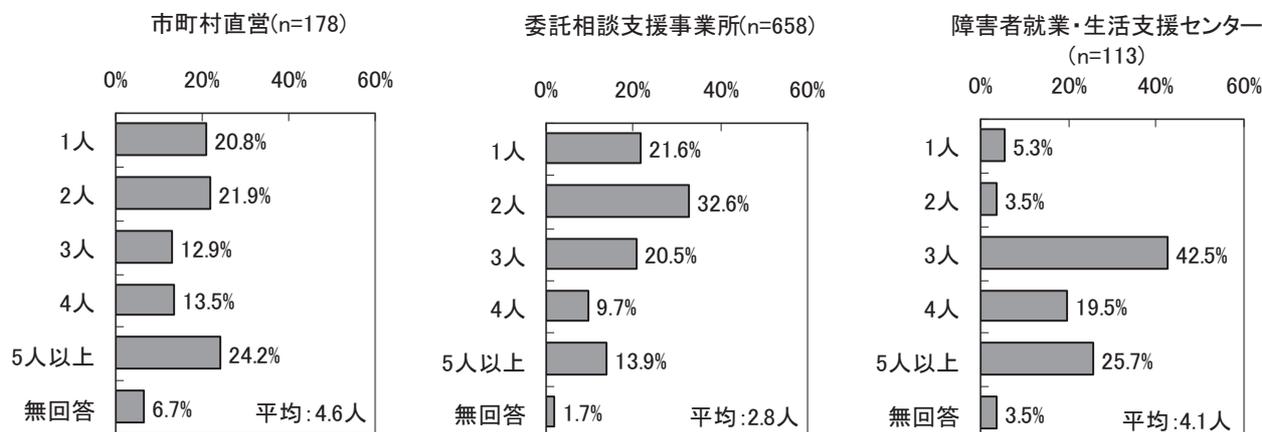
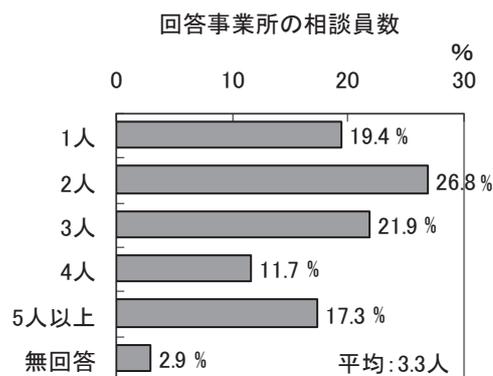
○回答事業所の運営主体では、「社会福祉法人（社協以外）」が 54.0%を占める。



## 2. 相談支援の体制

### (1) 相談員数

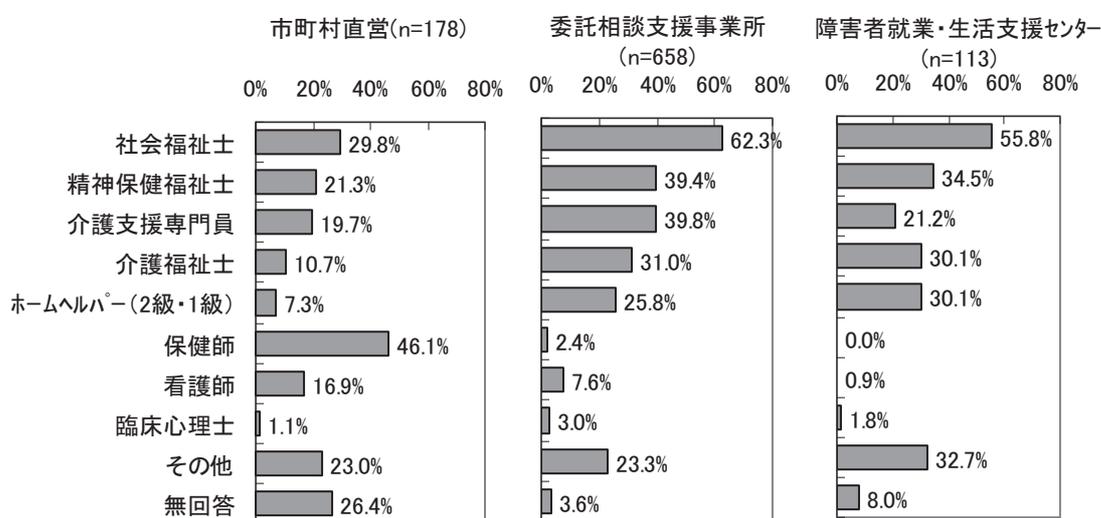
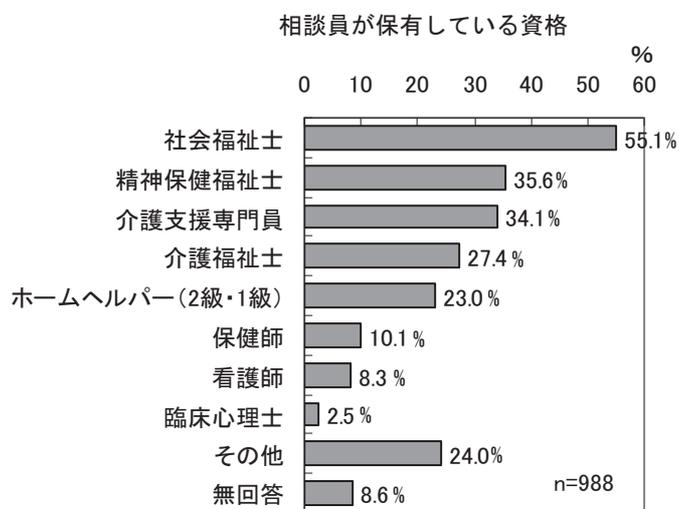
○回答事業所の相談員数は 1 か所あたり平均 3.3 人であった。ただし、事業所の種類別にみると委託相談支援事業所では相談員数が 2 人以下の事業所が半数以上を占めており、平均でも 2.8 人と市町村直営や就業・生活支援センターと比べて少ないことが分かる。



## (2) 相談員が保有している資格

○回答が寄せられた事業所の相談員が保有している資格をみると、「社会福祉士」が最も多く、次いで「精神保健福祉士」「介護支援専門員」「介護福祉士」「ホームヘルパー」の順となっている。

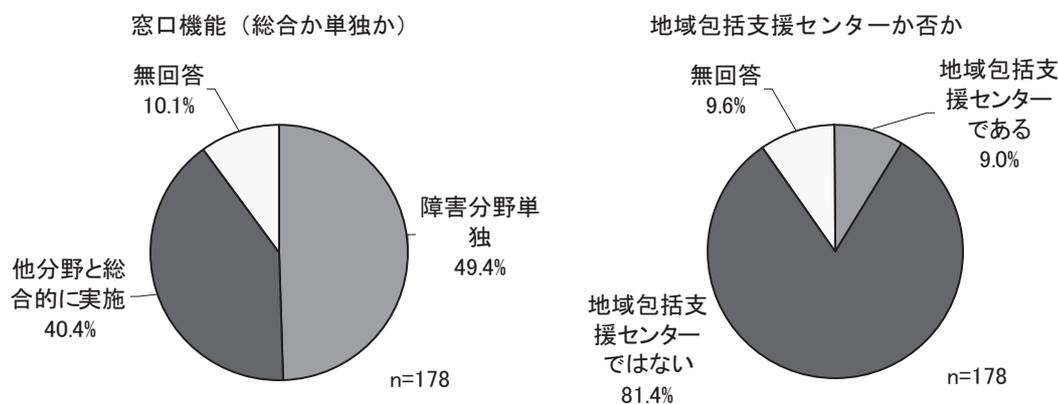
○事業所の種類別にみると、市町村直営では「保健師」が半数近くを占めているが、委託相談支援事業所や就業・生活支援センターでは社会福祉士を中心とした構成になっている。



## (3) 事業内容

### ①直営事業所の窓口機能（直営事業所のみ）

○直営事業所の半数近くは「障害分野単独」で窓口を設置しており、他分野と総合的に相談を実施している割合は 40.4%であった。地域包括支援センターが窓口機能を担っている割合も 9.0%ほどみられた。



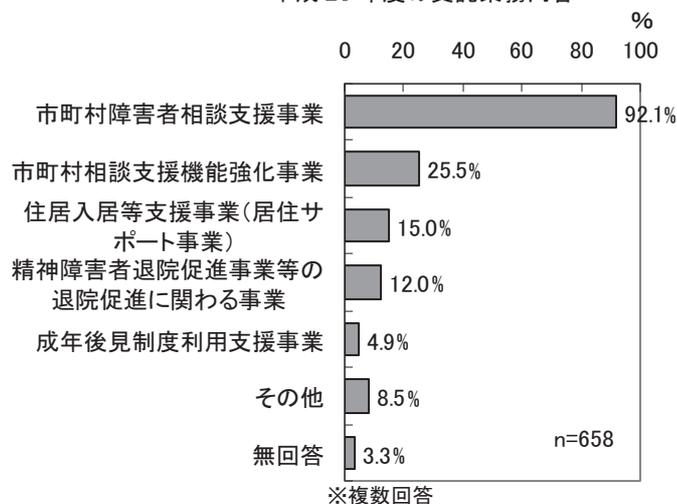
②委託相談支援事業所の受託業務内容（委託相談支援事業所のみ）

○委託相談支援事業所が平成20年度に受託していた市町村相談支援事業等の受託内容をみると、ほとんどの事業所で「市町村障害者相談支援事業」を受けているが、「市町村相談支援機能強化事業」を受託していると回答した割合は25.5%にとどまった。

○また、「住居入居等支援事業（居住サポート事業）」や「精神障害者退院促進事業等の退院促進に関わる事業」を受託している割合は12～15%であった。

○「成年後見制度利用支援事業」については、受託している事業所は4.9%にとどまっている。

平成20年度の受託業務内容



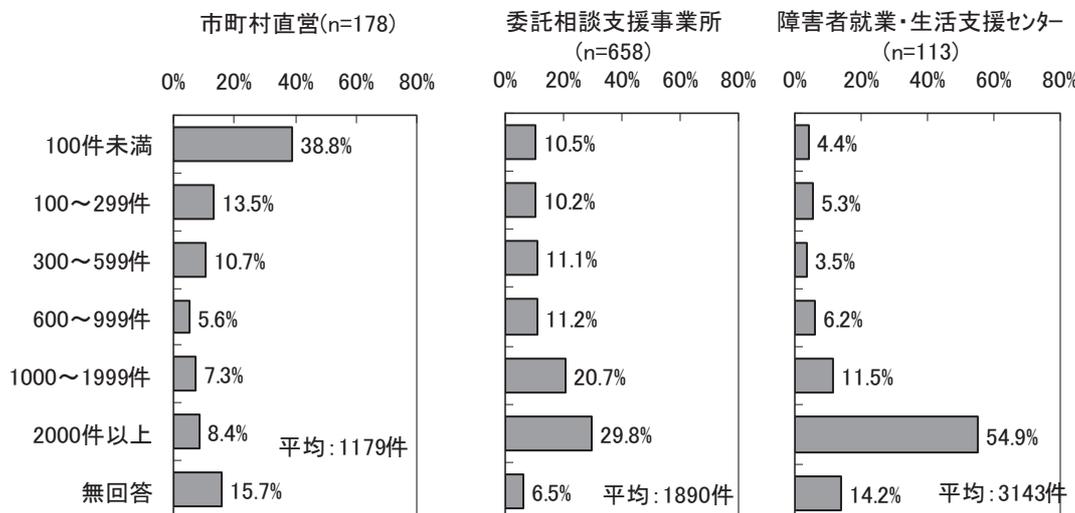
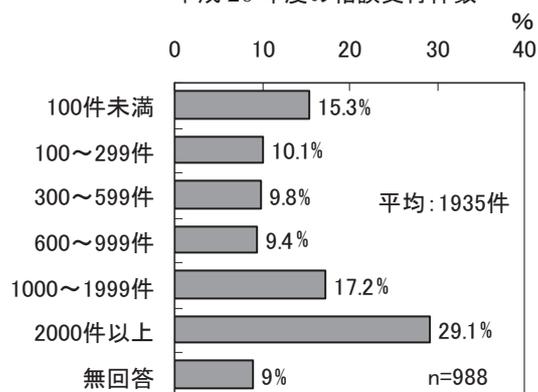
3. 平成20年度1年間の障害児・者に関わる相談支援の実績

(1) 相談受付件数（件／年）

○平成20年度の障害児・者に関わる相談受付件数は、回答事業所によってかなり差がみられる。回答事業所平均では1,935件であった。

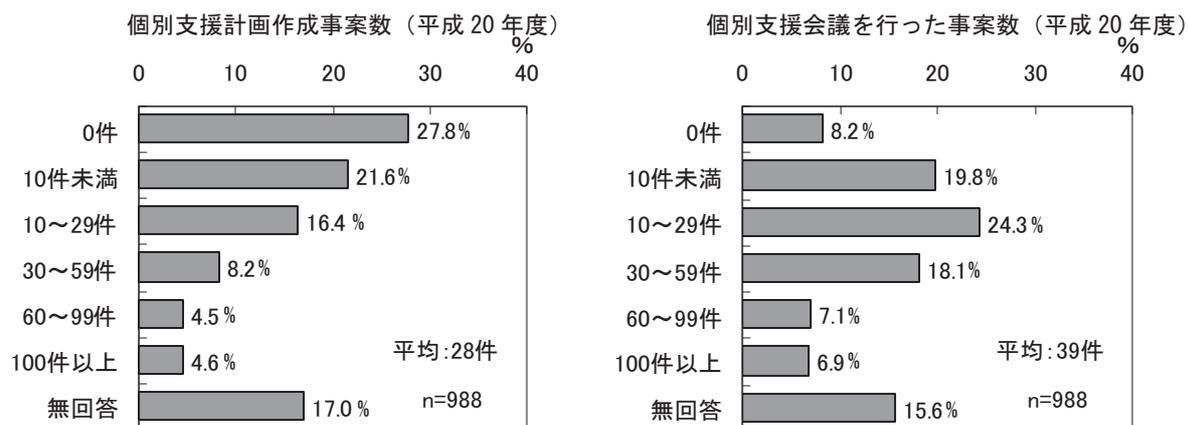
○事業所の種類別に平均相談受付件数みると、市町村直営では1,179件、委託相談支援事業所では1,890件、障害者就業・生活支援センターでは3,143件であり、大きな差がみられた。

平成20年度の相談受付件数

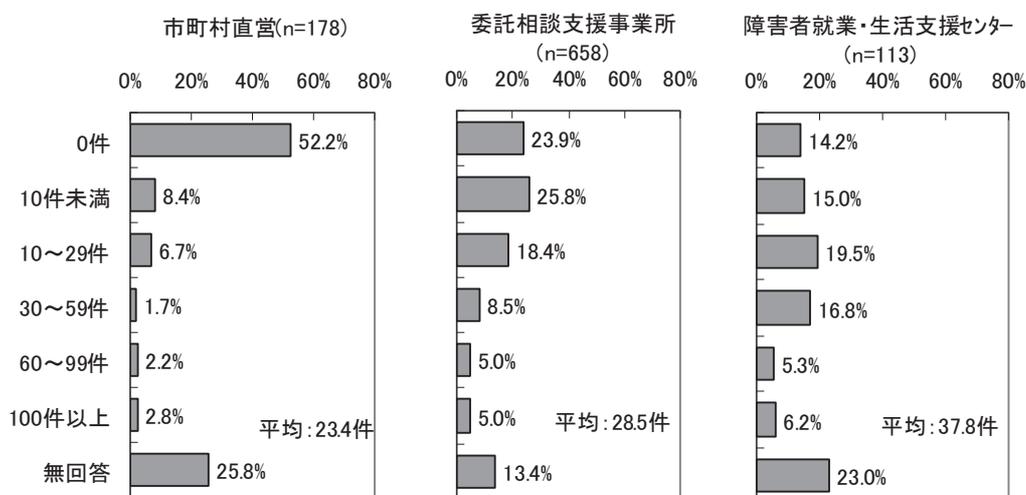


## (2) 個別支援計画作成事案数、個別支援会議を行った事案数

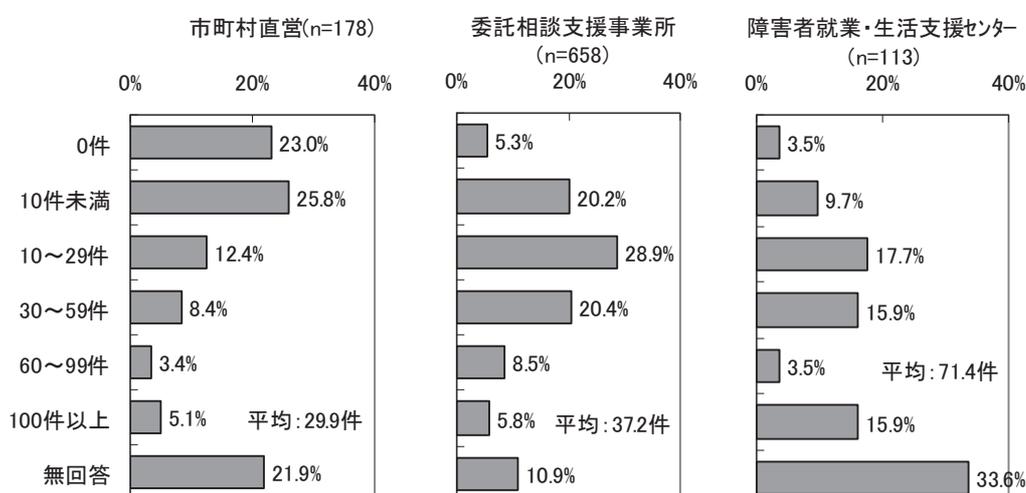
○平成20年度における個別支援計画の作成件数をみると、回答事業所平均では28件であった。  
また、個別支援会議を行った事案数は平均で39件であった。



### 個別支援計画作成事案数 (平成20年度)



### 個別支援会議を行った事案数 (平成20年度)

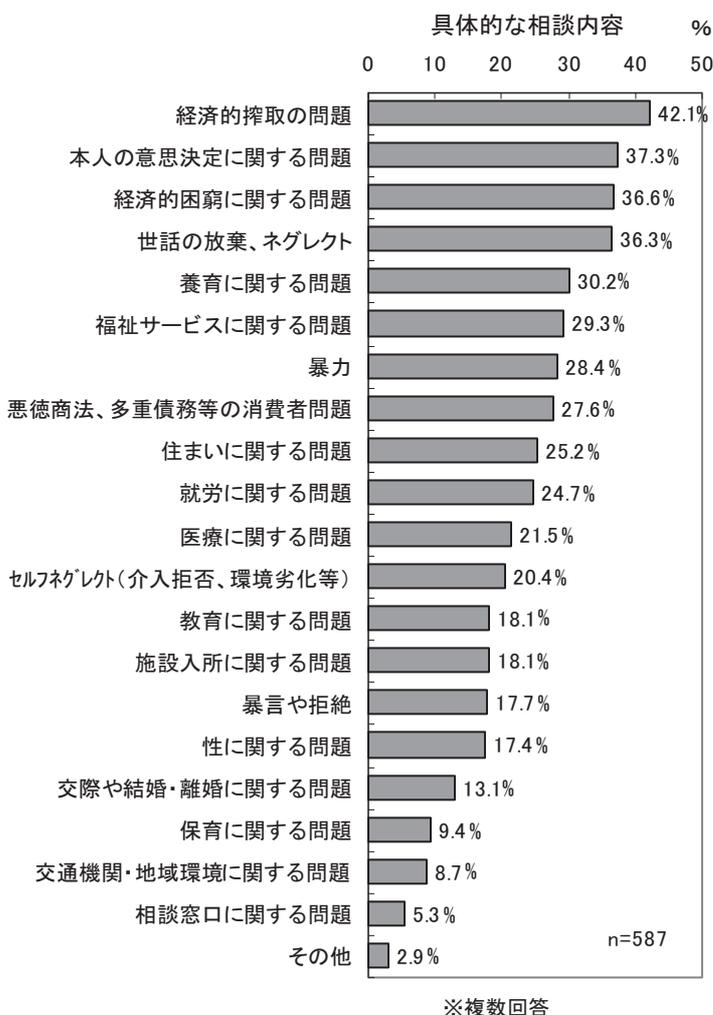
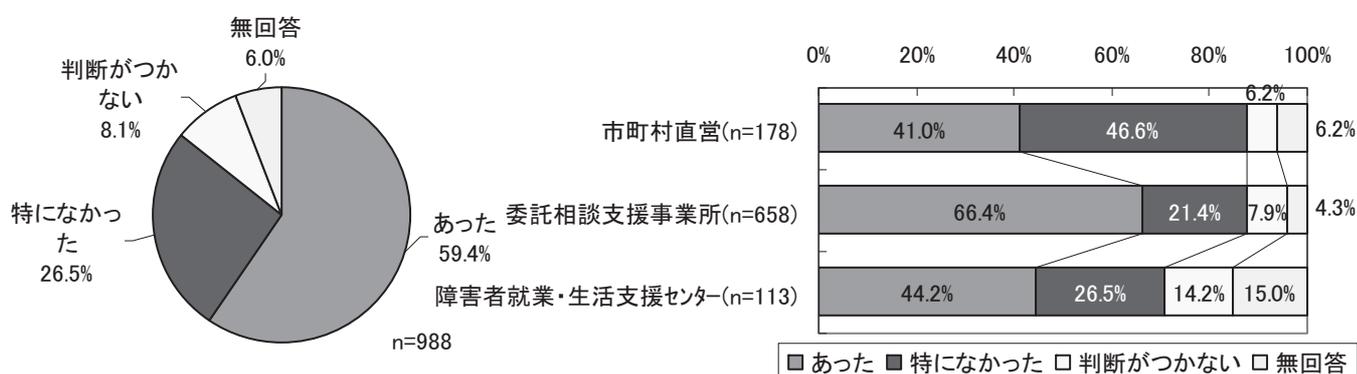


### (3) 権利擁護が必要と思われた事案、権利侵害への対応が必要と思われた事案

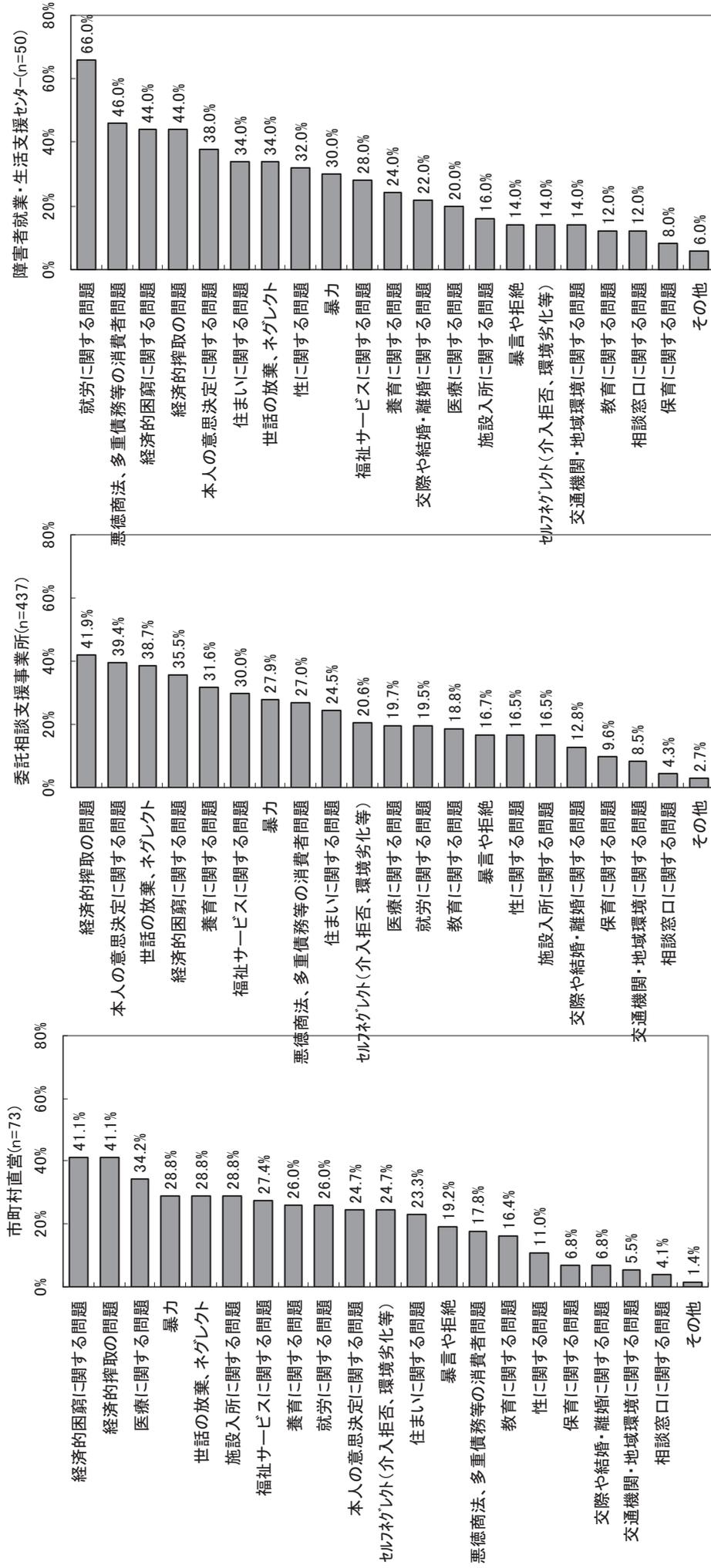
○平成20年度に支援を行った事案のうち、権利擁護が必要と思われた事案あるいは権利侵害への対応が必要と思われた事案の有無をみると、回答事業所全体では59.4%が「あった」と回答している。事業所種類別にみると、委託相談支援事業所では「あった」と回答している割合が66.4%を占めた。

○具体的な相談内容では、「経済的搾取の問題」と回答した事業所が42.1%で最も多く、次いで「本人の意思決定に関する問題」37.3%、「経済的困窮に関する問題」36.6%、「世話の放棄、ネグレクト」36.3%などが上位を占めている。

「権利擁護が必要」「権利侵害への対応が必要」と思われた事案



※この数値は実際の権利侵害事案数を示すものではない。回答事業所のうち、どの程度の事業所でどのような権利侵害事案があったかを尋ねたものである。

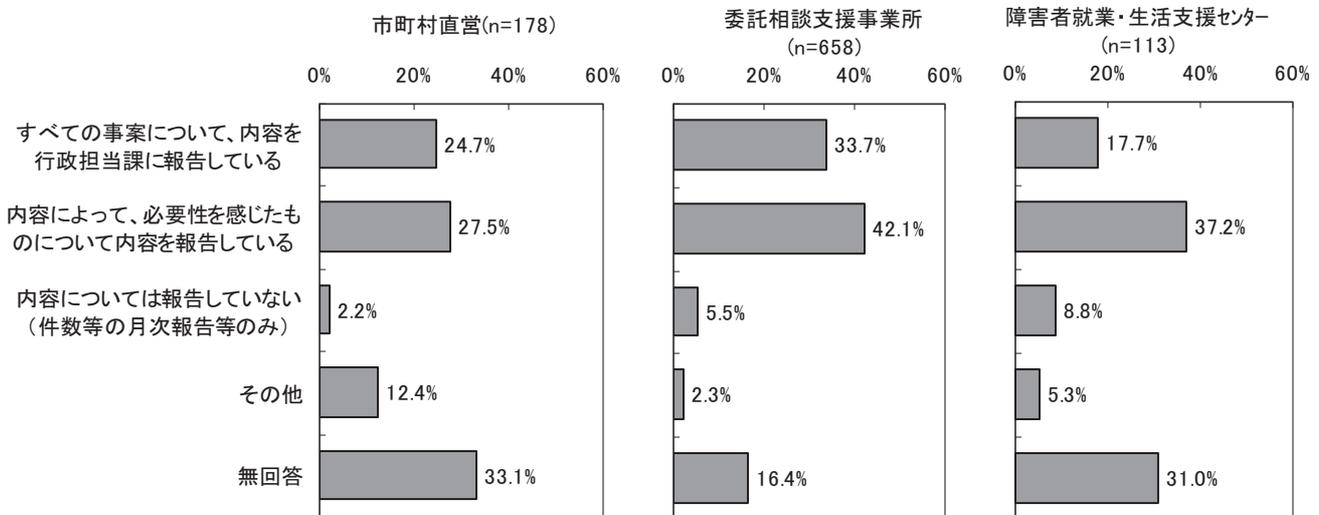
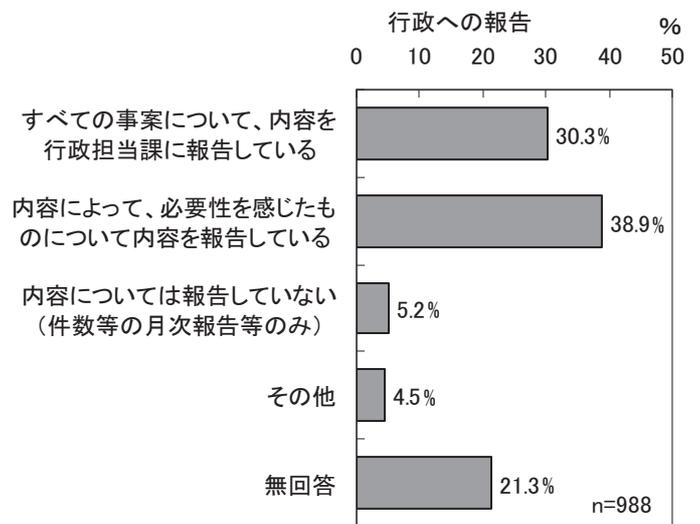


#### 4. 権利侵害への対応や権利擁護が必要な事案についての行政や地域自立支援協議会との関わり

##### (1) 行政への報告

○権利侵害への対応や権利擁護が必要な事案に関して行政への報告状況をみると、「内容によって、必要性を感じたものについて内容を報告している」が38.9%で最も多く、「すべての事案について内容を行政担当課に報告している」は30.3%であった。

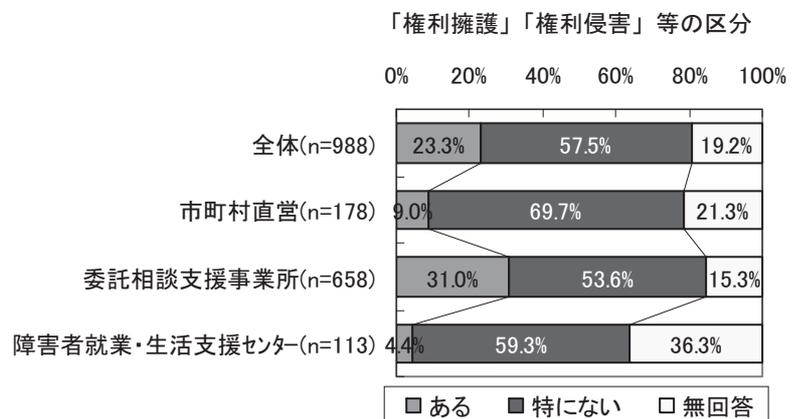
○事業所種別にみても、委託相談事業所や就業・生活支援センターでは「必要性を感じたものについて報告している」割合が40%前後で最も多い。



##### (2) 行政への報告書式(様式)中の「権利擁護」「権利侵害」等の区分の有無

○行政への報告書式(様式)中に、「権利擁護」あるいは「権利侵害」等の区分が「ある」と回答した割合は、全体では23.3%であった。

○事業所の種類別にみると、区分が「ある」割合は市町村直営では9.0%、就業・生活支援センターでは4.4%にとどまっている。

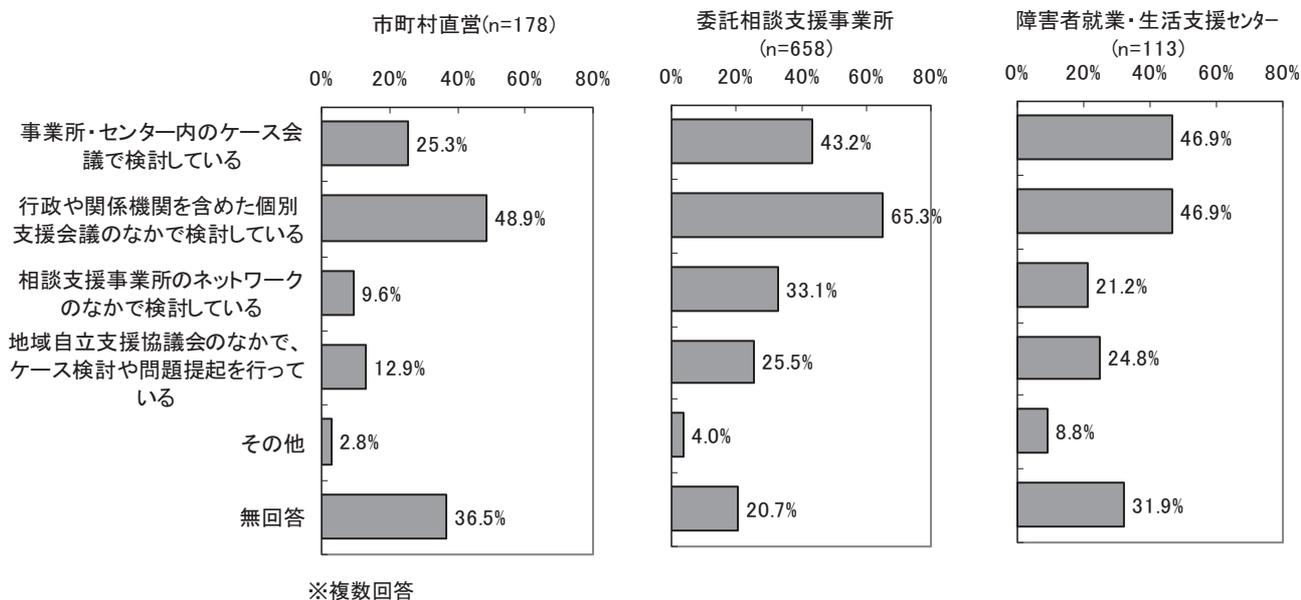
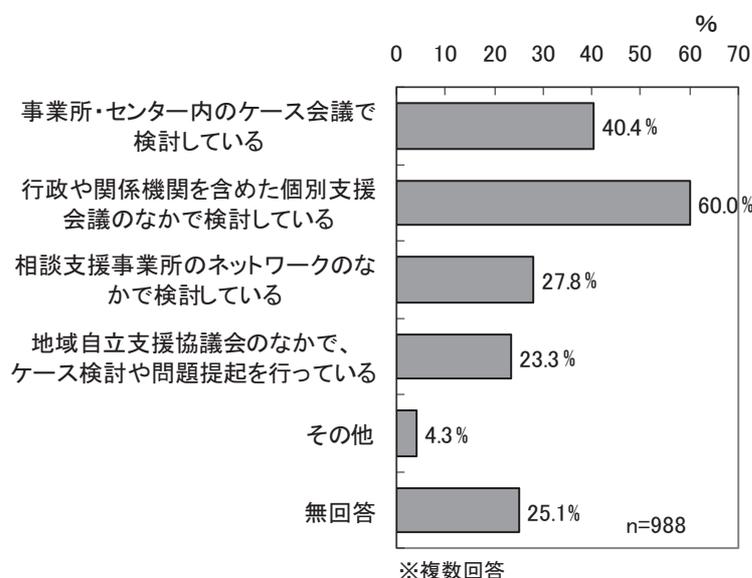


### (3) 権利侵害への対応や権利擁護が必要な事案への対応方法

○権利侵害への対応や権利擁護が必要な事案への対応方法をみると、「行政や関係機関を含めた個別支援会議のなかで検討している」が60.0%を占めて最も多く、次いで「事業所・センター内のケース会議で検討している」40.4%が続く。「地域自立支援協議会の中でケース検討や問題提起を行っている」と回答した割合は23.3%にとどまった。

○事業所の種類別にみると、委託相談支援事業所では「行政や関係機関を含めた個別支援会議のなかで検討している」割合が65.3%、「相談支援事業所のネットワークの中で検討している」が33.1%を占めており、行政や関係機関、他の相談支援事業所との連携の中で対応にあたっている事業所が多い。

権利侵害への対応や権利擁護が必要な事案への対応方法

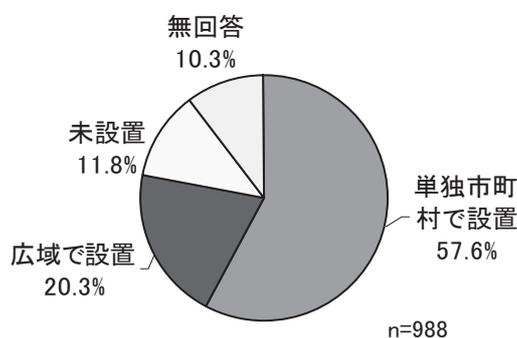


#### (4) 地域自立支援協議会の設置状況と活動内容

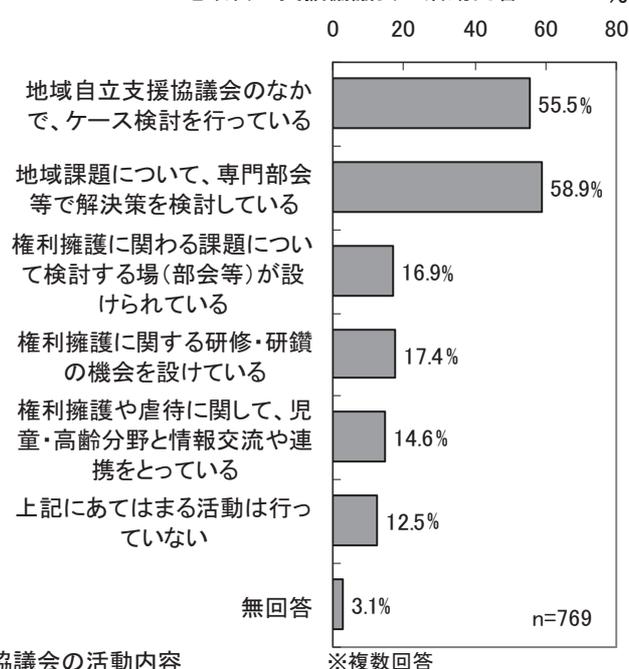
○地域自立支援協議会の設置状況をみると、「単独市町村で設置」していると回答した事業所が57.6%、「広域で設置」と回答した事業所が20.3%を占めたが、「未設置」も11.8%を占めた。

○地域自立支援協議会の活動内容をみると、「地域課題について、専門部会等で解決策を検討している」、「地域自立支援協議会のなかで、ケース検討を行っている」などは半数以上を占めていた。一方で、「権利擁護に関わる課題について検討する場（部会等）が設けられている」16.9%、「権利擁護に関する研修・研鑽の機会を設けている」17.4%、「権利擁護や虐待に関して、児童・高齢分野と情報交換や連携をとっている」14.6%など、権利擁護に関する取り組みについては、活動している割合が低くなっている。

地域自立支援協議会の設置状況



地域自立支援協議会の活動内容



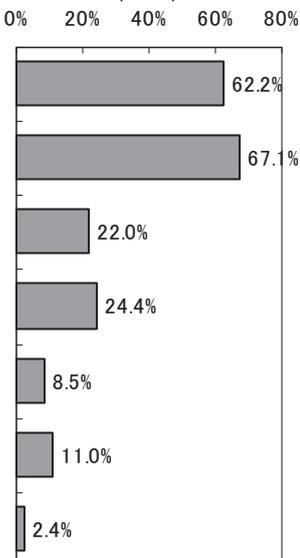
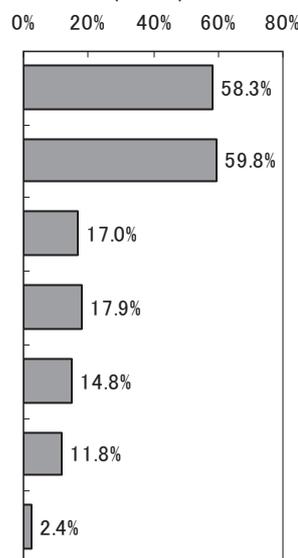
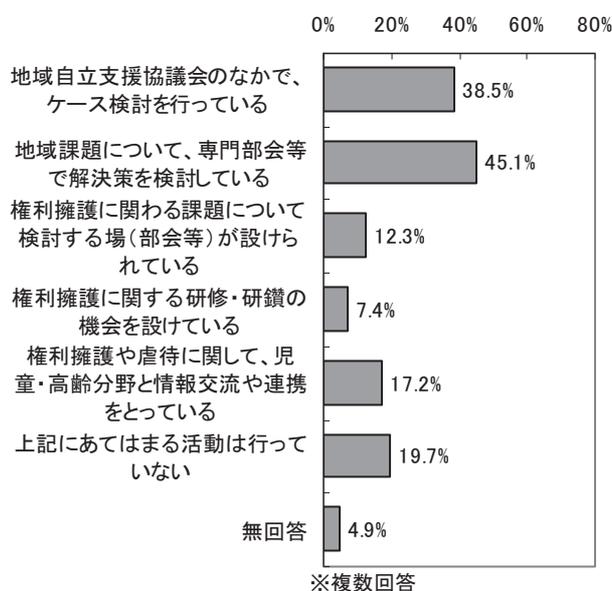
地域自立支援協議会の活動内容

※複数回答

市町村直営(n=122)

委託相談支援事業所(n=535)

障害者就業・生活支援センター(n=82)

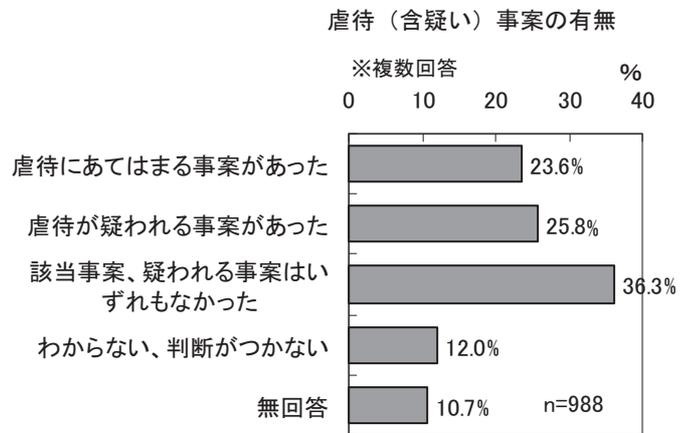


※複数回答

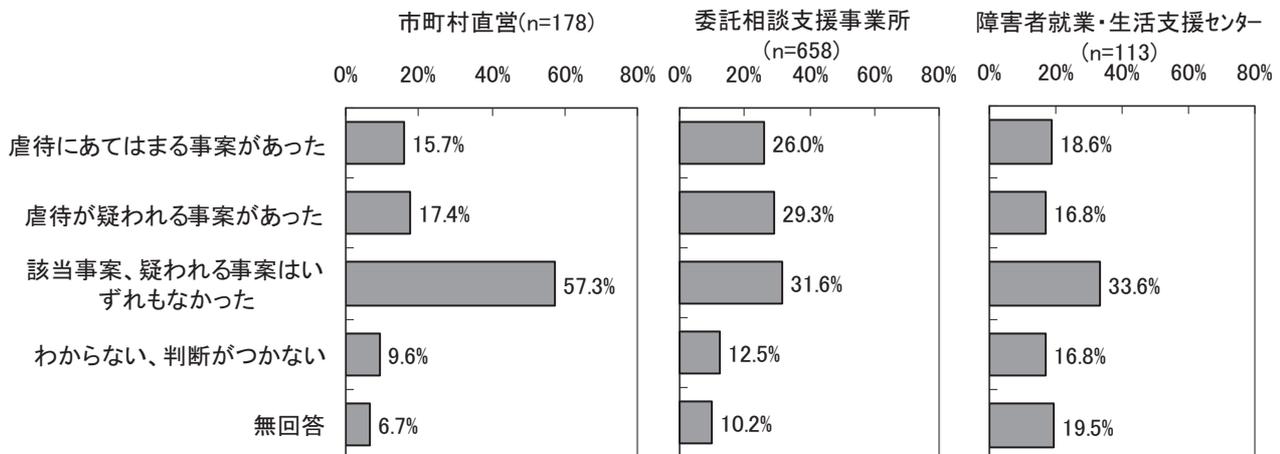
## 5. 虐待にあてはまる事案、虐待が疑われる事案の有無（平成 20 年度）

○平成 20 年度に支援を行った事案の中で、2 ページに示した「虐待」にあてはまる事案、あるいは「虐待」が疑われる事案の有無を尋ねたところ、「虐待にあてはまる事案があった」と回答した事業所は 23.6%、「虐待が疑われる事案があった」と回答した事業所は 25.8%を占めた。

○事業所の種類別にみると、「虐待」にあてはまる事案、あるいは「虐待」が疑われる事案が「あった」と回答した割合は、市町村直営では 28.1%、委託相談支援事業所では 46.2%、障害者就業・生活支援センターでは 31.0%を占めた。



※虐待事案あるいは虐待が疑われる事案があったと回答した割合は41.6%である。



※虐待事案あるいは虐待が疑われる事案があったと回答した割合  
市町村直営：28.1% 委託相談支援事業所：46.2% 障害者就業・生活支援センター：31.0%

※複数回答

## 6. 虐待または虐待が疑われる事案

本調査では、平成20年度1年間の支援内容の中で、2ページに示す「虐待」にあてはまる事案、または「虐待」が疑われる事案について事例収集を行った。

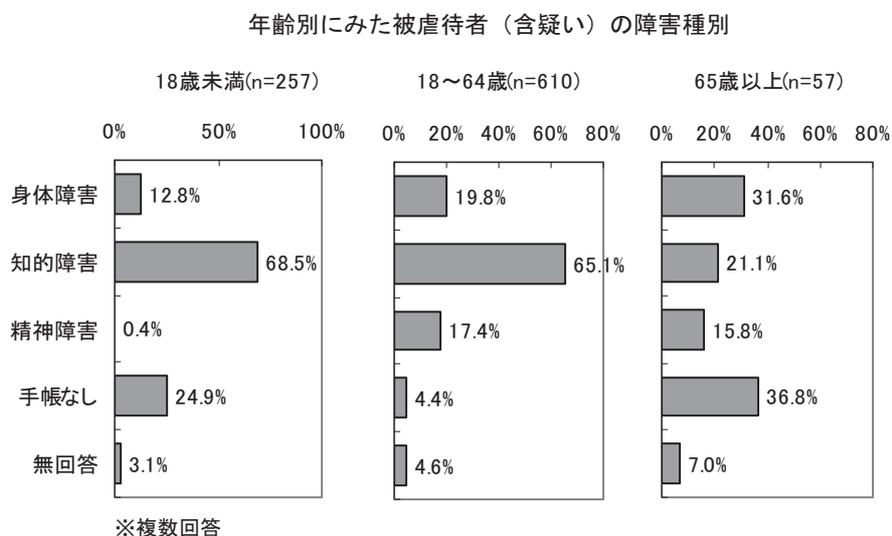
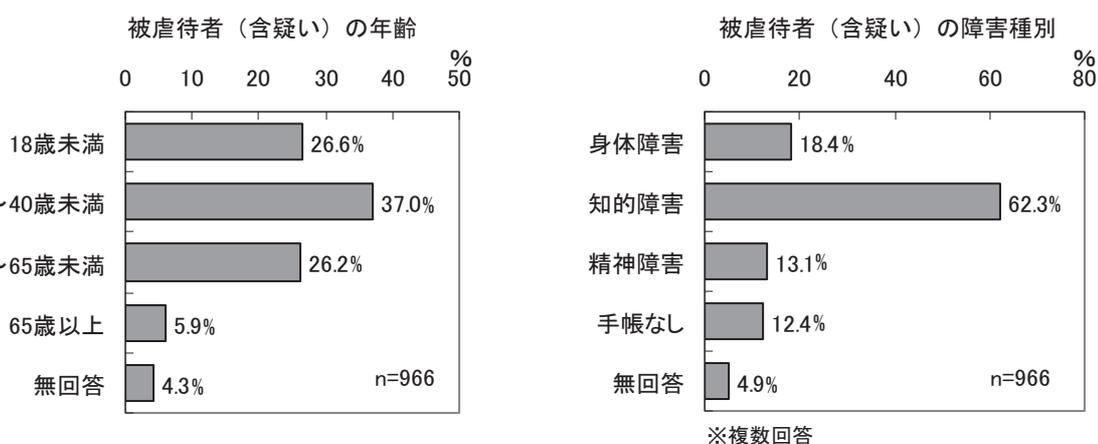
具体的な事例については、409事業所から合計966ケースの回答が寄せられた。事例が寄せられた事業所の相談件数（年間）は約95万件であった。このうち、個別支援会議を開催した事例は約2万件である。この結果からすると、個別支援会議を開催した事例のうち、少なくとも5%程度は虐待事案または虐待が疑われる事案が存在していることとなる。

以下、寄せられた事案の内容について整理した。

### (1) 被虐待者のプロフィール（年齢、障害種別）

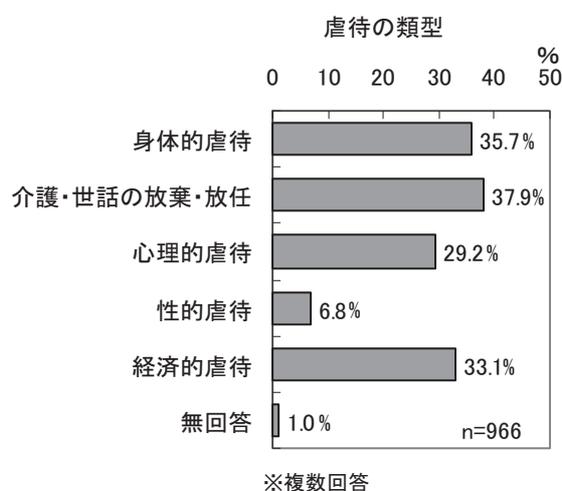
○寄せられた966の事案について、被虐待者（含疑い）の年齢をみると、「18歳未満」が26.6%、「18～40歳未満」が37.0%、「40～65歳未満」が26.2%、「65歳以上」が5.9%を占めた。

○被虐待者（含疑い）の障害種別は、「知的障害」が62.3%を占めて最も多く、次いで「身体障害」18.4%、「精神障害」13.1%、「手帳なし」12.4%の順であった。



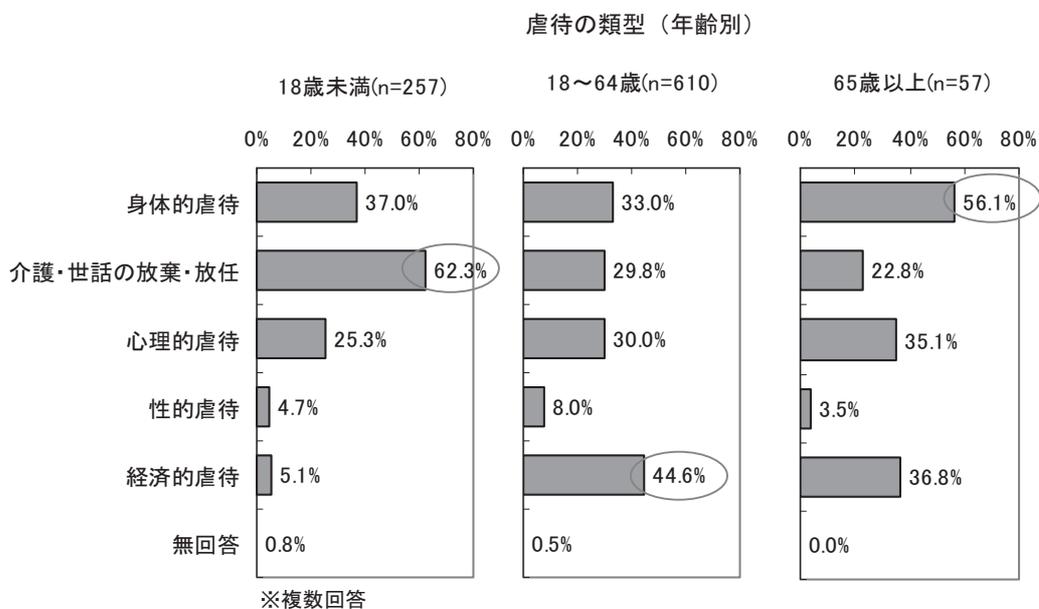
## (2) 虐待の種類（複数回答）

○寄せられた 966 の虐待（含疑い）事案について虐待の種類をみると、「介護・世話の放棄・放任」が 37.9%、「身体的虐待」が 35.7%、「経済的虐待」が 33.1%、「心理的虐待」が 29.2%を占めた。



### 【被虐待者年齢別】

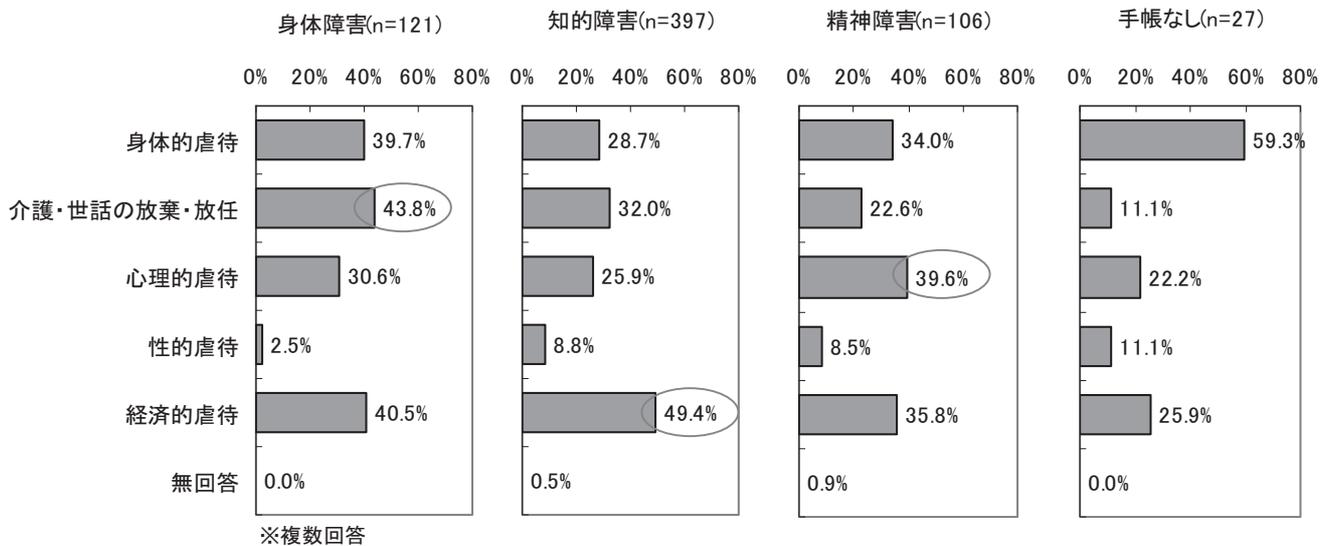
○被虐待者（含疑い）の年齢別にみると、「18歳未満」では「介護・世話の放棄・放任」が 62.3%を占めている。また、「18歳～64歳」では経済的虐待が 44.6%を占めて最も多い。「65歳以上」の高齢者になると「身体的虐待」が 56.1%を占めている。



【被虐待者障害種別】（被虐待者年齢 18～64 歳のみ）

- 「18～64 歳」の被虐待者のみを対象に、障害種別による虐待類型をみたところ、身体障害では「身体的虐待」、「介護・世話の放棄・放任」、「経済的虐待」が各々40%前後を占めており、「心理的虐待」が 30.6%で若干低くなっている。
- 被虐待者が知的障害の事案では、「経済的虐待」が約半数を占めている一方で、「身体的虐待」や「介護・世話の放棄放任」「心理的虐待」なども 30%前後を占める。
- 被虐待者が精神障害の事案では、「心理的虐待」が 39.6%で最も多いが、「経済的虐待」や「身体的虐待」も 34～36%程度を占めている。
- 被虐待者が障害者手帳を持っていない事案もわずかではあるが回答が寄せられており、「身体的虐待」が 59.3%と突出して高い。
- これらの結果をみると、障害種別によって若干の差異はみられるものの、障害に応じて特有の虐待が発生しやすいとは言い難く、どのような障害があろうともあらゆる虐待が発生する可能性があると考えた方がよいかもしれない。

虐待の類型（18～64 歳 障害種別）



### (3) 虐待者（含疑い）の属性

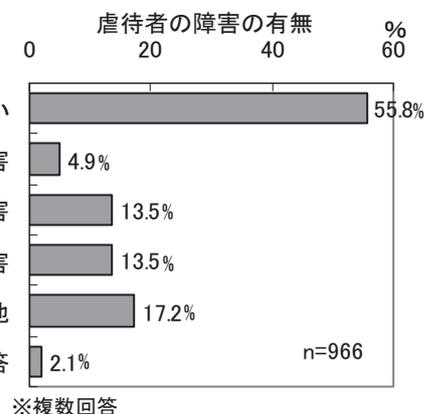
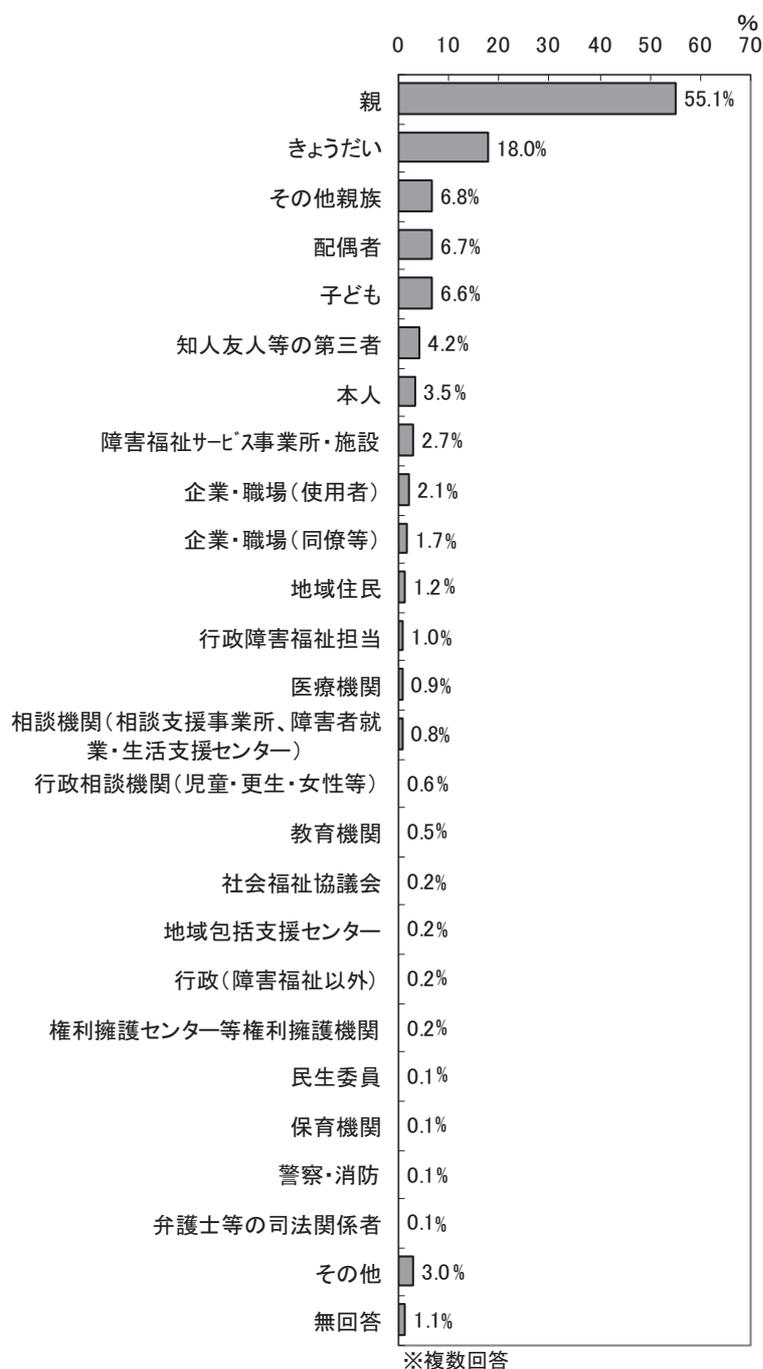
○寄せられた虐待（含疑い）事案について、虐待者の属性をみたところ、「親」が 55.1%を占めて最も高く、次いで「きょうだい」18.0%、「その他親族」6.8%、「配偶者」6.7%、「子ども」6.6%と、家族・親族による虐待（が疑われる）ケースが圧倒的に多い。

○家族・親族以外では、「知人友人等の第三者」のほか、「障害福祉サービス事業所・施設」、「企業職場」（使用者、同僚等）、「地域住民」、「行政障害福祉担当」、「医療機関」、「相談機関（相談支援事業所、障害者就業・生活支援センター）」など、障害者の生活に関わる様々な人々・施設機関等からの虐待（が疑われる）事案が報告されている。

○虐待者自身の障害の有無をみると、寄せられた事案のうち「障害はない」虐待者は 55.8%を占めている。逆に言えば虐待者のうち4割以上は何らかの障害や生活課題を抱えていると言える。

（「その他」の記載欄には、「虐待者は手帳は所持していないが発達障害や知的障害の可能性はある」、あるいは「アルコール依存症である」等のコメントが寄せられている）

虐待者の属性

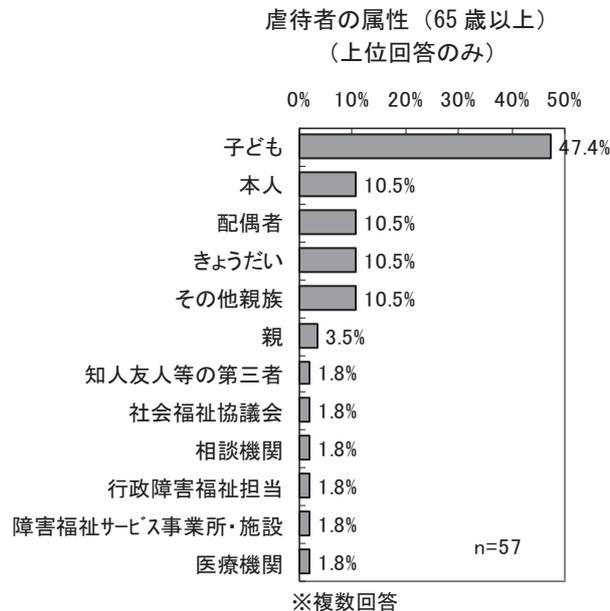
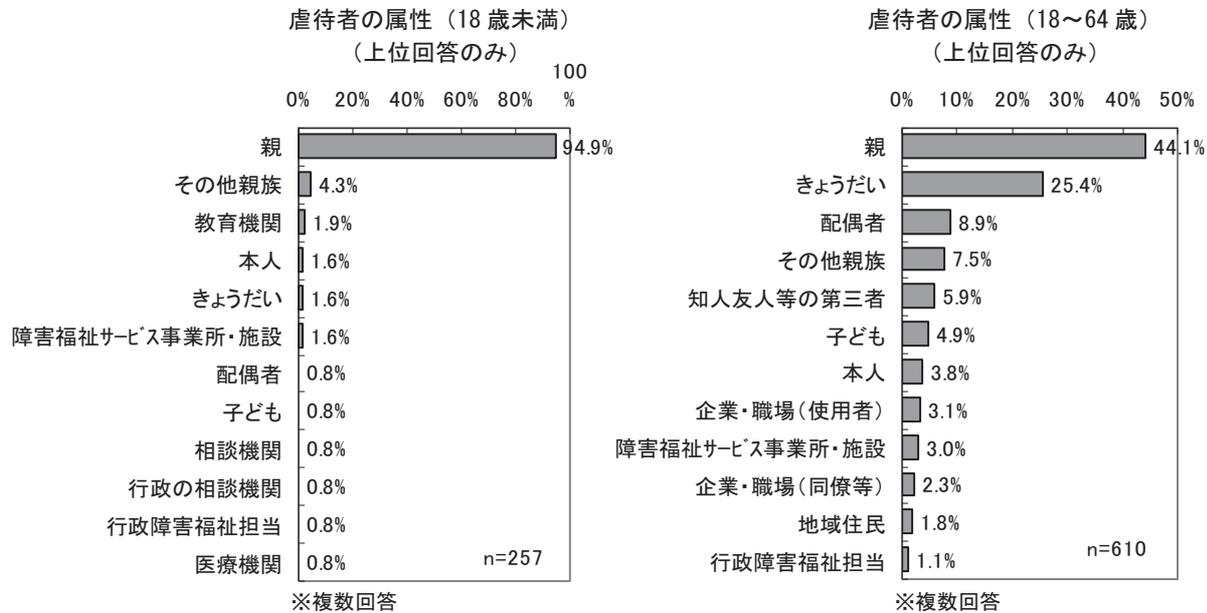


【被虐待者年齢別】

○被虐待者の年齢別に虐待者の属性をみると、被虐待者が「18歳未満」の事案では「親」が94.9%を占めている。

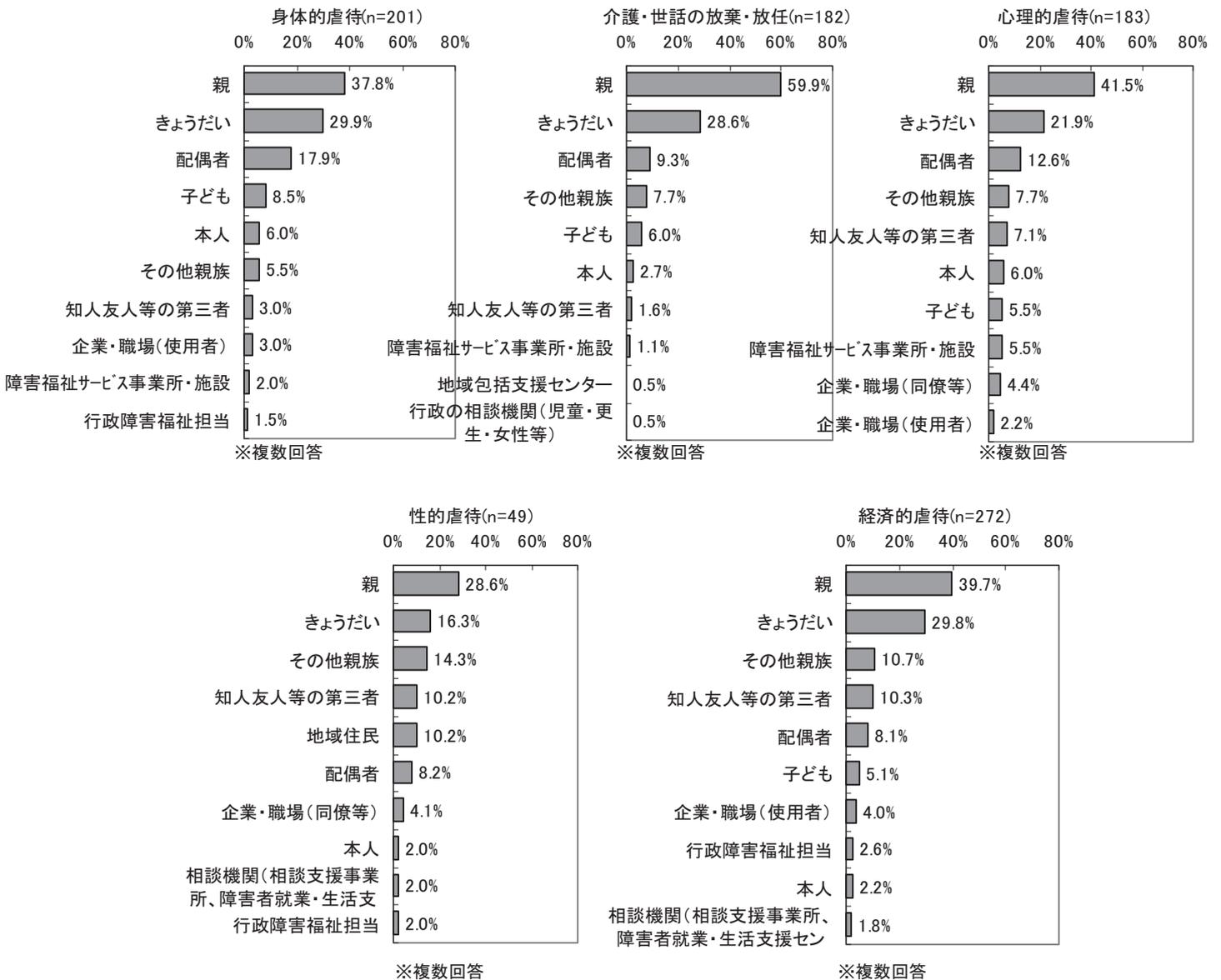
○被虐待者が「18～64歳」の事案では、「親」が44.1%、「きょうだい」が25.4%、「配偶者」8.9%、「その他親族」7.5%、「知人友人等の第三者」5.9%の順となっている。回答割合は高くはないが、「企業・職場」（使用者、同僚等）や「障害福祉サービス事業所・施設」等による事案も報告されている。

○「65歳以上」の事案では、「子ども」が47.4%で半数近くを占めており、次いで「本人」「配偶者」「きょうだい」「その他親族」がそれぞれ約10%を占める。

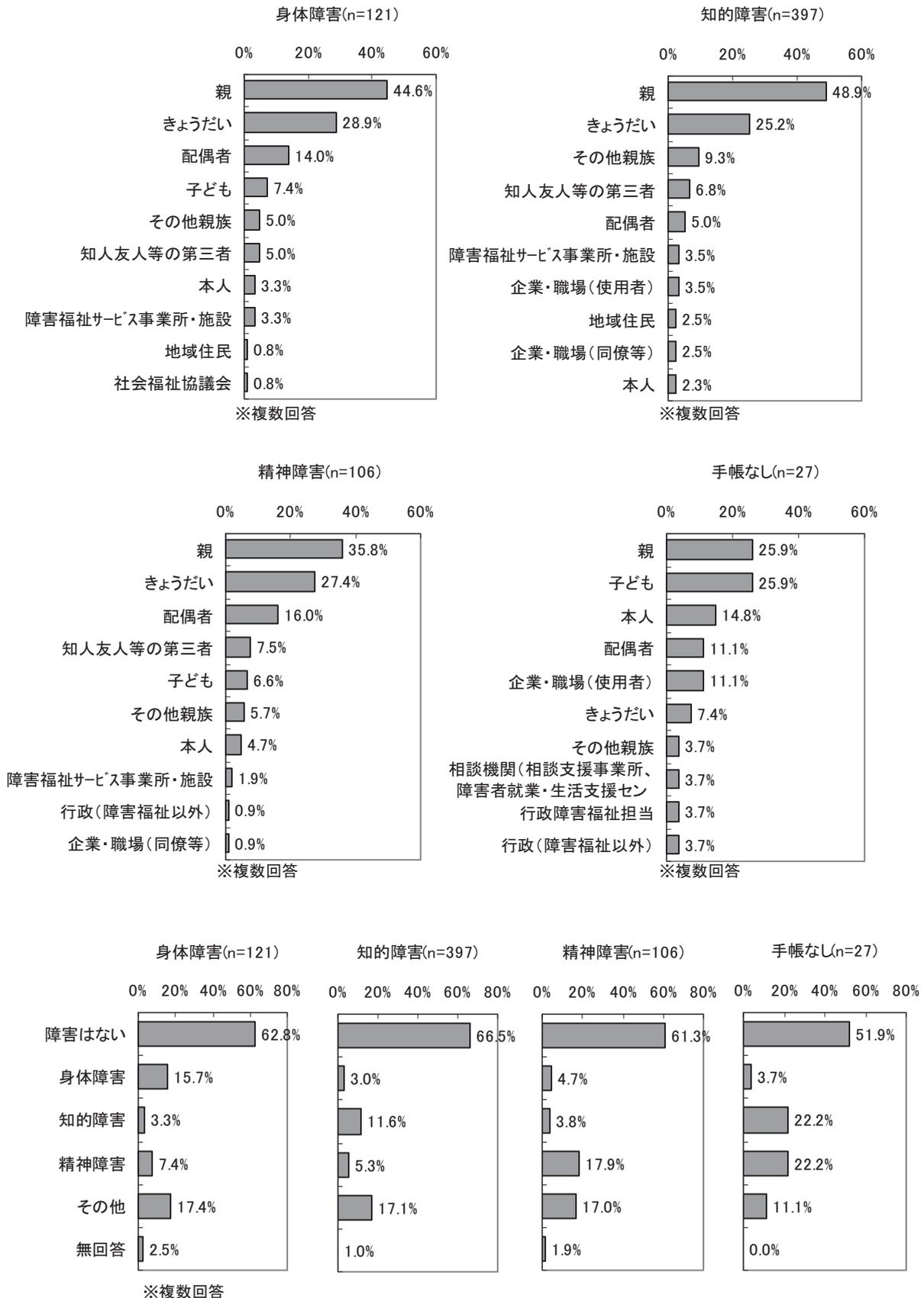


【虐待類型別】（被虐待者年齢 18～64 歳のみ）

- 「18～64 歳」の被虐待者のみを対象に、虐待類型別に虐待者の属性をみると、いずれの類型でも「親」「きょうだい」「配偶者」「子ども」「その他親族」などの家族・親族が上位を占めている。
- 「友人知人等の第三者」は、心理的虐待では 7.1%、性的虐待や経済的虐待では各々10%程度を占めている。
- 「障害福祉サービス事業所・施設」は、心理的虐待（5.5%）や身体的虐待（2.0%）、介護・世話の放棄・放任（1.1%）が報告されている。
- 「企業・職場（使用者）」は、経済的虐待（4.0%）、身体的虐待（3.0%）、心理的虐待（2.2%）が報告されており、また「企業・職場（同僚等）」は心理的虐待や性的虐待（各々4%程度）が報告されている。

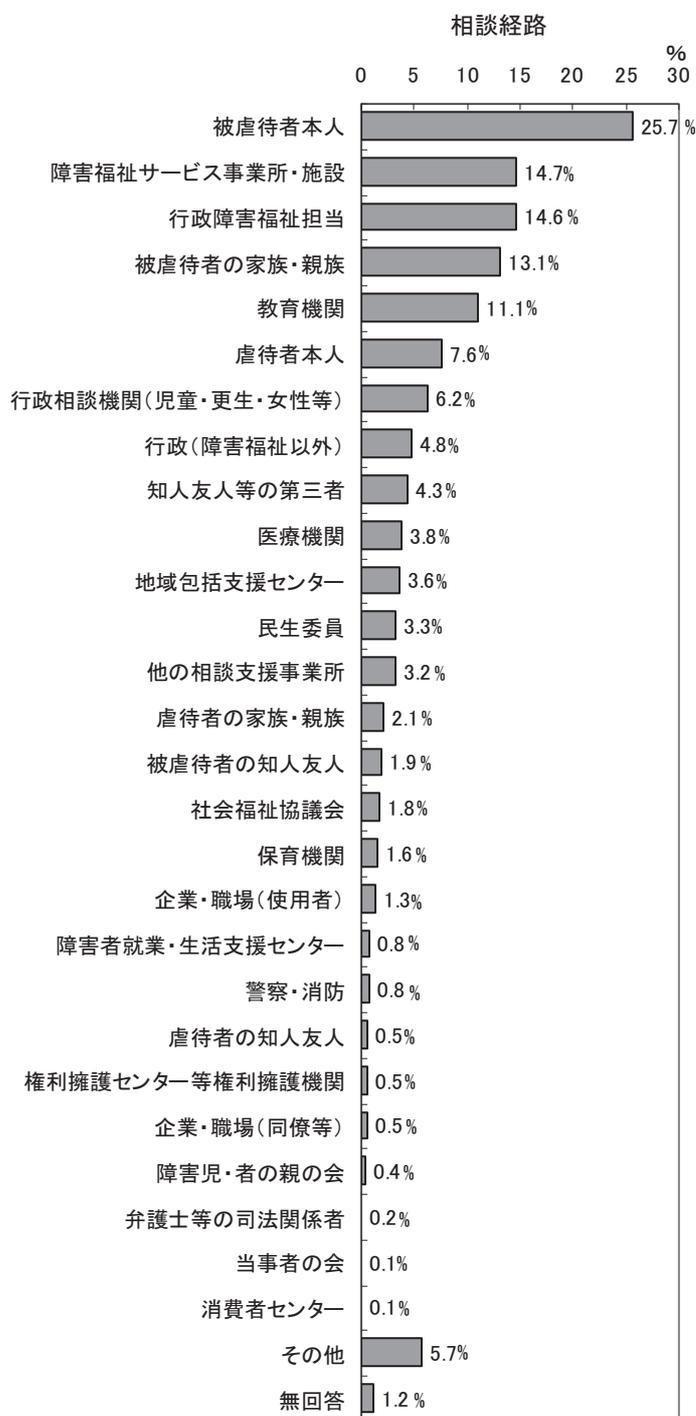


【参考】被虐待者「18～64歳」の障害種別にみた虐待者の属性



#### (4) 相談経路

○相談が寄せられた経路をみると、「被虐待者本人」からが25.7%で最も高く、次いで「障害福祉サービス事業所・施設」(14.7%)、「行政障害福祉担当」(14.6%)、「被虐待者の家族・親族」(13.1%)、「教育機関」(11.1%)、「虐待者本人」(7.6%)の順となっている。



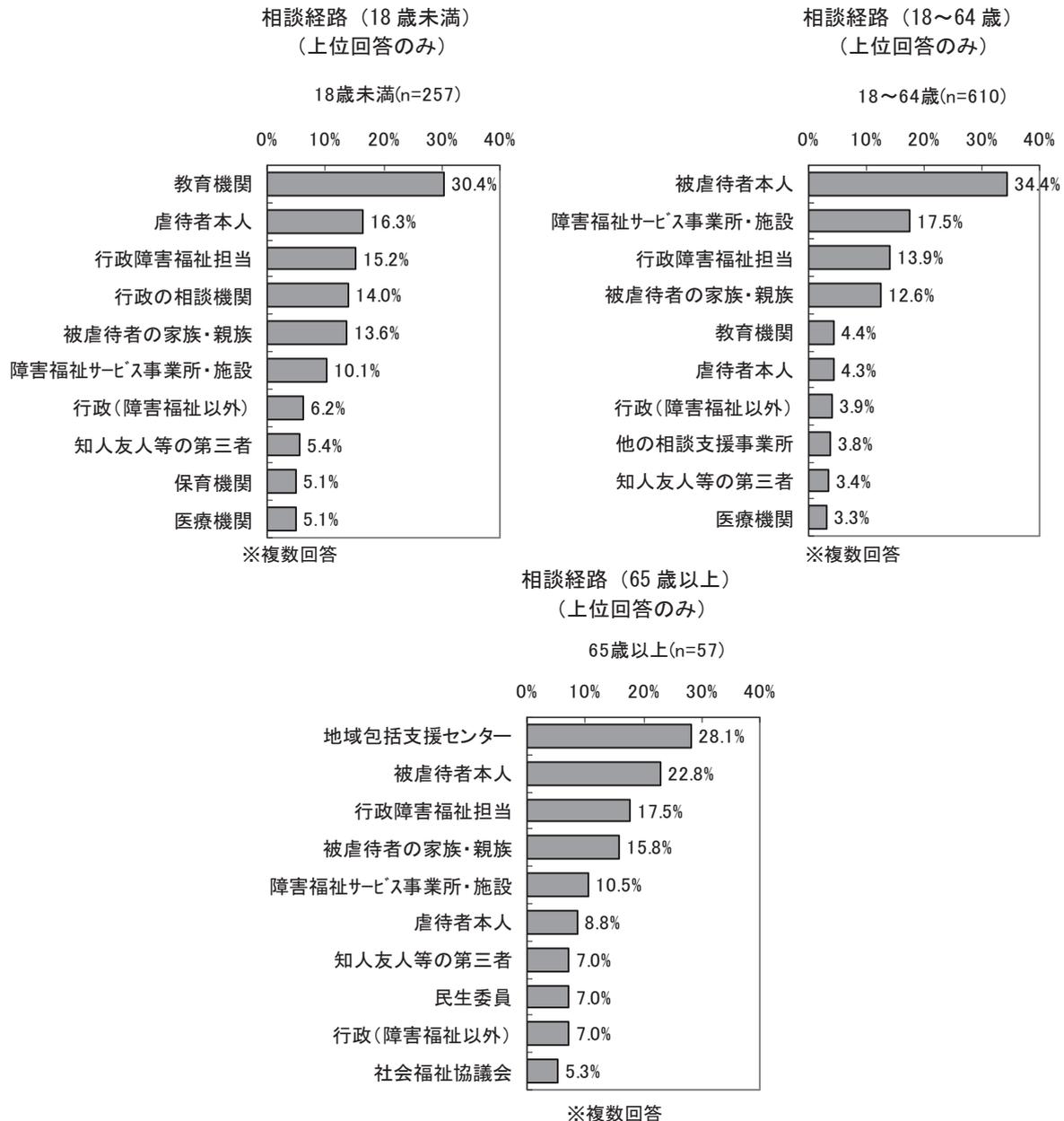
※複数回答

## 【被虐待者年齢別】

○被虐待者の年齢別にみると、被虐待者が18歳未満では「教育機関」から相談が寄せられた事案が最も多く、30.4%を占めている。次いで、「虐待者本人（＝親）」、「行政障害福祉担当」、「行政の相談機関（児童相談所・更生相談所・女性相談等）」、「被虐待者の家族・親族」、「障害福祉サービス事業所・施設」の順であった。

○被虐待者が18～64歳の事案では、「被虐待者本人」から相談が寄せられたケースが最も多く34.4%を占めている。次いで「障害福祉サービス事業所・施設」や「行政障害福祉担当」、「被虐待者の家族・親族」の順となっている。被虐待者が18歳未満や65歳以上の場合と異なり、「虐待者本人」からの相談割合は4.3%と少ない。

○65歳以上の事案をみると、「地域包括支援センター」から相談が寄せられたケースが28.1%を占めて最も多い。

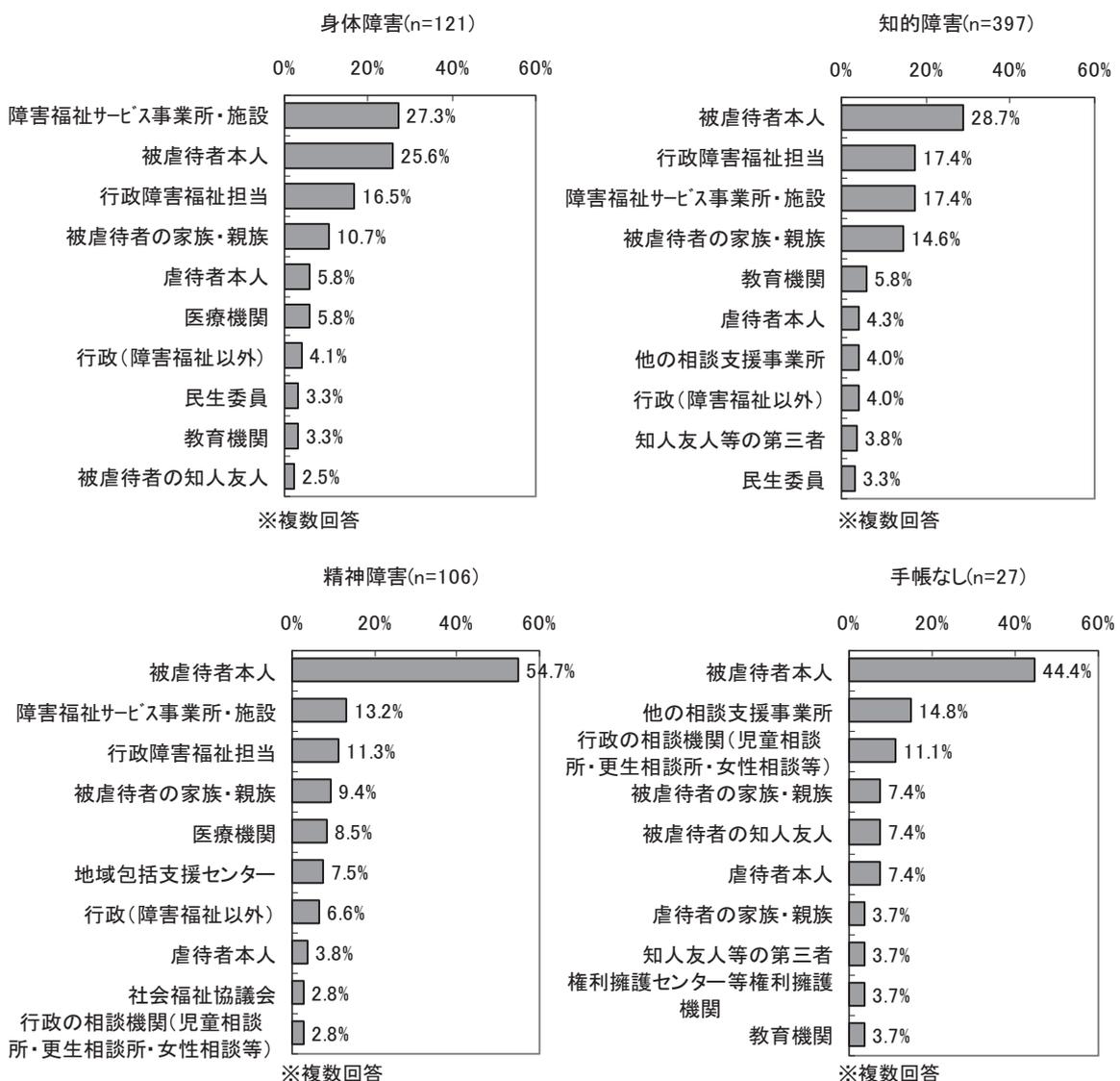


【被虐待者障害種別】（被虐待者年齢 18～64 歳のみ）

○年齢が 18～64 歳の被虐待者だけを対象として、障害種別に相談経路をみると、「被虐待者本人」からは身体障害で 25.6%、知的障害で 28.7%であるのに対し、精神障害では 54.7%と半数以上を占めていた。

○被虐待者本人以外では、いずれの障害種別でも「障害福祉サービス事業所・施設」や「行政障害福祉担当」、「被虐待者の家族・親族」などが上位を占めている。

○身体障害や精神障害では、「医療機関」から相談が寄せられているケースも 6～8%ほどみられた。



## (5) 対応の必要性の判断・方針決定に関わった機関

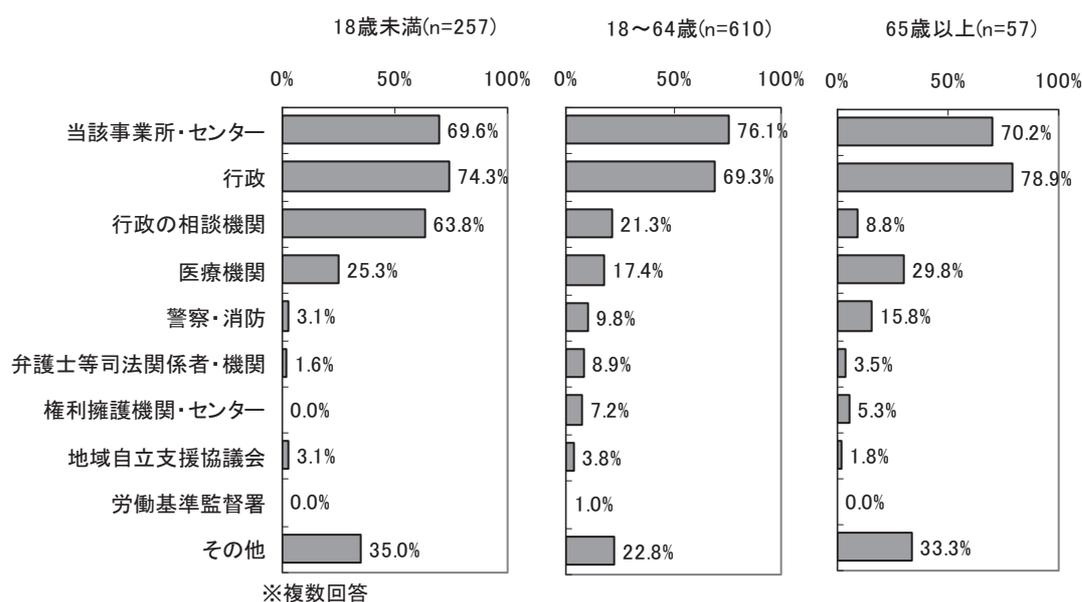
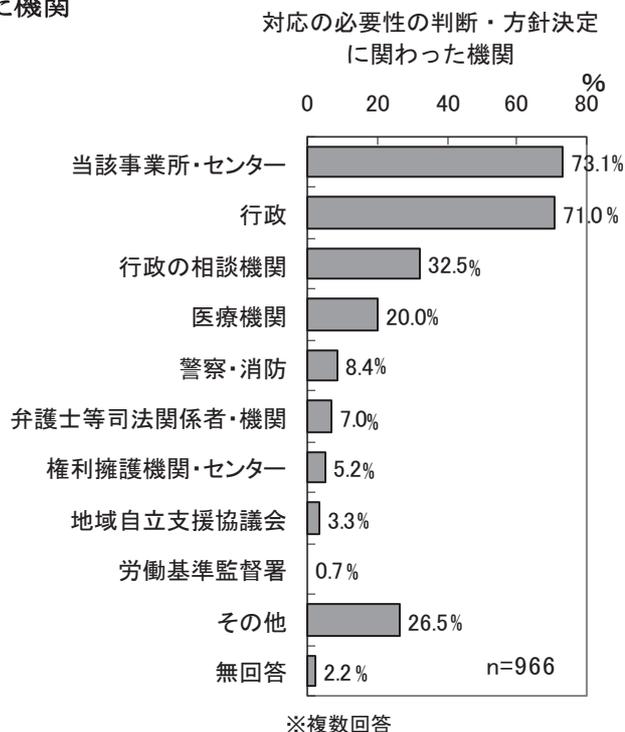
○寄せられた事案について、対応の必要性の判断や対応方針の決定に関わった機関をみると、「当該事業所・センター」が73.1%、「行政」が71.0%を占めており、多くの事案が相談機関と行政との検討によって対応されていることがわかる。

### 【被虐待者年齢別】

○被虐待者の年齢別にみると、被虐待者が18歳未満の事案では「当該事業所・センター」や「行政」のほか、「行政の相談機関」（児童相談所等）が関わっているケースも63.8%を占めている。また、医療機関が関与しているケースも25.3%を占めている。

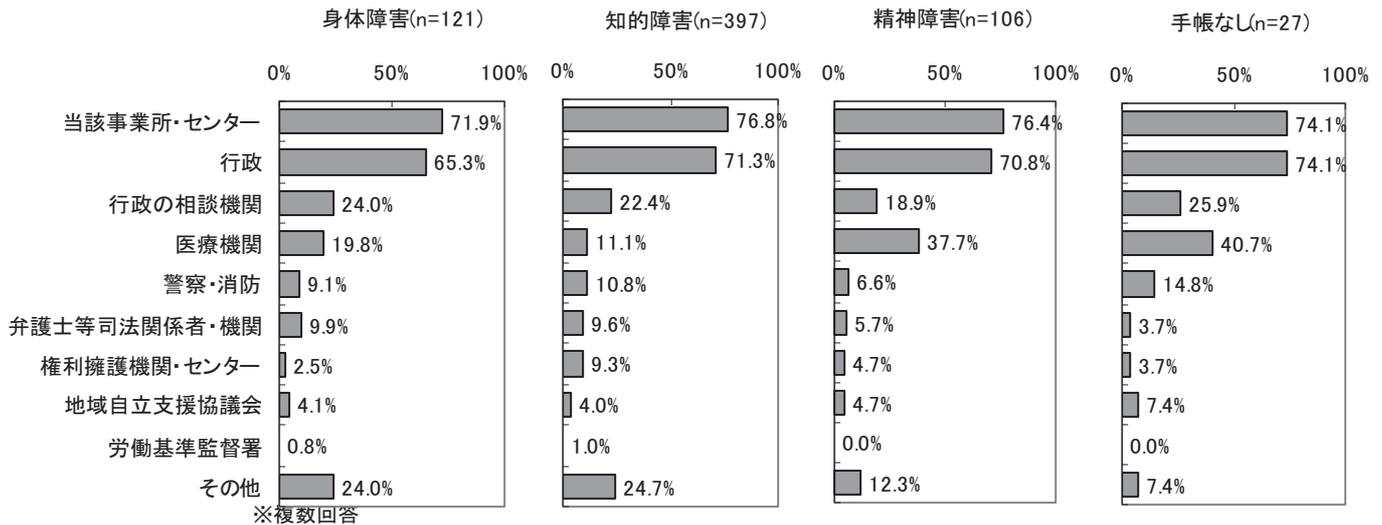
○被虐待者が18～64歳の事案では、他の年代に比べて「権利擁護機関・センター」や「弁護士等司法関係者・機関」が関与している割合が高い。

○65歳以上になると、他の年代に比べて「警察・消防」や「医療機関」が関与した割合が高くなっている。

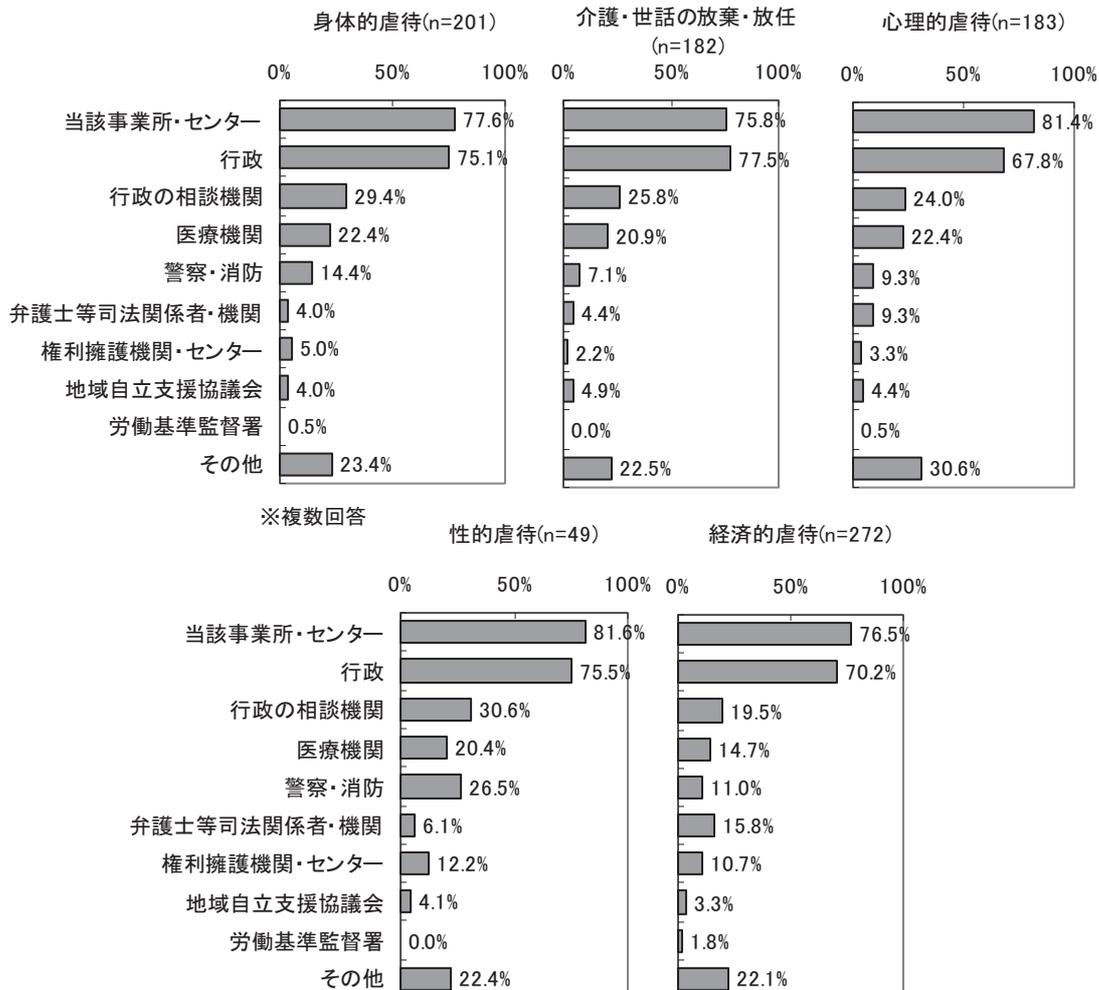


【被虐待者障害種別】（被虐待者年齢 18～64 歳のみ）

○年齢が 18～64 歳の被虐待者だけを対象として、障害種別別にみると、「当該事業所・センター」や「行政」、「行政の相談機関」などの関与割合に大きな差はないが、精神障害や手帳無し  
の事案では「医療機関」の関与割合が身体障害や知的障害に比べて高い。

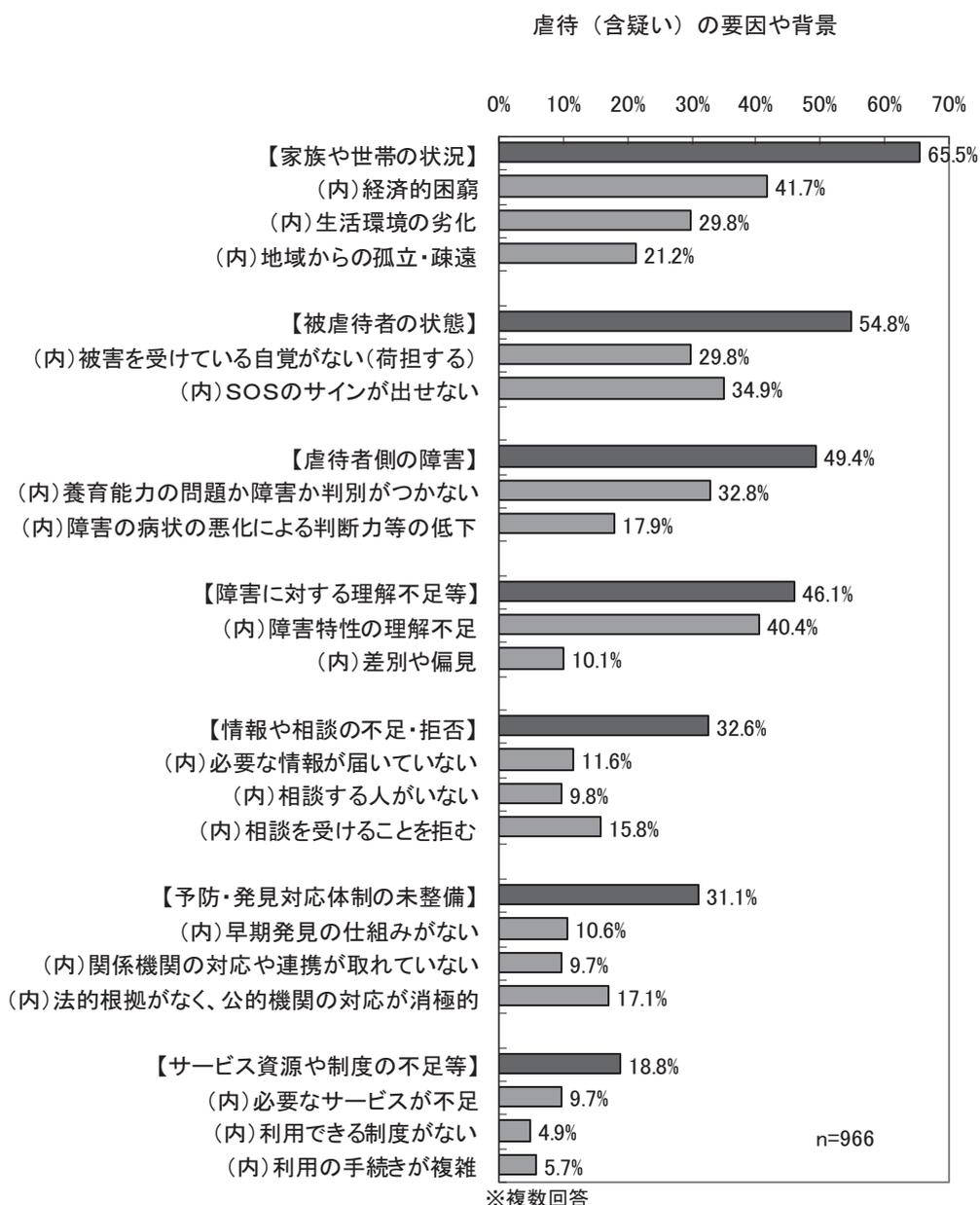


【参考】被虐待者「18～64 歳」の虐待類型別にみた対応の必要性判断・方針決定に関わった機関



## (6) 虐待の背景・要因と思われること

○虐待（含疑い）の背景や要因と考えられる事項を尋ねたところ、【家族や世帯の状況】（特に「経済的困窮」や「生活環境の劣化」）、【被虐待者の状態】（「SOSのサインが出せない」、「被害を受けている自覚がない」）、【虐待者側の障害】（特に「養育能力の問題か障害か判別がつかない」）、【障害に対する理解不足等】（特に「障害特性の理解不足」）といった項目が上位を占めた。



【 】内は中分類項目。(内) は中分類項目に含まれる小項目であることを示す。以下同様。

### 【被虐待者年齢別】

○小項目レベルでみると、被虐待者が18歳未満の事案では、「養育能力の問題か障害か判別がつかない」(47.5%)が最も回答割合が高く、次いで「障害特性の理解不足」(44.4%)や「経済的困窮」(39.7%)、「SOSのサインが出せない」(38.5%)の順となっている。

上記のうち「経済的困窮」を除いた項目は、他の年代の事案に比べて回答割合が高くなっており、18歳未満の事案の特徴と考えることが出来る。

○被虐待者が18～64歳の事案では、「経済的困窮」(43.9%)が最も回答割合が高く、次いで「障害特性の理解不足」(41.6%)の順となっている。

他の年代に比べると、対応面での困難さに関して「法的根拠がなく、公的機関の対応が消極的」(19.5%)の回答割合が高い。

○被虐待者が65歳以上の事案では、「障害の症状の悪化による判断力等の低下」(50.9%)が最も高い。

### 【被虐待者障害種別】(被虐待者年齢18～64歳のみ)

○身体障害のある被虐待者の事案では、「経済的困窮」(42.1%)が最も高く、次いで「生活環境の劣化」(40.5%)が続く。特に「生活環境の劣化」は他の障害種別に比べて高い。

○知的障害のある被虐待者の事案では、「経済的困窮」(48.1%)が最も高く、次いで「障害特性の理解不足」(41.1%)の順に続く。

また、「経済的困窮」や「SOSのサインが出せない」(36.8%)、「養育能力の問題か障害か判別がつかない」(32.0%)などの項目は、他の障害種別と比べて回答率が高くなっており、特徴のひとつと考えることができる。

○精神障害のある被虐待者の事案では、「障害特性の理解不足」(45.3%)が最も高く、次いで「経済的困窮」(38.7%)が続く。

### 【虐待類型別】(被虐待者年齢18～64歳のみ)

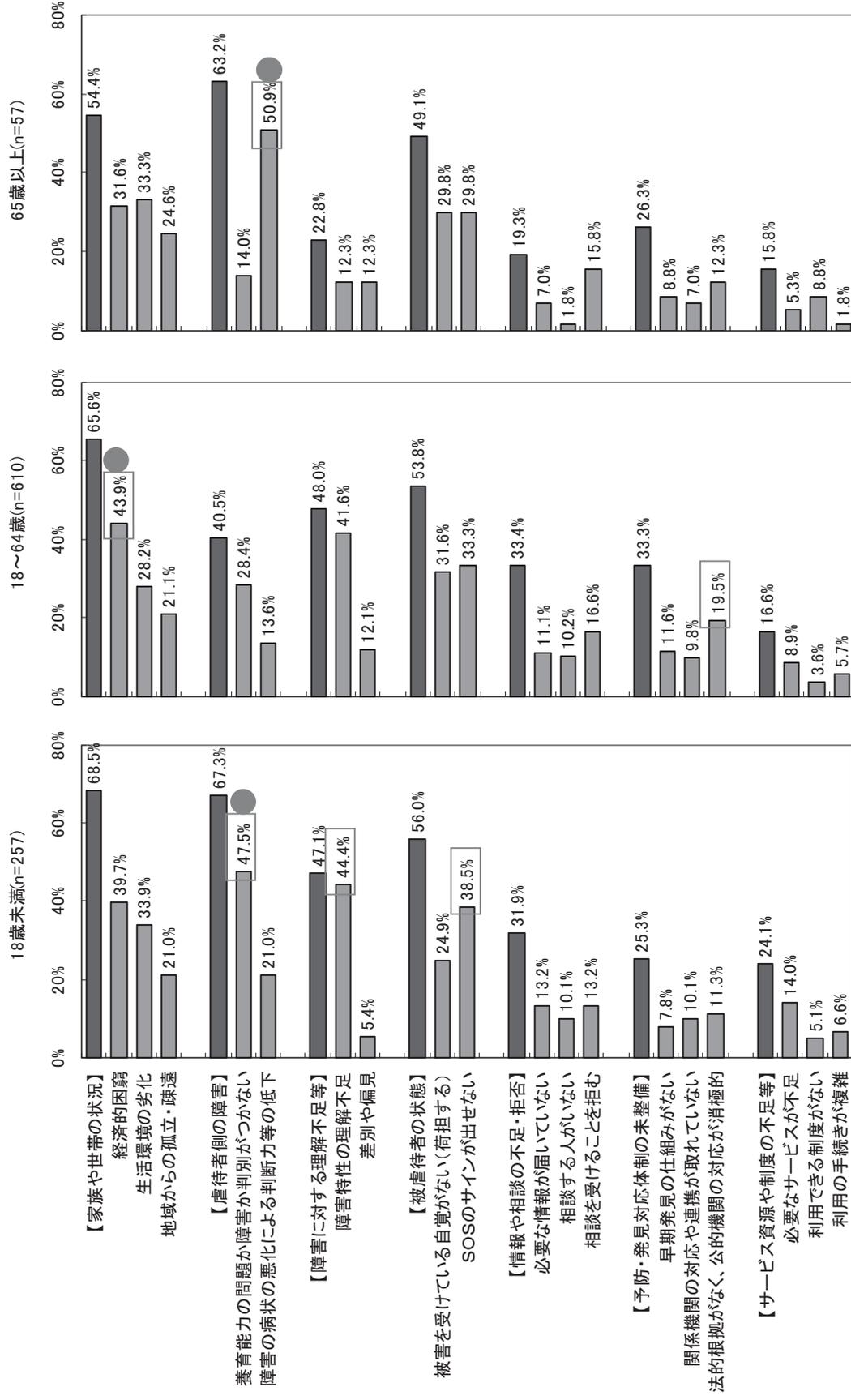
○身体的虐待(が疑われる)事案では、「障害特性の理解不足」(56.2%)が最も高く、次いで「経済的困窮」(39.8%)や「生活環境の劣化」(35.8%)の順で続く。特に、「障害特性の理解不足」の回答割合は、心理的虐待を除く他の虐待類型と比べて回答率が高くなっている。

○介護・世話の放棄・放任(が疑われる)事案では、「経済的困窮」(52.7%)が最も高く、次いで「障害特性の理解不足」(45.1%)や「養育能力の問題か障害か判別がつかない」(44.5%)の順で続く。

介護・世話の放棄・放任の特徴としては、「養育能力の問題か障害か判別がつかない」や「相談を受けることを拒む」(24.2%)など介入の困難さとともに、「法的根拠がなく、公的機関の対応が消極的」(25.3%)であるという面での困難さも挙げられている。

- 心理的虐待（が疑われる）事案の回答内容をみると、身体的虐待（が疑われる）事案の回答傾向とかなり類似しており、身体的虐待と心理的虐待がセットで挙げられていると考えられる。
- 性的虐待（が疑われる）事案は、回答件数が49件と少ないことから参考値扱いであるが、虐待（が疑われる）背景・要因としては「SOSのサインが出せない」（53.1%）が最も高い。また、他の虐待類型と比べて「早期発見の仕組みがない」（24.5%）ことを指摘する割合も高い。
- 経済的虐待（が疑われる）事案では、「経済的困窮」（63.6%）が突出している。また、「被害を受けている自覚がない」（43.8%）や「SOSのサインが出せない」（35.7%）などの理由も高い。

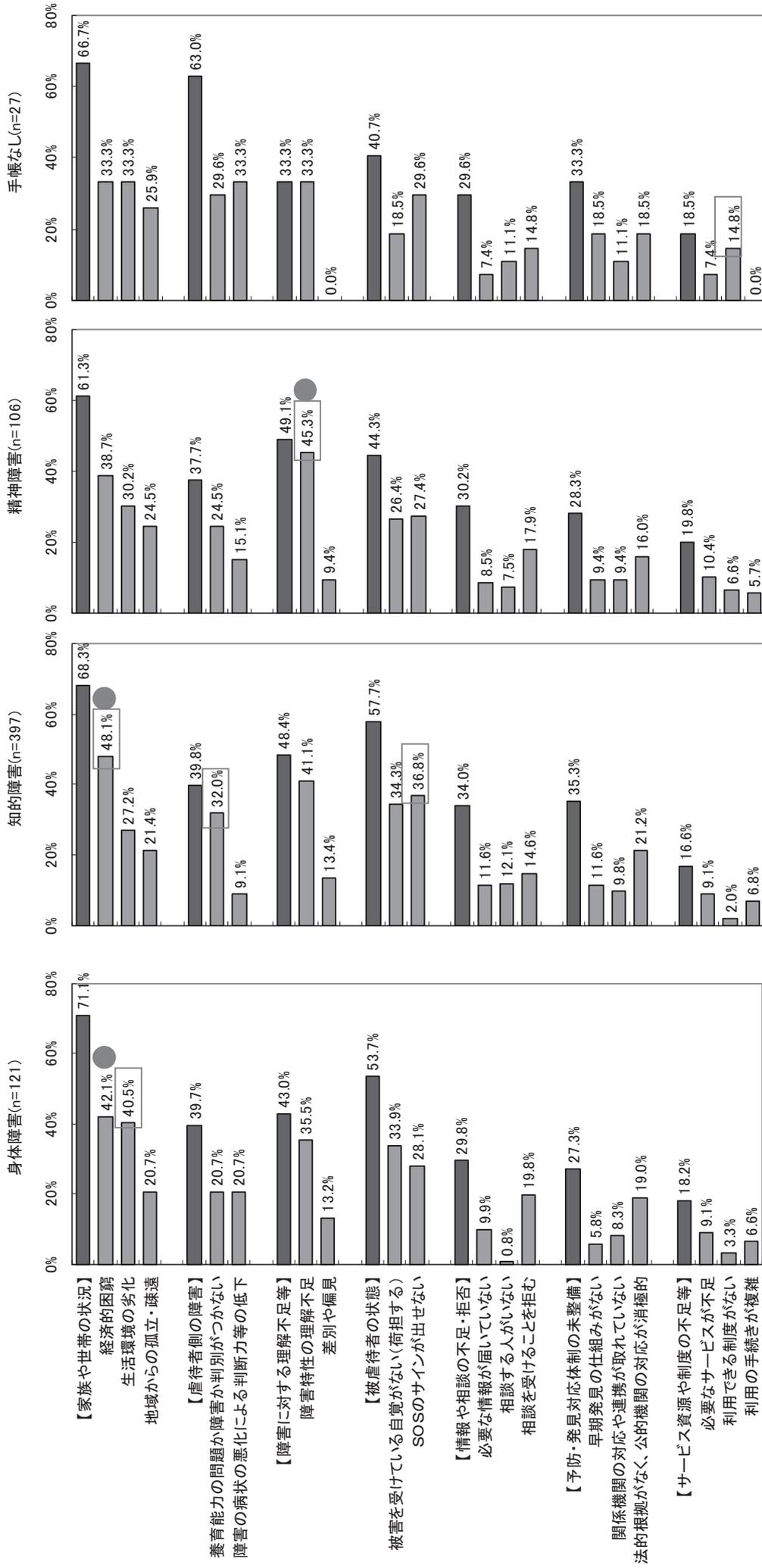
## 【被虐待者年齢別】



● は、各年代の中で最も割合が高い項目を示す

□ は、他の年代に比べて割合が高い項目を示す

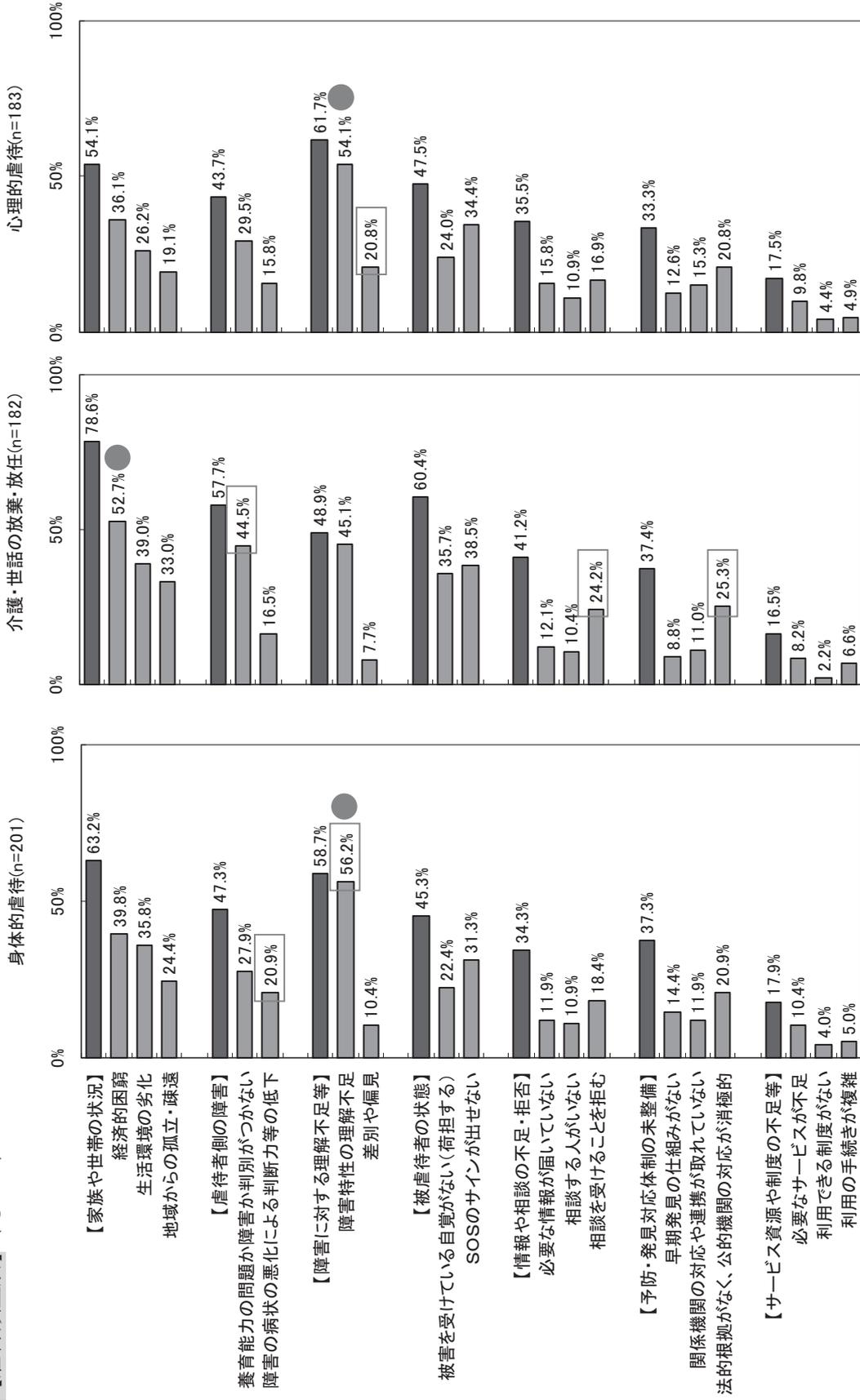
【被虐待者障害種別】



● は、各障害の中で最も割合が高い項目を示す

□ は、他の障害に比べて割合が高い項目を示す

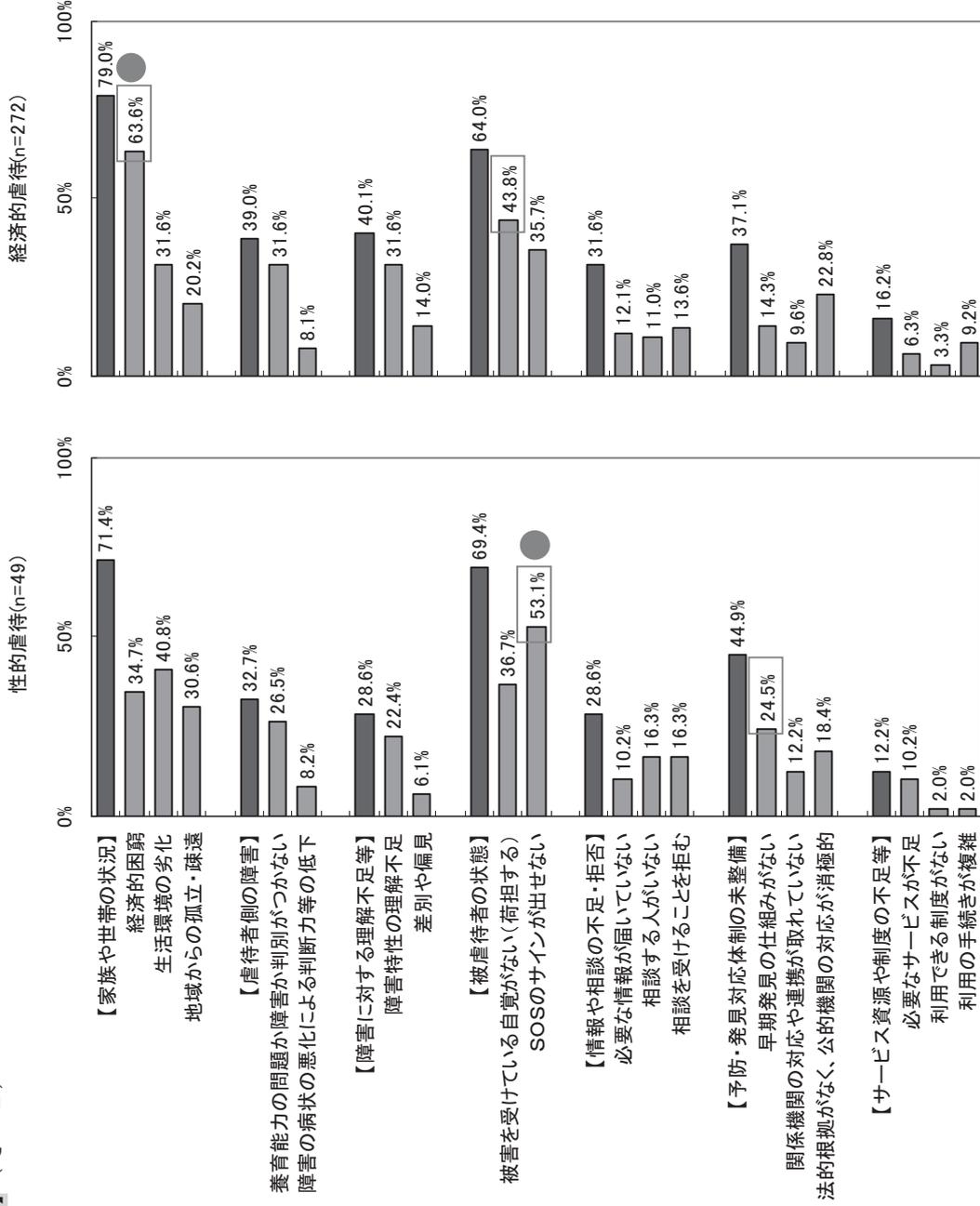
【虐待類型別】（その1）



● は、各虐待類型の中で最も割合が高い項目を示す

□ は、他の虐待類型に比べて割合が高い項目を示す

【虐待類型別】（その2）



● は、各虐待類型の中で最も割合が高い項目を示す

□ は、他の虐待類型に比べて割合が高い項目を示す

## (7) 虐待及び虐待が疑われる事案における相談支援事業所等の対応

○虐待（含疑い、以下同じ）事案として寄せられた 966 事案のうち、各事案に対する相談支援事業所等の支援内容や役割、連携・協働した機関とその役割について自由記述を求めたところ、207 件の回答を得ることができた。これらの回答は自由記述形式であるため、定量的な分析をすることはできないが、相談支援事業所等が、虐待事案に対してどのような対応をとり、どのような機関等と協働・連携しているのかをうかがい知ることができる。

○相談支援事業所等は、虐待事案に対して、主に下記の三点の役割を担っている。

### ①相談支援事業所自らによる支援の提供

相談支援、見守り等の支援を行う。このとき、被虐待者及び虐待者、双方への役割を担わざるを得ない場合も散見される。

### ②支援ネットワークへの参加

被虐待者（虐待者も含まれる場合もある）への支援ネットワークにその一員として参加することである。支援ネットワークにおいても、支援ネットワーク形成の発議者としての役割、形成されたネットワークにおける取りまとめ（司令塔）の役割など、支援ネットワーク内での位置もさまざまである。

### ③社会資源の調整

相談支援事業所等が、支援ネットワークにおいて、利用者の生活を支えるさまざまな社会資源の調整を行う点は、具体的な生活支援サービスと一線を画す相談支援事業所等の特質といえよう。

○相談支援事業所等と連携・協働する機関等

虐待事案の支援においては、支援ネットワークを形成するさまざまな社会資源との連携・協働が欠かせない。連携・協働をもつ機関としては、全般的にみると、行政の障害担当部局及び保健・医療担当部局、医療機関、福祉サービス事業所（入所サービス、在宅サービス）、警察、弁護士・司法書士、社会福祉協議会、民生委員等が挙げられる。この連携・協働については、年代によって若干の差異が見られる。これは、ライフステージごとの支援機関等の差異と連動している。なお、18 歳未満の者の場合には児童虐待防止法、65 歳以上の者の場合には高齢者虐待防止法の各スキームによる問題解決に関連する諸機関が登場する。

被虐待者が 18 歳未満の場合には、保育所・幼稚園、小・中学校、特別支援学校、療育関係施設、児童福祉サービス事業所、児童相談所等が挙げられている。

被虐待者が 18 歳以上 65 歳未満の場合、福祉サービス事業所のなかでもグループホームや入所施設等の障害者の住まい・居場所に関するものや、成年後見や日常生活自立支援事業等と関連して弁護士・司法書士、社会福祉協議会等、就労に関連して公共職業安定所や就労先企業、家庭内暴力に関連して DV 防止関係の諸機関等が挙げられる。

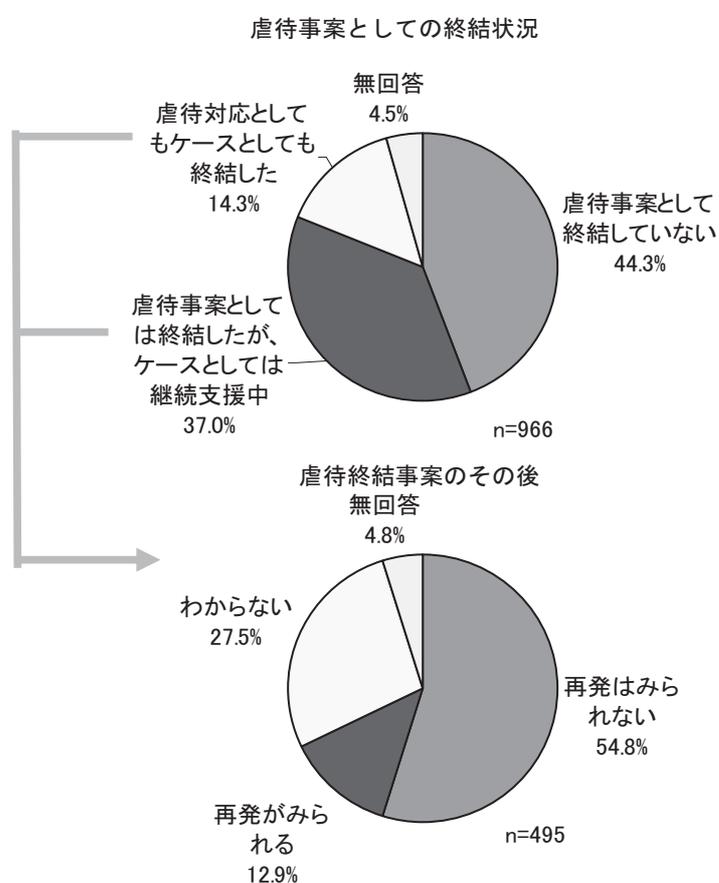
被虐待者が 65 歳以上の者の場合には、高齢者福祉サービス、介護保険サービスに関する機関等が見いだされる。なお、65 歳以上の者の場合、上述の通り、本来は高齢者虐待防止法に関連する諸機関による支援が前提となるはずだが、障害という利用者特性がゆえに、相談支援事業所等に相談・通報等が委ねられていると推察されるケースが見うけられる。なお、こうしたケースの場合、当然のことながら、高齢者虐待防止法に則ったスキームでの問題解決が求められるであろう。

## (8) 虐待事案としての終結の有無

○寄せられた事案について、虐待事案としての終結状況を尋ねたところ、「虐待事案として終結していない」が 44.3%を占めた。また、「虐待対応としては終結したが、ケースとしては継続支援中」が 37.0%、「虐待対応としてもケース対応としても終結した」が 14.3%であった。

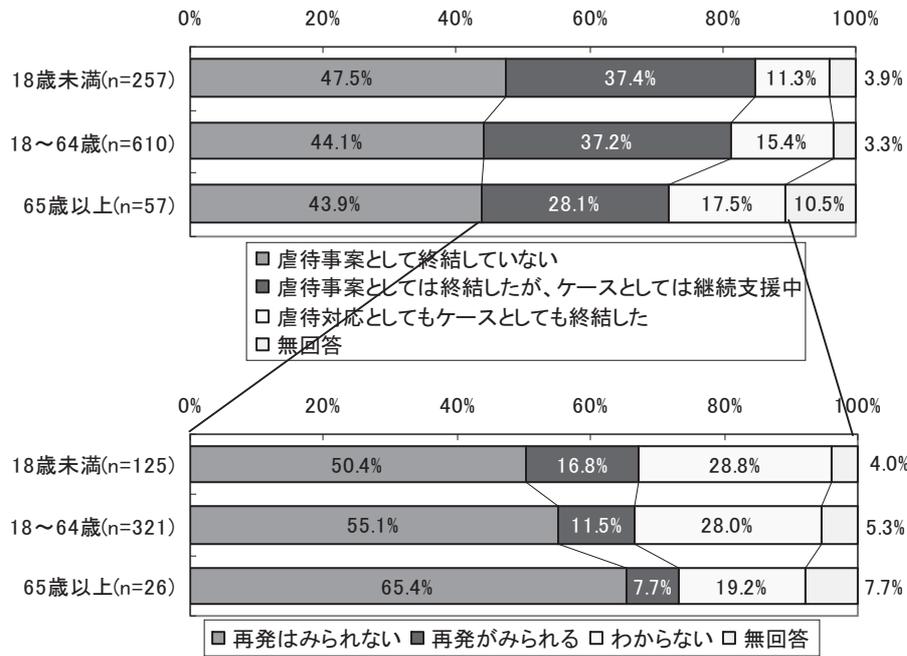
虐待対応では、様々な関係機関とともに権利擁護を含めて被虐待者や介護者の生活の再設計支援を行う必要があるため、対応が長期化しがちであることが推測される。

○虐待対応が終結した事案について、虐待の再発の有無を尋ねたところ、半数以上の事案では「再発はみられない」との回答が寄せられたが、「再発がみられる」事案も 12.9%ほどであった。

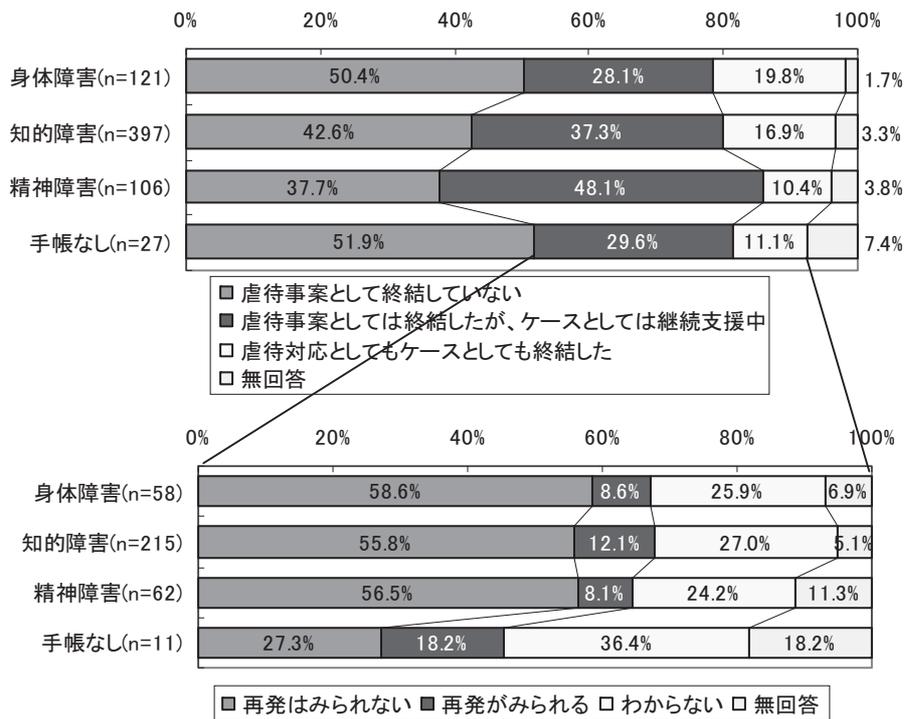


【参考】虐待事案としての終結状況とその後

被虐待者年齢別



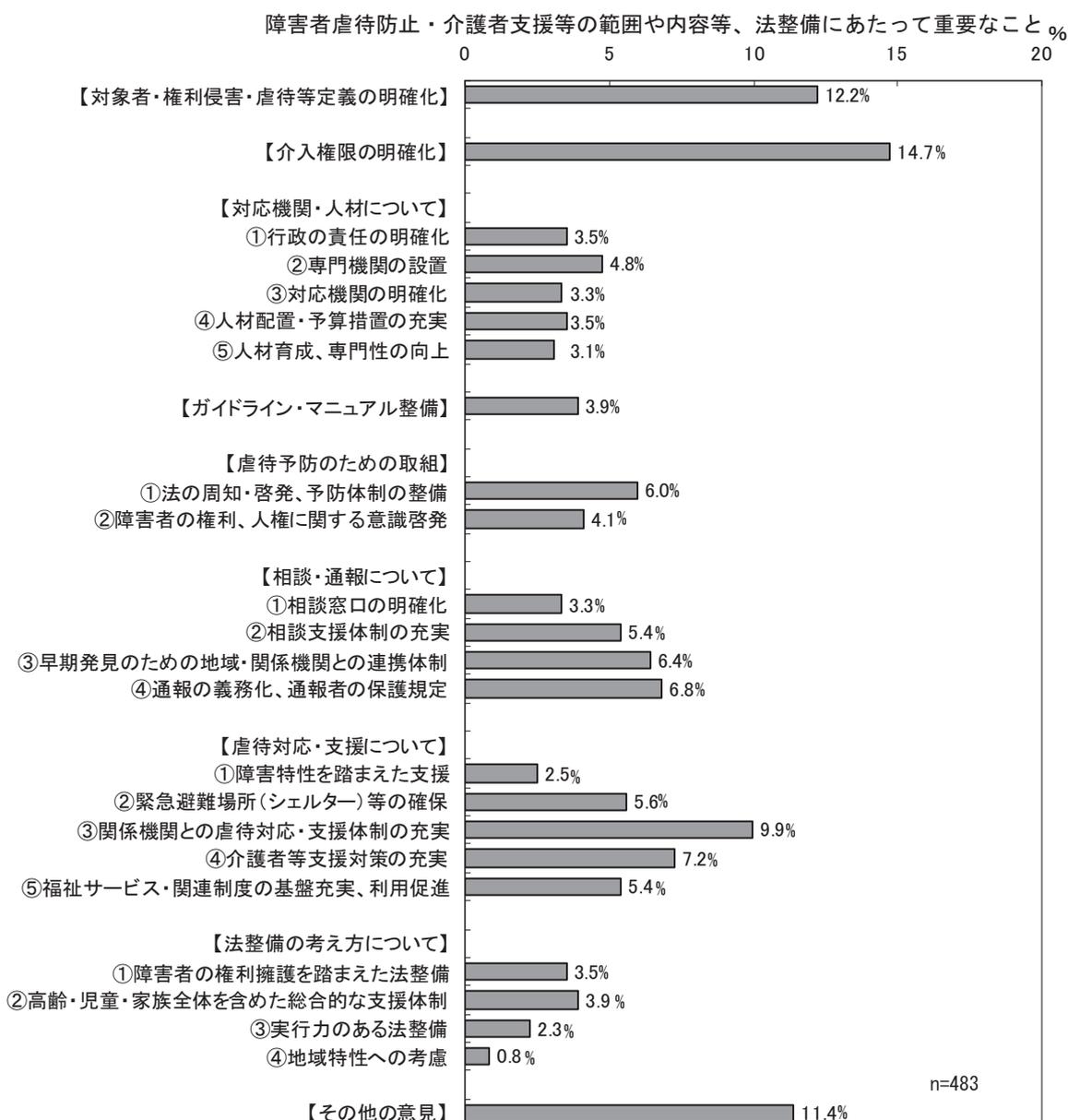
被虐待者障害種別



## 7. 障害者虐待防止・介護者支援に求められる体制等に関する意見

### (1) 障害者虐待防止・介護者支援等の範囲や内容等、法整備にあたって重要なこと

- 法整備にあたって重要と思われることを自由記述方式で回答を求めたところ 483 の事業所から回答が寄せられた。内容を分類すると、「対象者、権利侵害、虐待等の定義の明確化」を望む意見や「介入権限の明確化」を望む意見が上位を占める。
- 【対応機関・人材】に関することでは、「行政責任の明確化」や「専門機関の設置」、「対応機関の明確化」「人材配置・予算措置の充実」を求める意見とともに、「人材育成・専門性の向上」を図る機会の提供を求める意見も寄せられている。
- また、【相談・通報】に関しては、「通報の義務化と通報者の保護」「早期発見のための地域や関係機関との連携体制」づくり、「相談支援体制の充実」を求める意見が寄せられている。
- 【虐待対応・支援】に関しては、「関係機関との虐待対応・支援体制の充実」を求める意見とともに、「介護者等支援対策の充実」を求める意見も少なくない。また、「緊急避難場所（シェルター）等の確保」を求める意見も寄せられている。



## 【対象者、権利侵害・虐待等の定義の明確化】（59件）

記載内容
<p>○権利侵害、虐待の定義</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 障害者の権利侵害事例について迅速に対応するために弁護士や司法書士等とネットワークを組み数年が経過しました。予想に反し事例が上ってこない現状から考え、障害者の権利（人権）に対する認識がまだまだ低いレベルに置かれていることに気が付きます。法整備にあたっては、権利侵害、虐待の定義を拡大すると共に具体的な内容についても明記されるよう期待したい。</li><li>・ 重度の人が増える中で、本人の意思決定に関する問題などの権利の擁護、侵害の範囲、内容が課題である。</li><li>・ 躰にあたるのか虐待にあたるのか等、線引きが難しいケースに対して、極力、明確に定義を定めること。（特に判断しづらいネグレクトに対して）／・虐待の定義づけによる「しつけ」との区別。</li><li>・ 虐待に対する判断基準がない。療育（しつけ）と教育の区別がわかりにくい。</li><li>・ 何をもちて虐待となるか、より具体的に示せるような工夫が必要。／・虐待であると判断するラインの明確な設定。</li><li>・ 何（どのような行為）が権利侵害や虐待行為となるかをできるだけ具体的に示す必要があると思います。</li><li>・ 虐待という意味となればボーダーラインの判断について難しいと思うが、具体的に明記が必要ではと思います。</li><li>・ 障害の有無に関係なく、人権、権利擁護の観点から判断すべきだと思います。厳しい訓練、指導が虐待とされることのないよう冷静なカテゴライズが必要でしょう。</li><li>・ 経済的虐待の定義は難しいと思われる。“本人が望まないこと”だと定義しても、本人が望む事が常識から外れている場合も多い。知的や精神では親が年金管理しているケースが多い。親は生活費だからと全て本人に渡さない場合もある。それぞれの価値基準で白黒分かれるだろう。グレーゾーンが多くなるだろう。</li><li>・ 障害者年金が本人のためではなく家族の収入として使われるため、サービス利用料の滞納や費用を支払えないとして必要なサービス導入ができません。障害年金や特児手当は本人のために使うような法整備が必要だと思います。</li><li>・ 就業上の暴言や暴力、不当解雇等も障害者の方々の権利の侵害だと思いますので、虐待の範囲としてもよいのではないかと考えます。</li><li>・ 虐待の定義、範囲、内容等をわかりやすいものにする。特に家族が関与する場合は、障害者本人に被害を受けている自覚がない場合や、介護する側に権利侵害や介護放棄等の意識・認識がない場合が多いので、配慮が必要だと思います。</li><li>・ 身体的虐待・心理的虐待・ネグレクト・性的虐待・経済的虐待の他に、施設で行われやすい身体的拘束やプライバシー侵害などの人格的虐待も考えなければならない。</li><li>・ 障害者に対する虐待には介護者や支援者からだけでなく、差別や偏見に基づく、社会的虐待というものもある様な気がする。そういった意味においては、虐待の定義そのものからして、児童や高齢者に対するものとは分けて考える必要がある。</li><li>・ 障害者の虐待防止というと施設内、家庭内が中心にあげられ、対応の面も考えられているが住み込み等就労をされている障害者や1人暮らしの方は見逃されていく面が多いのでこの点も特に重要視していただきたい。又、不当解雇等の問題については表に出やすいが、賃金、勤務時間等の労働環境については本人や家族が申し出ない限り、状況把握に困難性がある。</li><li>・ 経済的虐待について、障害者の年金等の収入を家族全体の生活の糧としているケースが散見される。この場合、本人の意思や利益に反しているとまでは言えず、問題意識はあるものの虐待として扱うことは難しい。しかしながら、障害者の自立の観点からこうした事例についても具体的に抑止策が講じられるような定義づけも必要と思う。</li><li>・ 家族（母など）の高齢化と認知力の低下や理解力の低下によるネグレクトの場合、どこまでが虐待の範囲にあたるのかの判断が難しい。</li><li>・ 「虐待」という言葉の第一印象としてどうしても身体的なものとの認識が先に立つ。放任、心理的（不適切な言動、拒絶的対応、暴言）、性的、経済的虐待等弱い立場にある者の人権を損う行為、言動全般にわたることの周知をさらにすすめること。</li></ul>

## 【対象者、権利侵害・虐待等の定義の明確化】（続き）

記載内容
<p>○<b>対象者の範囲</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・グレーゾーン（手帳未取得者）の障害者も法整備の範囲に入れるべきと考える。</li><li>・範囲については手帳所持・非所持、在宅・施設等に関わらず対象にすべきと感じる。</li><li>・障害者（身体・知的・精神）以外の狭間にいる方達をどうするのでしょうか。</li><li>・「障害」の範囲をあまり限定してしまわずに現代の特徴でもある心の病等も含めた考慮がほしい。</li><li>・障害者への虐待を防止する法律の内容についてその対象者は手帳の有無にかかわらず障害者すべてを対象とすべきだと考えます。</li><li>・手帳を取得できない方々は対象とならないのでしょうか。</li><li>・障害者の範囲をどこまでにするのか、発達障害等も含むべきです。</li><li>・難病や高次脳機能障害なども幅広く含めた範囲を対象とし、制度の谷間に落ちる人々が出ないようにすべき。</li></ul>

## 【介入権限の明確化】（71件）

記載内容
<ul style="list-style-type: none"><li>・介入の方法や法の拘束力などを明確にしておかないと、疑わしき場合の対応ができず、遅れてしまうと思われる。</li><li>・保護者からの虐待の場合、保護者の意思と関係なく、本人を保護し、本人の人権を守る法整備や受け皿となる一時保護施設や入所施設の充実、児童と同様に警察と連携できる仕組みが重要と考えます。</li><li>・児童虐待の対応同様、被虐待者やその家族が、介入を拒否する事案が多いと思われる。介入する権限を誰が、どこまで、どの様に行使できるのか、具体的指針を示す必要があると思います。</li><li>・障害者の就労支援を推進していることから、就労支援事業所のみならず企業への立ち入り検査も必要と考える。</li><li>・家庭内にて起こっている場合、法律の権限でどこまで介入してもいいものか保障がないと把握はしても…という状況になるのではないかと。</li><li>・在宅で虐待が疑われる事例に対し、市町村の介入出来る範囲を明確にすること（権限の明確化）。</li><li>・法的（一定の強制介入等）保障と事業等の怠慢に対する罰則等も必要と思います。</li><li>・虐待を疑われる事案についても行政が介入しやすい法整備が望まれます。</li><li>・プライバシーの問題等、課題はあるが行政が介入できる権限を持った方が良い。</li><li>・日本では“家”の中で解決しようとしたり、表沙汰にしないことがまだ強いので、行政や警察の権限などがより詳細に、また明確にしていくと良いのではないかと思います。</li><li>・「DV防止法」や「高齢者虐待防止法」等と同じように、場合によっては警察を含め、公権力が緊急介入、及び措置が可能な法整備を望みます。</li><li>・積極的な介入を認めてもらえる方向が良いと思う。民法で言う、緊急避難的解釈の応用。</li><li>・調査権及び立ち入り権など、緊急対応が迫っているケースに対して、その権限を誰にどの程度認めるのかが法整備のポイントだろうと思います。</li><li>・周囲が本人に対し虐待の疑いを持っていても、本人の言動では確認できず親族も黙っていると事実の確認ができない。虐待の判断や基準は決めにくいが見えない虐待についての介入権限（支援者）が明確になってほしい。</li><li>・各分野において、虐待防止を法整備で行ない連携を図るようになっていますが、現状としては機能していない面が多々あると思われます。虐待防止においては、行政に権限を持たせるよう強く働きかけていく必要があると思います。</li></ul>

## 【介入権限の明確化】（続き）

記載内容
<ul style="list-style-type: none"><li>・介入するための法的根拠。命の危険を感じられる場合は当然ですが、それ以前の段階ではネグレクト、経済的な虐待と思われる事案でも、養護者が拒否すると何もできない状況です。・介入された養護者からの提訴への対応。</li><li>・自立支援協議会が中心的な役割を担うとともに、権限や役割を法的に保障してあげるべきだと思う。個人情報に関する法制度の弾力的運用および改正→行政との連携でネックになる。</li><li>・通報義務と通報をうけた機関の適切な対応（措置介入による保護 etc）が必要であり、障害者と法的定義されるもの全てに適応すべきだと判断する。</li><li>・障害をもったために、虐待を受けていても、自らSOSや困っている事を表現できないため、行政や相談支援専門員など責任が担保される人間に、強制的な介入が認められる力があればよいのでは。</li><li>・障害者自立支援法の資料等には、措置の基準、措置で利用できるサービスが明記されておらず、虐待防止のために措置が活用できていないと思います。措置について、もっと明確に提示をしていただきたいと思います。</li><li>・第三者が介入できる（しやすい）様な仕組みにしてほしい。</li><li>・当事者が介入を拒否するケースが多いので対応する機関に権限を付与することが重要と考える。</li><li>・被虐待者が知的障害で成人の場合で、家族が囲んでいる状態で、援助拒否がある場合、本人(被虐待者)が訴えられない状況の時に、その虐待についてどこの誰がどういう範囲で介入することができるか。また法的な権限がどのように必要になるか、の検討が必要に思う。</li><li>・虐待が疑われたまたは実際にあった時に、誰がどのような権利で介入できるかを明確に示していただくことが護る為に必要かつ重要だと思います。</li><li>・虐待や権利侵害に対して自覚がない場合もあるので、関係機関による判断により、強制的に保護を行える制度を望みます。</li><li>・虐待は通報によるものが多いと思われるが、身体的、物的証拠がない限り介入することが困難と思われる。虐待の早期発見及び通報の義務化が必要とされ、法的に介入する権限が必要。</li><li>・虐待等については専門機関を設置し、行政、警察等の連携を行い、立ち入り調査・強制介入、訪問指導ができる制度が必要。</li><li>・ある意味、家庭は密室で入り込めない所である。どこまで立ち入れるか、その状況について具体的に示して欲しい。</li><li>・障害者相談支援センター障害の行政相談機関に権限がないのが行動を遅らせる原因ともなっている。</li><li>・支援者に対する何らかの法的権限があると、虐待者に対して力を持ち得るのだが。現状ではあまりに微力である。</li><li>・正しく判断ができる人の配置が重要であり、その人にある程度の権限を与えなければ、問題の解釈には、ならないと思う。</li><li>・障害者虐待が疑われた時に措置入所ができるように制度が整って欲しいです。立ち入り調査も義務づけできたらと思います。</li><li>・措置の扱いが自立支援法（契約）明確でないため、担当課では対応できない現状がある、一時保護、措置入所を明確にすることと、部署としてどこが措置を行うのか、明確にすべき。</li><li>・立ち入り調査に関すること。・一時的に保護（緊急時対応→本人負担は食事代のみ等）。</li><li>・特に知的障害がある人への第三者や親族による、精神的、又は経済的虐待（搾取）の場合、本人が被害を訴えない場合や自覚ができない場合があり、介入が難しいことがある為、事実確認のための介入ができるような内容にすることが重要だと思います。</li><li>・家庭内で行われる事なのでなかなか外へ出てくることなく、我々が気付く時には、問題が大きくなっていることが多いが、介入する為の予算や介入の為のシステムの充実が望まれる。</li></ul>

【対応機関・人材に関して】（88件）

①行政の役割・責任の明確化（17件）

記載内容
<p>○行政の役割・責任の明確化（件）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・法整備を行い、行政が直接及び責任のある介入ができるようになること（又は明文化すること）。</li><li>・通告の義務化、市町村や県の虐待防止のための取り組みの責任明確化、施設での虐待防止のための取り組み義務化等が必要だと思います。</li><li>・相談を受けた人、または機関が行政機関等に報告を行い、それを受けた機関がケース会議等を開催し、チーム支援を行うことを義務化しなければいけない。“聞き置く”ことが問題。</li><li>・行政がしっかり介入し、その介入する人が十分な専門性を持っていること。</li><li>・広域での自立支援協議会では地域でのモニター機能やより個人情報に踏み込む内容となるため馴染みにくいと考えます。その為各自治体での支援体制整備が必要だと思います。</li><li>・在宅生活も困難であり入院できる病院も短期間のみで、両者分離が望しいにもかかわらず行き場のない状況にある。行政が積極的に関わられる法律の明文化も必要と思われれます。</li><li>・個人情報を扱わざるを得なくなりますので行政の関与の位置付けを明確化してもらいたい。通報のシステムや発見、報告者の保護。</li><li>・虐待防止には権利侵害を伴う場合が考えられるため行政が講ずべき措置を明確化すべきであると思います。</li><li>・保護、立ち入りの可能な法律とし、行政（市町県）の責任を明確にしてほしい。保護については措置とし、施設確保も義務付けて欲しい。</li><li>・市町村の責務を明確にし、対応出来るような人材、部署の設置について明確にする必要がある。同時に都道府県において指導的実働的な部署の位置づけが望まれる。法に基づく介入権限を明確にしていくことが重要であると考えます。</li><li>・被虐待者の一部分でなく、広い視野・範囲で背景を把握する必要があるため、広い視野で制度把握ができる窓口（行政）が理想と思います。</li><li>・行政の役割の明確化（強制介入含め）。</li><li>・市町村を実施主体とすると思うが、その体制整備などについての国の財源確保を明確にしないと市町村の体制は整わない。</li></ul>

## ②専門機関の設置、専門職の配置（23件）

記載内容
<p>○<b>専門機関の設置、専門職の配置</b>（件）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・虐待について相談を受けた人が相談できる専門機関を置き、周知していくこと。</li><li>・対応する職員の地域でのネットワークが重要で、専門的業務体制が必要だと思います。</li><li>・障害児については児童相談所があるが、成人している障害者の場合、通報できる公的な機関がないため整備して欲しい。</li><li>・責任を持って判断できる立場の専門家がチームで適正に判断できるようにするべき。そうしないと範囲、内容 etc. は不明確になってしまうのでは？</li><li>・地域包括支援センターのような役割を障がい者の場合でもどこかに置くのか？専門職の配置はどうするのか？</li><li>・被害者が行政機関に相談しても無視されたなどの実態が判明しており、実態調査は独立機関が行うべきで、被害を埋もれさせないよう、調査や監督を形式だけでなくきちんと機能させる仕組みを作ってほしい。</li><li>・専門機関の設立（児童相談所といった児童や母子父子が対象とではなく、対象範囲、対象種別を限定しない機関）が重要であるとする。</li><li>・家族、事業所では判断がつかないこともあるので、協議会のような第三者の判断が必要だと思う。</li><li>・障害者虐待に対応する機関を、国や県が市やブロック単位で設置し、虐待の通報、早期発見などができるような体制を整備する。</li><li>・強制的な調査権をもつ機関の整備。／・調査に当たれる権限のある機関を設けること。</li><li>・在宅支援の範囲が広すぎて生活のすべてに支援が必要な方がいる。相談支援員が連携できる所が少なく、行政、保健所、福祉相談所は土、日、祭日が休日で緊急時の直接支援にまで及ぶことがある。虐待等については専門機関を設置し、行政、警察等の連携を行い立ち入り調査・強制介入、訪問指導ができる制度が必要。</li><li>・介入できる人材や技術の不足が目立っており、的確にケースアセスメントをして指示できる機関の整備が重要。ワンストップでの相談窓口体制。</li><li>・専門の相談機関を設置し、支援者が虐待と判断するための関わりを持つ。</li><li>・職権を持った権利擁護センターが不可欠だと思います。／・権利擁護センターなどの専門機関についての検討。</li><li>・子供から高齢者まで一貫した虐待防止及び家族支援に取り組む専門的機関の設置、それは都道府県レベルではなく、市単位の設置により、地元に根付いた対応が重要であるとする。</li></ul>

### ③対応機関の明確化（16件）

記載内容
<p>○<b>対応機関の明確化</b>（件）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・虐待の発見から、関係機関の対応までを明確にした方が良いと考える。どこに相談をしたらどんなことをしてくれるのか、より具体的なものが必要ではないか。</li><li>・表に出づら問題なので誰が責任を持って継続的に支援していくのか役割分担が明確でない。児相も18才を超えるとその日から対応してくれない。</li><li>・虐待発見の通報を受ける窓口や虐待の調査を行う機関がどこなのかを明らかに示す必要があるのではないか。</li><li>・虐待者への指導、介入など、核となって動いていくのがどこなのか（行政、家庭センター、警察）明確にすること。</li><li>・法整備に伴い、虐待ケースが生じた場合には介入時期や一義的対応機関等、周知をはかることも重要ではないか。</li><li>・虐待についての報告義務者と対応機関、対応内容を明確に法文化してほしい。</li><li>・事案対応にあたり、どの機関が主体となるべきかを明確にする。</li><li>・児童に関しては、障害児の取扱いが、児相、保健、障害福祉教育と様々な分野が重複しており、本来動くべき児相の動きが遅い。対応を関係機関で明確にする必要がある。成人に関しては、措置の扱いが自立支援法（契約）明確でないため、担当課では対応できない現状がある、一時保護、措置入所を明確にすることと、部署としてどこが措置を行うのか、明確にすべき。</li><li>・児童相談所の様に公的に介入する機関の位置付けをどうするのか、（例えば市町村なのか、更生相談所）なのか。</li><li>・虐待の是非を、どの機関が判断するのかを明確にすべきではないか？（行政？自立支援協議会？専門部会？）。</li></ul>

### ④人材配置、予算措置（17件）

記載内容
<p>○<b>人材配置、予算措置</b>（件）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・人的配置と財政措置。／・有資格者の配置が望ましいが、現在ではその配置は困難である。</li><li>・中山間地域において社会的、人材的資源の確保が困難であり、県の専門機関との連携が必要不可欠である。このため、県の専門機関、あるいは専門員がより積極的に当該地域の支援、連携が図れるよう、財政面も含めて強化して欲しい。</li><li>・自治体の体制整備を担保する法的根拠、財政面での支援が必要と考えます。</li><li>・虐待や権利侵害の早期発見と被害者の救済はもちろん、密閉できない環境整備、職員配置や人数等現場スタッフの負担が減少するような支援体制づくりができるよう法整備してもらいたいと考えます。</li><li>・虐待者に対するアプローチ及び指導について対応する専門職の配置と、被虐待者のケアをする施設（人）の整備。</li><li>・市町村に虐待を防止する機能を果すセンター等を設置する際は専門職の確保。</li><li>・自立支援法の様々な事業も同様だが、法整備にあたり、対応する職員の専門職の配置（社会福祉士など）を考慮していただきたい。常時、マンパワー不足であり、法整備されても対応できる職員が非常に少ないのが現状。</li><li>・市町村・都道府県の障害担当部局がセンターとしての機能を十分に発揮するには、人員の配置、権限など柔軟性を備えたものに整備されることが大事だと考えます。</li><li>・障害者の相談は、家族ぐるみの問題となることが多い。多くの機関で相談ができる環境整備が必要。行政の関わりが薄く、知識が少ないため、行政の窓口にも専門職の配置が必要と思う。</li><li>・正しく判断ができる人の配置が重要であり、その人にある程度の権限を与えなければ、問題の解釈には、ならないと思う。</li></ul>

## ⑤人材育成、専門性の向上（15件）

記載内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経済的虐待防止の観点から虐待が発見された後のフォロー等、事務処理手順、研修が重要と考える。</li> <li>・ 担当者の定期的な研修会の受講の義務。／・虐待、権利擁護について専門家の養成。</li> <li>・ 虐待防止に関する研修や地域への啓蒙、啓発活動を活発に実施する。</li> <li>・ 家族だけで抱えこまない支援体制と、正しい支援のあり方についての学びの機会を日頃より必要としているのではないだろうか。</li> <li>・ 支援者の資質の向上（専門職の起用、スキルアップの講習等）、事業所の透明化を計るための実施指導や相互評価。</li> <li>・ 施設において 倫理観や価値観について基本的なことが身につけられているかということも大切だと思います。虐待だと気付かない場合もあると思うので、気付かせる機会（研修等）もあるべき（義務化）だと思います。</li> <li>・ サービス支援事業所も、もっと障害者虐待について、知識を深める必要あり。</li> <li>・ 障害者や家族、民生委員に分かりやすく利用しやすいものであることが必要であり、専門機関の職員等にも研修等実施し、意識を高めることが重要であると感じる。</li> <li>・ 中・軽度の知的障害の女性は性的虐待に会うケースが多いと思います。実際風俗で働いている方も多いと思います。その方たちは、性的虐待にあっている自覚すらないのでは。女性相談センターに保護の支援を依頼した時に障害の程度により拒否されました。（療育手帳「e」は、支援可）女性保護センターとの連携の必要性を感じました。障害をおもちの方の「性」について、考える機会がふえる事が大切と感じます。研修会開催等。</li> <li>・ 相談員の人権権利について意識、感性などの資質の向上の為研修が必要。そのための財政を裏付ける法。</li> <li>・ 福祉に携る職員の意識改革（一番身近な者が権利を侵害する側になり得るということ）。</li> <li>・ 関わる人の意識が大切だと思います。人材の育成、専門性の向上が必要かと思います。意識していない虐待が1番困ります。</li> </ul>

## 【ガイドライン・マニュアル等の整備】（19件）

記載内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 虐待をどう判定して行くかをはっきりガイドラインを示さないと運用が難しい。援助者とすれば、虐待と思われるケースは多々あるが、それをなかなか、上手く説明できない。</li> <li>・ 児童虐待の対応同様、被虐待者やその家族が、介入を拒否する事案が多いと思われる。介入する権限を誰が、どこまで、どの様に行使できるのか、具体的指針を示す必要があると思います。</li> <li>・ 虐待に対するガイドラインの明示及び啓蒙。／・全国的な統一したシート作成。</li> <li>・ 障害者虐待マニュアルの周知・徹底。／・介入マニュアル、介入権限。</li> <li>・ 虐待が起こりやすい背景を分析する。虐待されていても訴えられないまたは虐待されているという認識のない人に対する支援策（介入策）。</li> <li>・ 法律が整備され支援体制が整っても、介護者の虐待に対する意識の問題があるため、事業所の介護者が虐待を予防するための取り組みを実施しやすいように、虐待を客観的にチェックするための基準、マニュアル等の整備を行うこと。</li> <li>・ どこまで、行政（市）が介入できるものか、又、虐待そのものの定義が、深く考えれば考えるほど、どこまでが虐待かがあいまいになってしまう。法整備により、どこまでを規定するのが重要と思う（具体的に実行しやすいマニュアルが必要）。</li> <li>・ 法整備とともに実際に動くためのマニュアルなど、高齢者の事案のように市町等で判断し、対応出来るような内容を明示して欲しい。</li> </ul>

## 【虐待予防のための取組】（49件）

### ①法の周知・啓発、予防体制の整備（29件）

記載内容
<p>○法の周知・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・虐待がどういう内容であるのかの周知と、介護者に対しての支援者、孤独にならないような配慮など。</li><li>・防止について広く周知してゆく必要があると思います。学校で知る機会があれば多くの人を知ることが出来ると思います。</li><li>・障害者が受けている人権の侵害について、こまやかに一般人、本人に知ってもらった上で“虐待”というのが犯罪だと理解できるものではないかと。家族間の虐待がなくなるといけないと思います。</li><li>・意識を促すために虐待防止のポスターの掲示が有効。</li><li>・障害者虐待について、子供、高齢虐待より、理解することが難しい（特に精神など）ので、法律も整備されつつあるというので期待します。普及、啓発に力を入れてほしい。具体例をわかり易く示してほしい。</li><li>・障害者虐待というものを、広く住民に周知するような広報活動が必要。</li><li>・虐待防止の法律を施行したとしても、多くの人に周知していなければ理解もされず、虐待もなくならないと思う。まずは専門職が内容をきちんと把握、理解する必要があると思う。その上で多くの人にも理解が得られるのではないかと考える。</li><li>・法整備に至った根拠、障害者虐待防止法が求められてきた背景を多くの方々に知ってもらう必要がある。</li><li>・法整備についても広く啓発していただき、色々な方々の意見等を取り入れ、全国に周知徹底されなければ、せっかく作っても実行性のないものになってしまうので、啓発が大切だと思います。</li><li>・「障害者白書」に差別の事例を集めて掲載されているが虐待（が疑われる事例）も同様にまとめて理解促進をはかるとよい。</li><li>・障害者虐待の定義、具体例を周知し、一般住民への意識付けが必要。高齢者分野、児童分野との連動が必須。</li></ul> <p>○予防体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・個人に対しての保護に関しては整備が行われるようになって来たが、もっと包括的なネットワークで虐待が起こること自体を防ぐような策が講じられても良いのではないかと考えます。</li><li>・誰もが当事者となり得るので本人や家族、介護、支援者だけでなく自治体や地域ぐるみで体制を整えることができるようにしてほしいと思います。特に介護者や支援者の介護疲労やストレス悩みなどをいかに軽減できるかが、ポイントとなると思います。</li><li>・虐待そのものへの対応は大事であるが、そうならないような支援体制の整備の方がより重要。それがないと、発見しても支援が不十分だったり、継続せず再発するのではないかと。児童のようにはいかない…。</li><li>・障がい者虐待の場合、それを証明する事が困難であり、防止に力を入れる事が重要と思われる。オンブズマン制度等の導入が望ましい。</li><li>・障害者虐待の特徴を捉えて、具体的な障害者虐待防止の視点を定めておくこと。</li><li>・虐待には様々な要因があり、対応策のみではなく、そういった要因の解消を図るための規定を盛り込み、根本から解消を図れる内容となる必要があるのではないかと。</li><li>・虐待にいたる前の予防的な環境整備。</li><li>・虐待を未然に防ぐための工夫（市町や県の事業としてではなく国策として健診及び乳幼児期の子育て支援にかなり踏み込んだ法整備が必要）。</li></ul>

## ②障害者の権利、人権に関する意識啓発（20件）

記載内容
<ul style="list-style-type: none"><li>・北海道障がい者条例が施行され、第3章に障がい者の権利擁護が条例化された。今後は住民や企業に周知、理解を啓発し、市町村も積極的に取り組んでいく必要がある。</li><li>・虐待防止というよりも障害者が人として幸せに生きていくための権利を守っていくことが重要だと思います。介護者についても「障害者」として見るのではなく一人の「人間」として見るような意識改革が必要ではないかと思えます。</li><li>・障害について社会全体が知識を持つ事の必要性はあります。小学生いや幼稚園の時から障害について学ぶ必要性はあります。</li><li>・障害や病気に対する理解普及のための啓発活動。</li><li>・地域性もあり、家の中の事に口を出されたくない家庭が多い。又、虐待等も家と家が密接していない所が多いため、近隣からの通報も期待できないのではないかと思う。虐待を未然に防ぐには、法の整備よりも、障害を受け入れる社会作りや、民生員さんの資質を高め、協力して頂くことなど、が考えられます。</li><li>・親や兄弟等が、権利侵害とは自覚しないで、本人の能力や意志決定を否定してしまっていることがある。まず、障害者であっても権利があることを当然なのだが、明記し、啓蒙からはかる。</li><li>・地域レベルでの権利擁護、虐待防止の取組みを進めていくことが重要。そのための実践的な行動計画を市町村レベルで策定することを位置づけること。</li><li>・人権についての意識啓発が重要だと思う。周囲が配慮してではなく、障害者本人が考えて自分で自分のことを決定する、自己決定が最も重要だと考える。</li><li>・車いすの駐車場に健常者が車を止めていたり、公共交通機関の優先座席がふさがっていたりするという話をよく聞くため、環境に対する配慮が必要だと思う。また、障害に対する理解を国民みんなが深められるような内容の記載を盛り込むべきではないかと思う。</li><li>・社会への人権啓発が必要である。</li><li>・虐待防止や権利擁護等に係る法の理念は、専門集団としては承知している所であるが、社会全体に浸透しているかは疑問であり、社会の認知が乏しいが故に運用面での行き詰まりが感じられる。また、障がい児・者にとって、自分の権利が侵されている認識が欠如している場合もあり、この方面での社会全体への啓蒙が課題であると考えます。</li><li>・権利擁護機関やセンターの啓発活動。（一般的にはまだまだ知られていない）</li><li>・障害をお持ちの方の理解を深める。特性や関わり方がわからないために、行われてしまうものもあるように思え、軽減につながればと思います。また家族・保護者自身に支援や配慮を要する方もあり、見守りや支えあう体制が必要だと思います。</li><li>・障害者差別禁止法や障害者権利条約の中の「合理配慮事項」など、早期に正文化して欲しい。しかし、法整備だけではなくならない障害者への差別があり、虐待の温床になっている。幼少の頃から人権教育が必要。</li></ul>

## 【相談・通報について】（106件）

### ①通報窓口の明確化（16件）

記載内容
<ul style="list-style-type: none"><li>・まずは、障害者の総合窓口があると市民に周知される必要があると思います。その上に、虐待が疑われる場合は“通報義務”と窓口の設置は必須かと思います。窓口はいろいろな手続きの兼ね合いで、行政が担う必要があると考えます。</li><li>・早期に発見出来ることが重要で、誰もが報告の窓口を知っていることが大切だと思います。</li><li>・虐待防止センター設置による相談窓口の明確化。／・虐待のおそれがあった場合の通報先を明確にすること。</li><li>・事業所以外に独立した権利擁護窓口を置くこと。</li><li>・普及、啓発活動と共に、実際虐待を発見した場合、支援ルートを明確にしておく必要があると考える。</li><li>・被害者がうったえやすい窓口の整備。／・本人たちが（被虐待者）相談できる場所の確保。</li><li>・虐待発見の通報を受ける窓口や虐待の調査を行う機関がどこなのかを明らかに示す必要があるのではないか。</li><li>・相談窓口の24h体制など緊急時への対応を可能にすることが重要。</li></ul>

### ②相談支援体制の充実（26件）

記載内容
<ul style="list-style-type: none"><li>・気軽に相談できる場（休日・夜間含）／安心して相談出来る場所があると良い。／介護者への相談態勢の充実。</li><li>・より幅広い相談、早期対応ができるよう相談支援専門員をより地域に配置できる仕組みが必要（最初の窓口として）。</li><li>・精神障害の方の相談を中心に受けております。当事者が家族等から虐待を受ける場合と当事者が家族に暴力・暴言を与える場合、どちらもあります。結果的に虐待や暴力に至る前に相談できる機関を増やし、職員の研修もあればよいと思います。</li><li>・虐待をおこしている本人は虐待の認識ができていない場合や、認識できていたとしても問題を抱えている場合が多いので、身近に苦しさや悩みを積極的に何でも相談できる環境が必要。その中で障害者を虐待から守ってゆく仕組みを考える。</li><li>・相談支援の充実。圧倒的に人員不足であり、対応や把握に不足がある。</li><li>・障害者といっても幅広く、様々な仕事を抱えながらの相談体制となっているため、専門職としての人事が出来ない。その中で介護者等のフォロー（支援）は難しい。障害者から見ても気軽に相談出来る体制とはなっていないのでは。</li><li>・虐待に至るまでの理由として、介護ストレス、経済的なもの（貧困）等が考えられる。法では虐待そのものを禁ずるものではあるが、虐待に至るまでの間に支援するところまではカバーできていないのが現状である。そして、全てではないものの、至るまでの間に支援を充実させることで回避できるものも多くあると思われる。そのためにも相談支援部分の法整備（義務付等、拘束力の強いものに）が重要であると思われる。</li><li>・障害者の相談は、家族ぐるみの問題となることが多い。多くの機関で相談ができる環境整備が必要。行政の関わりが薄く、知識が少ないため、行政の窓口にも専門職の配置が必要と思う。</li><li>・相談窓口の専門性と関係者とのネットワークの構築。</li><li>・相談支援体制の充実。介護保険並になることが必要である。相談支援と実際にケアプランを立てる役割はわけていく必要があると思われる。また、サービス計画作成費の対象者は基本的にサービスを利用する障害者全てにする必要がある。サービス提供事業者の不正を今のままでは見抜くシステムがない。</li><li>・夜間、休日等における本人の不安時への対応体制を整える。</li><li>・介入できる人材や技術の不足が目立っており、的確にケースアセスメントをして指示できる機関の整備が重要。ワンストップでの相談窓口体制。</li></ul>

- ・ 障害者が相談できる相手が複数人居ることや、ゆっくりと話を聞いてもらえること、等の仕組みがあれば良いのではないかと思います。
- ・ 相談しやすい窓口体制の法整備とマンパワー、それを裏付ける財政的支援。
- ・ 家族、本人が虐待に気づかずにネグレクト（精神症状が悪化しても服薬を拒否）を行っている例があり、本人を交えケース会議、面談を重ねても対応できないことがあります。背景には、差別や親の気持ちが受け止められなかった体験の積み重ねがあり、幼少期から適切な支援を受けていれば改善できたのにと残念です。まずは気軽に相談できる市町村の窓口を増やし、保育、学校、相談機関と関わった機関がトータルに情報を共有できる場が必要と思われれます。

### ③早期発見のための地域・関係機関との連携体制（ネットワーク体制）（31件）

記載内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 早期発見の為の仕組みづくり。／・虐待を発見できるネットワーク作り。</li> <li>・ 個人情報の保護が叫ばれる中、民生委員も含めた地域住民と行政の連携が大切ではと思います。</li> <li>・ 地域におけるセーフティ・ネットとして縦割りではなく、民生委員等を軸にした地域で包括的に異変を察知するシステムが必要と思います。</li> <li>・ 発見されないでいるケースに対するアウトリーチの仕組みが必要であると感じる。</li> <li>・ 本人の訴えはないので踏込めるような現況が現れるように地域で見守ってほしい。</li> <li>・ 発見（発覚）しやすい身体的虐待以外の虐待を早期発見できるネットワーク等の整備は必要になってくるであろう。</li> <li>・ 地域包括支援センターや民生委員協議会などとスムーズに情報交換ができる体制をとって欲しいと思います。私共は精神障害者のセンターにて虐待されている場合も加害の場合もあり、体調や断薬、未治療など疾患によるものか否かの判断は適正にして欲しいと思います。虐待されていると気付けない本人や気付いていても声を挙げにくいという関係者も多いと思います。自然にケースが挙がるシステムにして欲しいです。</li> <li>・ 虐待あるいは虐待が疑われる事案については、その現場が密室的あるいは閉鎖的状况で起こることが多いと思われるので、発見が非常に難しい。「近隣者による通報」は可能性としてはあっても、実際には「他人の家の中のことだから・・・」と外部に発信しにくい。発見にはやはり専門職によるチーム対応のようなシステムが必要ではないか。</li> <li>・ 小学校区をエリアに、ご近所さんのな仕組みの中で、身近な情報が得られ、迅速に介入できる環境の構築が重要であると思います。</li> <li>・ 特に知的障害（SOS 発信できない人）が介護者から虐待を受けている時に早期発見するシステム。</li> <li>・ 特に知的障害や精神障害は虐待の実態があっても表面化されにくいため、早期に情報を把握し介入できるよう体制整備が重要。</li> <li>・ 障害児・者からの訴えはほとんどないので、周り関係者が見守りや情報を共有することが大事である。</li> <li>・ 障がい者への被害は、特に顕在化しにくく、発見も遅れがちである。児ばかりではなく、大人の障がい者に対しても情報提供や見守り支援の体制作りも重要と思われる。</li> <li>・ 虐待を受ける障害者によってはSOSを発信するにも意思表示がうまくできない方々もたくさんいると思う。入所施設内においても外部から定期的に立ち入り調査等を行い、事実確認の把握につとめることが必要だと思う。</li> <li>・ 虐待の恐れがあると予想される家族への見守り等の地域に密着した支援の仕組み作りが必要と思います。早期発見・早期対応については、通報義務を学校や病院等へも拡大すべきと思います。</li> <li>・ 数年から十年以上にわたって虐待が続いているケースや虐待の予兆が児童期に見られるケースが大変多いですが、にもかかわらず教育機関がチェックしていないか、知っていても表に出していない状況があります。ぜひ虐待防止、支援の範囲や期間に教育関係を入れていただきたい。</li> <li>・ 虐待防止に向けては、施設、事業者内、地域ともに普段から関係職員、地域住民による見守りと兆候を察し、法の確かな根拠をもとに早めの対応が求められる。そのためにもサポートネットワークづくりとその機能を十分に生かしていくための、関係機関の力量の強化と地域住民が相談しやすい環境づくりが重要と思われる。</li> </ul>

#### ④通報の義務化、通報者の保護規定（33件）

記載内容
<p>○<b>通報の義務化</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・虐待、またはそのおそれがある事案の報告の義務付けをして欲しい。疑いが強い場合でも現在はその報告をする先もなければ、行政に云っても動いて貰えないので動けない。</li><li>・通告を義務化、その際は、通告した者を守る機関も必要。</li><li>・通報義務による全住民の取組み。</li><li>・虐待禁止と発見した際の通報義務。通報者が不利な扱いを受けないための保護。</li><li>・どのようなケースにおいても虐待が疑われる事案は表面化しにくいので、通報を促進させるような措置が必要だと思います。</li><li>・虐待が発生している場合、周囲が気づいていることが多いため、法律等により通告を義務化する必要がある。</li><li>・障害者への虐待防止は、児童や高齢者のそれと比較して遅れをとっているように思います。人目につかない所で行われ、また意思を表明することの難しい障害者もいるので、顕在化していないだけで、報告されている以上の件数があると思われる。通告を義務づけるなど、見て見ぬふりをさせないことも重要なことだと思う。</li><li>・「障害者に対する虐待は許されない」という、住民の意識を変える為にも、通告を義務化すべきと思う。また通告に対しては、その後の対応についてチェックする第三者的な立場をとれる機関をつくる必要もあると思う。</li><li>・通報義務と通報をうけた機関の適切な対応（措置介入による保護 etc）が必要であり、障害者と法的定義されるもの全てに適応すべきだと判断する。</li><li>・現状としては障害者の虐待は家族間や雇用関係、施設利用関係等閉鎖された環境の中で生じていることが多い。改善するためには外部からの通告義務を優先にすることを法律で明記していくことが重要と思われる。</li><li>・家族による虐待の場合、表面化しにくい部分もあるので関係者の通告義務及び通告者が不都合が生じないよう法的に配慮すべきではないか。</li><li>・通報義務、通報者保護についての法整備。</li><li>・施設等での虐待は、周囲の関係者もそれを認知している可能性が高いと思われ、傍観と隠蔽を防ぐためにも通告の義務化及び通告者の保護を制度化する必要があると思われる。</li></ul> <p>○<b>通報者の保護</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・虐待の通告を受ける機関や利用者を守り、通告者を守る機関が必要。</li><li>・利用者の方を守る権利とともに通告者等への守る内容も必要かと思われます。</li><li>・市民の通報義務と通報者の身の安全が確保され、雇用現場における従業員からの通報であれば不当な解雇などがないように身分が保障されることが重要と考えます。</li><li>・法に従って訴え出る場合、そのことによって本人が不利益にならないよう十分に配慮することが必要である。</li><li>・施設内の虐待については、訴えた者の秘密が守られること。</li></ul>

## 【虐待対応・支援について】（148件）

### ①障害特性を踏まえた支援（12件）

記載内容
<ul style="list-style-type: none"><li>・自分の思いや考えを言えない、又は言わない人たちに配慮したものが必要。（言った者勝ちにならないように）介護者が「本人のために」と思ってやっていることが結果的に虐待になっているケースもあると思います。そうしたことにも配慮した法整備を望みます。</li><li>・本人、当事者が意識する、しないの範囲がとて曖昧でわかりにくい。周りの支援者が援助しても本人がそれを望まなかったりする。特に知的障害者の方の権利についての意識をどう高めていくかが課題だと思う。</li><li>・環境的に劣悪な状態にあっても長い期間その生活しか続けていない場合、その生活に違和感ももたず助けを必要としないケースがあります。そのようなケースにどのように介入していくか苦慮している。</li><li>・自分の意思をしっかりと表明できない人が当事者になった場合、客観的に判断する第三者がサポートするようなシステムにしてほしい。</li><li>・家庭内で行われている虐待は、疑わしい様子は見えてもどこまで介入できるか、責任の所在が明確でないこと等により対応が遅くなりがち。特に知的障害の人は虐待を受けていることの自覚がないことが多く、このことも対応を遅らせる要因であると思う。訴えない虐待のケースへの対応を制度の上で明確にできるとよいのではと思う。</li><li>・虐待を受けている本人が虐待をされていると思っていない。また、家庭内に入っていくと、なかなか第三者にわからない、親族による金銭の搾取は犯罪になりにくい。</li><li>・本人が権利について理解できる配慮が大切だと思います。また周知方法を十分に検討して頂ければと思います。</li><li>・御本人の意志の表示が難しい場合、同意をどのような形で得て、保護等のアクションを起こすかについての明示が必要と考えます。</li><li>・本人の強いこだわりや思い込み、理解力の不足によって、治療拒否や周囲との関係づくりがうまくいかずに、結果的に自分自身をネグレクトしてしまっているケースが少なくないと感じている。こうした場合、多くは、家族関係や生育歴にも課題があり、必要な情報や信頼関係が得られてこなかった背景や環境要因が連鎖的な状況を生んでいる。高齢者の類型には属さない、障害特性ゆえのセルフネグレクトをどこまで虐待としてとらえ、判断していくのかは、難しい所でもあり、重要な視点であると考えます。</li></ul>

### ②緊急避難場所（シェルター）等の確保（27件）

記載内容
<ul style="list-style-type: none"><li>・島内には障害福祉サービス事業所がない。緊急時の受入れが可能な施設が欲しい。</li><li>・御本人の受け入れ体制としての保護施設の整備が必要と思われます。</li><li>・緊急避難ができるような受け皿づくりを進めないと、虐待防止が不十分で、対象者に関わる担当者が頭を悩ませることになる。</li><li>・防止だけでなく、一時保護及び措置できるような体制が必要。</li><li>・障害を持つ幼児・児童の保護者が精神疾患や精神障害、知的障害、発達障害など様々な問題を抱えているケースが多く、結果的に子ども達へのネグレクトや、不安定になった子どもが保護者への暴力につながるが多い。虐待を防ぐことも必要だが、その後の継続した支援の場や、子ども達の保護ができる入所施設の枠が少なく解決になかなか結びつかない。法整備と受け入れ先の充実もあわせて検討していくことが重要だと思います。</li><li>・身体的、心理的虐待を受けている人を一時避難させる所がない。シェルターのような受け入れ先が必要。又近づけないよう罰則がある等も必要。</li><li>・障害当事者が被虐待者の場合、シェルターになる施設がない。分離の必要があっても、分離できないこともあるのではないかと。特に、身体的な障害を持つ方の場合、ハード面で受入れできないといわれてしまいがち。（受け皿の問題ですが）</li><li>・緊急的に避難できる場所を定める。または設置する義務を法の中で盛り込む。</li></ul>

### ③関係機関との虐待対応・支援体制の充実(48件)

#### 記載内容

##### ○ネットワークによる支援体制と役割分担

- ・成年後見制度、地域福祉権利擁護制度、苦情処理制度など利用しやすくなってきていると思う。ただ、どの社会資源と結び付けて良いか分からない事例もあり、各事業所に対応に困る事例もある。法律相談（行政）や法テラスにつながることが多い。身近に法律相談できる場所があるといい。
- ・支援者側の立場も考慮した法整備に期待しているところです。今後も法整備を進めつつ、法に基づいた機関のチェック機能体制を検討し、インフォーマルも含めたネットワーク強化をしていく事が必要であると思います。
- ・どのような事例であっても、法だけでは十分でないと思います。法の範囲に含まれない部分の支援、それらをフォローする体制やネットワークが大切だと思います。
- ・行政、教育、福祉（障害、高齢、児童、民生委員）、地域医療がそれぞれ動くのではなく（縦割）、横の連携がとれる（とりやすい）法整備がなされると現場としてはやりやすくなるのではと思います。（管轄が違う、やれる、やれないといったたらい回しのような縦割は結果的に当事者が不利を被りますので…）
- ・誰もが当事者となり得るので本人や家族、介護、支援者だけでなく自治体や地域ぐるみで体制を整えることができるようにしてほしいと思います。
- ・対応する職員の地域でのネットワークが重要で、専門的業務体制が必要だと思います。
- ・地域の連携や民生委員等との関わりの中で虐待を軽減できるような対応や体制作りが重要と感じます。
- ・行政だけでなく、高齢者、要保護児童と同様に関係機関のネットワークが重要。
- ・裁判への対応、理解ある弁護士の確保などスムーズに行えたらいいと思います。
- ・地域の事業所（保育所・学校等含）と県の児童相談所等との連携がスムーズに出来るシステムづくりが大切ではないでしょうか。
- ・虐待と分かった段階での強制的な介入は、一事業所としてはムズかしい。又、事業所同士のネットワークでも解決はできない。司法、行政機関の強制的な介入と福祉機関との連携を考えた法整備が必要。
- ・介護者自身も障害を抱えていたり、生活困窮が背景にあったりする場合も少なくないと思いますので、ケース検討をする場合にいろいろな職種の人に関わって開催できるような体制への整備の充実。サービス支援事業所も、もっと障害者虐待について、知識を深める必要あり。
- ・司法、医療、警察との柔軟な連携体制。
- ・認知症高齢者と障害者の世帯があり、どちらが悪気がなく、叩いたりつねったりしていると言われるケースがあります。お互いを別々の機関がサポートするわけですが、常に連絡が取れる体制があるといい。また、介入出来る機関の責務がはっきりするといい。
- ・児相等、関係機関との連携システムの明確化。関係機関との役割分担の明確化。
- ・関係機関がネットワークを組む必要があると思います。一事業所だけに任せてしまうのではなく、事案にとって必要な支援を役割分担することが必要だと思います。

##### ○自立支援協議会

- ・自立支援協議会の機能を果たす。（専門部会を作る）／・自立支援協議会との関連性を位置づけること。
- ・地域自立支援協議会が設置され、各専門部会で、個別ケースを検討されていますが、虐待に視点をおいた、ネットワークが機能していないように思います。虐待の相談、発見した時にいち相談支援事業所だけでは解決できない事も多く、今は障害福祉課に相談するのみです。発見から相談、保護に至るまでの、システムづくり、ネットワークづくりを整備していく必要があります。

### ③関係機関との虐待対応・支援体制の充実（続き）

記載内容
<p>○<b>個人情報規定</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・市役所と障害者相談支援事業所間にて、地域の障害者の情報を共有できる制度があると良い。（個人情報保護の問題がネックか。）</li><li>・個人情報保護の観点から、関係機関が連携して虐待の対応にあたった場合の情報の利用に関する規定の整備も重要と思われる。</li><li>・個人情報に配慮し過ぎるあまり、情報が共有されない事が懸念されるため注意されたい。</li><li>・プライバシー保護について正しい知識を広く知ってもらうための取組み。（保健師や民生委員さんが、動きにくい状況にあるので）</li><li>・情報の共有化（関係者間）と個人情報保護の法的整理。</li><li>・知的障害者の自己破産を支援しているが、家族も含めての対応であり関係機関が常に情報を共有する難しさがある。</li><li>・行政区分による役割・機能の違いの垣根をこえて連携、情報共有できる整備。個人情報の保護によって介入ができなくならないよう、専門機関同志が機関間守秘義務によって情報共有がスムーズに行えるような環境。</li></ul>

#### ④介護者・家族等への支援策の充実（35件）

記載内容
<ul style="list-style-type: none"><li>・現在、核家族世帯が増えていることもあり、介護者が自分自身で抱え込むケースが増えているように思う。まずは、そういった状況を配慮した法整備が重要だと思われる。</li><li>・介護者や支援者の介護疲労やストレス悩みなどをいかに軽減できるかが、ポイントとなると思います。</li><li>・家族全員が療育手帳所持者もしくはその疑いがある場合にどう対応すべきなのか？法的にも検討して頂きたい。</li><li>・虐待防止には介護負担の軽減を図ることが重要で、福祉サービスの新設・拡充、費用軽減についても検討されるべきだと思います。</li><li>・日本においては虐待を行う側のカウンセリングや教育システムが整備されておらず、それに携わる者が少なすぎる為、その為の法整備（人数配置含）が必要。</li><li>・虐待自体の防止とともに介護者がそのような行為に及んだ原因についてもしっかり把握できるよう、介護環境の改善にもつながるようなものになって欲しい。</li><li>・障害のある方とその介護にあたる家族に対して適切なアドバイス、精神的なストレス（家族）の解消は不可欠と思われる。特に家族（介護者）に対する環境面の支援、法整備上での指針が必要ではないか。</li><li>・介護者の経済的支援が行えるものであること。</li><li>・家族内については、加害者の秘密が守られ、加害者支援も明確に何をするのか示されていること。</li><li>・虐待する側にどのような背景があるのかを明らかにし、環境改善等の方策実行も同時進行できるような体制を作ることが重要。</li><li>・障害者本人が被害者にも加害者にもなる。防ぐ策と虐待が起きてしまった後の双方のケアにも支援が大事となってきます。そこにも視点をあててほしいと思います。</li><li>・虐待者に障害があったり、能力がない場合の支援体制。／・虐待者へのカウンセリング等継続的なフォロー体制</li><li>・介護者（養育者）を支援できるような、内容を多く盛り込んで欲しいと思います。</li><li>・虐待を受ける人は弱者であり、また虐待をする人は問題をかかえています。孤独であったり、社会生活に不適應を起こしている等の生活状況を考えると、虐待しないような支援（介護者）、関わりも必要です。</li><li>・障害者の家庭内虐待については介護ストレスを原因とする虐待は介護者の支援も必要となる。</li><li>・家族等、虐待をしている人の障害の状態や判断能力の程度に応じた介入の方法。</li><li>・介護者がご本人の状況によりやむをえずネグレクトとなる（判断される）ケースが目立ちます。介護者を見守る体制の整備が必要だと思います。虐待者も被虐待者も自覚がない場合、どこからかかわるかはとてもデリケートな問題だと思います。</li><li>・障害をお持ちの方の理解を深める。特性や関わり方がわからないために、行われてしまうものもあるように思え、軽減につながればと思います。また家族・保護者自身に支援や配慮を要する方もあり、見守りや支えあう体制が必要だと思います。</li><li>・家庭内での虐待の場合、福祉サービスの支援が十分でないため、介護者の負担感から虐待へ結びつくケースも多いので、法整備に当たっては、支援者の負担軽減のための支援策の充実を行政に努力義務として置くべきではないか。</li><li>・介護者→虐待者になってしまう背景をきちんと解決していかないといけないと思う。</li></ul>

## ⑤福祉サービス・関連制度の基盤充実、利用促進（26件）

記載内容
<p>○福祉サービス</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・被虐待障害者への緊急的な福祉サービスの提供のための支援体制の明確化と周知。</li><li>・福祉サービスの利用方法やその存在自体知らなかったり、市町村が必要な支給量を十分に支給してくれないことを理由に、全て家族だけで介護を抱えこんでしまっている家族はまだまだ沢山いる。そのストレスの蓄積が虐待につながるケースも少なくないと聞くので、福祉サービス利用の周知や、市町村の裁量だけではなく、全国的な支給量の基準の統一化なども、虐待防止につながると思う。</li><li>・介護者の負担軽減のため具体的な介護（居宅介護・重度訪問介護、行動援護、短期入所、移動支援など）。</li><li>・広域的に利用される障害福祉サービスの提供体制の整備、新たに圏域ビジョンを市町村と県が協働で策定する。</li><li>・発見後の心理面も含めて、居住・経済面などを安定させていくような内容等が重要ではないか。また虐待のおこってしまう要因として、支援不足があると考え、福祉サービスの充実、福祉の担い手の確保（所得保証、人員確保など）を虐待の発見・防止策と並行して進めて行く事が必要。</li><li>・申請から導入（利用）までに時間がかからない福祉サービス。</li><li>・法整備と同時にそれを保障できる社会基盤の整備が必要。何十人待ち何百人待ちの施設入所の現状では選択の自由などあり得ない。</li><li>・障害者の虐待防止についての法整備を進めることは重要ですが、同じく虐待に至った過程などをみると障害者福祉の貧困さも浮かびあがってきます。ぜひ障害者福祉の施策の充実と虐待防止の法整備が車の両輪のようにすすめられることが重要だと思う。</li></ul>
<p>○成年後見制度</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・経済的搾取を回避するためには、成年後見制度はこれからも必要となると思う。入所系の施設において家族が後見人になっているにも関わらず、本人の年金を家族が使い込んでいる話を少ない事例ではあるが耳にする。</li><li>・成年後見制度の利用促進（審判開始に要する費用の助成措置）。</li><li>・成年後見制度や権利擁護事業がもっと障がいを持った方々が使いやすい制度になることが大切であると思う。（経費がかかりすぎるなど）</li></ul>
<p>○日常生活自立支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・精神障害者の地域生活支援での金銭管理を支援センターなどが肩代わりすることが多く問題に感じています。社会福祉協議会が権利擁護事業を行っていますが予算がたらず申し込みに追いつきません。</li></ul>
<p>○生活保障</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・基本的な経済支援。社会保障の最低基準アップ。本人へ届くようなシステム作り。</li><li>・当事者に就労や所得の保障・支援が不足していることが虐待の要因となり、当事者本人の生活意欲も後退するなど悪循環となるケースがあるのではないかと。監視や罰則だけでなく、生活保障への法整備も必要であると思う。</li></ul>

## 【法整備の考え方について】(51件)

### 記載内容

#### ○障害者の権利擁護を踏まえた法整備 (17件)

- ・法整備については障害者本人が対象となりますが、障害者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意が必要と思われれます。
- ・障害者本人にとっても分かりやすく使いやすい法とすることが、重要と思われる。
- ・虐待防止の法整備とともに、被虐待者に対する支援や、権利（例えば虐待によって義務教育を受けることが出来ず、(精神) 障害になった人たちへの教育費の保証等）の保証に関する法整備も需要と思われる。
- ・被害を訴える事が困難な人も救済されるよう虐待防止の機運を高め、社会全体で障害者の人権を守る体制を整備する事が必要。
- ・「高齢者虐待防止法」や「児童虐待防止法」に準じたものになると思うが、障害者については、3 障害のそれぞれの障害特性が十分に考慮されたものになるよう法整備を行うことが重要であると思う。
- ・障害基礎年金受給者を対象にした犯罪に相当するようなことが多発しているのではないのでしょうか。また、単身生活の障害者に対し雇用した事実を作り実際には、給与を支払っていないケースもあると思います。そういうことのないよう、障害者を守るための、整備を考えて頂けたらと日頃から、思っておりますのでよろしくお願ひします。
- ・障害者の権利を擁護すると言う立場と当事者の意見をきちんと取り入れて行くこと。
- ・法整備にあたっては、支援者、虐待対応に関与する支援機関が障害の有無にかかわらず人としての普遍的な人権について適切に理解することが大切。
- ・差別禁止法と権利条約の批准 ・入所施設や入院は本人の意志にそって行われておるのか？ そうでなければ虐待や権利侵害ではないのか？ ・全国団体（事業所や施設の集まり含む）の権利に関する共有はできているのか？
- ・障害者（国民、人間としての）権利のとらえ方、前提となる権利とは何か、乳幼児教育療育の時期から見つめ直す必要があるのではないかと思う。

#### ○高齢・児童・家族全体を含めた総合的な支援体制 (19件)

- ・現在の虐待防止は児童や高齢者、障害者など対象者の範囲により法整備や支援策が異なる。社会的に弱い人々のため法整備を図っているのだから、一体的に整備するのも一つの方法であると考え。
- ・現在、障害児・者、高齢者への虐待に関しては、法律上縦割りで取り組みがされているが、同一世帯にこれらの人達が同居している場合があることから、今後の法整備にあたっては、包括的に取り組めるような整備が必要かと考えます。
- ・高齢者虐待防止法、児童虐待防止法は既に整備されているが、障害者を取り巻く虐待はどちらの法律も深く関係するものであり、それぞれ単独で動く、ではなく、横のつながりが盛り込まれるものであってほしい。(高齢の親が障害のある子を虐待する、障害のある親が子供を虐待する等、様々なケースが存在するため)
- ・当町では、障害者と高齢者の虐待防止ネットワークを一本化した形で立ち上げています。高齢者と障害者を併わせた法整備が重要と考えています。
- ・障害者と高齢者という分野で分けることは、好ましくない。何らかの支援を要する状態にある者を救済することを目的とするのであれば、障害者と高齢者を包括する法整備を望む。
- ・子供、障害者、高齢者とその範囲を分けるのではなく、家族全体を支援する（家族病理的視点）が必要。
- ・受付窓口の一元化（縦割りの解消）。現在の児童、障害、高齢毎に分かれているシステムをこの部分については一元化し総合的に対処するシステムに変えていくことが大切。
- ・障害者、高齢者等で分ける事により、制度からもれる人が生まれてしまう。現行制度でも健康な男性への虐待は防げない。障害者、高齢者等に分けずに誰に対しての虐待も防ぐという視点が必要だと思う。
- ・支援の対象を個人とせず「家族」や「権利侵害が発生する集団」として、支援者側の対象集団に合わせたチームアプローチが柔軟に実施できる様にすることだと思います。

## 【法整備の考え方について】（続き）

記載内容
<p>○<b>実効性のある法整備</b>（11件）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・できる限り具体的な虐待防止について実効性のあることが重要。</li><li>・法整備はまだまな面もあるかと思いますが、即座に対応できるような法整備、実効機能力を高めてもらいたいです。（地域間での格差を解消すべきだと思います）。</li><li>・法整備にあたって、理念を定めるにとどまらず、具体的な虐待の防止について実効性のあるものを定める必要があると考える。</li><li>・法を整備することは重要だと思う。しかし法を作っても中身のない法なら無意味。自宅・施設内での「虐待」などを、どのように発見するのか、発覚しても誰がどのように介入するのか、介入できるのか、そのあたりをよく熟考された上で法整備を行って欲しい。より具体的、誰が見てもわかる、行政・施設・家族も、わかりやすく、動きやすい法整備が重要。</li><li>・我々相談支援の機関、行政（市町村）、民生委員等のレベルでは虐待者に対し、表面的な説得等はできても、家庭への介入等ができていない。また児童相談所も近年の状況から障害の有無にかかわらず、多くのケースを抱えており、虐待防止や被虐待者の保護まで到っていない。各機関や児相等の機能の強化と、それを保証する制度、周知を行っていただきたい。</li><li>・経済的搾取、ネグレクトなど、親世代からの”負の連鎖”と呼びたくなるような事例が非常に多いが「当事者が訴えて来ないと何もできない（被害者はSOSを出す手段を知らなかったり現在の生活以外を知らず、比較できないのに…）」として、介入する権限のある機関が動くまでが長く、やきもきすることが多くある。”疑わしきは一旦介入”という考え方を基本にした法の裏打ちを求める。</li></ul> <p>○<b>地域特性を踏まえた法整備</b>（4件）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・支援については本人をはじめ、介護者の同意が必要ですが、地方や田舎では特に地域性が重要となってきます。（自宅訪問時に公用車を使用しない等の近隣への配慮等）</li><li>・交通の便や住宅事情など、地域状況に応じて柔軟に対応、支援できるように体制が整えられるとよいと思います。</li><li>・市町村単位が範囲だと思います。早期発見を出来る法整備が必要だと思います。</li></ul>

## 【その他の意見】（55件）

記載内容
<ul style="list-style-type: none"><li>・一般就労の知的・精神障害者への上司の関わりなど虐待か指導か判断に難しい事例が多い。また不適切であるとして公的機関・支援機関が関わった結果、職を失うなどより不利な状況になりかねないのが現状と思う。障害者への総合的な施策が進まない限り、虐待防止法による成果は出にくいのでは。</li><li>・「虐待」あるいは「虐待が疑われる」であっても、言葉としてきつい気がする。そうなる事例(事案)としても取り上げにくいようである。「虐待」の定義はそのままであっても、その周辺の事案をきちんと整理するべきではないか。</li><li>・実態把握を数からだけでなく、内容も十分に理解・情報共有した上で、法整備して欲しい。</li><li>・知的の場合は近親者がお金を本人以外の為に使うことがある。逆に本人が望んでも使わせない等もある。「本人のために」が基本でそれ以外の使用には、改善命令を出すとか罰則があるとか。強制力がないと効果がないと思う。</li><li>・障害のある人も障害のない人と同じように自分の住む場所を自分で決めて、障害のない人と同じように社会参加できる社会をつくること。障害当事者や家族の声や実際の事例を受け、国際水準に基づいた法律の整備が必要。</li><li>・家族や施設・訪問介護事業所等支える側に対しても十分なサポートがなければ、当事者の権利擁護や虐待の問題は改善しないと思われる。</li><li>・まずは理念をしっかりと打ち建てること。学校教育法や労働基準法など関連法との調整。教育委員会や精神病院や労働基準監督署などの責務や権限との調整を行い、法整備を行う事が重要と思う。</li><li>・障害者本人の年金管理方法については、法に明記されないと権利は守られないと思います。</li></ul>

## (2) 障害児・者虐待への適切な対応に向けて必要と考える体制・仕組み

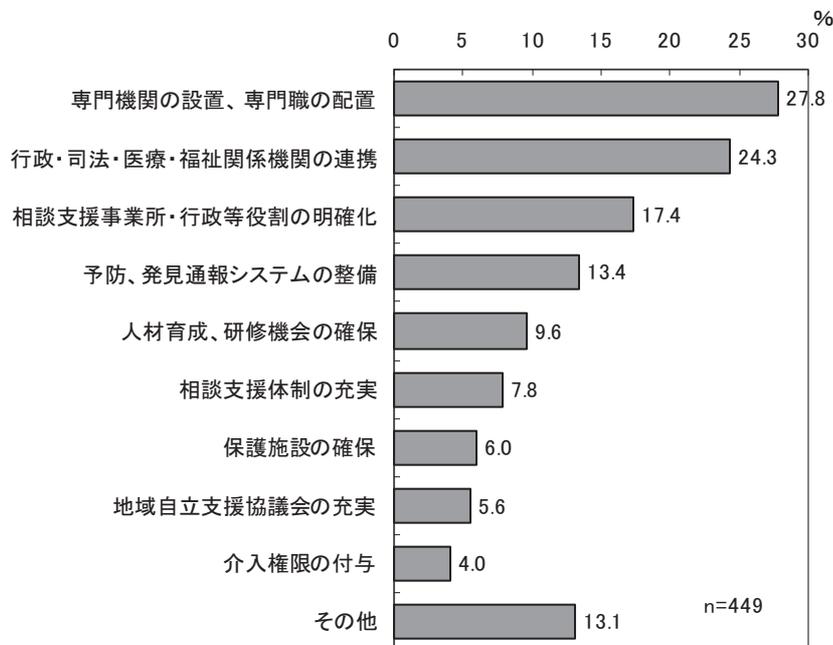
○障害児・者への虐待に適切に対応するために必要となる体制について自由記述方式で回答を求めたところ、449 事業所から回答が寄せられた。

○内容を分類すると、「専門機関の設置・専門職の配置」を求める意見が最も多く、次いで「行政・司法・医療・福祉関係機関の連携」が続く。

○「相談支援事業所と行政等の役割の明確化」を求める意見も多く、明確な役割分担の上での虐待対応や支援への関わりを求めていることがうかがえる。

○また、「予防、発見通報システムの整備」を求める意見や、「人材育成、研修機会の確保」を求める意見も少なくなく、予防～発見通報～支援に渡る一連の虐待対応システム化とそれに従事する専門職の育成は必須と考えられる。

障害児・者虐待への適切な対応に向けて必要と考える体制・仕組み



## 【専門機関の設置、専門家の配置】（125件）

記載内容
<p data-bbox="188 322 347 353"><b>（直営事業所）</b></p> <ul data-bbox="188 371 1437 1088" style="list-style-type: none"><li>・虐待対応する専門機関の設置（広域な機関）を行い、市町村や事業所の指導的立場として助言を行う。小さな市町村では、専門的知識を有するものが少なく、相談対応に苦慮する。</li><li>・現在、児童においては児相との連携により取り組みができています。障害者については現在事例はないものの、専門機関の不足から対応について不安がある。相談支援事業所の位置づけとして虐待への対応も必要と考えるが、統括できる機関を県の各福祉事務所や保健所にも設置して欲しい。</li><li>・困難事例への対応や広域に調整が必要な場合、専門中核機関は必要である。相談支援事業所の位置づけ、役割は要保護児童対策地域協議会における調整機関の様な形を期待したい。</li><li>・どこが虐待の中核機関になるかは大事。小規模の市町村では専門職の確保が難しい。そうした事例は複数の要因から虐待に至っているケースが多いので、家族支援を含めた、チームでの対応ができるようにしてほしい。</li><li>・対応の専門中核機関は、県内をいくつかのブロックに分けた単位ごとに設置するのがよいのではないかと。相談支援事業所においても、虐待についての知識を習得した者を配置し、迅速に対応できる体制が必要であると思う。</li><li>・誰でも、いつでも相談できる窓口体制を作っておくことが必要と思う。その上で関係機関の連携づくりが必要。権利擁護センターの設立も将来的に考えているが、弁護士等の専門職の関与も希望したく、もっと国全体からの体制づくりが必要と考える。</li><li>・利用者、ご本人から、相談があった時に、虐待者が親だったりする場合、なかなか、つっこんだ話がしにくい時があり、また、法律的な相談が含まれる時、本人を緊急に保護しなければならない時、専門的な助言がほしい場合が多いと思われまます。虐待の相談があった時に、どこに報告し、指示がいただけるかシステムを整備してほしい。</li><li>・身更相、知更相、精神保健センター等の県の機関が専門的対応をするべきであるとする。</li></ul> <p data-bbox="188 1106 443 1137"><b>（委託相談支援事業所）</b></p> <ul data-bbox="188 1155 1437 2018" style="list-style-type: none"><li>・現在の相談支援事業所で権利侵害、虐待事例に対し、専門的に取り組んでいくことは非常に難しい。せめて広域レベル（人口10万人規模）に「権利擁護支援センター」（仮称）のような専門機関を設置していく必要があると思う。設置することが無理であっても、専門職との定期的な会議を開催していけるような特別な予算立てがあればと考えています。</li><li>・初期相談窓口として、相談支援事業所は役割を担うべきだと思うが、専門機関の必要はあると思う。</li><li>・相談支援事業所、包括支援センター、行政が一体的かつ効果的にワンストップで機能する専門中核機関設置が必要。</li><li>・専門中核機関は親が環境整備等の指導を受け入れる様な強制力を持つ必要があると思われる。</li><li>・各家庭や施設において異変などを察した場合に連絡や報告ができる窓口を設けることで早期発見につながると考えます。地域住民の方とのかかわりを強化したり、声かけや様子確認のための保健師相談員等の訪問、弁護士や権利擁護専門機関等へ速やかにつなげることができる体制が必要だと思います。（相談支援事業所では法的対応や処理が困難なので専門機関との連携、依頼が必要です）</li><li>・どんな些細なことでも冷静にきちんと受け止めてくれる専門中核機関、何かあった時にすぐさま連携の取れる、専門中核機関を中心とした関係機関の横のつながりが必要。</li><li>・虐待に関わる担当者をサポートする専門のチーム（スーパーバイザー）が必ず求められると思う。</li><li>・相談事業所が、どんな権利を持って、その場に入りこむことができるのか、家族の方が〇の事業所ですと言って受け入れるか？まず無理でしょう（関係性のある家庭なら別かもしれないが）行政の名札は大きい。そうなると、中核は行政になるのでは？行政は障害・高齢・子ども、生活保護など様々な部門がある。それらが連携すればよりよく虐待防止への取り組み効果があがるのでは。</li><li>・虐待防止ネットワークは主に児童、高齢者関係が中心。障害者（児）に対しても1圏域1中核専門機関を設置し、専門機関を中核にした障害者（児）関係施設、医療保健機関、それに相談支援事業所の有機的なネットワークが必要。日々、現場で相談支援に当たる相談支援事業所は素早い事案の把握、専門機関との連携による必要な援助に大きな力を発揮できると思う。</li></ul>

## 【専門機関の設置、専門家の配置】（続き）

記載内容
<ul style="list-style-type: none"><li>・地域住民、家族、民生委員など「これは虐待かも知れない」という連絡を相談事業者が受けた時に、動くための根拠を持てる専門機関のサポートがあればと思います。高齢者であれば“地域包括支援センター”児童であれば“こども家庭センター”があるので必ず確認するようにしています。</li><li>・相談支援事業所で虐待が疑われる事案が発生した場合、すぐに相談できる専門中核機関があると問題の解決も早いと思います。</li><li>・市町村窓口による虐待対応専門機関の整備。相談支援事業では虐待対応チームなどが設置されていること。（地域包括のように、多職種で対応できるようにした方がよいのではないかと思う。）</li><li>・私達、相談支援員が「これは虐待なのか否か」、相談できる機関があるといい。子供から高齢までの。施設の職員、相談支援員の資質向上、権利擁護について常に意識し、定期的なふり返りを必ず、行うことを義務づける。</li><li>・現在のサービス利用計画作成も担う相談支援事業所ではなく、地域包括支援センターのような別の組織で虐待事案を扱うべき。</li><li>・市や社協に虐待防止専門の担当を設置していただけると、身近で相談しやすく、連携を取りやすいと思います。</li><li>・虐待の判断について、偏った見方、判断にならないためにも、第三者的に判断・チェックする機関が必要だと思います。（公的機関など）</li><li>・強制的な介入となるとなかなか難しいと思います。場合にもよりますが保健所や警察のような公的機関への位置付けが大切かと思います。</li><li>・相談支援事業所は通常の相談支援と認定調査や施設入所者の調査にも同行し、虐待等の支援を相談できる市町の担当者と相談員だけでは困難であり、対応してくれる機関が無い。公的機関で緊急時の居場所として専門機関が必要。</li><li>・きちんとした窓口と責任の所在をはっきりさせること。相談支援事業所の仕事はあくまで「相談」だと思います。虐待に対応していくためには、通報のシステム、専門機関の設置が必要だと思います。現在、そういった後ろ盾なしに虐待事例に介入していくこともありますが一歩間違えると自分たちが訴えられたりしかねない状況もあり得ると思います。</li></ul>
<p>(障害者就業・生活支援センター)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・専門中核機関を中心としてネットワーク作り。中核機関にはかなりの専門性と権限を持たす必要があるのでは。相談支援事業所は役割の重要性は認められつつも、予算的には厳しい状況におかれている。その改善が無いと、今以上の対応は無理ではないだろうか。</li><li>・相談支援事業所はコーディネート、パイプ役、解決できる機関ではない。中核機関は専門性、即応性等から民間では困難。</li><li>・障害児・者の支援には、複数の関係機関が関わっている場合もあり、それぞれの機関で把握している虐待の情報を共有し合い、迅速・適切な対応ができるようにする必要がある。その為には中心となる機関を決め、ネットワークの良い動きが取れることが大切だと考える。</li><li>・児童相談所・更生相談所が専門中核機関となり、弁護士会も含む権利擁護機関と相談支援事業所を中心とする自立支援協議会がネットワークを組み支援体制を整えていくとよいと思う。位置づけ、役割等についても行政は法的権限含め指導的立場、相談支援事業所は関係機関と連携をとり支援を行うと虐待への適切な対応ができるのではないかと思う。</li><li>・権利擁護の公益性から、民間の組織ではなく、広域で市町村が関与する形での権利擁護センターを核とするシステム構築が必要。</li></ul>
<p>(専門職、人材の配置)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・都道府県と市町村の連携強化と都道府県の設置による専門中核機関が必要。市町村や事業所の窓口で専門職の配置。</li><li>・虐待件数が年々増加している中、専門中核機関の必要性と併せて、人材の確保が急務と考えます。</li><li>・最終的には行政（市町村）に相談して介入していくことになると思うが自治体職員が手薄でなかなか動いてくれないことが予想されるので、それなりの自治体職員の職員配置をしてほしい。</li></ul>

## 【行政・司法・医療・福祉関係機関の連携】(109件)

### 記載内容

#### (直営事業所)

- ・より多くの機関等との連携により、支援のネットワーク（網の目）をきめ細かくすることが必要であり、関係機関が増える分、その幹となる中核機関の役割が増すものと考えます。
- ・高齢者虐待対応と同様に虐待の背景には様々な要因があるため関係機関による支援ネットワークが必要になる。その中心に相談支援事業等を位置づけると良いと思う。
- ・関係する専門機関（行政、相談支援事業者、警察等）による虐待発生時の対応、介入を行う仕組みづくりが必要である。また、虐待の予防や早期発見のため地域と連携していくことが重要である。
- ・各関係機関が情報収集をして必要に応じてケース会議の開催、企画等を中心になって行っていく必要はあるであろう。
- ・1つの家庭に複数の事業所・関係機関が入っている場合があるので、小さな事柄でもキャッチしたところがきちんと発信し、お互いに連携し合うことが必要である。
- ・行政担当課を基点に各関係機関、部署において連携強化を図る必要があると思います。
- ・被虐待者の心身についての安否を迅速に確認できるような体制が必要と考えております。行政・関連事業所等機関同志の繋がりを密にし、被虐待者本人の擁護を第一とします。必要に応じて虐待者のケアなど支援を行っていきたいです。

#### (委託相談支援事業所)

- ・緊急的な介入を行わなければならない時に警察とうまく連携がとれるか少し不安を感じる点があるため、日頃からのネットワークの構築が出来る動きがあれば良いと思います。
- ・市町村福祉事務所を中心としたネットワークが必要。専門相談員の確保など、役割の明確化。
- ・相談支援事業所は虐待ケースの発見はしやすい位置にあると思うので、他機関とネットワークを形成し対応していくことが必要だと思います。
- ・緊急時における体制作り ・行政、機関の日頃からの情報共有、連携 ・地域づくり…インフォーマルな資源を多く作ってサポートしていく体制が必要なのでは。
- ・専門機関（特に法的知識がある）と連携できる仕組みが必要だと思います。
- ・精神障害の場合、自傷他害のリスクの高い方は、行政（市町村の窓口）の方と、保健所のワーカーと、相談支援事業所で対応して行っています。そのような意味でも保健所のような位置付けの機関が各地域と連携しながら、取り組めるような体制があれば、相談支援事業所としても、虐待に対応できると思います。
- ・早期発見のために介入しやすい環境作り。福祉職だけではなく、医療・教育など様々な専門職と連携し合い、トータル的なサポートを行える仕組みを作っていくことが必要だと思う。
- ・専門中核機関は必要だが、虐待を受けた、あるいは受けた可能性がある人のフォローをする機関が必要。相談支援事業は警察と連携を組む必要があり、警察も相談支援事業所に積極的に協力する体制をとるべき、その様に仕組みが必要。
- ・核家族化が進み、家庭の中で子育て等が困難な状況が生じているのだと考える。都市部でも農村地域のような地域住民の横のつながりによる子育て支援等の環境や仕組み作りによって家庭の中で抱え込まないようにする。教育委員会、児童相談所、障害福祉課、相談支援事業所などのチームのアウトリーチによって家庭や自治会をサポートする。
- ・相談機関と専門機関（弁護士等）の連携を充実させていくようなシステム作り。
- ・市町村行政の積極的な支援、介入、保護等の判断にて、リーダーシップを図り、関係機関と連携を図る。事件性の有無に限らず、警察との連携、それぞれの役割の位置づけは必要不可欠。相談支援事業所として、発見時の通報、権利擁護の支援は基より、法律上明確ではない具体的な支援内容に関しても現場に沿った支援の展開を図り、県や国へ訴える必要性も高い。

## 【行政・司法・医療・福祉関係機関の連携】（続き）

### 記載内容

- ・虐待に対して迅速に対応出来る公的機関のネットワーク体制。虐待を早急に発見出来る仕組みおよび障害児・者虐待に対する適切な介入の仕組み。相談支援事業者としてネットワークの構築とネットワークの強化。虐待と思われるケースに対しての情報収集という役割を果す必要があると考えられる。
- ・各地域において①早期発見・見守り、②関係する専門機関（行政・警察・医師・相談支援事業所等）による発生時の対応（介入）、③保健・医療・福祉・教育の連携による虐待の予防・早期発見・発生時対応と後のアフターケア等の仕組み・ネットワークを構築することが必要。
- ・虐待の情報を客観的、総合的に調査し、その解決方法を探るためには相談支援事業所を含め、関係者がチームを組んで取り組む必要があると思う。相談支援事業所は、虐待を受けた障害者の代弁者として、またその解決や支援をすすめるうえでの関係機関の調整役としての役割がある。高齢者、児童も含めた虐待防止ネットワーク体制の整備が必要だと思う。
- ・本市においても、虐待・暴力防止ネットワーク会議等のシステムが立ちあがっている。虐待防止にはチームアプローチが必要で、多様な関係機関の連携が重要。且つ、重層的なシステムで取り組む必要がある。
- ・専門中核機関も必要だと思うが、行政も含めた地域の関係機関の密な連携による機敏な対応が必要だと考えます。
- ・地域に生活している障害者の個人情報や相談支援事業所等へ開示して頂き支援の幅を広げるための検討会など、もっと積極的にして頂けたらと思います。虐待や犯罪に巻き込まれないような支援体制づくりは連携が第一に必要だと思います。
- ・本人、家族とはもちろん、関係機関との連携体制を整えること。個人情報の件もあり難しいかもしれませんが柔軟な対応が必要な場合もあると思います。
- ・虐待の疑いがある時点で、関係機関がチームとなって定期的に状況把握する仕組みの確立が必要。
- ・スーパーバイズできる機関や、どのように支援してきたかなど具体事例などがわかるものがあれば良い。又、弁護士などの専門職に相談できる体制があると安心できるのではないかな。
- ・虐待については、ある程度、ハイリスクな世帯が予測できると思われます。そういった世帯の支援の切れ目ができないようなシステムが必要だと思われます。また、学齢期から成人期への移行期に学校から支援センターへの引き継ぎが重要であると思われます。
- ・児童相談所の仕組み、担当制のわかりにくさにより、連携がとりにくい現状があります。地域生活を送る上で支援機関と体制を作っていくことがとても重要です。特に障害児の生活は様々な機関がかかわってくるので、それぞれの相談窓口がサービス利用の情報を把握する必要があると感じています。
- ・虐待が疑われる場合、どのように対応してよいか迷うことばかりである。中核機関はもちろんであるが、チームとして（弁護士や医師など専門家も交えた）の共働体制がとれなければ事業所として動くことは困難である。

#### （障害者就業・生活支援センター）

- ・行政がもっとリーダーシップを発揮し各関係機関と虐待や権利侵害が起きた時の対応法をしっかりと確立するべきだと思います。専門中核機関が何を示すのか不明なのですが就業・生活支援センターとしては虐待や人権侵害を発見した場合や相談を受けた際に相談出来る機関とのネットワーク作りを重要と考えています。
- ・相談の内容が必要な機関と情報の共有がタイムリーに出来る体制の整備。
- ・フォーマル、インフォーマルの結び付きの強化。相談支援事業所は、フォーマル（行政）とインフォーマル（地域）の情報中継点として機能できると良いと思う。
- ・医療、行政、教育、福祉、法律の専門家の連携が必要になると思う。また、虐待は2~3才程度の年齢から始まり、続くことが多いというデータを見せていただいた事がある。両親、親族のフォローを行う機関や体制作りが必要である。

## 【相談支援事業所・行政等役割の明確化】(78件)

### 記載内容

#### (直営事業所)

- ・虐待が起きないように家庭訪問等をして常にチェックする体制が必要ではないでしょうか。警察は事件が発生してからでないと動けないので、相談支援事業所に未然に防止するような役割があってもいいのではないのでしょうか。
- ・初期相談の窓口は、一本化が望ましい。相談内容により専門的なスタッフを加えて支援チームを設け対応する。相談支援事業所は支援チームの事務局も兼ね、相談全般を管理する。
- ・身近な市町村での相談対応から始まると思いますが、予防も含めた強制的な関与が求められる場合等には、専門機関や入所等が可能な緊急対応できる体制の整備が必要で、市町村を超えた広域又は県レベルでの体制づくり、連携が必要だと思います。いずれにしても、相談支援事業所がどんな問題でも一次窓口となり、そこから市町村、さらに専門的機関へとつなげていくような体制が必要だと思います。
- ・児童虐待についてはすでに市町単位にて体制ができていることから障害児については児童福祉法との関係が明確に示される必要がある。相談支援事業所に相談が持ち込まれることが増えると思われるが、介入権限がどこにおかれるかによって相談支援事業所の役割は異なってくると思われる。
- ・相談支援事業所は虐待ケースの地域ケア体制をコーディネートする役割を担ってもらいたい。

#### (委託相談支援事業所)

- ・虐待対応における相談支援事業所や行政の役割、機能を明確化する必要がある。
- ・相談支援事業所は公的機関ではないため、利用者状況の把握等を行えるが対応の主体は市町村が行うべきと考える。
- ・相談支援事業所に虐待対応を求められるのは厳しい。行政等での対応を考えてもらえれば(連携をする)。
- ・情報を集約して、対応の采配をふるう専門中核機関は必ず必要である。相談支援事業所は、専門中核機関と本人をつなぎ、発見から収束まで、本人の生活に密着した部分の支援を行う。
- ・関係機関の連携が必要とされているが、その中心をどのような場合、どこにおくかについては明確ではない。行政、医療や子どもたちの場合、これまでも教育機関とも調整が必要とされてきたため、相談支援事業所のもつ役割を明確にすることも必要かと思う。
- ・行政の責任において専門職員を配置して行うべき。委託事業としない。
- ・御本人や生活環境の状況を最も把握している行政に窓口を設け、適切な対応につなげてゆく。相談事業所は地域からの声を行政につなげたり必要に応じて、訪問・同行等の支援を行う。
- ・経験のある専門的知識を持った専門職の養成及び配置を行う(行政窓口配置)。相談支援事業所については、専門職と連携し、即時即応できるチームアプローチの場を検討していく。
- ・高齢者虐待における体制と同じく、状況の確認・判断・決定がスムーズに行えるチームを常に動ける体制を整えていく事が必要かと思います。相談支援事業所としては虐待ケースにかかわらず、関係機関の調整役としての位置で動くことができればと思います。虐待ケースに関してはチームの合意又は、市町村の決定で動く必要があると思います。
- ・事業所として、虐待問題に対する専門性が確保されているとは言い難く、現状として事業所は窓口となり行政等との連携を図っていく以上の対応は難しいと思われる。
- ・相談支援事業所は虐待の早期発見、予防の中心となっていくと思うが、虐待発見時にただちに対応できるようなシステム作りが必要。
- ・相談支援事業所は、あくまで情報の収集、各種相談、必要に応じたケース会議の開催等である。よって虐待の事例があれば、適宜関係機関と調整する役割や、ケース処遇に対する(決定)方針付けを行うまでであり、被虐待者の保護については、行政が行うべきと考える。
- ・「Aさんに虐待が見られました。」といった時にまずどこに発見者が報告するか、その事例に対して必要な対策を考える為にチームの招集を誰が行い、誰が集まるか?をまず地域の中で作りあげていく必要があるのと、スムーズに機能できるようにすることが重要で相談支援の役割でもあるのかと思います。

## 【相談支援事業所・行政等役割の明確化】（続き）

### 記載内容

- ・地域においてどの機関がどんな対応をしていくのかを明確にしていくことが必要であると思われる（支援、介入の位置付け）一義的対応にかかる中核機関（行政、警察など）が必要。相談支援の担う役割は二義的で限定されてしまうのではないか。
- ・何の権限もない相談支援事業所にいったい何ができるとお考えでしょうか？現状では市も県も相談事業者に責任を押し付ける事しか考えていないのが実態です。県あるいは市町の保護責任を明確にしておく必要があります。保護の手立てとなる施設には、現状では受け入れる余力もなければ、スタッフも部屋も法的根拠もリスクに対する保障も財源もありません。
- ・虐待は一機関での対応は困難である。様々な分野の知識や経験をもとに虐待の判断をし、被虐待者の救出、家族支援が重要となる。またあわせて虐待者が虐待をくり返さないための支援が不可欠。役割分担と守秘義務を徹底したネットワークの設置と中心となる機関を特定し、権限を持たせることが求められる。相談支援事業所に権限を持たせて全てを行うのではなく、行政の役割と責任が明確にする事の重要性を感じる。
- ・専門中核機関の設置は必要だと思う。その場合、県行政が担うべき役割とを感じる。相談支援事業者の役割としては市町村行政と一体となり、調査に協力する機関として位置付けるとともに、早期発見、防止するための支援を担うべき。
- ・相談支援事業所としては障害児・者への全体的なマネジメントをする役割がある。
- ・民間の相談支援事業所としては、チーム支援の中での役割分担の一部を担う形がよいと思われる（例：ケアプラン作成や生活スキル取得支援や医療機関との連携など）。
- ・当センターの場合、福祉サービスの利用の相談の中で保護者から子どもを殴ってしまったなどの相談が入る。第1次的な相談機能としては、まず、保護者の思いを傾聴する事に徹している。相談支援事業所の役割としては、普段の相談の中で虐待に至るまでに予防的に障害当事者、家族と地域とのつなぎとして役割を果たすことが必要ではないかと思う。
- ・相談支援の役割…高齢分野でいうところの包括的役割もケアマネ的役割も両方やるというのは、質的にも量的にも無理があり、相談室の業務の絞り込みをするべきだと思う。
- ・相談支援事業所（特に委託されている）ところは、自前でサービスをもっている。もし、そのサービスを利用している方が虐待をうけた場合、どうするのか。公正な判断ができるのか？絶対に切り離さないとか。
- ・委託相談支援事業所が、24H、365日対応出来るシステムが必要であり、その為の予算措置を国が保障するべきである。相談支援事業所の立場や役割について全国统一した位置づけが必要であり、周知ができていない。

### （障害者就業・生活支援センター）

- ・現行の相談支援体制では、市町村委託相談支援事業者が地域の核になっていると思います。新たに専門中核機関を置くよりも、市町村委託相談支援事業者を中心に適切な対応が行えるようにした方がよいと思います。仕組みとしては、対応毎に加算費をつけるようにし、弁護士費用等も捻出し、弁護士を含めたチーム対応ができるようになればいいと思います。
- ・末端の相談支援事業が、どこまで介入できるのか。また、その後の責任の持ち方、などを明確にさせていただくことが必要ではないでしょうか。
- ・行政は法的権限を含め指導的立場、相談支援事業所は関係機関と連携をとり支援を行うと、虐待への適切な対応ができるのではないかと思う。
- ・就労に関しては、労基署が指導的役割を果たすべき。また公共職業安定所等企業への指導も行ってほしい。相談支援事業所は、権利擁護について見識をもち、本人をエンパワメントする支援が重要。

## 【予防、早期発見・通報システムの整備】(60件)

### 記載内容

#### (直営事業所)

- ・障害児・者が置かれていた長い歴史の中で、家族、施設職員、そして障害者自身も、権利侵害や虐待についての認識が低いのではないかと。人権や虐待についての啓蒙活動やきめ細かな相談支援を行うことで防止につながると思う。
- ・相談へと状況を持って行くにあたって、多くの件が知人や近所からの通報となる。虐待へと発展する前に原因をつきとめ、支援するためには、いかに気づくかにあると思われるので、民生委員や学校機関、SOSでんわサービスなどつながりをしっかり持ち、情報をつかむ拠点として市が役割をはたす体制をとる必要があると考える。
- ・まずは、虐待されている者から助けを求める声をしっかり受けとめられるように強制で家庭訪問をするか、近所の人からの通報義務を課す。その後で支援体制の整備をはかる。
- ・施設内の障害児・者は、施設外の機関へ訴えることが困難な場合が多く、虐待があったとしても表面化しにくい。このため、第三者機関による定期的なチェック（利用者本人からの聞き取りや施設内巡回調査を中心としたもの）が実行されるような仕組みづくりが必要であると考え。

#### (委託相談支援事業所)

- ・障害の分野においては、児童、高齢者よりも一般的に「障害」というものへの理解が進んでいないように感じます。まずは、その辺り（障害理解、ノーマライゼーションの理念）からの普及啓発を進めていかないと、虐待についての理解も深まらないように思います。
- ・通報先を誰からも分かりやすい機関（名称）にする。このことで、通報が速やかに行われると同時にその名称を名乗った職員が対応に動いた際、地域や事業所が協力しやすくなると思う。「虐待」とされるケースはどのような時か、講演やポスター等により周知徹底を図る。
- ・専門機関が設置できればより早急な対応が可能になると思われるが専門機関を有効に機能させるためには一般社会に対する啓蒙活動が必要と思われる。
- ・虐待に気づいた人が、相談しやすい場所・相談員の設置（例えば市町村、民生委員などへ協力してもらうなど）
- ・相談窓口の明確化とともに緊急時の対応ができる体制など、システムの構築が必要だと考える。相談支援事業所としては、日常の相談の中で、虐待と思われるケースに対し、敏感に対応していく必要がある。
- ・早期発見のシステム、他機関との連携を密にする。差別、偏見をなくすような啓発も大切。相談支援事業所としては、かかわりを増やし、信頼関係を築くこと。
- ・虐待している、されている等の情報がよせられやすいような体制（TELでもすぐかけられるように全国共通の番号（意識しやすくする））づくり。
- ・虐待はさせないことがもちろん一番重要なのだが、起こってしまった場合、すみやかに通告・介入がなされるべきである。通告を受ける機関や被虐待者、通告者を守る機関が必要だと思う。また虐待を未然に防ぐためにも介護者の悩みを専門的に受けとめる機関も必要。
- ・ひきこもり状態になっている障害児・者の把握ができる仕組みが必要。また、人格障害について、精神科や警察との連携が取りやすくていい仕組みが欲しい。
- ・約束なしで訪問した時に、手足をしばられているのを見ました。家庭の中で行われている場合、障害があると助けを求められず、さらに障害の程度により様々な二次障害が出てきます。相談員を始め地域の民生委員、自治会役員さん等身近な人々による、こまめな訪問で虐待防止をしていけるといいと思います。また、そういった社会づくり。

#### (障害者就業・生活支援センター)

- ・企業現場では「指導」の名目のもとに労働者として働く障害者に対する虐待などの人権侵害が起りかねない。企業内に潜む虐待事案を的確に指摘し障害者の人権を守ることが就労支援担当者に求められることとなるが、例えばセクハラ対策が法律で企業に義務付けられて以降、市民に代表的な事案を例示し、防止に向けた啓発がはかられたようにわかりやすい事例をもとに虐待防止につながるポスター等が企業現場で周知されることも期待したい。
- ・声なき声（SOSが出せない）を吸い上げるシステム。サービス利用者のモニタリング（更新手続きを含む）の際に、虐待の項目を加え、チェックが入った場合の介入のシステムを作っておく。障害児に関しては子供家庭センター、高齢者には包括支援センターの様に発見後の介入のシステムを構築。加害者も被害者も虐待との自覚がない場合の介入の方法。

## 【人材育成・研修機会の確保】(43件)

記載内容
<p>(直営事業所)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・虐待の把握を行うための、ある程度の権限が必要と考える。そのための専門知識・資格の付与。</li><li>・人材育成と法的根拠による虐待対応が必要。</li><li>・児に対する虐待対応は児童相談所という県の機関があるが、者に対する虐待対応は、町にまかされている。虐待といった事例はあまりないが、障害により、生活の質が低下している事例が多く、町だけの判断で対応することが困難な場合がある。指導や研修の機会が多くあれば助かると思う。</li></ul>
<p>(委託相談支援事業所)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・関わるすべての職員、職種が一貫した研修を受けられるシステムの仕組み。実感として権利とは…？を考えられるような仕組みを作る。</li><li>・待対応の研修等もぜひ開いて欲しいと思う。様々な相談が持ち込まれる窓口で、虐待を疑うきっかけなどをつかめれば早期の対応ができると思う。</li><li>・虐待に関する研修や事例を知る機会の検討をしてほしい。</li><li>・研修会等を通じて認識を高め、虐待が発見されれば迅速に処理できるようにしたい。</li><li>・体制は仕組み作りだけでは機能しないように思われます。環境整備も必要ですが、一番は人材の育成が課題ではないでしょうか。また「虐待」の範囲、捉え方に大きく個人差があるように思われます。</li><li>・これまでにあった事例から、その背景、つまりなぜそのようなことがおきてしまったのかを検討し、そういったことが起きないようにするための研修が必要。</li><li>・ハードを整えても、専門職の人権意識が高まらないと、機能しないと思います。特に行政機関の危機意識や問題・課題に積極的に関わる意識がないと、支援が進めにくくなると思います。</li><li>・多様なご本人たちの意思をすい上げる方策が必要だと思います。特に知的障害の方や、親の影響や決定権が強力な場合など、本人の生活権をどうとらえ、どのように支援していったら良いか、迷うことが多々あります。</li><li>・児童虐待対応職員の研修を実施し、相談対応に格差が生じないよう、行政単位で取り組む。また、子育ての応援が期待できる対象(中・高生から)に地域の身近なボランティアとして養成するなどの人材育成。</li><li>・施設内での虐待を防止するには研修等により援助に関する知識と技術を向上や人権意識を高めることが必要。</li><li>・今後、自立支援協議会で障害者の権利についての部会が必要。支援者の意識の欠如が最大の問題。</li><li>・虐待を虐待として捉える支援者の質の向上、虐待を発見するネットワークの形成は必要だと思います。まずは既存の相談機能を持っている機関のスタッフの支援技術の向上と併せた虐待を感じることを学ぶような研修があればよいのではないかと思います。</li></ul>
<p>(障害者就業・生活支援センター)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・当県においては、圏域担当弁護士を配置し、地域自立支援協議会相談支援部会において助言をいただいている。しかし、まだ、相談員の意識・知識の問題か、事案の提出が芳しくない状況である。ケース検討を積み重ねて意識・知識の向上を図ることが必要と考えています。</li><li>・虐待が起こった事に対する支援技術、その方法等について具体的な事例の研究が必要と思われる。</li><li>・虐待の発見者、当事者等、小さなことでも虐待の疑いがあれば相談できる仕組みが必要と思う。相談を受ける側の技術も必要だが、まずはきちんと話を聞いてくれることが大事だと思うため、相談支援者の教育をきちんと行うべきと考える。</li><li>・最初から虐待がメインでの相談は少ない。別件の相談内容から、浮かびあがってくるケースがほとんどである。虐待という認識なく、行っているケースが多く、相談支援事業所が、受け止めていく必要があると考える。</li><li>・就業・生活支援センターや相談支援事業所の人材について、人権の視点をキチンともった人員の配置が必要。</li></ul>

## 【相談支援体制の充実】（35件）

記載内容
<p><b>（直営事業所）</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・虐待等も含め相談支援を専門に実施する相談支援事業所が必要であり、問題解決のためには行政との連携が重要である。</li><li>・虐待への対応は早期発見が必要不可欠でそのためには情報の入手方法が重要だと思います。行政は相談者を待つのではなく、地域へ加入し情報収集に努めなければならないと思います。（井戸端会議は大切です）</li><li>・児童虐待のケースでは親の精神的なフォローをすることで、かなりのケースを未然に防ぐことができる。まずは親が安心して相談できる環境が必要。</li><li>・相談支援ができる職員の派遣が有効と考えます。従来、保健師が家庭訪問をして当事者や家族の話を聞き、保健指導や精神的な支えるシステムがありましたが、複雑化した社会でその役割が薄れています。身近に話を聞いてもらい、励ましと自己再生の力をもらって、家族関係の修復や生きる力をつなぐことが重要と考えます。</li></ul>
<p><b>（委託相談支援事業所）</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・個別支援計画が全ての方に適応されるべきだと思います。声を上げた人だけでなく、全ての人や事業所ネットワークの問題等明らかにできるのではないのでしょうか。</li><li>・知的障害の方で子供を持っていらっしゃる方、結婚されている方はどのように生活していけばよいのか、もっと内容に（問題に）踏み込んだ支援が必要だと思う。在宅の障害者支援（親以外の）をより強力にすすめていく為、相談業務のより一層の強化が必要。</li><li>・窓口となりやすい相談支援（行政、事業所）から発信して受信をしてくれる関係機関、一緒に当事者のことを考えてくれる関係機関との連携がいかにスムーズに取れるかが大切だと思いますが、それを行うにはまだまだ相談支援（特に事業所）の認識、位置付けが弱いと思います。</li><li>・相談支援事業所としては、保護者の困りごとなど相談にのったり、育児などでの不安、ストレスの軽減など虐待とまらない様に保護者の支援をすることが大切だと思う。</li><li>・高齢者に関しては身近な地域包括支援センターが活用されているが、障害者の方にはそのようなセンターがない。虐待のみならず、生活全般をきちんとバックアップできるものがあれば良いと思う。相談支援事業所に権利擁護の機能をもっと持たせるべきだと思う。</li><li>・相談できるところがあることは重要だと思います。相談支援事業所は行政とは違い、障害者の身近な存在として活用してもらえるよう該当の障害者だけでなく、広く認知してもらえるようにしたらどうでしょう。</li><li>・虐待は身近に突発的に起こりうるため、予防的な対応としては、第3者が継続的に家庭的支援に取り組む必要がある。そのためには障害者相談員数を増やし充実させることが先決である。相談員は介護保険法に準じた地域支援体制が最低限求められる。また、虐待に関する専門中核機関との連携によって相談員の家族調整機能が発揮されやすくなる。</li><li>・福祉サービス利用者（その家族も含め）の要望や苦情・虐待について、相談しやすいシステムづくりが重要。施設・事業所ごとに利用者支援システムとして「苦情解決システム」の設置とその周知また中立的立場で解決改善にはかかる事業関係者外の第三者委員の位置づけ役割についても、利用者への周知がまだ不足していると思われる。また施設、事業所外にある都道府県の「運営適正化委員会」の役割と周知をさらにすすめていくことが重要と思われる。</li></ul>
<p><b>（障害者就業・生活支援センター）</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ワンストップサービスの体制整備が望まれます。</li><li>・専門的な相談支援機関の設置・相談支援事業所の体制強化（専従職員の確保）。</li><li>・相談支援機関が相談しやすい体制や仕組みを整えてもらいたいと思います。</li><li>・いつでも近くに相談できる場、機関が必要である。</li></ul>

## 【保護施設の確保】(27件)

記載内容
<p>(直営事業所)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・被虐待者の緊急保護施設が車イス対応が不可で利用できなかったことがある。障害児(者)の対応も可能な緊急保護施設の整備が必要と思う。</li><li>・虐待により家を出された(もしくは自ら出た)被虐待者の保護を行う施設や体制作りが必要。</li><li>・一時保護施設も満床になっていることもあり、国・県レベルでのご検討をお願いいたします。</li><li>・シェルター機能で緊急避難した後に継続的に支援が可能なマンパワーを含めた物理的な体制。</li></ul>
<p>(委託相談支援事業所)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・親や配偶者等の意思に反しても保護できる権限と施設整備が必要だと思います。(児童の場合、生命にかかわることではないと児相は親が同意しないと保護してくれない)保護の判断と決定は行政が行うべきですが、相談支援事業所もその専門的見地から行政に助言できると思います。</li><li>・虐待が判明したとしても現状として保護する場所がないと思う。ショートステイは常に満床であり、行き場がない。病院、その他社会資源等がネットワークを作り、対応していけるかが課題と思う。</li><li>・緊急的にも受け入れてくれる施設の充実。意志確認のできない対象者の場合、どのような方法で施設入所、利用させられるのか等の方向性の整備。</li><li>・措置介入による緊急避難施設が存在が必要不可欠。(重度障害者も迅速に避難できる環境確保)</li><li>・ハード面の整備もないと難しい。分離だけがいいわけではないが、高齢者では生活支援ハウスが利用されることが多いようだが、障害者は？</li><li>・被虐待者を保護する機関が必要だか、そこで障害特性に応じた処遇を保障できるのかということを考えると、保護施設に措置されること自体が新たな虐待となる怖れもある。</li><li>・虐待を受けている障害児・者を保護してもその後の受け入れ先が少ない。婦人保護施設などでは障害があることで受け入れてもらえない事があるため、資源が必要である。</li><li>・家族機能の低下が進む中で、虐待者から被虐待者を分離保護する先が見つけられない。被虐待者の障害特性により保護先の条件が限定される場合、さらに保護先を確保できない。行政措置として緊急保護に必要な適切な保護施設の確保が必要。</li></ul>
<p>(障害者就業・生活支援センター)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・シェルター等、避難所の増設。</li><li>・一時保護等の受け入れ施設の情報など詳しい情報提供も望まれます。</li></ul>

## 【地域自立支援協議会の充実】(25件)

### 記載内容

#### (直営事業所)

- ・「虐待の防止」や「早期の対応」等にあたって、市を中心に関係機関との連携協力体制を構築することが重要である。また、各施設、事業所において「ネットワークの構築」を地域で促していくことが大切。関係する専門機関（行政、警察、医師、事業者等）による虐待発生時の対応（介入）を行う仕組み、ネットワークを作っておくことも重要である。（市）自立支援協議会が中枢を担っていくべきである。
- ・地域自立支援協議会や要保護児童対策地域協議会などの場の活用により、障害者団体をはじめ、関係団体・機関からなるネットワークを通じてシステムの構築に努める。障害、子育て、高齢者の相談窓口の一本化。
- ・虐待を発見（疑念）した場合の一次的な相談の役割を相談支援事業所にもたせ、個別ケア会議、自立支援協議会等で専門中核機関に支援のあり方をスーパーバイズしてもらえると良い。こんな、多問題事例については専門中核機関が中心となり、支援してほしい。

#### (委託相談支援事業所)

- ・各地域自立支援協議会で議題にあがり、解決策を各関係機関で連携していけることが一番良い方法と思われませんがまだまだそこまで至っていない。
- ・地域自立支援協議会の充実を図り、相談支援事業所の役割も明確にしなければならない。
- ・個々の相談支援事業所単位というよりは、より公平性を高めるために、地域自立支援協議会の中に、虐待を未然に防ぐ機能を何らかの形で持たせていく必要があると思われる。
- ・新たな機関を設置するよりも現在の自立支援協議会を強化させ、虐待への対応にあたるのが望ましいのではないかと思う。その中核を担う部分として相談支援事業所が位置づけられ、実務的な面も担えばいいのではないかと思う。
- ・介入（強制力をもった）できる仕組み作り。自立支援協議会等を中心として、地域格差が生まれないようなルールの統一（窓口の設置義務等）
- ・委託相談支援事業所は一事業所という位置付けでなく、市と直結しているという状態が必要。自立支援協議会の中に虐待・権利擁護に関する専門部会（司法関係者を含む専門職で構成）で、相談支援から上がってきたケースを検討し対応する仕組みを作る。権利侵害をしているという認識を持っていない人も多い。啓発活動も必要。
- ・自立支援協議会を、困難事例について話し合えるような場にしていく。話し合いの際には、相談支援事業所が中核的な役割を担い、行政と共に、他の関係機関へ働きかけを行い、連携する。
- ・地域自立支援協議会の機能強化をし、虐待防止に向けた各専門機関の連携と体制作りが必要。
- ・司法等、他分野・業種・職種も交えての自立支援協議会。
- ・今後、自立支援協議会で障害者の権利についての部会が必要。支援者の意識の欠如が最大の問題。
- ・地域自立支援協議会に「権利擁護部会」を設立して、事案があれば全て協議して対応等を考える（ここにはもちろん行政の機関が入っている）。それぞれの機関が果たす役割を決めてそれぞれが連携をとりながら実行していく。
- ・市町村(行政)が中心になり乳幼児期、児童期、学童期学校卒業後の一貫した支援システムが必要。卒業後の支援が手薄になり把握されていても対応まではできない為困難事例になるケースもある。自立支援協議会で事例検討しながら各関係の連携を図る事で、その窓口として相談支援事業所の位置づけが考えられる。

#### (障害者就業・生活支援センター)

- ・当県においては、圏域担当弁護士を配置し、地域自立支援協議会相談支援部会において助言をいただいている。しかし、まだ、相談員の意識・知識の問題か、事案の提出が芳しくない状況である。ケース検討を積み重ねて意識・知識の向上を図ることが必要と考えています。

## 【介入権限の付与】（18件）

記載内容
<p>(直営事業所)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・立ち入りを相談支援事業者もできるようにする。</li></ul>
<p>(委託相談支援事業所)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・行政を中心として強制権(措置入所等)をもって実効性のある仕組みが良いと思う。また関係する事業所は逐一行政へ報告し、必要に応じて担当者会議をして情報の共有を図るべきである。</li><li>・児童虐待のような、親権剥奪などの権利が行政機関に与えられないと、保護（分離）しがたいケースもあると思います。相談支援事業所が、通報窓口になった場合、緊急招集できる体制、立入り調査の権限など、弁護士などの専門家の指導、助言を受けながら動ける体制づくり。</li><li>・市町村に権限の与えて、介入できる様にすべきである。その上で、専門の中核機関を設ける必要がある。</li><li>・虐待の疑いがあると周囲がみなしても、家族が否定している場合、それ以上の介入を事業所として推し進めることは難しく、警察や児相へ話しをしても、重大事件でも起こらなければ動いてくれる気配がない。虐待にランクがあるのか!?事業所にも介入の権利があればよいのか〜?と思うことがありました。</li><li>・虐待を繰り返されていてもSOSが出せなかったり、自己決定が難しい方もいる。通報や相談があっても虐待者が拒否すると介入がしづらくなる。保護や介入がしやすくなるような体制作りが必要。</li><li>・転倒や骨折が多い場合でも家族のデリケートな問題で、疑いだけでは権限がないと対応できない面がある。</li></ul>
<p>(障害者就業・生活支援センター)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・権限をもった機関が対応しないと困難な場合がある。どこに、どれだけの権限をもたせるかになると思う。なお、サービス提供機関が虐待の窓口になると、サービスでつながっていた関係も難しくなる場合があると思う。(地域包括の場合、要介護者のケアプランは作成していない)</li><li>・なかなか家庭内には入れない為、虐待がなされているか判断が難しい。権限がある組織作りが必要か。・年1回の健康診断を義務付け、体を見るようにする。</li></ul>

## 【その他の意見】（59件）

### 記載内容

#### （ガイドライン・マニュアルの整備）

- ・虐待をどう判定して行くかははっきりガイドラインを示さないと運用が難しい。援助者となれば、虐待と思われるケースは多々あるが、それをなかなか、上手く説明できない。
- ・専門中核機関と相談支援事業所等との連携やネットワークが強化されるような仕組みづくりと、対応マニュアル・業務指針が作成され各関係者の役割が明確化し現場活動に繋がるようなシステム開発が図られることを望みます。
- ・障害児虐待における措置権限は児童相談所であるが、明らかに親の養育能力不足やネグレクトが指摘されていても、措置されないケースがあるため、ガイドラインが必要。

#### （支援のあり方）

- ・家庭、社会の中で弱い立場としての障害児・者ではなく、権利が守られた一個人として居られるような権利擁護の体制整備。
- ・ライフステージの変化（児童から成人等）により、関わる機関が変化していきますが、そのような中でもきちんと引き継ぎが出来る形をとったり、一体化によりその方だけでなく、その家族や世帯を一単位として考えて、支援できる体制になっていくといいなと思います。
- ・虐待されている自覚の持てなさや充実した自己実現を図れないために再発を誘発するような行動が見られることがある。自分を安売りしなくてよいこと、自分で自分を守ること…救うための仕組みと一人一人の人権を強化できていくための仕組みとが両輪あって成立するのではないかと感じる。

#### （相談支援事業所の課題等）

- ・障害が重度、重複、多様化していくなか、より専門的な支援やサービスが必要であるが、人員配置上、非常勤化せざるをえない経営という矛盾。／・委託事業は、片手間になってしまう。金銭面で苦しい。
- ・相談支援専門員は困難事例、虐待事例にかなり時間をとられ、本来の「障害者の住み良い地域づくり」のための役割りが果せなくなってしまう。1ケースを長期的にフォローする役割ではなく、困っているところである。
- ・事業所併設型の相談支援事業所では、事業者による虐待の解決は困難。

#### （関係機関との連携における課題等）

- ・市町村ごとに対応がバラバラである。役所内でも、障害児・障害者の部署が異なる為、どこがリーダーシップをとるかが見えにくい。
- ・机上でのケース会議等を再三開催されるが、最終的には、家庭への介入ができず、目先だけの支援（一時保護等）で終わってしまう。特に児童は、またもとの家庭は戻ってしまう為、同じ事が繰り返される。相談支援事業所や市町村の窓口と児童相談所の考えの温度差があまりにも大きすぎ、また改善されないのが現状である。
- ・家庭や施設での虐待だけでなく、学校、職場、病院での虐待もあるわけで、学校教育法、労働基準法など関連法との調整、教育委員会、精神病院や労働基準監督など責務や権限との調整が必要である。
- ・教育機関関係者に対する「虐待についての理解」については、かなり具体的に対応策、連携のあり方を示していく工夫がこれまで以上に必要。

#### （施設等における虐待防止）

- ・施設や精神科病院に外の風が入るような仕組みがあれば、気づきや反省といったものができると思う。同じところに同じ人がずっと同じことをしていると何が当たり前なのか分からなくなるかも。人員の異動も必要。
- ・障害者の虐待事件の多くは施設等の密室で起きており、また、被害者に知的障害等があつて虐待のあった状況を正確に説明できないとその犯罪自体が刑事事件として立件しにくい状況があります。施設等の運営の透明化（特に職員と障害者との関係が外からも分かるようにする）を図るとともに万が一、虐待事件が起きた際は、犯罪被害者である障害者の声が警察による事情聴取や裁判等ですっかり反映される体制、仕組みを作る必要があると思います。

#### （その他）

- ・虐待のケースで関わっている中で感じる事は、介護者の身体的精神的な疲れが原因ですが、最近では、貧困による虐待が増えてきていると感じます。
- ・地域のサービス全体を増やし充実させることが必要。生活様式を選べないような現状では権利保障もおぼつかない。例えば在宅生活を望む本人を虐待から守るために施設へ入れることが本当に権利の擁護になるのか、という問題もある。

## 第4章

# 障害者虐待対応支援に 関する提言



## 第4章 障害者虐待対応支援に関する提言

第2章・第3章では、相談支援事業所等での相談支援等における虐待・権利侵害に関する相談の実態とそれへの対応の状況が浮かび上がった。本章では、調査結果を踏まえ、今後に向けた提言として、「障害者虐待対応支援に関する法制度」及び「障害者虐待対応支援に関する専門性」という二つの視点から述べていく。

### 1. 障害者虐待対応支援に関する法制度についての提言

#### (1) 障害者虐待防止法の必要

障害者における人権侵害の事件は、後を絶たない。特に近年、知的障害者施設や精神科病床、また障害者雇用の職場等における障害者に対する人権侵害や虐待の事件が明らかにされてきた。これらの事件は、虐待が発生していても障害という特性から、当事者自身の表明が困難で、発見されにくい状況があり、顕在化したときは、大きな問題となっていることが多い。さらに、前章における、相談支援事業所等の相談活動からは、多くの相談が寄せられており、潜在的に多くの虐待の実態があると推測できる。したがって、虐待の防止は喫緊の問題であり、虐待されている障害者を救済及び支援していくための実効力ある法制化が求められている。

いわゆる虐待防止法については、児童虐待防止法である「児童虐待の防止等に関する法律」(平成12年)、DV防止法である「配偶者からの暴力の防止及び保護に関する法律」(平成13年)、高齢者虐待防止法である「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成17年)が施行されている。児童・配偶者・高齢者における家庭に対して法律が規定されてきたことは、これまでの法制化の考え方の大きな転換である。しかしそれだけ近年において、我が国における虐待の事実の深刻さを表しているといえる。

そのような流れのなかで、障害者虐待防止法のみが、立法化されていないということになる。障害がある児童、配偶者、高齢者の虐待の場合は上記の、各虐待防止法が規定されてはいるが、障害があることに基づく特徴的な虐待問題に対しては、新しい枠組みで、障害者虐待防止法を立法化する必要がある。また、障害者は、児童期・青年期・壮年期において、施設や教育機関、職場等における障害を起因とする特徴的な問題を、各ライフステージにおいて網羅できる、総合的な障害者虐待防止の法律が必要となる。さらには、政権交代により、障害者制度改革の推進体制の方向性の議論が、障がい者制度改革推進会議においてなされているが、障害者権利条約の批准や障害者差別禁止法との関連のなかで、障害者虐待防止法を実効性のあるものにしていくことが求められる。

## (2) 障害者虐待防止法の枠組み

前章調査結果によると法整備や体制などにあたって重要なこととして、「対象者、権利侵害、虐待等の定義の明確化」や「介入権限の明確化」の必要性等が上位を占めた。

障害者に対する虐待は、差別、偏見からくる不適切な言動から刑事事件等の犯罪まで幅広いものとなることが、これまでの事例や事件で指摘されている。障害者の虐待防止を考えるに当たっては、家庭内虐待については虐待を受けた者と虐待を行ってしまった家族等の双方への支援を位置づけることが求められる。また、施設内虐待については、密室のなかで行われる権利侵害行為やグレーゾーンの支援を事前にできる限り防止する必要がある、「訓練」や「指導」の名のもとに行われる権利侵害や虐待を皆無にしていかなければならない。したがって家庭内虐待および施設内虐待においても、早期の介入が不可欠であり、虐待の定義は関係者の役割がしっかりと位置づけられる具体的なものでなければならず、また、虐待の範囲も広範に規定されていく必要がある。

障害者虐待防止法については、虐待の定義、虐待が行われる状況、虐待の救済と支援、さらには予防などの具体的な虐待の防止について実効性のあるものでなければならない。障害者虐待が発生する場所は、他の虐待事例と同様、施設（職場等）と家庭の両方がある。また虐待の定義には、高齢者虐待防止法に規定されている5つの類型（身体的虐待・ネグレクト・心理的虐待・性的虐待・経済的虐待）があるが、ネグレクトのなかに、セルフネグレクトを位置づけ、経済的虐待のなかに障害者年金等の財産侵害を位置づけていくことや、身体拘束やプライバシー侵害等による人格的虐待の類型も必要となる。

さらに、「対応機関・人材」として、行政責任の明確化とともに権利擁護・虐待対応を担う中核機関の設置、対応機関の明確化と、上記機関の人材配置と予算措置が不可欠となる。「相談・通報」としては、通報の義務化と通報者の保護を法律に規定していく必要がある。

また、障害者虐待防止法において設置が検討されてきた中核機関については、既存の法律（児童虐待防止法、DV防止法、高齢者虐待防止法）との役割分担と連携をも視野に入れた仕組みづくりが必要である。法制度の枠組みを尊重しつつ、各法による支援の連携により、切れ目のない支援の実現が重要である。

最後になるが、障害者虐待対応支援において最も重要な点は、障害者自身の課題解決への関与であることは言うまでもない。当事者の関与がなく、専門職のみによって担われる虐待対応支援は、当事者の可能性を無視したものであり、エンパワメントの考え方からも外れてしまう。実際の課題解決の場においては、主役たる当事者の主体性を十分に尊重しながら、専門職はサポーター（あるいは脇役）として、両者のバランスを勘案しながらの支援の実践が求められる。

### (3) 1) 障害者虐待防止法における支援体制（全般的な課題）

児童虐待防止法における児童相談所、高齢者虐待防止法における地域包括支援センターが、虐待に関する対応において明確な支援機関として位置づけられているように、障害者虐待防止法の場合も、その介入、支援の権限をもった、機関の位置づけが必要である。虐待の防止や早期の対応等にあたっては、市町村等の自治体を中心としながら、関係機関との連携協力体制を構築することが重要であり、各施設・事業所において、これらのネットワークの構築をそれぞれの地域において促していくことが求められる。

障害者のライフステージや幅広い問題に対応するためにも、介入、支援ともに、地域に根差した、包括的な支援の拠点が求められる。障害児の虐待、また高齢者虐待における障害のある虐待者の存在など、児童から高齢者にいたるまでの、虐待に対する総合的に関われる権限や専門的機能をもった、権利擁護・虐待対応を担う中核機関が市町村レベルまたは保健福祉圏域レベルで必要となる。

その中核機関が拠点となり、通報、介入、虐待認定の権限を持つことが必要となり、その後の支援においては、地域における相談支援事業の機関、地域包括支援センター等が具体的な支援計画策定やネットワーク支援を行っていくことが求められよう。虐待の発見、通報、介入、認定までの一連の流れとその後の地域生活支援は、機関を明確にわけて、機能を考えていく必要がある。発見・通報から認定までの中核機関の対応に関しては、市町村の責任を明確にして行くことが必要となる。

またネットワーク支援、予防に関しては、地域自立支援協議会のなかに実効性のある体制作りを行っていくことも検討されるべきであろう。その意味でも市町村において、責任ある体制を構築していくことを、法律に盛り込む必要があり、さらに市町村において、成年後見制度の窓口や措置の実施などの機能を明確に位置づける必要がある。

具体的に求められる仕組みとしては、各地域において、①早期発見や見守りにつながる仕組み・ネットワークの構築、②関係する専門機関（行政、警察、医師、相談支援事業所等）による虐待発生時の対応（介入）を行う仕組み・ネットワークの構築、③保健・医療・福祉・教育の連携による虐待の予防や早期発見、虐待発生時対応（介入）と発生後のアフターケア等を総合的に行うことのできる仕組み・ネットワークを構築すること等が考えられる。

障害者の虐待防止に関わる仕組みやネットワークの構築にあたっては、制度として先行している高齢者や子どもの虐待防止に対する取り組みを参考にしながら、それぞれの地域性やそこで生活する障害者の生活やサービス利用状況に応じて検討していくことも考えられ、さらに児童相談所や地域包括支援センターとの実効性のある連携が求められる。

障害者の虐待防止の観点からは、状況に応じて「成年後見制度」及び「日常生活自立支援事業」等を積極的に活用することも必要となり、障害者の虐待防止に繋がると考えられる様々な仕組みや制度を活用する必要がある。特に障害者自立支援法における相談支援事業では、権利の擁護のために必要な援助や専門機関の紹介を行うこととされており、これらの機関と相談・連携して

対応を行う必要がある。

## 2) 障害者虐待防止法における支援体制（養護者・家族等）

多くの家族は、被虐待者である当事者を保護・養護する支援者としての役割を果たしていることと思われる。しかし、前章までの調査結果に見られるとおり、障害者虐待における虐待者としては、家族等が最も多いことも事実である。また、虐待者、被虐待者の双方が何らかの障害や課題を抱えているケースも調査から見うけられる。障害者虐待防止法においては、高齢者虐待防止法にある養護者・家族支援のスキームと同様の支援方策が求められる。

養護者・家族支援の実際においては、被虐待者たる当事者の支援と、虐待者たる養護者・家族の支援の担い手の分離等も重要である。また、養護者・家族への支援は、障害福祉サービスのみでは十分に対応できない場合も想定されるため、障害・高齢・児童・低所得等の福祉の分野を超えたネットワークや、福祉、保健・医療、就労、司法、教育、住宅等のさらに幅広いサポート・ネットワークの構築が求められる。

## 3) 障害者虐待防止法における支援体制（障害福祉サービス等を提供する施設・事業所）

障害福祉サービス等を提供する施設・事業所においては、施設・事業所内における虐待の防止、早期発見・早期対応等に関わる取り組みのみならず、地域生活を支える拠点、中核的な社会資源として、地域における虐待防止等の実践も積極的に行うことも求められる。このことは地域社会における社会福祉法人・施設の存在意義を高め、その使命と役割を果たすことにもつながる。

施設・事業所において虐待もしくは虐待が疑われる事案を発見した場合には、速やかに、組織的な対応を図ること、また、行政に通報・相談することの義務を明確に規定することが必要である。したがって、施設・事業所においては、虐待発生時もしくは、疑いのあるケースを発見した場合等の、施設・事業所内における対応の明確化が重要であり、施設・事業所内で虐待が起こった場合には、速やかに誠意ある対応や説明を行う等、利用者や家族に十分に配慮すること、また、被害者のプライバシー保護を大前提としながらも、対外的な説明責任を果たすこと等も必要となることも盛り込むことが必要である。発生要因を十分に調査・分析するとともに、再発防止に向けて、組織体制の強化、職員の意識啓発等について、一層の徹底を具体的に図ることが不可欠となる。

また、既存の法律、基準等との整合性を図りつつ、義務規定や運営規定に盛り込む必要がある。具体的には以下の対応が必要である。

① 「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業(障害者支援施設)等の人員、

設備及び運営に関する基準」において、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等の必要な体制の整備を行うこと、また、職員に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならないことが定められている。さらに、利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除いては、身体的拘束やその他利用者の行動を制限する行為を行ってはならないこととされている。

- ② 「障害者（児）施設における虐待の防止について」〔平成 17 年 10 月 20 日 障発第 1020001 号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知〕や、「障害者（児）施設等の利用者の権利擁護について」〔平成 20 年 3 月 31 日 障発第 0331018 号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知〕において、施設、事業者に対して虐待防止等に向けた具体的な取り組み事項が示されている。
- ③ 虐待防止における責任者（法人、役員等）の責務の明確化が規定され、苦情解決体制の整備が必要であり、第三者等、オンブズパーソンの活用も求められる。
- ④ 虐待発見の通報義務及び通報者の保護の規定とともに、職員等に対する虐待防止の啓発の実効性のある研修を計画、実施していくことが求められる。

#### 4) 障害者虐待防止法における支援体制(就労関連)

障害者の就労に関する権利侵害・虐待事案としては、例えば企業等の採用条件・待遇等の不利、賃金の不払いやごまかし、労働の強制等が挙げられる。こうした問題については、日常生活支援を中心とした福祉サービスに関する組織・機関のみの対応では困難な場合も多い。障害者の就労に関する支援者、組織・機関としては、ジョブコーチ（直営型・委託型）、障害者就業・生活支援センター（圏域に一ヶ所）、障害者職業センター（都道府県に一ヶ所）等が挙げられる。さらに、自立支援協議会における就労に関わる部会や、都道府県の労働担当部局（労政局等）、国の地方労働局や労働基準監督署等も、障害者の就労に関わる組織・機関等ということもできる。

障害者の就労に関わるこれらの支援者や組織・機関が有機的に連携・協働し、障害者の就労に関する権利侵害・虐待について取り組まねばならない。少なくとも、既存の支援者、組織・機関等に対して、障害者の権利侵害・虐待の予防・情報提供・通報・相談支援等に関する役割と権限を明確にしていくことが必要である。

## 2. 障害者虐待対応支援に関する専門性についての提言

### (1). 障害者虐待対応の現状と課題

#### 1) 障害者虐待の特徴

今回の調査から、障害者虐待問題は、支援対象である障害者の年齢層によって異なる特徴を見せることがわかった。

18歳未満の障害児に対する虐待の特徴的な姿は、親による介護・世話の放棄・放任が起っており、そこには親自身も障害を持っていたり、養育能力が低く、あるいは被虐待者である子どもの障害特性の理解が不足しているなどの背景が認められる。また、これらの事例は教育機関によって発見されることが多い。

このような状況からは、子どもの養育について十分な力を持たない親が、困難さを伴う養育のなかで、虐待へと至っている姿が浮かび上がってくる。

すなわち、18歳未満の障害者虐待は、児童虐待とよく似た様相を呈しているとみることができる。

18-64歳の障害者に対する虐待の特徴的な姿は、親、きょうだいなどによって行われる経済的虐待や、それに伴う身体的虐待、介護・世話の放棄・放任、心理的虐待などが起っていることが特徴的である。ここでも親＝子関係、あるいはきょうだい関係の中で虐待が起っているが、その背景には経済的な困窮があり、また障害特性の理解不足によって虐待が起っていたり、被虐待者がSOSのサインが出せないことによって虐待状況が続いているといった状況がある。また、これらの事例は被虐待者本人からの相談から発見されることが多い。

このような状況からは、経済的な困窮を遠因として、虐待者の側が被虐待者に対する適切な理解や関わりを欠いた中で虐待が起っている姿が浮かび上がってくる。

すなわち、18-64歳の障害者虐待の典型的な形は、高齢者虐待における経済的搾取とよく似た様相を呈しているといえる。経済的搾取は他の形態の虐待を伴いやすく、この点からも、さまざまな虐待が複合する困難な状況が起っていると理解することができる。

また、サービス利用場面での虐待（施設内虐待）や、就労場面における虐待は今回の調査結果からは少なかった。しかし、この結果をもってこれらの虐待が少ないと結論づけることはできないだろう。

就労場面での虐待については、就労しているすべての障害者に対して社会福祉専門職の関与があるわけではなく、十分な発見がなされていないだけであるということも予測される。今後、実態把握の方法を検討していかねばならないところであるといえる。

65歳以上の障害者に対する虐待では、子どもによる身体的虐待が多く、その背景には虐待者の側の障害や病状の悪化による判断能力等の低下がみられる。また、これらの事例は地域包括支援センターによる発見、あるいは被虐待者本人からの相談によって発見されることが多い。

すなわち、高齢者虐待の中でも、特に老老介護、認認介護などの介護者の介護力が十分でない中で、介護者に大きな介護負担がかかり、それが虐待へと発展するという状況と類似するところがあると考えられる。

また、すべての年齢層で虐待の背景に経済的困窮がみられる。経済的な困窮は虐待者に大きなストレスをもたらすものであり、さらに虐待者の障害特性に対する知識不足や養育・介

護の力量の不足が重なることで、障害者に対する不適切な関わり（mal-treatment）や誤った介護（miss-care）が起こる状況が作り出され、それが虐待やネグレクトへと発展しているのではないかと考えることができる。

今回の調査結果で特徴的な点に、被虐待者本人からの相談の割合が高いことが上げられる。高齢者虐待においては本人が通報・相談者となる割合が 11.8%（平成 20 年度高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果）であるのに対して、今回調査では 18-64 歳で 34.4%、65 歳以上で 22.8%が被虐待者本人からの通報・相談によって発見されている点は重要である。

ただし、今回調査は虐待通報窓口等のシステムの整備がない段階での調査であることを考えると、これら被虐待者本人からの相談は、当該障害者に対して既に関わりを持っているサービス提供機関・相談機関の職員との関係性の中で虐待を受けている旨の相談があったと考えることができる。

ここからは、援助者が障害者と接触を持ち、相談できる信頼関係が形成されていくなかで、本人からの相談・訴えによる虐待の発見を増やしていくことができる可能性が考えられる。そのためには、援助者が障害者虐待に関する知識を有することが必要であり、援助者に対する啓発活動が必要になってくると思われる。

さらに、虐待者からの相談・通報も、高齢者虐待では 1.5%であるのに対して、18 歳未満で 16.3%、18-64 歳で 4.3%、65 歳以上で 8.8%となっている。これも特徴的なところである。虐待者自身は何らかの障害を持っている者が多いことから、前述の本人からの相談と同様に、虐待者に対する援助機関からの働きかけの中で、虐待者本人からの相談がなされたと考えることができる。

ここからは、虐待へと至るリスクを抱えた親やきょうだい、子どもをいかに発見し、早期に接触を図り、家族全体を視野に入れた相談支援活動を展開することの重要性が認められる。これは障害者虐待に至ることを予防するアプローチである。また、虐待状況が発生している場合には、被虐待者の支援はもちろん、虐待者を含めた家族全体を視野に入れた支援を展開していく必要性が認められるのである。

また、家庭内で起こる虐待問題は単に親＝子どもの関係に原因があるばかりではなく、周囲からの支援の脆弱性もその要因のひとつであるという見方は一般的になっている。そのため、被虐待者・虐待者に対する支援と同様に、その周囲の人やシステムに対する働きかけも必要であると思われる。

## 2) 現状の問題点

障害者虐待事例への対応に関する現状の問題点として、以下の点をあげることができる。

- ①障害者虐待問題に対処する「法制度がない」こと。
- ②それにより、障害者虐待問題に対処する「責任の所在が不明瞭」であること。
- ③そのため、「権利擁護・虐待対応を担う中核機関がない」こと。
- ④「通報システムがない」ため、障害者虐待事例を発見した際に「通報する先がない」こと（ただし、現時点では発見した機関が市町村に相談するという流れはある）。
- ⑤障害者虐待問題に対処できる力量を持った「専門職がない」こと。
- ⑥障害者虐待問題に対処するための「専門的な知識や技術の蓄積がない」こと。

⑦障害者虐待問題への対処には、当該事例に関わりを持つ関係機関が相互に連携・共同して援助を行う必要があるが、そうした「連携・協働による支援についての共通理解が不十分である」こと。

⑧障害者虐待事例の「実態を把握するための包括的な調査・研究がない」ため、実態が十分に把握できていないこと。

こうした現状の問題点からは、以下の課題を指摘できる。

①障害者虐待問題に対処する法制度の制定。

②障害者虐待問題に対処する責任の所在の明確化。

③法制度に規定された、権利擁護・虐待対応を担う中核機関の設置。

④障害者虐待問題に関する通報システムの構築。このためには、何が障害者虐待にあたるのかについての整理や関係機関・関係者への周知・啓発、通報窓口の設置と広報、通報者に関する秘匿などが必要である。

⑤障害者虐待問題に対処する専門職の配置、また、その教育・訓練。そのための研修プログラムの構築、継続的な研修・訓練の機会の提供。

⑥障害者虐待事例と支援経過・結果など、支援経験の蓄積。

⑦関係機関・関係者が連携・協働して支援にあたるネットワークの構築や連携・協働のための支援プロセス・役割分担・チームアプローチに関する研修・訓練の機会の提供。

⑧障害者虐待事例に関する実態調査・研究の実施。

### 3) 障害者虐待対応の「専門性」の課題

前述したように、障害者虐待は年齢層によって児童虐待、経済的虐待、老老介護・認認介護などの介護力の低いケースで起こる虐待など、それぞれに典型的な形をみせることがわかった。ただし、虐待事例は一つひとつの事例でさまざまな多様性を持つものであり、こうした典型的な事例以外にも、さまざまな事例があることは言うまでもない。

しかし、障害者虐待の支援は対象の年齢によって相談窓口を区切るものではない。虐待事例対応を行おうとすると、一つの相談窓口に、これら多様な形の虐待事例が持ち込まれることになる（多様性のある問題への対処）。

こうして持ち込まれた虐待事例に対して、障害者虐待対応機関は18歳未満であれば児童虐待防止法による市町村への通告を行い、児童相談所と連携を図りながら支援を展開することになる。また、65歳以上であれば高齢者虐待防止法による市町村への通報を行い、市町村、地域包括支援センターと連携を図りながら支援を展開することになる。18-64歳であっても、関係機関と協働・連携しながら支援を展開することになる。

また、虐待者側も「障害」「障害特性への理解不足」「経済的困窮」等、様々な問題を抱えており、虐待者に対する支援を行うことも重要になる。そうすると、虐待対応機関の担当者が被虐待者の支援も虐待者の支援も同時に行うことは利益相反関係になるとともに、現実の相談支援活動において技術的にも、援助関係の構築といった面からも非常に困難であることは言うまでもない。

このように考えると、障害者虐待支援は被虐待者と虐待者それぞれに対して、別々の援助者が接触を図りつつ、両者が相互に連携を図りながら支援を展開することが求められる。さらに、実際の発見や支援は障害者福祉領域の専門職だけではなく、前述したように保健・医

療機関、また教育、就労、さらには地域のインフォーマルな支援者なども巻き込んだ多職種連携による支援が行われる必要がある（ネットワーク型の支援の必要性）。

加えて、虐待を受けている障害者本人からの相談によって支援が始まることが多いのも、障害者虐待の特徴といえる。被虐待者本人が相談しやすいように、援助機関からの接触や、日常的に本人に関わっているサービス提供機関・相談機関が虐待の兆候を見極めたり、積極的に働きかけるなどの方法を工夫すること、本人が自分の置かれている状況を語れるように力づけていくことは重要なことである（エンパワメントの必要性）。

さらに、こうした援助のあり方は、虐待者に対しても同様に必要であるといえる。

まとめとして、障害者虐待支援の課題としては「多様性のある問題への対処」が必要であり、そうした支援を展開するためには「ネットワーク型の支援の必要性」があること、そして被虐待者はもちろん、虐待者に対しても早期に相談に着手できるように力づけていく「エンパワメントの必要性」を重視することが指摘できる。

## （２）虐待対応に関する先行研究との比較－障害者虐待対応ソーシャルワークモデルの提示－

### 1) 障害者虐待事例への対応に関する基本的な考え方

障害者虐待は被虐待者に対する重大な権利侵害であるという認識を持ち、被虐待者が虐待を受けている状況から脱却できることを目指して支援を行うことが基本的命題であることを理解しなければならない。

また、権利擁護・虐待対応を担う中核機関には、①早期発見・予防・見守り、②通報受理、③市町村による権限行使へのつなぎ、④虐待対応支援ネットワークづくりと役割分担、⑤成年後見制度等の利用促進などの働きが求められる<sup>1)</sup>。

虐待対応を行う専門職には、被虐待障害者を社会的存在として捉え、虐待という状況に置かれた人の心理を理解しつつ、さまざまな社会資源との連携を図りながら支援を展開して行くことが求められる。

虐待対応は被虐待者への支援と、虐待者への支援が、それぞれ適切になされる必要がある<sup>2)</sup>。

被虐待者に対しては、①本人の主体性を引き出すエンパワメントの関わりを行い、本人の自己決定を支援する、②専門性に基づく保護を行う、③状況によっては「自己決定の尊重」よりも「専門的判断による客観的利益の追求」を優先させる、④人としての全体性や人生の継続性に留意し、障害者が主体的に生きられるような生活や人間関係の再構築を目指した援助を行う等の視点を持って、支援を行う<sup>2)</sup>。

虐待者に対しては、①虐待者も支援を必要としている存在であると捉える、②虐待者に対して支援が行われるように、関係機関に働きかけを行う、③被虐待者と虐待者への支援は、それぞれ別の担当者によって行われるようにする等の視点を持って、支援を行う。

虐待対応の支援過程においては、下記の点が重視される<sup>3)</sup>。

---

1) 日本社会福祉士会編（2010）『高齢者虐待対応ソーシャルワークモデル実践ガイド』中央法規、29頁を参考。

2) 日本社会福祉士会編（2010）『前掲書』33-34頁を参考。

3) 日本社会福祉士会編（2010）『前掲書』34-35頁を参考。

虐待対応は、通報・相談などで発見された虐待事例に対して、①専門的判断の根拠となる事実確認、情報の収集整理を行い、②本人や家族からの介入拒否がある場合でも、積極的な姿勢を持って支援を行う、③市町村が権限発動を行えるように、判断根拠となる情報を整理し、適切な関わりを促すことが大切である。

さらに、虐待対応はアセスメント・プランニング・介入・モニタリング・評価という支援過程において、関係機関間で役割分担を図り、責任を持って支援を展開できるように調整するコーディネーターの役割を果たす存在が必要である。

虐待対応は援助者の専門性のみで対応できるものではなく、虐待対応の支援活動を可能にする体制整備が不可欠である<sup>4)</sup>。こうした体制整備としては、①支援の基盤となる法整備、②早期発見のネットワークをつくり、予防的取り組みを行う、③介入支援のためのネットワークを整備し、運用していく、④虐待対応マニュアルの作成や市町村、関係機関で活用する共通の書式類を整備すること等があげられる。さらに、こうしたシステム整備を促進するためソーシャルアクションを行うことも含まれる<sup>5)</sup>。

## 2) 虐待対応モデルと障害者虐待

虐待事例に対する支援活動を行うモデルとしては、先行研究の高齢者虐待対応ソーシャルワークモデルの研究成果に「リーガルモデル」「メディカルモデル」「ソーシャルワークモデル」という3つのモデルがあるとされている<sup>6)</sup>。

「リーガルモデル」とは、市町村の権限行使、弁護士等の法律家の支援および警察や検察等の法執行機関の行う活動をいう。「メディカルモデル」とは、医師、保健師、看護師、臨床心理士等の医療職等の行う支援をいう。「ソーシャルワークモデル」とは、専門的な知識や技術に基づく被虐待者の生活全般を支えるための支援と、キーコーディネーターとしてのマネジメント、すなわち全体状況の調整を行うものである。高齢者虐待への支援としては地域包括支援センターの社会福祉士が、リーガルモデルとメディカルモデルの役割を理解し、キーコーディネーターとして、これらの支援を必要に応じて行使すること、すなわち、支援機関と専門職をチームとして統合し、チームアプローチを促進する役割を負うものであるとされている。

前項の障害者虐待の現状と課題に関する考察を踏まえると、障害者虐待に対応する機関は「ソーシャルワークモデル」を展開できることが求められると思われる。なお、この「ソーシャルワークモデル」は高齢者虐待について、地域包括支援センターが担う役割を想定したものであるが、障害者虐待問題についても法制度の整備や虐待対応機関の設置がなされた際には、当該機関で行う支援活動の理論的基盤となると考えられる。

以下、「リーガルモデル」「メディカルモデル」「ソーシャルワークモデル」の特徴について、障害者虐待事例への対応と対比させて整理しておく。

---

4) 日本社会福祉士会編（2010）『前掲書』36頁を参考。

5) 日本社会福祉士会編（2010）『前掲書』36-37頁を参考。

6) 日本社会福祉士会編（2010）『前掲書』38-43頁。

### ①個人を対象とした支援

リーガルモデルでは、弁護士等による被虐待者、虐待者などの個人の代理、市町村による権限行使による被虐待者の保護（老人福祉法に基づく措置や市町村長による成年後見申し立て等）がこれにあたる。

障害者虐待の場合、弁護士等による個人の代理、あるいは市町村が同様の権限行使を行うことなどがこれにあたる。

メディカルモデルでは、被虐待者や虐待者など、ある特定の個人を対象とした医療行為、医学的知識の提供、臨床心理的支援（心理療法を含む）等がこれにあたる。被虐待高齢者は医療ニーズを持っていることが多く、また虐待者にも医療ニーズがあることがある。また、被虐待者や虐待者の心身の健康に対する支援を行うこともこれにあたる。

障害者虐待の場合、被虐待者が必ずしも、何らかの医療ニーズを持っており、定期的な医療受診の必要性がある人ばかりではない。また、精神障害者の場合では、陽性症状が表れており、精神科受診の必要性はあるものの、本人や家族が受診を拒否しており、その結果必要とする受診にまでつながっていないままに地域で生活しているケースも少なくない。こういったケースを発見し、医療受診につなげるまでのところからの支援はソーシャルワークモデルの働きとなるだろう。また、虐待者の側にも医療ニーズが見られることがあるのは、高齢者虐待と同様と考えてよいだろう。

ソーシャルワークモデルでは、被虐待高齢者へのエンパワメント、ニーズに応じた社会資源等の確保と利用促進等を行う。虐待者についても支援の必要性がある場合には、ニーズに応じた社会資源等の確保と利用促進を行う。介護負担や疾病・障害等でパワレスな状態になっている場合には、エンパワメントを行う必要もある。また、何らかの事情で近隣住民とのトラブルが生じている場合等では、近隣住民も支援の対象となる。

虐待対応においては、被虐待者への支援と、虐待者への支援が同時並行的に行われることがある。このような場合には、主たる担当者を分け、利益相反が生じないようにする必要がある。

障害者虐待の場合、被虐待障害者へのエンパワメントは重要である。障害があることでパワレスな状況に置かれ続けて、さらに虐待被害を受けているという状況は、本人のパワーが奪われる状況が非常に強いと考えられる。それだけに、どのような事例においても、支援者は障害者本人のパワーを高めることを意識し、そのために本人のパワーを抑圧している対象（虐待者、本人を取り巻く人、システム、物理的環境、制度等）に対して働きかけていくスキルが求められる。

虐待者に対して適切な支援を行う必要性があることや、虐待者支援においてエンパワメントを意識することも、高齢者虐待と同様と思われる。

「近隣住民とのトラブル」への対処とは、利用者を取り巻く周囲のシステムとの問題のある関係性への介入である。障害者虐待の場合、こうしたシステムとは「近隣住民」にとどまらない。それらは「学校」などの教育機関、「病院」などの医療機関、「近隣住民」、「雇用者・同僚」などの職場、そして「悪質商法業者」などの本人の権利を意図的に侵害するシステムなどとの関係調整が課題となる。これらのシステムと関係性への介入と、状況を変化さ

せるためのスキル（①調整、②介入、③対決、④変革<sup>7)</sup>）が必要となる。

また被虐待障害者、虐待者の双方に支援を行うこと、それぞれの支援を担当する援助者を分けることなどは、高齢者虐待等同様に必要である。

## ②社会（関係）を対象とした支援

リーガルモデルにおける社会（関係）を対象とした支援は、被虐待高齢者の代理人として虐待者を対象として訴訟を起こすことがある。また、法秩序維持のために警察や検察による虐待者に対する強制力の行使（捜査・逮捕）や法的責任の追及（訴追）なども含まれる。

障害者虐待においても、同様に弁護士を代理人とする訴訟、警察・検察による捜査・逮捕、訴追などがある。

メディカルモデルにおいては、被虐待高齢者は何らかの介護・看護を要する状態にあることが多い。しかし、虐待者や家族が介護・看護の知識・技術を持たないために不適切な介護がなされたり、それが虐待へと発展することがある。このような虐待者・家族に対して、適切な介護・看護の方法を指導することが必要になる。

障害者虐待においても、虐待者・家族が障害特性に関する理解が十分でなかったり、障害者に対する接し方や介護についての知識・技術がないことで、障害者に対する不適切な対応や介護がなされたり、それが虐待へと発展することがある。このような虐待者・家族に対して、障害特性に関する適切な理解を促したり、適切な接し方や介護についての知識・技術を指導することが必要になる。

ソーシャルワークモデルは、被虐待高齢者・虐待者、家族等との関係の調整を行う。また、分離した場合であっても、分離後の生活の再構築に向けた虐待者や家族等との調整が必要となることもある。その他にも、虐待予防や虐待対応に必要な体制整備のために地域社会の変革等、具体的には住民、行政、関係機関、関係専門職等への働きかけを行う役割もある。

障害者虐待においても、被虐待障害者と虐待者、家族等との関係の調整を行うことは必要である。また、分離後の生活の再構築に向けた虐待者や家族等との調整が必要な場合がある。しかし、障害者領域では一時分離のための施設整備や法整備がなされているわけではない。これらの諸点については、制度面での裏打ちが必要である。

再統合の支援については、実践事例を蓄積し、そのノウハウを共有化していく必要がある。

---

7)秋山智久（1981）「ソーシャルワーカーにとって『弁護』は可能なのか—アドボカシーの意義とワーカーのジレンマ—」『季刊労働法・別冊—現代の社会福祉—』第8号、総合労働研究所、182-183頁。なお、秋山はアドボカシーの役割を、①調整：制度・組織とクライアントとの間で、資源の柔軟な適応を図る仲介者[broker]、媒介者[mediator]としての役割。②介入：組織やワーカーに握られているサービスを受ける基準を、クライアントの側に立って積極的に活用するなどの攻撃的介入者[aggressive intervener]、触媒 [calalyst]、とげ[thorn]としての役割。③対決：積極的介入を行っても制度・組織の壁が厚くクライアントの権利が守れないとき、ソーシャルワーカーはクライアントに有利な情報を流すスパイ、パルティザン、ゲリラとしての役割。④変革：体勢・制度・既成組織の欠陥を気長に、執拗に変革していくとする変格主体者[change agent]、弁護的変革者[advocate-reformer]としての役割と整理している。

虐待対応に関する地域ネットワークの構築については、障害者領域では圏域設定が高齢者領域に比べて広域になっており、地域に密着したネットワーク構築をいかにして行うかの課題がある。また、関係機関間のネットワーク構築にあたっては、福祉・介護領域だけでなく、就労、教育、地域等、幅広いネットワーク構築を図る必要があり、さまざまな関係者とのコミュニケーションを図る能力が求められる。

### 3) 虐待対応ソーシャルワークモデルから見た障害者虐待ケースへの支援プロセス

ここでは、障害者虐待問題に対応する支援プロセスについて、それぞれの局面で権利擁護・虐待対応を担う中核機関や関係機関がどのように活動を行うかを整理する。なお、支援プロセスは通常はケース発見→アセスメント・プランニング→介入→モニタリング→評価・終結と考えられるが、虐待ケース支援は単に発見されたケースに対する個別的な介入のみならず、虐待ケースの発見や連携・協働の体制作り等、支援システムの構築という側面も欠かしてはならないものである。そのため、支援プロセスを、特徴的な課題も含め、以下の10の局面から整理する。

1. 周知・啓発
2. ハイリスクケースへの目配り
3. 早期発見ネットワークの構築
4. 通報・相談受付
5. 事実確認
6. コアメンバー会議
7. アセスメント
8. 支援計画の作成と実施
9. モニタリングと終結
10. 課題の集積と政策課題への転換・社会資源開発

#### 1. 周知・啓発

障害者虐待ケースの発見は、支援プロセス全体の最初の段階であり、重要な局面である。虐待ケースを早期に発見することができれば、問題が深刻化する前に援助を展開できる。しかし、現実には障害者虐待を防止するための法整備は行われておらず、障害者虐待問題に関する理解は一般的に乏しい。そのため、障害者虐待問題に関する周知・啓発が必要になる。

周知・啓発のターゲットは「援助機関・専門職」「市民」「雇用者・労働者」そして「障害当事者」の4つの領域を想定する必要がある。

「援助機関・専門職」は、相談支援事業所や各種のサービス提供機関の職員みならず、保健・医療、教育、就労関係の専門職を含めて考える必要がある。

「市民」は、障害者が暮らす地域社会において、虐待ケースの発見につながる存在である。

障害者の就労に関して、「雇用者」も、また障害者の同僚となる「労働者」も、障害者虐待に関する知識を得てもらうことは大切である。

最も重要なことは、「障害当事者」が自らがさらされる可能性がある権利侵害について知識を持つことである。そのような状況にさらされたとき、どこに助けを求めればよいのかを

知らせることは重要である。

こうした周知・啓発活動は、まず市町村の責任において取り組まれる必要がある。周知・啓発活動は、全市的に取り組まれる他、社会福祉機関、保健・医療機関、教育機関、就労支援機関、さらには民生委員協議会等の関係機関、そして障害を持つ当事者、家族、地域住民、雇用者・被雇用者も含めて、なるべく障害者の生活するエリアに密着する形で行うことが有効と思われる。

## 2. ハイリスクケースへの目配り

障害者虐待の多くは、家庭において、親、配偶者、子どもといった家族によってなされている。その背景には、障害特性の理解不足があり、経済的困窮があり、介護者側の問題（介護者もまた障害を持っている等）がある。

こうした背景を持つ家庭に対して、早期から目配りを行うことは、虐待の早期発見につながると思われる。また、早期に適切な関わりがなされることで、虐待へと至ること自体を予防することも可能となる。ただし、こうしたハイリスクケースの捕捉や、当該ケースへの早期の関わりまで権利擁護・虐待対応を担う中核機関が担うことは、労力面から考えても現実的ではない。社会福祉機関、保健・医療機関、教育機関、就労支援機関等への周知・啓発によって、きめ細かい支援が展開される地域のケアシステムを構築することが求められる。

## 3. 早期発見ネットワークの構築

前述したようなハイリスクケースの捕捉は、実際には乳幼児健診、発達診断などですでに取り組まれている。例えば、こうした既存の発見システムと障害者虐待を早期に発見し支援していくネットワークとをつなぎ合わせることは有効である。

また、実際に相談支援事業所が何らかの相談を受けている過程で、虐待や不適切なケアを発見することも多い。こうした相談機関からの通報・相談がなされることは大切である。同様に、保健・医療機関、教育機関、就労支援機関等において、障害者虐待ケースや虐待を疑わせるケースを発見した場合、それらは通報すべきものであるという認識のもと、通報が行われるネットワークを構築する必要がある。

障害者虐待防止に関する法制度化の後には、市町村や権利擁護・虐待対応を担う中核機関がこうした通報の窓口となり、発見されたケースがスムーズに支援プロセスに乗るようになる必要がある。

また、現行の法制度が未整備な段階においても、市町村の障害保健福祉部局に連絡・相談が持ち込まれるようなネットワークを作っていく必要がある。

## 4. 通報・相談受付

前述したように、市町村の責務として通報窓口を設置し、運用していくことは不可欠の課題である。法制度化後にはこうした通報窓口が、また現行の法制度が未整備な段階であっても、通報、相談が持ち込まれた機関の担当職員は持ち込まれたケースの内実をしっかりとキャッチする機能が求められる。

通報・相談には、明らかに虐待と判断できるケースもあれば、一概に虐待とはいえない事例もある。それらの中には、いわゆる「不適切なケア」の段階にあるケースもある。こうし

たケースであっても、「虐待の可能性」を察知したり、「虐待の予防としての権利擁護の支援の必要性」を感じ取るアンテナを持つことが求められる。また、今後の支援を考えたとき、次に起こすアクションは事実確認である。通報・相談受付段階では、こうした今後の動きが起こしやすいよう、必要な情報を的確に把握しておく必要がある。それらの情報とは、たとえば「被虐待者は誰か」「虐待／虐待を疑わせるどのような事実があるのか、その発生頻度はどの程度か」「虐待／虐待を疑わせる事実には、誰が関わっているのか」などは必須の情報といえる。こうした通報・相談受付において用いるべき記録の様式については、関係機関で共通するものを使用することが望ましい。

さらに、通報・相談受付段階では、もたらされる情報を常に「緊急対応の必要性の予測」と結びつけて臨む必要がある。被虐待者の生命や身体に著しい危険があると判断される場合、当該情報を得た機関は早急に当該ケースの支援に関わる援助機関を招集し、会議（コアメンバー会議）を開催する必要がある。そこにおいて、担当者個人ではなく、組織的に緊急性を判断していくことが必要になる。

また、市町村、権利擁護・虐待対応を担う中核機関は早急に事実確認を行いたいところであるが、その前に今後の初動期対応を適切に実施するための協議を行っておく必要がある。すなわち「当該ケースに関する相互の情報共有（通報・相談前に各機関が把握していた情報も含む）」「事実確認の方法と手順の検討」などである。

## 5. 事実確認

通報・相談を受けた事例について、「障害者の安全やその状態を確認すること」を目的に、事実確認・情報収集を行う必要がある。

初動期段階の事実確認・情報収集の目的は、コアメンバー会議での虐待の有無、緊急性の判断、当面の支援方針を決定することにある。通報・相談後、48時間以内にコアメンバー会議が開催されることが望ましく、それまでに事実確認・情報収集が行われることが重要である。事実確認には、複数の職員が当該利用者宅を訪問し、その安否も含めて現状を確かめる。その際には、本人・家族等の言動・行動・態度など、虐待の発生状況（発生時期、頻度、きっかけ、発生しやすい時間帯等）などを確認することになる。

しかし、事実確認に際しては、虐待者あるいは被虐待者本人からの介入拒否にあうこともある。その場合でも、当該家族との信頼関係のある他者に同行してもらおう等、何らかの方策を考え、事実確認を試みなければならない。

また、当該事例に関係する関係機関から情報を収集することも有効である。そこで得られた情報から、本人・家族にどのように接触すると良いか等を考えることができるかもしれない。さらに、関係機関が行った過去の支援に関する情報なども、本人・家族の理解を深め、介入の方法を考慮する参考になるだろう。

## 6. コアメンバー会議

コアメンバー会議は、権利擁護・虐待対応を担う中核機関、市町村担当職員、所管課長等によって構成され、措置や立ち入り調査を行える権限を持った担当部局の管理職の参加が必須である。

コアメンバー会議では、当該事例が虐待に当たるか否かの判断、緊急性の判断を行い、初

動期の対応の方針・内容（措置の適応、成年後見申し立て等を含む）と具体的な支援計画の立案を行う。こうした支援計画には、確認できた事実にもとづいた支援の内容とともに、不明な点がある場合には、それを今後どのように明らかにしていくかも含まれる。

虐待事例の支援は、当該事例に関わるさまざまな関係者・関係機関の協力・連携によってなされるものである。どのような関係者・関係機関に対して、どういった協力を依頼するかも協議し、支援計画に盛り込まなければならない。

## 7. アセスメント

虐待事例の支援にあたっては、虐待対応における支援課題を明確にすることが必要である。虐待対応支援計画では、支援対象は被虐待者であるとともに、虐待者やその他の家族も含まれる。

また、それぞれの支援対象が持っている支援課題も多岐にわたる。例えば、被虐待者にとっては、①緊急性への対応、②身体・健康上の問題、③心理的問題、④生活・介護上の問題、⑤経済的被害、⑥性的被害、⑦判断能力、⑧被虐待者の意思・意向、⑨被虐待者を取り巻く家族の全体状況、⑩地域との関係、⑪二次被害などに対する安全の確保、生活に必要な支援の提供などが想定される。

同様に、虐待者の側の支援課題としては、①緊急性への対応、②介護負担、③介護知識・技術、④身体・健康上の問題、⑤心理的問題、⑥生活上の困難、⑦被虐待者への支援の影響、⑧地域との関係などが想定される。

さらに、虐待者以外の家族・親族に関わる支援課題が生じる場合もある。これらの支援課題としては、①支援・介護の問題、②身体・健康上の問題、③心理的問題、④生活上の困難、⑤被虐待者への支援の影響、⑥暴力等の被害などが想定される。

虐待という状況は、これら家族内の人たちの関与以外にも、地域住民、福祉・介護サービス事業者、保健・医療関係者、教育関係者、就労関係者等が関与していることもある。これは、こうした人たちが虐待行為を行っている場合もあれば、家族による虐待行為を見過したり、容認してしまっていたりする場合もある。そのため、時としてこうした関係者に対する介入が支援課題となることもある。

こうした支援課題を明らかにするためには、適切なアセスメントが必要である。アセスメントとは情報を収集し分析していく過程であるが、ここにおいては虐待の有無の判断にとどまらず、虐待がなぜ起こってくるのかを考慮することが必要になる。こうした理解から、支援課題や支援計画が導かれることになる。

虐待事例は、多様な要因による複合的な現象であると理解することができる。すなわち、被虐待者側の要因、虐待者側の要因、その他の家族・親族側の要因、近隣住民等の要因、福祉・介護・保健・医療・教育・就労等関係者の側の要因、その他社会との関係など、さまざまな要因と、その関係性を考えることが必要になる。さらに、家族の歴史や家族・親族の間の感情も含めた家族関係等も重要な要因となる。アセスメントは、どのような要因が、それぞれにどのような関係性を形成し、それが虐待という状況を生起させていることを理解する必要がある。こうした判断は担当者一人で行うのではなく、支援チームで行うことが重要であり、そうすることでより総合的で妥当性の高いアセスメントを実施することが可能となる。

さらに、状況の中の機能不全をおこしている部分だけに着目するのではなく、被虐待者の

ストレングス（強みや長所など）に着目し、被虐待者へのエンパワメントを意識することが求められる。

## 8. 支援計画の作成と実施

虐待事例に関する支援課題は多岐にわたり、働きかける対象も多岐にわたる。こうした働きかけは権利擁護・虐待対応を担う中核機関や市町村の職員だけで行うことは難しく、当然ながら多様な関係者・関係機関（家族・親族、地域住民、福祉・介護サービス事業者、保健・医療関係者、教育関係者、就労関係者、権利擁護機関等）がこれらの介入を担う支援者として、支援計画に位置づけられることになる。虐待事例に対しては、被虐待者本人に対するサービス利用に係る部分と、虐待者や周囲の関係者に対する働きかけに係る部分がある。前者は自立支援法等のサービスを活用した個別支援計画であり、後者は虐待対応支援計画である。

こうした支援計画は、コアメンバー会議で原案が検討され、虐待事例支援に関わる多くの関係者・関係機関の参加による個別ケース会議において協議し、決定していくことになる。この支援計画の検討においては、支援課題の優先順位を考慮し、具体的な支援策を検討する必要がある。この際、必ず虐待状況の解消を目指し、被虐待者の権利を擁護するという視点で優先順位を考慮しなければならない。

支援計画には、さまざまな関係者・関係機関が関わることになる。そのため、権利擁護・虐待対応を担う中核機関はこれらの関係者・関係機関が連携して機能できるように、連絡調整に留意しながら、支援計画を実施していく。

## 9. モニタリングと終結

実施された支援計画に対して、モニタリングを行うことは不可欠である。モニタリングにおいては、①支援・サービスなどの実施状況の確認、②被虐待者、虐待者の状況の確認、③支援課題の達成状況の評価、支援課題の変化の確認などを行うことが必要である。

支援計画の実施によって、①虐待状況の解消が図られ、②被虐待者の生活の安定が確保された場合、虐待対応の支援は終結することになる。ただし、その場合でも障害者本人が生活上のさまざまなニーズを持っていることには変わりがない。そうしたニーズに対して福祉・介護、保健・医療、教育、就労、余暇等の様々なサービスが障害者本人に対して提供される必要がある。つまり、権利擁護・虐待対応を担う中核機関は虐待対応を終結し、通常のサービス提供や相談支援事業所での継続的な相談支援へとバトンタッチしていくのである。

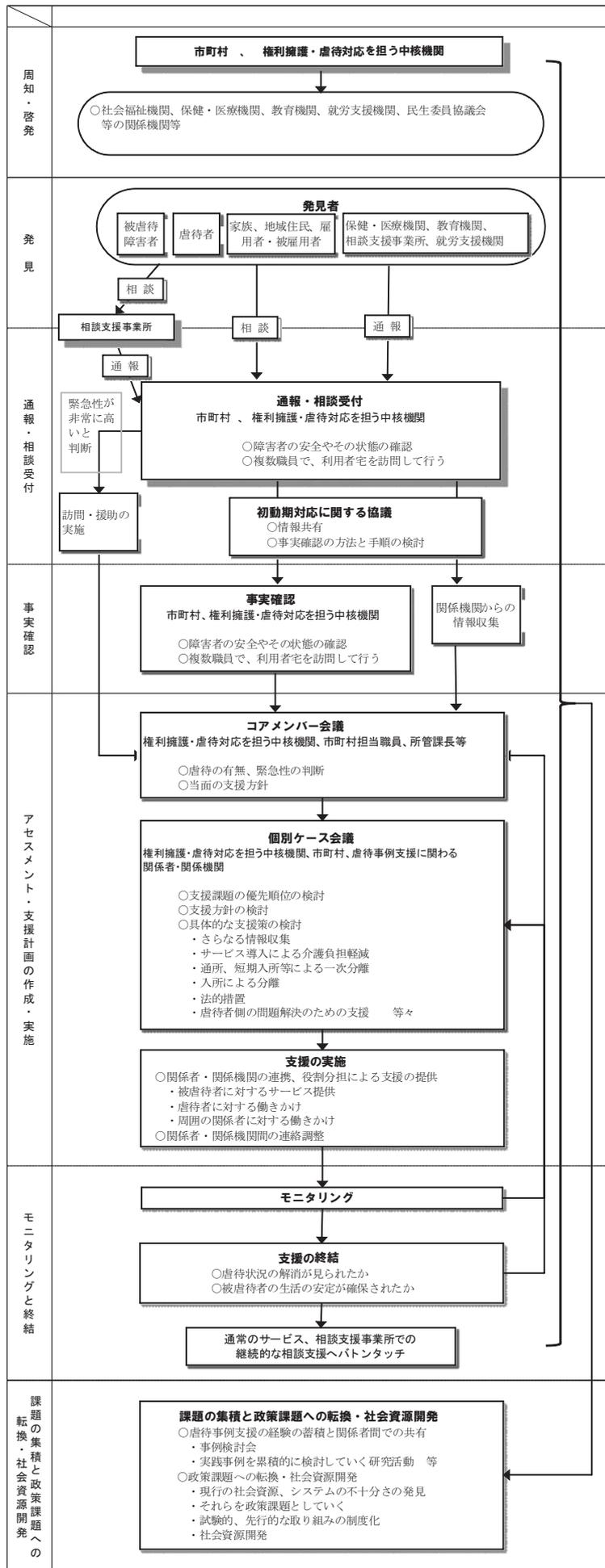
## 10. 課題の集積と政策課題への転換・社会資源開発

障害者虐待事例への支援は非常に難しいものであり、その早期発見から支援の展開について、多くの関係者で知識やノウハウを共有していく必要がある。しかしながら、どういった状況のケースについてはどのように対応するかというノウハウは十分に蓄積されているとはいえないのが現状である。そのため、実際に行われた虐待事例支援の経験を蓄積し、関係者間で共有していく努力が必要である。このためには、関係者による事例検討会の開催や、実践事例を累積的に検討していく研究活動などが必要である。

さらに、こうした虐待事例の支援をする中で、現行の社会資源の対応力では十分に問題に

対応できない現実があることが明らかになる場合も多い。こうした現行の社会資源やシステムの不十分さを精査し、それらを障害者問題の政策課題としていくことが必要不可欠な取り組みになるといえる。それと同時に、実践上の工夫により、社会資源を開発していく努力も求められる。試験的、先行的になされた先進的な実践が、制度化されていくように働きかけることも、前述した政策課題化の取り組みである。

# 障害者虐待の支援プロセス



### (3) 障害者虐待対応に関する提言

障害者虐待対応に関する専門性を高め、その実効性を担保するために、「法制度の整備」「システムの整備」「社会資源の整備」「虐待対応を担う専門職の必要性」「調査・研究の必要性」という5点について提言を行う。

#### 1) 法制度の整備

障害者虐待問題に対処する法制度の整備は急務の課題である。こうした法制度は、障害者虐待問題が障害者の人権を侵害する重大な問題であることを踏まえ、被虐待障害者が置かれている状況を解消することを主眼としたものとして制定される必要がある。

さらに、障害者虐待問題は、虐待者もさまざまな支援を必要とする状況に置かれていることを鑑み、虐待者に対する支援も視野に入れたものとする必要がある。

障害者虐待問題に対処する法制度は、そうした状況が発生していることに対して介入していく権限を付与するものであるだけでなく、障害者虐待問題の予防に関する活動についても、その権限を付与するものがある必要がある。障害者虐待問題は、社会福祉領域のみならず、保健・医療、教育、雇用、余暇、地域生活等、さまざまな生活部面に関連する問題であり、法制度は、こうした関係者・関係機関についても関与を求めるような性格をもつものである必要がある。

こうした障害者虐待問題に対処する責任は、第一義的には市町村にあることを踏まえた法整備、およびシステムの整備が必要である。

#### 2) 障害者虐待に対処するシステムの整備

前述した法制度を背景として、障害者虐待の予防から対処までを守備範囲とする支援システムを構築することが必要である。

法制度に裏付けられたシステムの整備については、権利擁護・虐待対応を担う中核機関を設置する必要がある。この中核機関とは、できる限り障害者の生活空間に近いところに設置されることが望ましい。なぜなら、障害者虐待問題の支援はさまざまな専門機関のみならず、地域の協力も含めて展開される必要があるからである。また、障害者虐待事例への対応は、被虐待障害者の生活の場から近いところで支援を展開する必要がある。市町村が障害者虐待事例への対処に第一義的な責任を持つことを考えると、市町村が中核機関の役割を担うことが望ましい。

さらに、中核機関には障害者虐待に対処できる専門的な知識と技術を備えた専門職が配置されることが望ましい。

中核機関は、障害者虐待事例の通報窓口となり、多職種連携による支援活動の調整役（キーコーディネーター）としての役割が求められる。また、実際にさまざまな関係機関・関係者が被虐待者、虐待者のそれぞれに関わって行くことになるが、こうした関係機関・関係者の活動を専門的な知識・技術を用いてバックアップしていく役割も求められる。中核機関が整備されることにより、中核機関と相談支援事業所との関係は以下のようなものにあると考えられる。すなわち、相談支援事業所は他の関係機関と共に「ケース発見」の機能を担う。発見された虐待事例は中核機関に通報され、中核機関が中心となって支援を展開する。実際の支援が動き出すと、相談支援事業所は他の関係機関と共に、連携を図りながら虐待対応に

協力する。

障害者虐待対応システムは、予防（啓発）、ケース発見（通報）、多職種・関係者によるアセスメント・プランニング・介入・モニタリング・評価という支援過程のすべてをカバーする機能を持つ必要がある。ただし、これらの機能を中核機関のみが担うのではなく、市町村にあるさまざまな関係機関が役割分担を図りながら連携しつつ、支援を展開することが必要である。そのため、中核機関は市町村内で、こうした支援ネットワークを構築し、その中で関係機関が有機的に連携するシステムを構築する役割を担う必要がある。

### 3) 社会資源の整備

虐待事例への対処において、特有の社会資源としてはシェルター（避難所）をあげることができる。虐待事例では、特に分離を必要とする状況が生起する場合がある。このように必要なときに即座に利用できるようなシェルターを整備していくことが必要である。

ただ、現実にはこうしたシェルターの役割を入所型の福祉施設（短期入所施設を含む）が担っているのが現状である。緊急の入所（分離）を行う場合、受け入れ側の施設が一時的に定員を超過することになっても減算対象としないなどの措置を図る必要があるだろう。

こうした長期的な分離以外にも、被虐待者と虐待者を一時的に分離することは、虐待事例の支援においては有効な方法とされている。そのため、日中の分離を図ることができる通所系のサービスや、一時的な分離を図るレスパイトケアを提供できる施設の量的な整備も有効と思われる。

また、福祉サービスだけではなく、保健・医療・教育・就労等のサービス提供機関においても、権利擁護の意識を持ち、質の高いサービスを提供する力量や、他職種協働の働き方を意識する力量を養成することが大切である。

こうした直接サービスを提供する社会資源以外にも、オンブズマン組織の存在も必要である。

### 4) 虐待対応を担う専門職の必要性

虐待対応は前述したように多職種連携において行う必要があるものである。そのため、中核機関に配置される専門職は、前述したように多職種連携による支援活動の調整役（キーコーディネーター）としての役割を果たせる能力が求められる。このキーコーディネーターである中核機関の職員が依拠する支援モデルとして「虐待対応ソーシャルワークモデル」が適切であると考えられる。こうした専門性を持った職員の養成を行う研修も必要である。なお、このような専門性を有する専門職である社会福祉士の活用も求められる。

さらに、虐待事例支援は支援に関わる専門職に大きなストレスや倫理上のジレンマをもたらすものであり、専門職にかかってくる精神的負担は非常に大きい。そのため、職場内外でのスーパービジョンや、地域自立支援協議会によるバックアップなどを活用しながら、支援を展開できることも大切になってくる。

### 5) 調査研究の必要性

障害者虐待事例に関する実態について、定期的、継続的に調査を行うことは、障害者虐待問題の実態を明らかにするためにも不可欠であると考えられる。調査の領域としては、家庭

内における虐待、施設内・サービス利用中における虐待、就労場面における虐待という 3 つの領域をあげることができる。

さらに、調査は現状の把握のみならず、虐待事例への支援経験の蓄積と分析を行い、そこから得られた知見を虐待事例支援へと環流させていくサイクルをつくることも重要である。このような事例検討・支援→研究→研修というサイクルを動かすための仕組みづくりも検討する必要がある。こうした仕組みの中から、障害者虐待事例の支援における現実に即した社会資源の整備に関する知見を得ることができるだろう。

このような役割を中核機関のみで担うことは難しいかもしれない。そのため、障害者地域自立支援協議会を有効に活用することや、大学等の研究機関との連携協力なども視野に入れる必要があるだろう。

## 第5章

### 障害者虐待対応支援研修

#### プログラムの提案



## 第5章 障害者虐待対応支援研修プログラムの提案

### 1. 相談支援従事者に関する研修の現状と課題

前章まで論じられてきたように、障害者虐待対応支援においては、その課題の複雑さ・困難さ等により高度な専門性が要求されている。しかし、虐待対応支援について、現場職員の学びの場はほとんどない現状にある。現在、相談支援事業所等に配置される相談支援専門員の養成のため、相談支援従事者研修が実施されているが、同研修における虐待対応支援に関連する内容としては、下記のものが挙げられる。

#### 相談支援従事者研修における虐待対応支援関連の内容

##### ①初任者研修

- ・ 単元：障害者の地域支援に関する講義
- ・ 科目：相談支援における権利侵害と権利擁護（時間数 1.5 時間）
- ・ 獲得目標：ケアマネジメントプロセス全般における権利擁護の視点を理解する。
- ・ 内容：具体的なケアマネジメント事例を通して当事者のエンパワメント、アドボカシー等について理解する。その上で、成年後見制度等の関連制度の重要性についても理解する。

##### ②現任研修

- ・ 科目：都道府県地域生活支援事業について（時間数 2 時間）
- ・ 内容：都道府県が実施している地域生活支援事業の事業内容について理解する。  
(例)発達支援、高次脳機能障害、精神障害退院促進、権利擁護、就労支援など

これらの研修においては、当該部分の内容は成年後見制度の解説等が中心となっている場合が多い。成年後見制度は、権利擁護のツールとして重要であることは言うまでもないが、それのみをもって権利擁護が完結するわけではない。

なお、日本社会福祉士会では、「障害者相談支援専門員の継続研修の必要性とプログラム構築に関する研究事業報告書」（2009年3月）において、相談支援従事者研修のあり方に対する提言を行っているが、虐待対応支援については触れられていない。

以上のように、相談支援従事者の養成体系においては、相談支援に関する一般的事項の学びを中心とするものとなっており、虐待対応支援の専門的な学びを得る機会としては必ずしも十分ではない。一方、本報告書の調査においても明らかなように、障害者の相談支援の現場での虐待・権利侵害ケースへの遭遇は珍しいことではなく、相談支援に関わる者の虐待対応支援に関する専門的な学びの体系を構築することが重要である。

上記の研修は、相談支援従事者養成に関わるものであるが、さらに、「権利擁護・虐待対応を担う中核機関」の職員が修得すべき虐待対応支援の知識・技術等についても、その内容が今後明らかにされなければならない。

## 2. 研修プログラムの構築に向けて

### (1) 基本的考え方

本報告書では、障害者の虐待対応支援においては、前節の相談支援従事者に係る初任者研修及び現任研修での学びとは別に、既述の「高齢者虐待対応ソーシャルワークモデル」の考え方に則った研修が望ましいと考える。日本社会福祉士会では、「地域の高齢者虐待対応におけるソーシャルワークアプローチに関する調査研究並びに研修プログラムの構築事業」（2008年3月）において、既に「高齢者虐待対応専門研修プログラム」として、高齢者虐待対応ソーシャルワークモデルに基づく専門職向けの研修プログラムを提案している。本報告書では、上記プログラムの基本構造・内容等を準用した、「障害者虐待対応ソーシャルワークモデル」の実践に向けたプログラムの構築が必要と考える。それは、ソーシャルワーカーが担う高齢者の虐待対応支援と障害者の虐待対応支援の基本的な考え方は同様であり、支援対象の相違によって、それぞれの特性に対応した支援の具体的方策が求められるからである。

### (2) 研修プログラムの対象

研修プログラムの対象としては、障害者虐待対応支援における役割の違いから、①障害者虐待対応支援の一次対応者（相談支援事業所等における相談支援専門員、障害福祉サービス関係者等）と、②障害者虐待対応支援の専門的支援者（「権利擁護・虐待対応を担う中核機関」に従事する職員等）が想定される。

### (3) 研修プログラムの内容

障害者虐待対応支援研修プログラムにおいては、高齢者虐待対応専門研修と同様に、虐待防止の根拠法令に基づき具体的な学びの内容が規定される。現状では、障害者虐待の防止及び権利擁護に関する法令が未整備であるため、高齢者虐待対応専門研修のように、その詳細を検討することは困難である。

しかし、既述の通り、障害者の相談支援の現場においては、虐待・権利侵害ケースへの支援は喫緊の課題となっており、法整備の有無を問わず、相談支援事業所等における虐待・権利侵害ケースへの対応力の向上に向けた取り組みがなされなければならない。そこで、本報告書では、研修プログラムの構築に向けた提案として、第2章・第3章で紹介した調査結果及び既存の虐待対応・虐待防止等に関する研修プログラム等を踏まえ、障害者虐待対応支援における研修プログラム（案）を、下表の通り示す。

障害者虐待対応支援研修プログラム(案)

テーマ	学びの内容	習得を目指す内容	学びの形式
虐待対応支援の基本	①虐待・権利侵害とは何か ②虐待・権利侵害と権利擁護 ③虐待・権利侵害に対応するシステムの包括的理解 ④虐待対応支援におけるネットワーク、チームアプローチ	習得を目指す内容 ・虐待・権利侵害と不適切ケア ・虐待の類型及び定義 ・障害者虐待の実態 ・虐待対応支援における権利擁護の視点 ・虐待対応支援に関わる専門職の役割 ・障害関係法制（障害者基本法、障害者自立支援法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等） ・虐待防止関係法制（児童虐待の防止等に関する法律、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律等） ・関連法制等（日本国憲法、刑法、民法、障害者の権利に関する条約、障害者虐待・権利擁護関係法に関する動向等） ・虐待対応支援における社会資源（福祉、保健・医療、労働、司法、教育、住宅等） ・虐待対応支援におけるネットワーク、チームアプローチの必要性 ・虐待対応支援におけるネットワーク構築の手法	講義による知識の習得及び再確認
障害特性と虐待・権利侵害	①障害特性と虐待・権利侵害の関係 ②障害特性に配慮した支援者の関与の方法	・障害種別・程度等と虐待・権利侵害（障害種別にみる虐待・権利侵害の傾向等） ・障害特性に応じた支援者のコミュニケーションスキル ・虐待対応支援における利用者のコミュニケーション手段の保障	講義による知識の習得及び再確認
虐待対応支援とソーシャルワーク	①利用者支援の基本 ②虐待対応におけるソーシャルワークモデルの理解 ③他の支援モデルの理解	・障害福祉の基本原則（個人の尊厳、ノーマライゼーション、自立、エンパワーメント、ストレングス、アドボカシー等） ・利用者主体の課題解決と社会的支援としての虐待対応の確立 ・虐待対応支援におけるソーシャルワークの必要性 ・虐待対応ソーシャルワークモデルの全体像 ・リーガルモデル、メディカルモデル	講義による知識の習得及び再確認

<p>虐待対応支援 の実際</p>	<p>①虐待対応支援のプロセス</p> <p>②周知・啓発</p> <p>③ハイリスクケースへの目配り</p> <p>④早期発見ネットワークの構築</p> <p>⑤通報・相談受付</p> <p>⑥事実確認</p>	<p>・虐待対応の支援プロセスの全体像</p> <p>・虐待対応支援におけるマネジメントサイクル (PDCA 等)</p> <p>・虐待・権利侵害に関わる機関等の役割と権限</p> <p>・虐待対応支援における周知・啓発の必要性</p> <p>・周知・啓発の実際 (周知・啓発の対象、周知・啓発の方法等)</p> <p>・虐待対応支援におけるハイリスクケース (意味、ハイリスクケースの種類等)</p> <p>・ハイリスクケースへの支援に向けて (ハイリスクケースの捕捉、見守り・支援のネットワークの構築等)</p> <p>・虐待対応支援における早期発見ネットワーク (意味、ネットワークの構成者等)</p> <p>・早期発見ネットワークの構築 (ネットワークの構築手法等)</p> <p>・虐待対応支援における通報 (地域における通報・連絡体制の実情、通報・連絡体制の整備等)</p> <p>・虐待対応支援における相談受付 (インテーク時に収集すべき情報、緊急性の勘案等)</p> <p>・虐待対応支援における事実確認とは</p> <p>・事実確認の実際 (事実確認の担い手、事実確認のための情報収集、事実確認のための連携・協働、虐待・権利侵害の判断基準、事実確認のための介入手段等)</p> <p>・被害者の安全確保 (安全確保のための措置、安全確保のための居所・サービス等の整備等)</p> <p>・虐待ケースでなかった場合の支援の必要性</p>	<p>講義による知識の習得及び再確認</p> <p>演習によるスキルの獲得及び再確認 (支援の一連の流れを事例検討により学ぶ、各段階の場面を設定しロールプレイを行う等の学びの工夫が求められる)</p>
	<p>⑦コアメンバー会議</p> <p>⑧アセスメント</p> <p>⑨支援計画の作成と実施</p>	<p>・コアメンバー会議とは</p> <p>・コアメンバー会議の実際 (会議の構成者、会議の招集、会議の運営と進行、ジェノグラム・エコマップ等の活用、支援における役割分担、会議の記録等)</p> <p>・虐待対応支援におけるアセスメントとは</p> <p>・アセスメントの実際 (アセスメントに必要な帳票、アセスメントにおいて収集すべき情報、情報の分析手法等)</p> <p>・支援課題の明確化のためのアセスメント</p> <p>・虐待対応支援における支援計画とは</p> <p>・支援計画作成・実施の実際 (計画作成の担い手、アセスメント情報と支援計画の連動、支援における役割分担の確認、計画実施のための連携・協働等)</p>	

<p>虐待対応支援 総合演習</p>	<p>⑩モニタリングと終結</p> <p>⑪課題の集積と政策課題への 転換・社会資源開発</p> <p>⑫家族等への支援</p> <p>⑬記録の手法</p> <p>⑭個別対応</p>	<p>・虐待対応支援におけるモニタリングとは</p> <p>・モニタリングの実際（モニタリングの手法、モニタリングと支援計画の修正等）</p> <p>・支援の終結（終結の見きわめ、ケースへのフォローアップ等）</p> <p>・虐待対応支援に関するケースの蓄積（ケースの蓄積と精査・分析、ケースの活用等）</p> <p>・虐待対応支援とソーシャルアクション（政策課題への転換、社会資源の開発等）</p> <p>・虐待対応支援における家族等への支援の必要性</p> <p>・家族等への支援の実際（当事者支援と並行した家族支援、家族支援の担い手等）</p> <p>・虐待対応支援における記録の必要性</p> <p>・記録の実際（記録の留意点、記録様式の開発と活用等）</p> <p>・個別対応として取り上げることが求められる諸課題 例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介入拒否への対応</li> <li>・共依存、アディクション</li> <li>・精神疾患</li> <li>・消費者被害・多重債務</li> <li>・成年後見制度と権利擁護関係機関</li> <li>・他の虐待防止関係法制との関係（児童虐待の防止等に関する法律、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律等）</li> </ul>	
	<p>虐待対応支援に関する事例への 取組み</p>	<p>・虐待対応支援に関する事例に取り組み。 例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭における虐待・権利侵害</li> <li>・福祉サービス現場における虐待・権利侵害</li> <li>・職場における虐待・権利侵害</li> <li>・その他の場面ににおける虐待・権利侵害 等</li> </ul>	<p>演習によるスキルの獲得及び再確認（事例の検討を通して、障害者虐待対応支援の支援プロセスを踏まえた手法を獲得・再確認する）</p>



# 参 考 资 料



**障害者への虐待事例、不適切事例への対応状況に関するヒアリング調査**

団体名： \_\_\_\_\_

記入者名： \_\_\_\_\_

◎お手数ですが、以下の点について、訪問時にお教えください。

**\* 貴団体・組織運営の概要、活動実績等がわかる資料をご提供ください。**

**\* 地域の障害者の生活特性や関連する主な社会資源の概略について、お教えください。**

例) \* 地域で生活する障害児・者の生活の特徴として

(施設・病院からの地域移行、就労移行、就園・就学) 等の状況

\* 地域の関連する社会資源の状況

(委託・指定相談支援事業所数、指定相談支援事業所との関わり・連携の状況、地域包括支援センターとの連携状況、地域自立支援協議会の設置・活動状況 等)

◎別紙1「ご記入にあたって」をお読みいただいた上で、以下1、2にお答えください。

**1. 障害者への虐待、不適切事例等に関する相談の状況について**

(1) 平成20年度に受けた障害当事者への虐待事例と思われる相談の状況について、おおよその件数、虐待者の属性をお書きください。

	件数	虐待者の属性
①身体的虐待	件	
②介護・世話の放棄・放任	件	
③心理的虐待	件	
④性的虐待	件	
⑤経済的虐待	件	

(2) 平成20年度に受けた、障害当事者に対する不適切な対応と思われる相談の状況について、概要を以下にお答えください。

	「不適切」と思われる内容	障害者に対して不適切な対応をした人・機関等
①		
②		
③		
④		
⑤		
⑥		
⑦		
⑧		
⑨		
⑩		

2. 虐待事例または不適切事例のなかから3事例を選定し、別紙2「事例提供シート」にご記入ください。

### 3. 障害者虐待対応の特徴について

- (1) 障害者への虐待や不適切事例への対応では、どのような面が、高齢者や児童の虐待対応とは異なると思われますか。

## 別紙Ⅰ ご記入にあたって

### 別紙Ⅰ

### 1. 本調査で検討の対象とする事案の考え方

本調査研究では、地域で生活する「障害者に対する虐待」及び「障害者に対する不適切な対応」について、以下のように考えます。ヒアリング項目1、2のご記入にあたって参考にしてください。

#### (1) 「障害者に対する虐待」の考え方

○障害者に対する虐待については、平成17年10月20日の厚生労働省障害保健福祉部長官通知「障害者(児)施設における虐待の防止について」のなかで、「虐待にあたる行為について」として、次のように記載されています。

障害者(児)虐待は、障害者に対する不適切な言動や障害者自身の心を傷つけるものから傷害罪等の犯罪となるまで幅広いと考えられる。児童虐待の防止に関する法律(平成12年法律第82号)においては、虐待とは、①身体的虐待、②性的虐待、③ネグレクト、④心理的虐待とされており、施設における障害者(児)虐待もこれに準じるものと考えられる。これら以外にも、障害者(児)の所持する年金等の流用など財産の不当な処分も虐待に当たると考えられるものである。

○その後成立した「高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成17年11月9日法律第124号、以下「高齢者虐待防止法」という)では高齢者虐待を次のように定義しています。(本別紙1末に添付した「高齢者虐待の例」もご参照ください。)

- i **身体的虐待**: 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。
- ii **介護・世話の放棄・放任**: 高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること。
- iii **心理的虐待**: 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- iv **性的虐待**: 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること
- v **経済的虐待**: 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他の当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

- (2) 障害特性による虐待対応の困難さ等について実感されていることがあれば、お教えください。

### 4. 法整備によって望まれる対応体制、環境条件等

- (1) 障害者への虐待や不適切事例への対応に際して、貴団体ではどのような点に課題を感じておられますか。

- (2) 障害者への虐待防止に関する法整備が進みつつありますが、現場で対応される立場からどのような体制・仕組み(環境整備等も含めて)が必要だとお考えですか。

## 2. ヒアリング調査「項目2」でご提供いただく事例の考え方

提供いただく事例は、おおむね最近1年間に支援を行ったケースの中から3事例を選んでください。選定にあたっては、以下の点を配慮してください。

○本調査研究のねらいは、

- ・ 障害者の虐待対応等における支援体制（環境整備を含む）整備のあり方を検討する
- ・ 障害者の虐待対応等における支援モデルを検討・構築していく

ことにありますので、対応・支援において困難を感じた事例や、行政や関係機関との連携を通じて解決した（できなかった）事例など、できる限り、支援体制構築に向けた課題やヒントが浮き彫りになるような事例を選定してください。

例) 被虐待者、虐待者（養護者等）の介入拒否の事例、多問題を抱える事例  
被虐待者・虐待者双方の支援体制づくりが困難だった（行政・他機関と連携・協働して実施した）事例、やむを得ない措置等の行政権限を適切に行使した（できなかった）事例 等々

○3事例のうち、2事例を前項1（1）に示した障害者に対する虐待対応事例、1事例を前項1（2）に示した障害者に対する不適切な対応と感じた事例としてください。

○虐待の事例については、できるだけ障害種別や類型が重複しないよう配慮してください。

○虐待者や不適切な対応者としては、家族・親族・同居人、使用者、福祉・医療サービス提供者、施設従事者、教育関係者、地域住民、ご本人（セルフネグレクト等）等さまざまな方が想定されます。

○事例の概要等の記載にあたっては、個人情報保護に充分ご配慮ください。

○現在、障害者の虐待防止・養護者等支援に向けた法律が整備されつつありますが、虐待の類型はおおむね高齢者虐待の定義に準拠することが想定されている\*ことから、本事例調査においても、虐待の類型は上記5類型とします。なお、地域で生活する障害者の場合、就労の場における虐待も視野に入れる必要性があり、法整備に向けては、虐待者として使用者が加えられています。

\*先の第171通常国会に提出された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律案」（与党案）、「障がい者虐待の防止、障がい者の介護者に対する支援等に関する法律」（野党案）においても、虐待の定義としては、おおむね高齢者の虐待類型に応じた内容が示されています。

### (2) 「障害者に対する不適切な対応」の考え方

障害者自立支援法第二条第3項並びに同法・第七十七条では、「障害者等に対する虐待の防止」という例示をしながら、市町村及び相談支援事業者、都道府県の責務として、障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行うことを位置づけています。

このことは、仮にその事例が虐待かどうか判別しがたい場合でも、障害者の権利が侵害されたり、生命や健康、生活が根なわねられるような事態が予測されるなどの場合には、必要な援助を行っていく必要があることを示しており、本調査研究では、そうした広い意味での権利侵害の事例を「不適切な対応事例」と位置づけられます。高齢者虐待防止法の運用にあたっては、こうした「不適切な対応事例」を「高齢者虐待に準じる事例」として虐待防止法に基づく対応を行っている自治体も多く、障害者の権利を擁護していく上でも重要と思われま

「不適切な対応」の範囲の考え方は、相談支援に携わる方あるいは当該地域の実践により様々です。ここでは、特に規定をしませんので、日頃の相談支援のなかで相談支援専門員の方々が感じている「障害者に対する不適切な対応」と思われる内容についてご紹介ください。

### 3. 事例提供シート（別紙2）の構成と記入方法等

事例の詳細は、別紙2 事例提供シートにご記入ください。事例提供シートは、シート1（事例の概要）、シート2（ジェノグラム・エコマップ）、シート3（事例のポイントと担当者の判断）に分かれています。

- (1) シート1：対応事例の概要、支援の経過についてご記入ください。
- \* 事例と支援の多様性を考慮し、記入しやすくするため自由記述としていますが、以下の①～⑥の項目を盛り込んで下さい。
  - ①被虐待者、虐待者の基本情報（性、年齢、要介護度、虐待者の続柄や状態等）、虐待の背景等
  - ②発見・通報の経緯（通報者、通報内容、等）
  - ③事実確認、緊急性の判断（事実確認の方法、本人の状態、介入拒否対応、立入調査、虐待内容、緊急性の判断、等）
  - ④被虐待者への支援（支援方針、支援内容、関係機関との役割分担、等）
  - ⑤養護者等への支援（虐待者や家族等に対する支援方針、関係機関との役割分担、等）
  - ⑥最終の状況（最終時の状況、関係機関との役割分担、等）

(2) シート2は、援助前後のジェノグラム・エコマップをご記入下さい。

(3) シート3は、虐待対応支援モデルを検討する上でポイントとなると思われる項目です。記入にあたっては、担当者としての判断、働きかけ等を中心に簡潔にご記入下さい。

(4) それぞれのシートは記述の分量にあわせ、ご自由に拡大していただいても構いません。

(5) その他、以下の点について、ご協力をお願いいたします。

- \* 事例提供シートへのご記入は、当該事例を担当された方（経過の詳細を把握しておられる方）にご記入願います。また、後日予定しているヒアリングでは、当該ケースを担当された方にお話を伺えればと思いますので、大変お手数ですが、提供事例のご担当の方は可能な限りヒアリングに同席くださいますようお願い申し上げます。
- \* 事例提供シートは、虐待対応事例/不適切な対応事例共通です。不適切な対応事例の場合、「虐待者」「被虐待者」を、それぞれ「不適切な対応を受けた人」「不適切な対応をした人」と読み替えてください。（記載は「被虐待者等」「虐待者等」としていただきます。）

### （参考）高齢者虐待の例

i **身体的虐待**：暴力的行為などで、身体にあざ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。

- 【具体的な例】
- ・平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、無理矢理食事や口に入れる、やけど
  - ・打撲させる
  - ・ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰に服用させたりして、身体拘束、抑制をする／等

ii **介護・世話の放棄・放任**：意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話をしている家族が、その提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。

- 【具体的な例】
- ・入浴しておらず臭いがする、髪が伸び放題だったり、皮膚が汚れている
  - ・水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある
  - ・室内にごみを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる
  - ・高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを、相応の理由なく制限したり使わせない
  - ・同居人による高齢者虐待と同様の行為を放置すること／等

iii **心理的虐待**：脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的苦痛を与えること。

- 【具体的な例】
- ・排世の失敗を嘲笑したり、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる
  - ・怒鳴る、ののしる、悪口を言う
  - ・侮辱を込めて、子供のよう扱う
  - ・高齢者が話しかけているのを意図的に無視する／等

iv **性的虐待**：本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要。

- 【具体的な例】
- ・排世の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する
  - ・キス、性器への接触、セックスを強要する／等

v **経済的虐待**：本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由無く制限すること。

- 【具体的な例】
- ・日常生活に必要な金銭を渡さない／使わせない
  - ・本人の自宅等を本人に無断で売却する
  - ・年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する／等

（資料）「家庭内における高齢者虐待に関する調査」（平成15年度）、財団法人医療経済研究機構

## 別紙Ⅱ 事例提供シート

### 別紙Ⅱ

(障害者虐待対応事例・障害者への不適切な対応事例) ← いずれかに○をつけてください。

シート1

【事例概要】

.....

【被害者、虐待者等の基本情報】(性、年齢、障害種別・程度、虐待者の続柄や状態、虐待の背景等)

【相談の経緯】(相談者、相談内容、等)

【事実確認、緊急性の判断】(事実確認の方法、本人の状態、介入拒否対応、虐待等の内容、緊急性の判断等)

【被害者等への支援】(支援方針、支援内容、関係機関との役割分担、等)

【虐待者、家族、使用者等への支援】(虐待者や家族等に対する支援方針、関係機関との役割分担、等)

【最終の状況】(最終時の状況、関係機関との役割分担、等)

シート2

家族構成

(ジェノグラム&  
エコマップ)

【支援前】

【支援後】

**シート3** (事例のポイントと担当者の判断、困難点等)

1 虐待等の背景や、被虐待者と虐待者等との関係性などについて、特筆すべきことがあればご記入ください。

[Redacted area]

**2 虐待等の事実の確認について**

①どのような情報を、誰から、どのような方法で収集したのかご記入ください。

[Redacted area]

②本人や家族等から介入拒否があった場合には、どのように判断して対応したのかご記入ください。

[Redacted area]

③どのような点から、誰(どの機関)が、本事例を「虐待事例」(不適切な対応事例)と判断しましたか。

[Redacted area]

④対応の緊急性に関して、どのような事実をもとに、どのような基準で判断し、どのように対応したのか、ご記入ください。

[Redacted area]

⑤虐待等の再発リスクについて、どのような事実をもとに、どのように判断したのか、ご記入ください。

[Redacted area]

**3 支援内容について**

①支援方針の決定や支援の実施において、行政とはどのような関係をもちながら行ったのか、具体的に記入ください。

[Redacted area]

②被虐待者本人等に対して、どのような視点で(何を重視して)、どのような関係機関の協力を得ながら支援を行ったのか、支援目標や支援内容について具体的に記入ください。

[Redacted area]

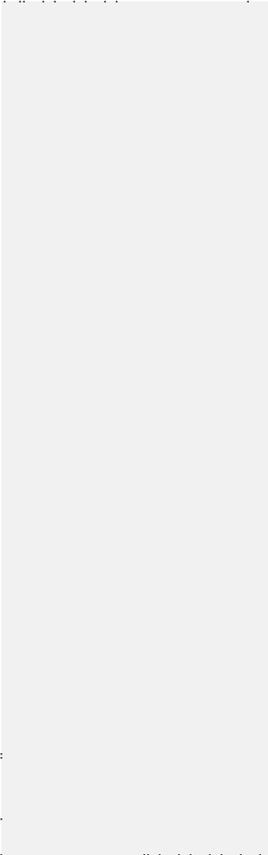
③虐待者や家族、使用者等に対して、どのような視点で(何を重視して)、どのような関係機関の協力を得ながら支援を行ったのか、支援目標や支援内容について具体的に記入ください。

[Redacted area]

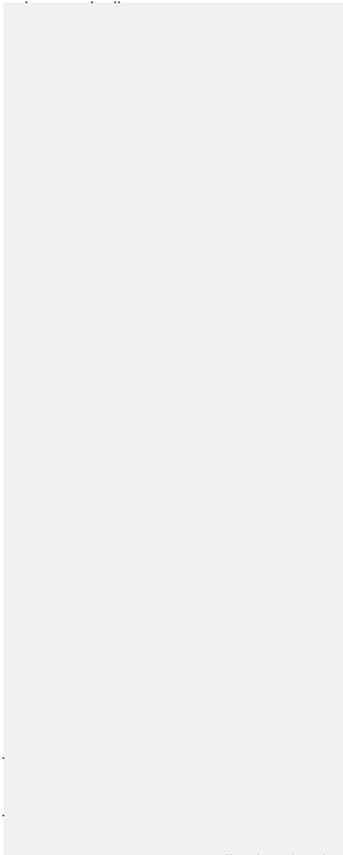
④関係機関での支援方針の決定、連携の促進、あるいは社会資源の確保・動員をどのように行ったのかについて、具体的に記入ください。

[Redacted area]

4 終結に際して、どのような事実をもとに終結の判断を行ったのか、また関係機関との役割分担をどのように行ったのかなど、具体的にご記入ください。



5 本ケースの支援に当たって、どのようなことが困難でしたか。



平成 21 年度厚生労働省障害者保健福祉推進事業  
**障害者の権利擁護及び虐待防止に向けた相談支援のあり方等に関する調査研究事業**  
**アンケート調査**

**【記入上の注意】**

○本調査は、市町村障害者支援事業の委託を受けている相談支援事業所及び市市区町村相談支援窓口ご担当、並びに障害者就業・生活支援センターの方々にご協力をお願いしています。

○調査票は事業所ごとにお送りしています。調査票が同一法人内の複数の事業所あてに届いた場合、お手数ですが事業所ごとにご回答をお願いします。

○調査票は、この調査票本体と「別紙 2 虐待（が疑われる）事業記入シート」の 2 種類です。ご回答にあたっては、「別紙 1 ご記入にあたって」をお読みください。

○設問中、事案の概要についてうかがう設問もございませので、ご記入は事案の概要を把握されている方をお願いいたします。

○データはすべて統計的に処理をいたします。本調査で得た情報は調査以外の目的では使用いたしません。また、事業所・センター名や個人名が特定されるような公表は行いません。

○調査は、調査専門機関である、財団法人日本総合研究所（理事長 野田一夫、東京都港区）に委託して行っています。返信は、同封の封筒にて、直接調査機関宛にお送りください。

○ご回答は、**12月12日（土）までに**ご投函ください。（切手は不要です）

○本調査に関するお問い合わせは、下記担当までお問い合わせいたします。

[本件に関するお問い合わせ先]  
 社団法人 日本社会福祉士会事務局 担当：阿南（あなみ）  
 〒160-0004 東京都新宿区四谷 1 - 13 カタオカビル 2F  
 E-mail anami@jacsw.or.jp  
 FAX 03-3355-6543 TEL 03-3355-6541

事業所・団体名 (いずれかに○)	市町村（直営）・委託相談支援事業所・障害者就業・生活支援センター	
所在地	都・道・府・県 市・区・町・村	
運営主体	1. 市区町村 2. 社会福祉法人（社会福祉協議会以外） 3. 社会福祉協議会 4. 医療法人 5. 社団・財団 6. 協同組合（生協、農協） 7. NPO法人 8. 営利法人 9. その他（ ）	
回答者名（役職）	（役職）	
連絡先	電話	FAX
	e-mail	

\*特に指定のない設問については、平成 21 年 11 月 1 日時点の状況をお答ください。

**I 相談支援事業の実施概況についてうかがいます。**

**問 1 事業所・センターの相談支援の体制全般についてうかがいます。**

(1) 相談員の配置等についてお答えください。

- ①相談員の配置状況 相談員合計 ( 人 )  
 うち非正規職員 ( 人 )  
 うち兼務者 ( 人 )  
 うち障害当事者 ( 人 )  
 うち相談支援専門員現任研修修了者 ( 人 )

②相談員が保有している資格 (あてはまるものすべてに○)

1. 社会福祉士 2. 精神保健福祉士 3. 介護福祉士 4. ホームヘルパー(2 級・1 級)  
 5. 介護支援専門員 6. 保健師 7. 看護師 8. 臨床心理士  
 9. その他 ( )

(2) 【**直営事業所のみ**】相談窓口について (あてはまるものすべてに○)

①設置場所 ②窓口機能 (総合か単独か)

1. 役所 (役場や出張所) 内  
 2. 役所以外  
 3. その他 ( )

1. 障害分野単独で  
 2. 他分野と総合的に実施  
 (→児童・高齢・その他)

③窓口は

1. 地域包括支援センターである 2. 地域包括支援センターではない

問3 【委託相談支援事業所のみ】平成20年度に受託していた市町村相談支援事業等の内容をお教えください。(あてはまるものすべてに○)

- |                            |                  |
|----------------------------|------------------|
| 1. 市町村障害者相談支援事業            | 2. 市町村相談支援機能強化事業 |
| 3. 住居入居等支援事業(居住サポート事業)     | 4. 成年後見制度利用支援事業  |
| 5. 精神障害者退院促進事業等の退院促進に関わる事業 |                  |
| 6. その他( )                  |                  |

問2 貴事業所・センターの平成20年度1年間の相談支援の実績について教えてください。

(1) 障害児・者に関わる相談支援の実績をお教えください。(件)

①平成20年度1年間の相談受付件数*	
②上記①のうち、個別支援計画を作成した事業数 (ここでは、障害者自立支援法のサービス利用計画作成費に基づく支援計画に限定せず、事業所等で作成する個別支援計画全般をさします。)	
③個別支援会議を行った事業数**	
④①のうち現在継続して支援を行っている事業数 * 電話、来所、訪問による相談受付件数の合計 ** 個別支援会議とは、ここでは、会議の名称にかかわらず、複数の関係する機関がチーム支援を行っていくために支援方針を共有し導き出すための会議をさします。	

(2) (1) であげた支援を行った事業のうち、貴事業所・センターとして、「権利の擁護が必要」あるいは「権利侵害への対応が必要」と思われた事業がありましたか。(1つに○)

1. あった 2. 特になかった 3. 判断がつかない

付問 具体的にどのような問題に関わる相談内容でしたか。(あてはまるものすべてに○)

- |                    |                          |
|--------------------|--------------------------|
| 1. 本人の意思決定に関する問題   | 2. 養育に関する問題              |
| 3. 保育に関する問題        | 4. 教育に関する問題              |
| 5. 就労に関する問題        | 6. 住まいの問題                |
| 7. 相談窓口に関する問題      | 8. 福祉サービスに関する問題          |
| 9. 医療に関する問題        | 10. 経済的困難に関する問題          |
| 11. 経済的搾取の問題       | 12. 悪徳商法、多重債務等の消費者問題     |
| 13. 暴力             | 14. 暴言や拒絶                |
| 15. 世話の放棄、ネグレクト    | 16. セルフネグレクト(介入拒否、環境劣化等) |
| 17. 交際や結婚・離婚に関する問題 | 18. 性に関する問題              |
| 19. 施設入所に関する問題     | 20. 交通機関・地域環境に関する問題      |
| 21. その他( )         |                          |

問3 権利の擁護や権利侵害への対応が必要と思われた事業についての、行政や地域自立支援協議会との関わりについて教えてください。(1つに○)

(1) 問2(2)のような事業について、行政には報告していますか。(1つに○)

- |                                  |
|----------------------------------|
| 1. すべての事業について、内容を行政担当課に報告している    |
| 2. 内容によって、必要性を感じたものについて内容を報告している |
| 3. 内容については報告していない(件数等の月次報告等のみ)   |
| 4. その他( )                        |

付問 貴自治体では、行政に報告する際の書式(様式)に、「権利擁護」あるいは「権利侵害」等の区分がありますか。

1. ある(具体的な区分名: ) 2. 特にない

(2) 問2(2)であげた事業について、どのように対応していますか。(あてはまるものすべてに○)

- |                                   |
|-----------------------------------|
| 1. 事業所・センター内のケース会議で検討している         |
| 2. 行政や関係機関を含めた個別支援会議のなかで、検討している   |
| 3. 相談支援事業所のネットワークのなかで、検討を行っている    |
| 4. 地域自立支援協議会のなかで、ケース検討や問題提起を行っている |
| 5. その他( )                         |

(3) 地域自立支援協議会の設置・運営状況について教えてください。以下の①②③それぞれについてお答えください。

- ①設置状況……1. 単独市町村で設置 2. 広域で設置 3. 未設置

②活動内容 (あてはまるものすべてに○)

- |                                      |
|--------------------------------------|
| 1. 地域自立支援協議会のなかで、ケース検討を行っている         |
| 2. 地域課題について、専門部会等で解決策を検討している         |
| 3. 権利擁護にかかわる課題について検討する場(部会等)が設けられている |
| 4. 権利擁護に関する研修・研鑽の機会を設けている            |
| 5. 権利擁護や虐待に関して、児童、高齢分野と情報交流や連携をとっている |
| 6. 上記にあてはまる活動は行っていない                 |

問4 平成20年度に支援を行った事業の中で、別紙1に示す虐待にあてはまる事業、または虐待が疑われる事業がありましたか。(あてはまるものすべてに○)

- |                         |
|-------------------------|
| 1. 別紙1に示す虐待にあてはまる事業があった |
| 2. 別紙1に示す虐待が疑われる事業があった  |
| 3. 上記に該当する事業はいずれもなかった   |
| 4. わからない、判断がつかない        |

- 問5へ  
→問6へ  
→問7へ

## II 虐待や虐待が疑われる事案や虐待対応の今後の課題等 についてうかがいます。

◎ここでは、問4でご回答いただいた、「虐待」や「虐待が疑われる事案」についてうかがいます。別紙1「ご記入にあたって」に記載した虐待等の定義をお読みいただいた上で、平成20年度1年間の支援内容を振り返っていただき、以下の設問にご回答ください。

### 問5 別紙1に示す虐待にあてはまる事案についてうかがいます。

- (1) 虐待に該当する事案について、①事案の合計件数と虐待を受けた人（被虐待者）の年齢階層別内訳をご記入ください。併せて、②虐待の類型ごとの延べ件数と虐待を受けた人（被虐待者）の年齢別内訳数をご記入ください。

\* 【内訳】欄の記載方法：一つの事案が複数の類型にまたがる場合、【内訳】欄には、それぞれに1件とカウントし延べ件数でご記入ください。

\* 0件の場合、「0」とご記入ください。

	合計件数	被虐待者の年齢	
		18歳未満	65歳以上
①虐待事案の件数（ケース件数）	件	件	件
②【内訳】（延べ数）			
ア 身体的虐待	件	件	件
イ 介護・世話の放棄・放任	件	件	件
ウ 心理的虐待	件	件	件
エ 性的虐待	件	件	件
オ 経済的虐待	件	件	件

- (2) 前問(1)の①であげた虐待にあてはまる事案について、**貴事業所・センター以外**で、虐待の判断に関わっている機関がありますか。（あてはまるものすべてに○）

1. 当該事業所・センター	2. 行政	3. 行政の相談機関*
4. 地域自立支援協議会	5. 労働基準監督署	6. 権利擁護機関・センター
7. 警察・消防	8. 医療機関	9. 弁護士等司法関係者・機関
10. その他（		）

\*児童相談所・更生相談所・女性相談等をさします

- (3) 前頁にあげた虐待事案すべてについて、その概要を、「別紙2虐待（が疑われる）事案記入シート」にご記入ください。

### 別紙2「虐待（が疑われる）事案記入シート」にご記入ください。

#### 問6 別紙1に示す虐待が疑われる事案についてうかがいます。

- (1) 別紙1に示す「虐待」が疑われる事案は、何件ありましたか。

 件

- (2) 上記「虐待が疑われる」と思われた事案について、別紙2虐待（が疑われる）事案記入シートに事案の概要をお書きください。

\* 可能であれば、すべての事案についてご記入ください。

\* シートは虐待事案と共通です。

### 別紙2「虐待（が疑われる）事案記入シート」にご記入ください。

#### 問7 法整備によって望まれる対応体制、環境条件等についてうかがいます。

- (1) 障害者虐待防止・介護者（養護者）支援等に関する法整備が進みますが、その範囲や内容等、法整備にあたってはどのようなことが重要と思いますか。

---



---



---



---



---

(2) 障害児・若虐待への適切な対応に向けて、どのような体制・仕組み（環境整備等も含めて）が必要だとお考えですか。専門中核機関の必要性、虐待対応における相談支援事業所等の位置づけ、役割等についてもお考えがあればお教えください。

.....

.....

.....

.....

.....

.....

(3) 虐待事案への対応に関する行政との関係、行政の関与のあり方についての課題やご意見等があればお書きください。

.....

.....

.....

.....

.....

.....

平成 20 年度に虐待（が疑われる）事案がない事業所・センターの方は、質問は以上で終わりです。お忙しいところ、ご協力いただき大変感謝申し上げます。同封の返信封筒にて、12 月 12 日までにご投函ください。（切手は不要です）

平成 20 年度に虐待（が疑われる）事案がある方は、お手数ですが、**別紙 2 虐待（が疑われる）事案記入シート**に、事案ごとに概要をご回答のうえ本調査票とあわせてご投函ください。

## アンケートご記入にあたって

## 1. 本調査で検討の対象とする事案の考え方

本調査研究では、地域で生活する障害者に関わる「虐待」及び「虐待の疑い」について、以下のように考えます。

## (1) 「障害者虐待」の考え方

○障害者に対する虐待については、平成17年10月20日の厚生労働省障害保健福祉部長通知「障害者（児）施設における虐待の防止について」のなかで、「虐待にあたる行為について」として、次のように記載されています。

障害者（児）虐待は、障害者に対する不適切な言動や障害者自身の心を傷つけるものから傷害罪等の犯罪となるものまで幅広く考えられる。児童虐待の防止に関する法律（平成12年法律第82号）においては、虐待とは、①身体的虐待、②性的虐待、③ネグレクト、④心理的虐待とされており、施設における障害者（児）虐待もこれに準じるものと考えられる。これら以外にも、障害者（児）の所持する年金等の流用など財産の不当な処分も虐待に当たると考えられるものである。

○その後成立した「高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年11月9日法律第124号、以下「高齢者虐待防止法」という）では高齢者虐待を次のように定義しています。

- i 身体的虐待：高齢者の身体に外傷が生じ又は生じるおそれのある暴力を加えること。
- ii 介護・世話の放棄・放任：高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること。
- iii 心理的虐待：高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- iv 性的虐待：高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること
- v 経済的虐待：養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

○現在、障害者の虐待防止・養護者等支援に向けた法律が整備されていますが、虐待の類型はおおむね高齢者虐待の定義に準じることが想定されている\*ことから、**本調査においても、虐待の類型は上記i～vに示した5類型とします。**なお、地域で生活する障害者の場合、就労の場における虐待も視野に入れる必要性があり、法整備に向けては、虐待者として使用者が加えられています。

\*先の第171通常国会に提出された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律案」（与党自民党案（当時））、「障がい者虐待の防止、障がい者の介護者に対する支援等に関する法律」（野党案（当時））においても、虐待の定義としては、おおむね高齢者の虐待類型に応じた内容が示されています。

○なお、上記法案では与野党ともに、「家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所等の障害者には施設等の種類に応じ、この法律、児童福祉法または高齢者虐待防止法を、家庭の障害高齢者にはこの法律及び高齢者虐待防止法をそれぞれ適用」としていますが、本調査研究の事案整理にあたっては、**年齢をわけることなく、すべての年齢の障害児・者を対象に考えます。**

○さらに、本調査研究では、**障害者虐待を、「障害者への虐待」とともに「障害者による虐待」も含めて捉え、事案の収集整理を行うこととします。**アンケート調査に先立って実施したヒアリング調査では、その障害特性から暴力や暴言の行動に出してしまう（そのように受け取られてしまう）例も語られており、「虐待」という言葉が適切かどうかははとなく、権利を擁護するために、何らかの積極的介入が必要な場合も想定されるのではないかと考えたからです。

## (2) 「虐待が疑われる」事案の考え方

○障害者自立支援法第二条第3項並びに同法・第七十七条では、「障害者等に対する虐待の防止」という例示をしながら、市町村及び相談支援事業者、都道府県の責務として、障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行うことを位置づけています。

○このことは、仮にその事例が法（案）で示す虐待かどうか判別しづらい場合でも、障害者の権利が侵害されていたり、生命や健康、生活が損なわれるような事態が予測されるなどの場合には、必要な援助を行っていく必要があることを示しており、本調査研究では、そうした広い意味での権利侵害の事例を「虐待が疑われる事案」と位置づけ、高齢者虐待防止法の運用にあたっては、こうした事案を「高齢者虐待に準じる例」として虐待防止法に基づく対応を行っている自治体も多く、障害者の権利を擁護していく上でも重要と思われれます。

○「虐待が疑われる」の範囲の考え方は、相談支援に携わる方あるいは当該地域の実践により様々です。ここでは、特に規定をしませんので、日頃の相談支援のなかで貴事業所・センターの方々が「虐待が疑われる」と思われた事案についてご紹介ください。

○虐待者等としては、家族・親族・同居人、使用者、福祉・医療サービス提供者、施設従事者、教育関係者、地域住民、ご本人（セルフネグレクト等）等さまざまな方が想定されます。

\*なお、本調査では、障害者自立支援法に準拠し「障害児・障害者」と記載しています。

## 虐待（が疑われる）事案記入シート

\*問5、問6であげた、虐待事案、虐待が疑われる事案すべてについて、添付シートに事案の概要をお答えください。（おわかりになる範囲で結構です。）

\*なお、添付シートは、5事案分となっております。用紙が不足する場合は、大変お手数ですが、コピーのうえ、後ろに添付してご返送ください。

\*各事案の①～⑨それぞれについて、あてはまるものに○をつけ、口内に具体的内容をご記入ください。

- ①虐待の類型（複数回答あり）
- ②被虐待者の障害種別（手帳の等級）（複数回答あり）
- ③被虐待者の年齢
- ④虐待者の属性（障害の有無と障害種別）（複数回答あり）
- ⑤相談経路（複数回答あり）
- ⑥対応の必要性についての判断や方針決定にかかわった機関（複数回答あり）
- ⑦虐待の背景・要因と思われること（複数回答あり＋自由記載）
- ⑧支援の内容と貴事業所・センターの役割、連携・協働した機関の役割（自由記載）
- ⑨虐待事案としての終結の有無、再発の有無

## 事案

## ①虐待の類型：

1. 身体的虐待
2. 介護・世話の放棄・放任
3. 心理的虐待
4. 性的虐待
5. 経済的虐待

## ②被虐待者の障害種別：

1. 身体障害
2. 知的障害
3. 精神障害
4. 手帳なし

## 手帳の等級

1. 18歳未満
2. 18～40歳未満
3. 40～64歳
4. 65歳以上

## ③被虐待者の属性：

1. 本人
2. 親
3. 配偶者
4. 子ども
5. きょうだい
6. その他親族
7. 知人友人等の第三者
8. 地域住民
9. 民生委員
10. 障害児・者の親の会
11. 当事者の会
12. 社会福祉協議会
13. 相談機関（相談支援事業所、障害者就業・生活支援センター）
14. 相談機関（相談支援センター
15. 行政の相談機関（児童相談所・更生相談所・女性相談等）
16. 行政障害福祉担当
17. 行政（障害福祉以外）
18. 消費者センター
19. 権利擁護センター等権利擁護機関
20. 障害福祉サービス事業所・施設
21. 保育機関
22. 教育機関
23. 医療機関
24. 企業・職場（使用者）
25. 企業・職場（同僚等）
26. 警察・消防
27. 弁護士等の司法関係者
28. その他（ ）

## ④-1. 虐待者の障害の有無と障害種別（手帳の等級）：

1. 障害はない
2. 身体障害
3. 知的障害
4. 精神障害
5. その他（ ）

## ⑤相談経路：

1. 被虐待者本人
2. 被虐待者の家族・親族
3. 被虐待者の知人友人
4. 虐待者本人
5. 虐待者の家族・親族
6. 虐待者の知人友人
7. 地域住民
8. 民生委員
9. 障害児・者の親の会
10. 当事者の会
11. 社会福祉協議会
12. 他の相談支援事業所
13. 障害者就業・生活支援センター
14. 地域包括支援センター
15. 行政の相談機関（児童相談所・更生相談所・女性相談等）
16. 行政障害福祉担当
17. 行政（障害福祉以外）
18. 消費者センター
19. 権利擁護センター等権利擁護機関
20. 障害福祉サービス事業所・施設
21. 保育機関
22. 教育機関
23. 医療機関
24. 企業・職場（使用者）
25. 企業・職場（同僚等）
26. 警察・消防
27. 弁護士等の司法関係者
28. その他（ ）

## ⑥対応の必要性についての判断・方針決定にかかわった機関：

1. 当該事業所・センター
2. 行政
3. 行政の相談機関\*
4. 地域自立支援協議会
5. 労働基準監督署
6. 権利擁護機関・センター
7. 警察・消防
8. 医療機関
9. 弁護士等司法関係者・機関
10. その他（ ）

\*児童相談所・更生相談所・女性相談等をさします

⑦虐待の背景・要因と思われること： \* ( ) のなかにも○をつけてください。

1. 家族や世帯の状況  
(→a. 経済的困窮    b. 生活環境の劣化    c. 地域からの孤立・疎遠 )
2. 虐待者の側の障害(が疑われる)  
(→a. 養育能力の問題が障害か判別がつかない    b. 障害や病状の悪化による判断力等の低下)
3. 障害に対する理解不足等  
(a. 障害特性の理解不足    b. 差別や偏見)
4. 被虐待者の状態  
(→a. 被害を受けている自覚がない(荷担する)    b. SOSのサインが出せない)
5. 情報や相談の不足・拒否  
(→a. 必要な情報が届いていない    b. 相談する人がいない    c. 相談を受けることを拒む)
6. サービス資源や制度の不足等  
(→a 必要なサービスが不足    b. 利用できる制度がない    c. 利用の手続きが複雑 )
7. 予防・発見対応体制の未整備  
(a. 早期発見の仕組みがない    b. 関係機関の対応や連携がとれていない    c. 法的根拠がなく  
行政等公的機関の対応が消極的)

その他具体的に：

⑧支援の内容と貴事業所・センターの役割、連携・協働した機関とその役割：

\* 虐待者との分離、被虐待者の緊急保護、医療受診、在宅福祉サービス利用(手続き)支援、生活保護利用支援、すまいの確保・あつせん支援、日常生活自立支援事業利用支援、成年後見制度利用支援、入所サービスの利用支援等、支援の内容とそれぞれ対応機関等についてお書きください。

⑨虐待事業としての終結の有無、再発の有無：

1. 虐待対応として終結していない
2. 虐待対応としては終結したが、ケースとしては継続支援中
3. 虐待対応としてもケースとしても終結した

付問 虐待の再発の有無：

1. 再発はみられない
2. 再発がみられる
3. わからない

## 委員会の実施状況

### ○第1回調査研究委員会

開催日：2009年7月5日

- ・研究の方針について
- ・事業の進め方と調査方針について

### ○第2回調査研究委員会

開催日：2009年8月2日

- ・調査の実施について

### ○第3回調査研究委員会

開催日：2009年8月23日

- ・ヒアリング調査（個別事例調査）の実施について
- ・アンケート調査（大規模調査）の実施について

### ○第4回調査研究委員会

開催日：2009年9月27日

- ・ヒアリング調査の調査項目、スケジュール、担当の最終確認
- ・アンケート調査の調査項目、スケジュールの検討

### ○第5回調査研究委員会

開催日：2009年11月15日

- ・ヒアリング調査の中間結果報告
- ・アンケート調査の調査項目、スケジュールの最終確認

### ○第6回調査研究委員会

開催日：2009年12月26日

- ・ヒアリング調査の結果報告
- ・アンケート調査の中間結果報告
- ・支援モデル、研修プログラム案の作成について
- ・報告書の構成について

○第7回調査研究委員会

開催日：2010年1月24日

- ・アンケート調査の結果報告
- ・支援モデル、研修プログラム案の作成について
- ・報告書の内容、構成、役割分担について

○第8回調査研究委員会

開催日：2010年2月25日

- ・報告書の内容、構成、役割分担について
- ・執筆スケジュールについて

○第9回調査研究委員会

開催日：2010年3月27日

- ・報告書案の最終確認

\*全9回実施

障害者の権利擁護及び虐待防止に向けた相談支援等のあり方に関する調査研究事業  
調査研究委員会  
委員名簿

(五十音順、敬称略)

(◎：委員長、○：副委員長)

- 上釜 光輝 (社会福祉法人 大川市福祉会木の香園)  
菊地 和則 (東京都健康長寿医療センター研究所)  
菊本 圭一 (障害者支援施設 ハートポートセンターともいき)  
小林 彰 (社会福祉法人 かりがね福祉会)  
島村 聡 (那覇市役所)  
○鈴木 敏彦 (和泉短期大学)  
鈴木 智敦 (名古屋市総合リハビリテーションセンター)  
鈴木 ひとみ (指定相談支援事業所 サポートセンターあずさ)  
高山 直樹 (東洋大学)  
竹之内 章代 (東海大学)  
◎西島 善久 (高齢者ケアセンター向日葵)  
福富 昌城 (花園大学)  
松坂 優 (特定非営利活動法人 わーかーびいー)

オブザーバー

- 高原 伸幸 (厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課)

調査機関

財団法人 日本総合研究所

日本社会福祉士会事務局

牧野 一義

阿南 晃伸

障害者の権利擁護及び虐待防止に向けた相談支援等のあり方に関する調査研究事業  
報告書執筆者

(五十音順、敬称略)

鈴木 敏彦 (和泉短期大学)・・・第1章、第3章6節(7)、第5章  
高山 直樹 (東洋大学)・・・第4章1節  
福富 昌城 (花園大学)・・・第4章2節  
社団法人日本社会福祉士会・・・第2章、第3章

---

## 平成 21 年度障害者保健福祉推進事業

障害者の権利擁護及び虐待防止に向けた相談支援等のあり方に関する調査研究事業  
報告書

平成 22 年 3 月

社団法人日本社会福祉士会

〒160-0004 東京都新宿区四谷 1-13 カタオカビル 2 階

TEL 03-3355-6541 FAX 03-3355-6543

E-mail [info@jacsw.or.jp](mailto:info@jacsw.or.jp)

---





**社団法人 日本社会福祉士会**

〒160-0004 東京都新宿区四谷1-13 カタオカビル2F

TEL 03-3355-6541 FAX 03-3355-6543

<http://www.jacsw.or.jp/>